小学校・中学校

教育課程編成要領

平成２１年１月

沖 縄 県 教 育 委 員 会

まえがき

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ,「生きる力」をはぐくむという教育の理念を継承し，その具体的手立てを確立する観点から新学習指導要領が平成 20 年 3 月に告示されました。

国においては，改訂の趣旨の周知・理解を図るために，教育課程の説明会を全国三カ所で開催し，更に中央教育審議会の「審議のまとめ」のパンフレットや学習指導要領を全教職員に,改訂の趣旨を分かりやすくまとめたパンフレットを全保護者向けに配布しました。

これを受けて，沖縄県教育委員会としましては，新学習指導要領の趣旨，内容の周知，共通理解を図るために，県下の市町村教育委員会及び教育事務所の指導主事等を対象に地方説明会を開催するとともに，各教育事務所単位で教諭等を対象にした地区説明会を実施しました。

今回，小学校においては平成 23 年度から，中学校においては平成 24 年度からの完全実施に向けて，各学校の教育課程の編成・実施の参考資料として「小学校・中学校教育課程編成要領」を作成しました。作成に当たっては，小学校・中学校新学習指導要領及び小学校・中学校新学習指導要領解説（各教科編）を踏まえるとともに，本県の「教育振興基本計画」『学校教育における指導の努力点』，学力向上主要施策『夢・にぬふぁ星プランⅡ』（補完版「確かな学力の向上」支援プラン）」等との整合性を図りました。

また，小学校，中学校の教育課程の系統性・関連性を考慮して，小学校・中学校合冊とし，各教科等の内容については，教育課程編成の基本方針，編成上の配慮事項，授業の改善・充実等に資するための実施上の配慮事項，指導事項，指導計画の立て方等について基本的な考え方を示すとともに，留意事項をＱ＆Ａの形式で具体的に示しました。移行措置の対応については，移行期間中の内容の一部を先行実施する算数・数学及び理科に関しては，指導内容に漏れが生じないように具体的に示してあります。なお，総則，道徳，総合的な学習の時間，特別活動については，平成 21 年度から実施することになっており，新しい学習指導要領に基づいた実施が必要です。

各学校においては，校長を中心として全教職員が改訂の趣旨や基本的なねらいを十分に理解するとともに，本書が各学校の教師に広く利用され，創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成・実施並びに，授業改善のために御活用いただければ幸いです。

平成 21 年 1 月

沖縄県教育委員会
教育長　仲村　守和

小学校･中学校教育課程編成要領

目 次

新しい学習指導要領の概要

平成２０年度
沖縄県教育庁義務教育課

教育基本法の改正（平成18年12月）
第２条「教育の目標」等を規定
教育は，その目的を実現するため，学問の自由を尊重しつつ，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
学校教育法の改正（平成19年6月）
義務教育の目標を規定
学力の重要な要素の明確化
①基礎的・基本的な知識・技能の習得
②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成
③学習意欲の向上

○基礎・基本を確実に身に付け，いかに社会が変化しようと，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，行動し，よりよく問題を解決する資質や能力などの**「確かな学力」**
○自らを律しつつ，他人とともに協調し，他人を思いやる心や感動する心などの**「豊かな心」**
○たくましく生きるための健康や体力などの**「健やかな体」**
「知識基盤社会」の時代において「生きる力」をはぐくむという理念はますます重要

子どもたちの現状と課題
◆子どもたちの学力と学習状況
①思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題に課題
②読解力で成績分布の分散が拡大
③学習意欲，学習習慣に課題
◆子どもの心と体の状況
①自分への自信の欠如
②自らの将来への不安
③体力の低下　　など

「生きる力」で重視している事項に課題



学習指導要領改訂の基本的な考え方
・教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成
−−−人間として調和のとれた育成−−−
・知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視
−−−知の側面→習得・活用・探究「言語活動を基盤に」−−−
・道徳教育や体育などの充実により，豊かな心や健やかな体を育成
−−−心と体の側面→心と体を一体として捉えた−−−



教育内容の主な改善事項

■言語活動の充実
・言語は知的活動やｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ，感性，情緒の基盤
（最重要事項）
※単に話し合い活動を設ければよいということではない。◎解釈，分析，論述，構想などを充実させる。

■理数教育の充実
・予想や仮説等の検証方法を考察，比較や分類，関連付けといった考えるための技法，帰納的，演繹的な考え方など，考えを深める活動の重視
※算数・数学，理科のみではなく，他教科でも重視

■伝統や文化に関する教育の充実
・国際社会で活躍する日本人の育成を図るため，各教科等において，我が国や郷土の文化や伝統を受け止め，それを継承・発展させるための教育を充実
※教育活動全体

■道徳教育の充実
・道徳の時間が要
・発達の段階を重視（重点化）
・各教科における指導を充実
・校長の方針，道徳教育推進教師
・教材の活用
・体験活動との関連
・授業の公開

■体験活動の充実
・子どもたちは，社会，自然・環境の中での体験活動を通して，自分と向き合い，他者に共感することや社会の一員であることを実感
※特別活動や総合の時間などにおいて工夫

■外国語活動の充実
・積極的にｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを図る態度を育成し，言語・文化に対する理解を深めるため小学校高学年に外国語活動を新設
・中学校において指導語彙数を900から1200に増加

・環境，ものづくり，キャリア教育，食育，安全，家族と家庭，消費に関する学習を充実（学校給食法改正，学校保健法を学校保健安全法に改称）　・情報の活用，情報モラルなどの情報教育を充実，　・障害に応じた指導を工夫・充実（特別支援教育）
・「はどめ規定」の見直し　・発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続（各教科等の系統性も考慮）

小学校の教育課程の枠組み
□現行の９教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間に「外国語活動」を追加
□国語，社会，算数，理科，体育の授業時数を６学年合わせて３５０時間程度増加
□総合的な学習の時間は，教科の知識・技能を活用する学習活動を各教科の中で充実すること等を踏まえ，週１コマ程度縮減
□全体の授業時数としては，第１学年で68単位時間，第２学年で70単位時間，第３〜６学年で各35単位時間増加

中学校の教育課程の枠組み
□現行の９教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間で構成
□教育課程の共通性を重視し，選択教科は，標準授業時数の枠外で開設可
□国語，社会，数学，理科，外国語，保健体育の授業時数を４００時間程度増加（選択教科の履修状況を踏まえると230時間程度の増加）
□総合的な学習の時間は縮減し，３学年合わせて１９０時間
□全体の授業時数としては，各学年で35単位時間増加

総　　則

◇教育課程編成の原則の根拠
○教育基本法第２条
○学校教育法第21条・30条
46条
創意工夫を生かした特色ある教育活動
○相互の連携・協力
→教育基本法13条
○情報を積極的に提供
→学校教育法43条
学力の重要な要素を明記

◇道徳教育に関する追加事項
○道徳の時間が「要」
○伝統や文化，故郷の精神
○小学校：「自己の生き方」
○中学校：「道徳的価値に基づいた自己の生き方」
○小学校：集団宿泊活動
○中学校：職場体験活動
○共通：ボランティア活動など
※基本的な生活習慣，善悪の判断を身に付けさせる

◇体育・健康に関する追加事項
○児童生徒の発達の段階を考慮
○食育の推進安全に関する指導
※食育の教育課程への位置付け。家庭科，特別活動，総合的な学習の時間などの年間指導計画に位置付ける

◇内容等の取扱い確認事項
○「はどめ規定」の見直し
→個に応じた指導の充実

◇授業時数等の取扱い
○授業日の設定
○10分間程度の短い時間に行う学習活動
○時間割の弾力的な運用
○部活動の意義（中）

思考力・判断力・表現力等をはぐくむ学習活動例　授業改善の視点
①体験から感じ取ったことを表現する
※日常生活や体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や歌，絵，身体などを用いて表現する。
②事実を正確に理解し伝達する
※身近な動植物の観察や地域の公共施設等の見学の結果を正確にとらえ，記述・報告する。
③概念・法則・意図などを解釈し，説明したり活用したりする
※需要，供給などの概念で価格の変動をとらえて生産活動や消費活動に生かす。
④情報を分析・評価し，論述する
※学習や生活上の課題について，事柄を比較する，分類する，関連付けるなど考えるための技法を活用し，課題を整理する。
⑤課題について，構想を立て実践し，評価・改善する
※理科の調査研究において，仮説を立てて，観察・実験を行い，その結果を整理し，考察し，まとめ，表現したり改善したりする。
⑥互いの考えを伝え合い，自らの考えや集団の考えを発展させる
※予想や仮説の検証方法を考察する場面で，予想や仮説と検証方法を討論しながら考えを深め合う。
※将来の予想に関する問題などにおいて，問答やディベートの形式を用いて議論を深め，より高次の解決策に至る経験をさせる。

第　1　章

総　　則

総　　則

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　教育課程の意義

教育基本法，学校教育法等の法令，学習指導要領の示すところに従った編成	⇒	校長の責任において全職員で編成	⇔	地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階と特性，保護者等の願いを考慮して編成

教育課程は，教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い，学習指導要領に示された各教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらいを実現するため，地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階と特性を考慮して，教育の内容と授業時数の関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

学校の教育目標の設定，指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となる。

なお，教育課程の編成は，学校教育法第３７条第４項において，「校長は，校務をつかさどり，所属職員を監督する。」と規定されていることから，校長の責任において全職員で編成しなければならない。　　（学習指導要領解説「総則編」小中ｐ9･10）

２　改訂の経緯及び基本方針

○教育の理念としての「生きる力」の育成を重視（継承）
　「知識基盤社会」「人間として調和のとれた育成」
○知識・技能の習得とこれらを活用する能力の育成のバランスを重視
　「学力の三要素」「習得・活用・探究活動の充実」「言語活動の充実」「家庭との連携の充実」
○道徳教育や体育などの充実による，豊かな心と健やかな体の育成を重視
　「発達の段階を重視」「心と体を一体としてとらえた活動の充実」「道徳の時間を『要』として位置付け」「道徳推進教師を中心にした指導体制」「体験活動の充実」「体力の向上」「食育・安全指導の充実」

（学習指導要領解説「総則編」小中ｐ1～4）

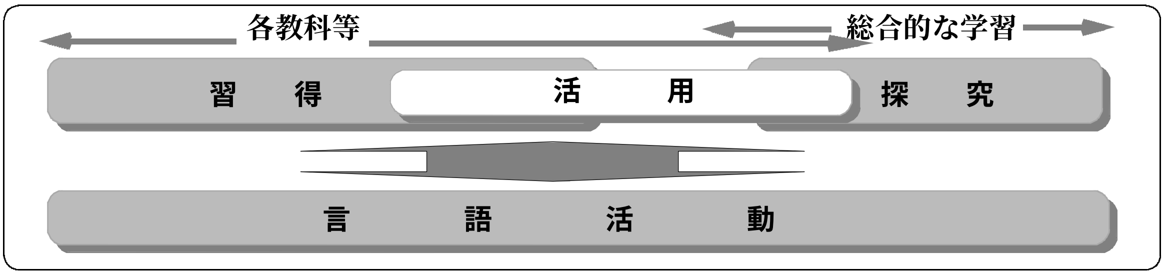
３　改訂の要点

〔共通〕

（1）「生きる力」を育成する重要な要素

児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，基礎的・基本的な知識・技能を確実に「習得」させ，これらを「活用」して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，問題解決的な学習や「探究」的な学習の充実により主体的に学習に取り組む態度を養うことに努める。また，その際，児童生徒の発達の段階を考慮して，児童生徒の言語活動を充実させるとともに，家庭との連携を図りながら，児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮することを重視した。

（学習指導要領解説「総則編」小中p1～6）



（2）「編成」の重視から，「編成」＋「実践」→「目標の達成」の重視へ

「学校においては，･･･適切な教育課程を編成するものとし，これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。このことは，各学校が，教育基本法，学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることを明確にした。　**（学習指導要領解説「総則編」小中p14･15）**

（3）豊かな心の育成のため，道徳の時間を「要」として位置付け，体験活動との関連を重視

道徳教育の重要性に鑑み，第一に，道徳教育は，道徳の時間を要として学校の教育活動全体で推進することを再確認。第二に，道徳教育の目標として，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国や郷土を愛し，公共の精神を尊び，他国を尊重し，環境の保全に貢献することを追加。第三に，小学校に自己の生き方についての考えを深める，中学校に生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることを追加。第四に，道徳性の育成に資する体験活動として，小学校に集団宿泊活動，中学校に職場体験活動を追加した。　**（学習指導要領解説「総則編」小中p4･6，p20～24）**

（4）健やかな体の育成のため，従来の取り組みに「食育」と「安全指導」を追加

体育・健康に関する指導について，食育の推進及び安全に関する指導を追加した。

①食育の推進については，偏った栄養摂取などによる肥満傾向など食に起因する健康課題や食に関する正しい知識と望ましい食習慣などを身に付けさせる。

②安全に関する指導については，身の回りの生活の安全，交通安全，防災に関する指導を重視し，安全に関する情報を正しく判断し，安全のための行動に結びつけるようにする。

（学習指導要領解説「総則編」小中p4･6，小p24～26，中p25～27）

（5）「はどめ規定」の見直し

①児童生徒の実態に応じた指導内容であること。②学習指導要領の各教科等及び各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しないこと。③児童生徒の負担過重にならないこと。を踏まえて実施することができる。なお，目的は「個に応じた指導」の充実であり，学習指導要領に示された内容を指導した上で，児童生徒の実態等を考慮して発展的な学習等を取り入れることになるため，年間指導計画に予め位置付けることはできない。

※発展的な内容等の取扱いについては教科担当等が計画し，実施は校長の判断による。

（学習指導要領解説「総則編」小p27･28，中p28･29）

（6）教育活動の効果性を考慮した授業日の設定及び特定の期間の実施

年間授業週数については，３５週以上（第１学年３４週以上）にわたって行うが，夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，各教科等の授業を特定の期間に行えることを明確にした。**（学習指導要領解説「総則編」小p6･7，p39，中p7，p41･42）**

（7）１０分間程度の短い時間を活用して行う学習活動の授業へのカウント

教科等の通常の単元の指導において，計算や漢字の学習を１０分程度の短い時間を活用して行うことが，より効果的であると判断できる場合は，予め年間指導計画に位置付けて（意図的・計画的な指導であり，評価を伴う）実施し，授業としてカウントすることができる。

なお，中学校においては，当該教科を担当する教師が，その指導内容の決定（プリントなど）や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，他教科の教師（担任等）が監督をしても授業としてカウントできる。しかし，教科の内容を指導することはできない。

あくまでも，指導の充実や効果性を考慮して実施することが目的であり，授業時数の確保を目的とすることではない。（学習指導要領解説「総則編」小p6･7，p40〜42，中p7，p42〜44）

（8）総合的な学習の時間の特別活動への代替

総合的な学習の時間において体験活動を行う場合，特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合に，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に代替できる旨規定した。

なお，特別活動における体験活動をもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではなく，総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものではない。　　　（学習指導要領解説「総則編」小p6･7，p44･45，中p7，p46〜48）

※代替が認められるようになった背景

これまでの扱いでは，総合的な学習の時間で学校行事と同様の成果が期待できる取組〔遠足（旅行）・集団宿泊的行事に相当する校外における実地調査などの活動〕を実施した場合でも，再度，同様の行事を重複して実施する必要があった。そのようなことを解消し，より充実した授業時数の管理・運用のために今回の代替を認めることとした。

〔小学校〕

（1）授業時数の増加

標準授業時数を，第１学年に当たっては年間６８単位時間，第２学年に当たっては７０単位時間，第３学年から第６学年に当たっては３５単位時間増加する。

（学習指導要領解説「総則編」小p4･5，36〜38）

（2）外国語活動の新設

外国語を通じて，児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し，言語・文化に対する理解を深めるために，第５学年及び第６学年に外国語活動を新設した。

（学習指導要領解説「総則編」小p4〜6）

小学校

区分		第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	第５学年	第６学年
各教科の授業時数	国語	306(+34)	315(+35)	245(+10)	245(+10)	175(−5)	175
	社会			70	90(+5)	100(+10)	105(+5)
	算数	136(+22)	175(+20)	175(+25)	175(+25)	175(+25)	175(+25)
	理科			90(20)	105(15)	105(10)	105(10)
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	50
	体育	102(+12)	105(+15)	105(+15)	105(+15)	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70(−35)	70(−35)	70(−40)	70(−40)
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850(+68)	910(+70)	945(+35)	980(+35)	980(+35)	980(+35)

〔中学校〕

（１）授業時数の増加

標準授業時数を，第１学年から第３学年を通じ年間３５単位時間増加する。

（学習指導要領解説「総則編」中p4･5，p38～40）

（２）選択教科の取扱い

選択教科を,学校教育法施行規則第７３条等で規定する標準授業時数の枠外で開設し得る。

（学習指導要領解説「総則編」中p4･5，p35～37）

中学校

区　　　分		第１学年	第２学年	第３学年
各教科の授業時数	国　語	140(±0)	140(+35)	105(±0)
	社　会	105(±0)	105(±0)	140(+55)
	数　学	140(+35)	105(±0)	140(+5)
	理　科	105(±0)	140(+35)	140(+60)
	音　楽	45(±0)	35(±0)	35(±0)
	美　術	45(±0)	35(±0)	35(±0)
	保健体育	105(+15)	105(+15)	105(+15)
	技術家庭	70(±0)	70(±0)	35(±0)
	外国語	140(+35)	140(+35)	140(+35)
道徳の授業時数		35(±0)	35(±0)	35(±0)
総合的な学習の時間の授業時数		50(-20～ -50)	70(0～ -35)	70(0～ -60)
特別活動の授業時数		35(±0)	35(±0)	35(±0)
総授業時数		1015(+35)	1015(+35)	1015(+35)

４　編成の実際

〔共通〕

１．特に，平成２１年度から先行実施される総則，道徳，総合的な学習の時間，特別活動については，各々のこれまでの実践について，本年度以降，全職員で「成果」と「課題」を出し合い，明確にすることが前提であり，一つ一つの課題に対する具体的な改善策について共通理解する必要がある。

それを踏まえ，各領域の全体計画や年間指導計画等のどこに（いつ・なにを，どのように）位置付けるか検討し，作成する。

その際，必ずしも，一つの課題に一つの改善策ということにならなかったり，他の領域の取り組みと重複したりすることが考えられるため，学校の経営方針及び教育課程編成の基本方針と各領域との整合性を図る作業が必要になる。

（１）特色ある教育活動の展開

教育課程の編成に当たっては，諸法令及び学習指導要領の趣旨，目標，内容等を踏まえるとともに,「学校教育における指導の努力点」と学校を取り巻く地域社会の実情，各学校及び児童生徒の実態を踏まえ，児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指して編成する。

※地域の実態：都市，農村，山村，漁村など，地域の生活条件や環境及び産業，経済，文化など。

※学校の実態：学校規模，教職員の状況，施設設備の状況など。

※児童生徒の実態：心身の発達の段階や特性（能力，適性，興味・関心，性格）など。

（学習指導要領解説「総則編」小中p14～20）

（２）授業の横断的・効果的な展開

各教科等の年間指導計画の作成に当たっては，日々の授業が横断的（系統的）・効果的に

実施できるように，各教科，道徳，学級活動，総合的な学習の時間の指導内容や学校行事，地域行事等を一覧できる関連表を作成した上で，相互の関連を考慮して編成する。

※各教科及び道徳の時間等のクロスや体験活動等を授業に取り入れる工夫など

（学習指導要領解説「総則編」小中p19･20，23･24，小p71～73，中p73～75）

（３）学校評価の検証・分析及びその活用

教育課程の編成に当たっては，通常の教育活動の評価や定期的に実施される学校評価（自己評価・学校関係者評価）の結果について，成果と課題を検証・分析し，必要な改善策を踏まえて編成する。 **（学習指導要領解説「総則編」小p78～81，中p80～83）**

5　編成の手順

〔共通〕

（１）教育課程編成に対する学校の基本方針を明確にする。
（２）教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。
（３）教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
（４）学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
（５）教育課程を編成する。 **（学習指導要領解説「総則編」小p74～81，中p76～83）**

II　実施上の配慮事項

〔共通〕

（１）週時程の工夫

授業時数の確保にあたっては，各学校において，教師が教材研究，指導の打ち合わせ，地域との連携調整等に充てる時間を確保できるよう，週時程を工夫する。

（学習指導要領解説「総則編」小p36～38，中p38～40）

（２）授業時数の管理，点検・評価

実施に当たっては，計画した指導時間を確保するよう，週や月，学期，学年ごと等に授業時数の実績の管理や状況の把握を行うなど，その状況等について点検及び評価を行い，改善に努める。

※週案等の意義を踏まえた，教育課程の適正な実施に努める。

※教育課程実施状況調査から，本県においては，各教科等の授業時数は各学校で概ね確保されているが, 現状としては, 他の教科等の授業や行事等の代替による確保も見受けられる。実施の際は，指導内容の充実・効果性を第一に，授業時数を確保することに努める。

（学習指導要領解説「総則編」小p36～38，中p38～40）

（３）時数増に伴う指導の工夫

児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるため，繰り返し学習などスパイラルによる指導及びこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくむ学習など，考えることの楽しさを味わわせる指導を充実させる。

①その充実のために，授業（本時）と授業（次時）をつなぐ宿題の与え方等の工夫を図る。

（学習指導要領解説「総則編」小中19･20，52～55，小p61～63，中p61～64）

（４）言語活動の充実

児童生徒の思考力，判断力，表現力等をはぐくむ観点から，言語に関する能力の育成を図る上で必要な「言語活動」を各教科・領域で充実させる。

①記録，説明，論述，討論といった学習活動を充実させるため，ｱ)理解したことを解釈，ｲ)自分の意見を論理的（根拠等に基づき）に表現，ｳ)表現法（構造，形式等）の工夫，ｴ)図やグラフ等の活用などを重視した指導を充実させる。

（学習指導要領解説「総則編」小p52〜55，中p52〜55）

（５）言語環境の整備

教師は正しい言語で話し，黒板などに正確で丁寧な文字を書いたり，教師と児童生徒，児童生徒相互の話し言葉が適切に行われるようにするなど，学校全体における言語環境の整備に努める。（学習指導要領解説「総則編」小p52〜55，中p52〜55）

（６）問題解決的な学習の充実

予想を立てたり，実際に確かめたり，比較・分類したり，考察したりするなどの問題解決的な学習を充実させるとともに，見通しを立てたり，表現したり，活動を振り返ったりすることにより，考えを深める学習活動を各教科・領域で充実させる。

（学習指導要領解説「総則編」小p58･59，中p61･62）

（７）体験的な学習及び体験活動の充実

実際に体験したことや同じような体験をしたことと関連付けると，学習への関心や意欲が高まること，また，他者，社会，自然・環境の中での体験活動は，自分と向き合い，他者に共感することや社会の一員であることを実感することから，見学，調査，観察，実験などの体験的な学習を各教科等で取り入れるとともに，自然体験活動，ボランティア活動，職場体験活動などの体験活動を各領域で取り入れる。

（学習指導要領解説「総則編」小p55〜57，中p56･57）

（８）児童生徒一人一人の実態に応じた指導と評価の充実

児童生徒の実態を様々な方法で把握し，それに基づいた効果的な実践を展開する。

（学習指導要領解説「総則編」小p70･71，中p71･72）

（９）特別の支援を要する児童生徒の指導の充実

児童生徒個々の発達の段階（障害の状態や特性など）を的確に把握し，授業や学校生活での目標，具体的な学習内容・方法など，きめ細かな指導を行うための「個別の指導計画」を作成する。また，関係者の一貫した教育的支援を行うために，特別支援学校などの援助を受けて「個別の教育支援計画」を策定する。

（学習指導要領解説「総則編」小p63〜66，中p65〜67）

（10）教育活動全体で推進する道徳教育の充実

道徳教育は，教育活動全体を通じて行うものであり，各教科・領域においても，道徳的な心情や判断力，実践意欲や態度を養うため，それぞれの特質に応じて道徳性の育成にかかる事項を明確にし，指導を適時適切に行う。（学習指導要領解説「総則編」小中p1〜6，p20〜24）

（11）キャリア教育の充実

児童生徒の自立心や自律性をはぐくむため，学級活動において現在及び将来の生き方を考えさせたり，総合的な学習の時間において横断的・総合的な課題や興味・関心に基づく課題等について，問題解決や探究活動に主体的・創造的に取り組み自らの生き方に目を向けさせたりするなど，各教科・領域で課題選択や自己の生き方を考える機会を充実させる。

（学習指導要領解説「総則編」小中p59〜61）

（12）伝統や文化についての指導の充実

住んでいる地域，本県，他県及び外国の伝統や文化について取り上げることで，ものの見方や考え方に共通点があることや違う点があることに気付かせ，それらに共感したり，認めたりする態度を培う学習活動を各教科・領域で充実させる。

（学習指導要領解説「総則編」小中p3･4，p20～22）

（13）学級経営の充実

学級は，学習活動の充実や生徒指導を着実に進める上での基盤であることから，学級担任と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を築くとともに，児童生徒一人一人が存在感を実感でき，安心できる学級経営に努める。

（学習指導要領解説「総則編」小中p57～66）

〔中学校〕

（１）部活動の意義と留意点

①学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養，好ましい人間関係の形成。②自らの興味・関心等を深く追究する機会。③スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力，連携などの運営上の工夫を図るとともに，休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

（学習指導要領解説「総則編」中p72･73）

III　移行期間中の対応

〔共通〕

（１）平成２１年度から完全実施

総則，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動については，新学習指導要領による。

※全体計画，年間指導計画等の作成が必要

（２）追加及び省略した内容への配慮

小学校特例告示（学習指導要領p119～）と中学校特例告示（学習指導要領p125～）により各学年に追加又は省略することとした内容について十分配慮した指導計画を作成する。

特に，移行期間中に追加して指導すべき内容については適切な指導が行われるよう十分配慮する。

※特に，算数・数学，理科に関しては細心の配慮が必要。国語，社会，音楽等に関しても配慮すること。本冊子の各教科の移行措置を参照。

※移行期間中は，追加又は省略することとした内容を年間指導計画に朱書きする。

（３）現行の学習指導要領で実施

移行期間中に新学習指導要領によることができるとされている生活，図画工作・美術，家庭・技術・家庭，体育・保健体育及び外国語に関しては，現行の学習指導要領に基づいて実施する。

※授業の改善・充実を図る観点から，本冊子の第２章各教科等の指導計画，Ⅱ実施上の配慮事項を参照すること。

（４）１０分間程度の短い時間を活用して行う学習活動

「３ 改訂の要点〔共通〕（７）」に準じて実施することで授業へのカウントは可能である。ただし，週時程については（コマ数），平成２１年度は，小学校第１学年（２４），第２学

年（２５），第３学年（２７），第４学年～中学校第３学年（２８）を位置付ける。
※小学校においては，平成２１年度は，クラブのある週は２９コマになる。
※平成２２年度以降の対応については，平成２１年度の成果等を確認した上で示す。

〔小学校〕

（１）移行期間中の授業時数増

小学校の総授業時数は，第１学年で３４単位時間，第２学年から第６学年までの各学年においてはそれぞれ３５単位時間増加させること。
※全学年の算数，理科，第１学年及び第２学年の体育。

（２）外国語活動の教育課程への位置付け

小学校第５・６学年の外国語活動を教育課程に位置付け，所要の時間を各学校の実態に応じて確保する。（平成21年度：20～35時間，平成22年度：25～35時間）する。

（３）総合的な学習の時間の時数

総合的な学習の時間の授業時数を第３学年においては１０単位時間，第４学年においては５単位時間縮減する。学習活動の充実のため，総合的な学習の時間の趣旨に基づいた探究活動を計画的に実施する。
※第３学年及び第４学年で外国語活動を実施する場合は，総合的な学習の時間の趣旨を踏まえて，国際理解活動において，探究活動の一環として取り扱うことができる。

〔中学校〕

（１）授業時数の増減への対応

完全実施の平成２４年度までの３年間に，各教科等の標準授業時数に増減があることに配慮する。
※数学，理科，選択教科，総合的な学習の時間。

（２）社会科への対応

第３学年の社会科の標準授業時数が増加（８５時間から１４０時間に）することに伴い，授業時数を各分野に適切に配当する必要がある。
※平成２２年度から，第１学年は地理と歴史で１０５時間，第２学年は地理と歴史で１０５時間，第３学年で歴史と公民で１４０時間取り扱う。なお，各分野の配当時間は，地理が１２０時間，歴史が１３０時間，公民が１００時間。

		平成２１年度入学	平成２２年度入学	平成２３年度入学
移行期	平成２１年度	１年　１０５時間 地理・歴史		
	平成２２年度	２年　１０５時間 地理・歴史	１年　１０５時間 地理・歴史	
	平成２３年度	３年　８５時間 公民	２年　１０５時間 地理・歴史	１年　１０５時間 地理・歴史
実施	平成２４年度		３年　１４０時間 歴史・公民	２年　１０５時間 地理・歴史
	平成２５年度			３年　１４０時間 歴史・公民
	３年間の分野別配当時間数	地理・歴史・公民 105・105・85	地理・歴史・公民 120・130・100	地理・歴史・公民 120・130・100

平成２０～２４年度　新教育課程への対応

	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
小学校	○新学習指導要領読み合わせ ○地区説明会参加 ○道徳，総合的な学習の時間，特別活動，外国語活動の全体計画・年間指導計画作成 ○その他の各教科等の指導計画については，朱書きで対応	**○各学年で週当たり１時間増** ○総則，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動は，先行実施 ○社会「47都道府県」 「県内の特色ある地域の人々のくらし」「国土の位置」「世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置，我が国の位置と領土」 ○算数「台形の面積」など先行実施 ○理科「人の体のつくり」など先行実施 ○音楽「共通歌唱教材」先行実施 ○体育「時数増」への対応 ○外国語活動 ※５・６年実施（20～35実施） ※３・４年「総合の探究活動で実施可」 ○道徳，総合的な学習の時間，特別活動，外国語活動の全体計画・年間指導計画の見直し **○各教科の年間指導計画作成**	○国語「ローマ字」 → ○算数，理科の移行期間中（H21･22）の追加内容については，追加が多いため割愛（第２章で確認） ○外国語活動 ※（25～35実施） **○各教科等の年間指導計画完成**	**全面実施** **○各教科等の年間指導計画活用**	→
	○「心のノート」,「英語ノート」受領	○「心のノート」「英語ノート」活用・受領	→		
	○教科書検定基準見直し，編集 ○「算数・理科」の補助教材受領	○教科書検定 ○「算数・理科」の補助教材活用・受領	○教科書採択供給 →	○教科書使用開始	
中学校	○新学習指導要領読み合わせ ○地区説明会参加 ○道徳，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画・年間指導計画作成 ○その他の各教科等の指導計画については，朱書きで対応	○総則，道徳，総合的な学習の時間，特別活動，先行実施 ○数学「二次方程式」など先行実施 ○理科「イオン，遺伝の規則」など先行実施 ○音楽「共通歌唱教材」先行実施 ○選択教科「時数及び指導内容」への対応 ○道徳，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画・年間指導計画の見直し	○社会「各分野の時数への対応」 ※前ページ参照 ○算数，理科の移行期間中（H21･22）の追加内容については，追加事項が多いため割愛（第２章で確認） →	○国語「音声」 ○社会「地理分野への対応」 → **○各教科の年間指導計画完成**	**全面実施** ○各教科等の年間指導計画活用
	○「心のノート」の受領	○「心のノート」「数学・理科」の補助教材活用・受領	→	→	
	○教科書検定基準見直し	○教科書編集 ○「数学・理科」の補助教材活用・受領	○教科書検定 →	○教科書採択供給 →	○教科書使用開始
市町村教委	○新学習指導要領の周知 ○道徳，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画作成支援	○新教育課程編成への支援 ○各種主任等研修会の実施 ○道徳，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画作成支援・把握・点検	○新教育課程編成への支援・点検 ○各種主任等研修会の実施 ○道徳，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画作成支援・把握・点検	○新教育課程編成への支援・点検 ○各種主任等研修会の実施 ○小学校の全教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画確認	○新教育課程編成への支援・点検 ○各種主任等研修会の実施 ○中学校の全教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画確認
教育事務所	○校長研修会等における新学習指導要領に関する研修 ○地区「新教育課程説明会」 ○計画・要請訪問	○新教育課程研修会の開催（校長・教頭・教務研修会等） ○教育課程説明会・研究集会の開催 ○新教育課程編成要領の活用促進 ○道徳，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画作成支援・把握・点検	○教育課程説明会・研究集会の開催 ○新教育課程編成要領の活用促進 ○道徳，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画作成支援・把握・点検	○教育課程説明会・研究集会の開催 ○各種研修会の開催 ○小学校の全教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画確認	○教育課程説明会・研究集会の開催 ○各種研修会の開催 ○中学校の全教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動の全体計画，年間指導計画確認
義務教育課	○新教育課程地方説明会の開催 ○各地区説明会支援 ○教育課程編成要領作成・配布 ○新教育課程実施に伴う非常勤講師派遣計画	○教育課程説明・研究集会（研究員委嘱） ○新教育課程実施状況調査 ○新教育課程学校訪問 ○教育課程編成要領活用促進（見直し） ○新教育課程実施に伴う非常勤講師派遣	○教育課程説明・研究集会（研究員委嘱） ○新教育課程実施状況調査 ○新教育課程学校訪問 ○新教育課程実施に伴う非常勤講師派遣	○教育課程説明・研究集会（研究員委嘱） ○新教育課程実施状況調査 ○新教育課程学校訪問 ○新教育課程実施に伴う非常勤講師派遣	○教育課程研究集会（研究員委嘱） ○新教育課程実施状況調査 ○新教育課程学校訪問

第 2 章　各教科の指導計画

第1節　国　　語

第１節　国　　語

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改訂の要点

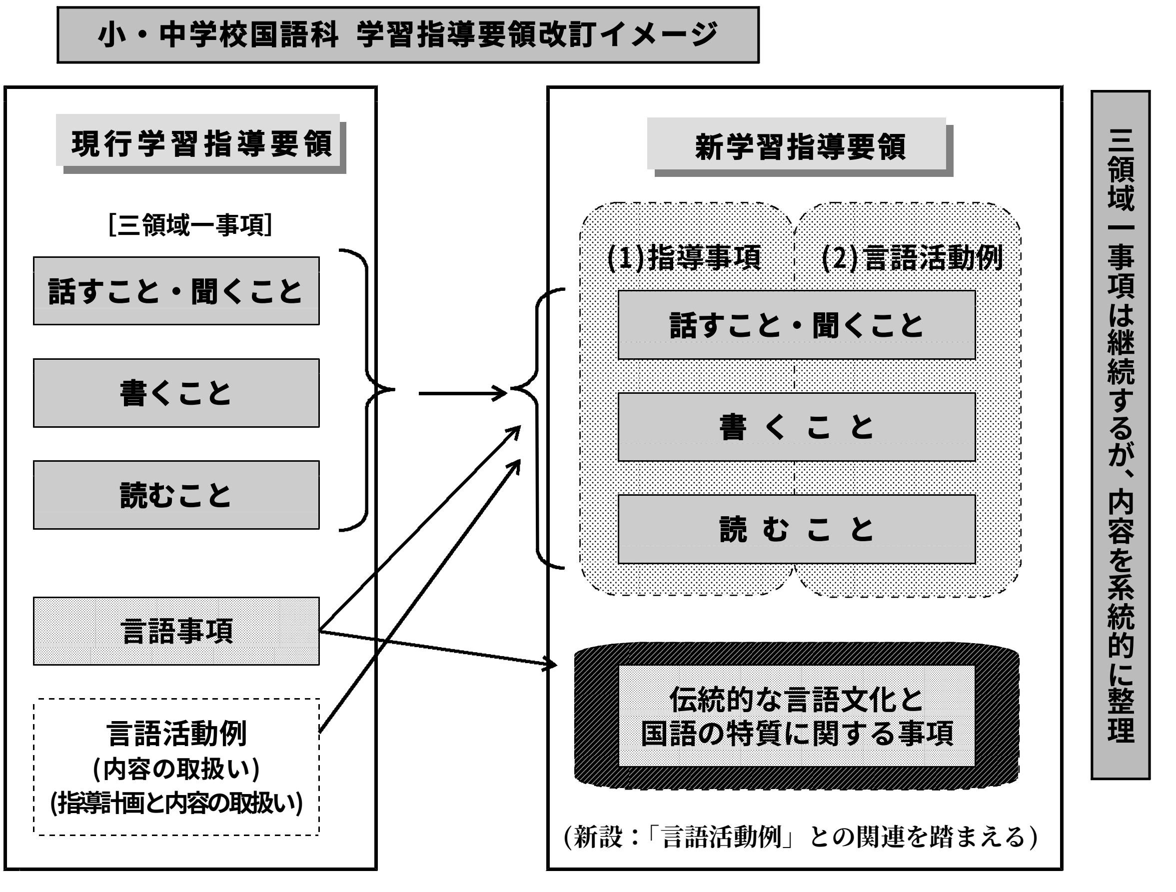
国語科については，小学校，中学校及び高等学校を通じて，言語の教育としての立場を一層重視し，国語に対する関心を深め，国語を尊重する態度を育てるとともに，実生活で生きてはたらき，各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けさせること，我が国の言語文化を享受し，継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図った。

特に，言葉を通して的確に理解し，論理的に思考し表現する能力，互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することや我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視している。

そのため，現行の「話すこと・聞くこと」，「書くこと」及び「読むこと」からなる領域構成は維持しつつ，基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることに資するよう，実生活の様々な場面における言語活動を具体的に示している。

また，〔言語文化と国語の特質に関する事項〕を設け，我が国の言語文化に親しむ態度を育てたり，国語の役割や特質についての理解を深めたり，豊かな言語感覚を養ったりするための内容を示している。

２　改訂のイメージ図



参考：「各教科等の改訂のポイント」(文部科学省)

3　小・中学校ごとの「改訂の要点」

小学校	中学校
日常生活に必要な基礎的な国語の能力を身に付けることができるよう，次のような改善を図った。 (1) 目標及び内容の構成 ① 教科の目標については変更はない。 ② 内容の構成の改善については，「話すこと・聞くこと」，「書くこと」，「読むこと」の３領域と〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に改めた。 ○目標と内容を学年ごとに示した。 ○各領域の内訳は，(1)指導事項(2)言語活動例とし，(2)を通して(1)を指導することを重視した。 (2) 学習過程の明確化 自ら学び，課題を解決していく能力の育成を重視し，学習過程を明確にした。 (3) 言語活動の充実 内容の(2)に日常生活に必要とされる言語活動を具体的に例示した。 (4) 学習の系統性の重視 各領域等を関連付けながら，重点を置くべき内容を明確にし系統化を図った。 (5) 伝統的な言語文化に関する指導の重視 伝統的な言語文化を小学校から取り上げて親しむようにし，我が国の言語文化を継承し，新たな創造へとつないでいけるよう内容を構成した。 (6) 読書活動の充実 目的に応じて本や文章などを選んで読んだり，活用して自分の考えを記述したりすることを重視して，改善を図った。 (7) 文字指導の内容の改善 振り仮名を付けるなど漢字を読む機会を多くし，文や文章の中で使えるようにした。ローマ字の指導については，第４学年から第３学年に移行した。	社会生活に必要な国語の能力の基礎を身に付けることができるよう，次のような改善を図った。 (1) 目標および内容の構成 ① 教科の目標については変更はない。 ② 内容の構成の改善については，「話すこと・聞くこと」，「書くこと」，「読むこと」の３領域と[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]に改めた。 ○目標と内容を学年ごとに示した。 ○各領域の内容は，(1)指導事項(2)言語活動例とし，(2)を通して(1)を指導することを重視した。 (2) 学習過程の明確化 自ら学び，課題を解決していく能力の育成を重視し，学習過程を一層明確にした。 (3) 言語活動の充実 内容の(2)に社会生活に必要とされる言語活動を具体的に例示した。 (4) 学習の系統性の重視 各領域等を関連付けながら，重点を置くべき内容を明確にし系統化を図った。 (5) 伝統的な言語文化に関する指導の重視 伝統的な言語文化に親しみ，我が国の言語文化を継承し，新たな創造へとつないでいけるよう内容を構成した。 (6) 読書活動の充実 目的に応じて本や文章などを選んで読んだり，活用して自分の考えを記述したりすることを重視して改善を図った。 (7) 漢字の指導の内容の改善 「学年別漢字配当表に示されている漢字を書き，文や文章の中で使うこと。」を第２学年に移し，３学年は新しく設定した。 (8) 書写の指導の改善 文字文化に親しみ，社会生活や学習活動に役立つよう内容や指導の在り方の改善を図った。

Ⅱ　実施上の配慮事項

１　内容について

(1)　「話すこと・聞くこと」

		小学校	中学校
配当時間		１・２学年＝35 ３・４学年＝30　　（単位時間程度） ５・６学年＝25	１学年＝15～25 ２学年＝15～25　　（単位時間程度） ３学年＝10～20
指導事項		・話題設定～取材～構成～話す･聞くの流れの途中で補完する活動が入ることに留意する。	・話す･聞く目的を意識し，場面や状況を考えた言語活動とその価値について指導する。
	課題設定や取材	・話すこと，聞くこと，話し合うことの前提になる事項である。 ・「取材」は新設である。	・話すこと，聞くこと，話し合うことの前提になる事項である。 ・１学年は日常生活から（人との交流の中で），２学年及び３学年は社会生活から話題を設定する。 ・３学年では話題･取材･発表が同時期に発揮される場を想定する。
	話すこと	・構成や内容及び言葉遣い（あいさつや前置き，敬語）と音声（[言語事項]から移行）に分けて明記されている。	・話すための準備段階で指導する内容と，実際に話をする段階で指導する内容に分けて明記されている。 ・２学年では,資料や機器等の効果的な活用についても明示されている。
	聞くこと	・聞いて知識を得るだけでなく，自分の考えを高めることを求めている。	・話の内容を聞き取り，自分の考えに生かすような能動的な聞き方を求めている。 ・表現の仕方の評価については多様な観点を学年に応じて示す。
	話し合うこと	・互いの考えを理解し，まとめたり高め合ったりすることや，司会・進行する力を重視する。	・話合いを通じて自他(異なる立場の者)の考えを豊かなものにし合意形成を目指すことについて明示されている。 ・だれと，何について，何のため，話し合っているかなどに応じることが大切である。
言語活動例		・説明，報告は，他教科との関連も考慮し３領域にわたって例示されている。 ・３・４学年では，話す･聞くを一体化した記述に留意「図表や絵，写真など」非連続型テキストも例示されている。 ・１・２学年の「あいさつ」は道徳との関連がある。	・報告，紹介，説明，発表，討論，スピーチは，他教科との関連に留意する。 ・話す･聞くを一体化した記述に留意する。 ・日常生活の中で生きてはたらくように既習事項について様々な機会をとらえて習熟させる。

(2) 「書くこと」

		小学校	中学校
配当時間		1・2学年＝100 3・4学年＝85　（単位時間程度） 5・6学年＝55	1学年＝30～40 2学年＝30～40　（単位時間程度） 3学年＝20～30
指導事項		・日常生活や他教科等における学習活動と関連付け，書くことが役立つ場を設定する。	・相手や目的を意識し，根拠を明確にして書くことを重視している。 ・書く意義と役割を認識させる。
	課題設定や取材	・「取材」に関する事項を新設している。 ・「相手や目的に応じて」は中学年から指導することとしている。 ・「構成に関する指導事項」以降と密接に関わっている。	・書く目的に照らして課題を決める場合，第1学年は日常生活の中からとし，第2学年と第3学年では社会生活からと対象を広げて示している。 ・情報通信等の手段についての指導は各領域等での関連を図っている。 ・第3学年では「文章の形態を選択」し，構成を工夫することと関連づけている。
	構成	・事柄の順序に沿って(1･2 年)，段落相互の関係に注意し(3･4学年)，文章全体の構成の効果(5･6学年)を考えることを示している。	・自分の考えに即して取材したことを生かし整理しながら，構成を考えることについて示している。
	記述	・理由や事例，事実と感想，意見を区別し，まとまりのある文章を記述することを示している。 ・引用の方法も明示している。	・複数の実例や専門的な知見などの根拠を明確にした記述の工夫を図っている。 ・「読むこと」の指導とも関連している。
	推敲	・「課題設定や取材」「構成」「記述」いずれにも関連している。 ・〔国語の特質に関する事項〕における表記や語句に関する事項等の指導を踏まえている。	・伝えようとする事柄等が十分記述されているか検討することを目的としている。 ・〔国語の特質に関する事項〕における表記や語句に関する事項等の指導を踏まえている。
	交流	・新設(全学年)。 ・発表し合うことと意見を述べ合うことが目的となる。 ・相互認識を深め，自他の違い(個性化)を認識することが大切としている。	・文章そのものだけの交流だけでなく，書く過程についても交流し，自分の表現に役立てる指導を重視している。
言語活動例		・詩や物語など創造的な内容について書くこと，説明や報告，紹介や手紙などの日常生活で活用されるものを書くこと，学級新聞に表すことなどを示している。	・物事について感じたことを書く，物事を整理し，考えや意見を書く，事実や思いなどを伝える文章を書く言語活動等を例示している。 ・３学年は授業時数に考慮し２例にとどめている。

(3) 「読むこと」

	小学校	中学校
指導事項 内容1	○音読に関する指導事項 語の意味や内容が伝わるように音読することを示している。 →語のまとまりや言葉の響き，内容の中心や場面の様子，自分の思いや考え ○効果的な読み方に関する指導事項（高） →目的に応じて，本や文章を比べて読むなど ○説明的な文章の解釈に関する指導事項 →時間的な順序・事柄の順序，中心となる語や文・段落相互の関係・事実と意見，要旨・事実と感想，意見 ○文学的な文章の解釈に関する指導事項 →場面の様子，場面の移り変わり，登場人物の相互関係・心情，場面についての描写 ○自分の考えの形成及び交流に関する指導事項 →大事な言葉や文，自分の思いや考え，文章の要点や細かい点，感じ方の違い，自分の考えを広げ深める ○目的に応じた読書に関する指導事項 目的に応じて，本や文章を選んで読むことを示している。 →本や文章，いろいろな本や文章，複数の本や文章・比べて読む	○語句の意味の理解に関する指導事項 語句の意味や用法などに注意して読むことを示している。 →文脈の中の意味，抽象的な概念や心情を表す語句，効果的な使い方 ○文章の解釈に関する指導事項 構成や叙述などに基づいて，文章を解釈することを示している。 →説明的な文章：中心と付加・事実と意見, 文章全体と部分・例示の効果, 文章の論理の展開 →文学的な文章：場面の展開・描写, 描写の効果・言動の意味，場面や登場人物の設定の仕方 ○自分の考えの形成に関する指導事項 第１学年エ，第２学年ウ，第３学年ウは，書かれていることを読んで自分の考えをもつことを示している。 →考えを持つ，考えをまとめる，評価する ○読書と情報活用に関する指導事項 読書を進めたり，情報を得て活用したりすることを示している。 →方法を身につける，多様な方法で適切な情報を得る。必要な情報を読み取る，自分の考えをまとめる，知識を広げ考えを深める
内容2	○「読むこと」の言語活動例 内容(２)は，（１）の指導事項を指導する際の具体的な言語活動を例示している。 →物語や詩，伝記などの創作や，説明などの多様な本や文章を読んで感想を述べたり，考えを表現したりする言語活動例	○「読むこと」の言語活動例 内容(２)は，（１）の指導事項を指導する際の具体的言語活動を例示している。 →文学的な文章を読むことについての言語活動，主として説明的な文章を読むことについての言語活動，目的を持って読書を進めることについての言語活動

(4) 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

	小学校		中学校	
伝統的な言語文化	・昔話や神話・伝承，短歌，俳句，ことわざ，慣用句，故事成語，古文・漢文，古典について解説した文章など伝統的な言語文化としての古典に出合い親しむことを重視している。		・一層古典に親しませることが大きなねらいである。 ・「読むこと」の配慮事項から移行された。 ・３領域に関連している。 （評価は現行［言語事項］の考え方と同様） ・「文語のきまりや訓読の仕方」は音読との関連で明記し，「係り結び」についての記述は削除された。 ・教材は原文のほか現代語訳や解説した文章等も含む。	
言葉の特徴やきまり	言葉の働き特徴	・言葉が果たす多様な働きや特徴を理解させるために新設された。 ・小学校では「気付く」よう指導する。 ・文字や書写の指導と関連させる。 ・５・６学年では「時間の経過」や「世代」による言葉の変化や違いに気付かせる。	言葉遣い	・音声の働きや仕組みについて２学年及び３学年から移行された。 ・場面や相手，時間の経過や世代に応じて言葉が変化することを理解させる。
	表記・語句	・仮名遣いや助詞，送り仮名や句読点（論理的な思考力，構文力に関係），改行について明示された。 ・３・４学年では辞書の利用方法の理解とともに習慣付けがまとめて明示された。	語句・語彙	・語感を磨き語彙を豊かにするため，取り上げる語句等が具体的に明示された。四字熟語等も追加された。
	文章構成	・主語・述語，修飾・被修飾の関係，指示語や接続語の役割など，ほぼ現行どおりである。	単語・文	・単語・文・話や文章についての法則的な事項は，具体的に例示して解説されている。
	言葉遣い	・「敬体の文章」「敬語の使い方」に慣れることは現行どおりである。		・敬語については尊敬語，謙譲語，丁寧語が基本である。
	表現の工夫	・５・６学年において，表現の工夫の学習をまとめて考えられるように新設された。また，比喩や反復などの修辞法が明示された。	表現の技法	・各領域の言語活動において必要な表現の技法について，１学年から意識できるよう指導する。 小学校の指導事項を名称（比喩や反復）と結び付け改めてまとめて指導する。
文字・漢字	文字	・ローマ字の指導を現行の４学年から３学年に移行した。 ・振り仮名を付けるなど漢字を読む機会を充実する。また，文や文章の中で使えるよう漢字の書きの指導を充実する。 ・国語の特質として関連付けて指導する。 ・漢字の構成，仮名・漢字の由来等については，現行どおりである。	漢字	・２学年までに「文や文章で使うこと」とし，３学年で「文や文章の中で使い慣れること」とした。
書写	・「形」「配列」など複数学年での記述は指導内容の違いに留意する。 ・毛筆の指導時間は，30単位時間程度とする。 ・硬筆の指導は全学年で指導することが明記された。		・各教科等や社会生活における言語活動に 役立てることと，文字文化への認識および親しむ態度を育成する。 ・「配列など」には「配置」も含む。 ・硬筆・毛筆両方で書く指導事項が明示された。 ・２学年20，３学年10単位時間程度の配当とする。	

III　指導計画の作成と内容の取扱い

小学校	中学校
○弾力的な指導に関する事項 　前後の学年段階を考慮して弾力的に指導することができるよう指導計画を立てる。 ○関連的な指導と学校図書館などの活用に関する事項 　各学年のそれぞれの領域等で示した内容を相互に密接に関連させながら指導する。学校図書館の利用計画を立て,情報収集のための活用について他教科や学校図書館の読書指導と関連付ける。情報機器を活用する。 ○「A話すこと・聞くこと」に関する事項 　学習した知識・技能を繰り返し用いたり,使いこなす機会を多く持ったりする。 ○「B書くこと」に関する事項 　書く活動の過程で基礎的な能力を取り上げ学年に応じて計画に位置付けて育成する。 ○「C読むこと」に関する事項 　読書意欲を高め，日常生活でも読書活動が活発に行われるよう,読書力を向上させる。 ○生活科や幼稚園教育との関連についての事項 　他教科等との関連，幼稚園教育の言葉に関する内容などとの関連を図る。 ○道徳との関連についての事項 　学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化，国語科の目標と道徳教育との関連を明確に意識し適切な指導を行う。 ○伝統的な言語文化に関する事項，言葉の特徴やきまりに関する事項，文字に関する事項(1) 　ア：必要な場合には特定の事項を取り上げて学習させることに関すること,イ：伝統的な言語文化に関すること,ウ：漢字。 ○書写に関する事項 　硬筆を使用する書写の指導は各学年で行うことを明示している。毛筆を使用する書写の指導は，第3学年以上・毛筆と硬筆とを一体化させた関連的な指導を工夫する。 ○取り上げる教材についての観点 (1) 各領域の能力などを偏りなく養うことをねらいとして，児童の発達段階に即して話題や題材を調和的に選定する。 (2) 選定の観点10項目。 (3) 説明的・文学的な文章などの調和的取扱い。	○各学年の内容の弾力的な指導 　前後の学年段階を考慮して弾力的に指導できるような指導計画を立てる。小学校における指導内容も配慮する。 ○領域等の相互関連と学習活動の組織，学校図書館の機能の活用，情報機器の活用 　各学年の領域等の内容は相互に関連する要素を含む。内容の検討・特質の理解により,相互の関連を図る。学校図書館の計画的な利用や情報機器を活用。 ○「A話すこと・聞くこと」に関する事項 　指導に配当する授業時数について示している。指導の重要性を考えて，指導計画に位置付け確実に実施する。 ○「B書くこと」に関する事項 　指導に配当する授業時数について示している。指導の重要性を考えて，指導計画に位置付け確実に実施する。 ○「C読むこと」に関する事項 　読むことの学習指導の成果が生徒の読書意欲を高め,読書力を養い，日常の読書活動に役立つものになることを重視する。 ○道徳との関連についての事項 　学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化，国語科の目標と道徳教育との関連を明確に意識し適切な指導を行う。 ○〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項関する事項〕の取扱い(1) 　ア：必要な場合には特定の事項を取り上げて学習させること，イ：言葉の特徴やきまりに関することの取扱い。 ○書写に関する事項 　ア：書写のねらい，イ：毛筆の指導が硬筆による書写の能力の基礎を養うこと，ウ：書写の配当時数である。 ○取り上げる教材についての観点 (1) 教科・各学年の目標の実現を目指し各能力や態度を偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとして教材を選定する。 (2) 選定の観点８項目。 (3) 説明的・文学的な文章などの調和的取扱い。 (4) 近代以降の代表的な作家の作品を取りあげること。 (5) 古典の教材。

Ⅳ　移行措置期間について

	小学校	中学校
取扱い	各学校の判断により，全部又は一部について新学習指導要領によることも可能とする。ただし，授業時数は現行のままとする。	
現行学習指導要領による場合	「ローマ字」の指導を平成22年度の第３学年に加える。	「音声の働きや仕組み」の指導を平成23年度の第１学年に加える。

第 2 章

第2節　社　　会

第２節　　社　　　会

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改訂の要点

なぜ変わったのか？

（１）現代社会の状況

勤労観・職業観をはぐくむ観点等から，実生活との関連を重視した教育，グローバル化やITの進展等社会の変化に対応した教育，法や金融，消費者問題，社会保障など現代的諸課題に対した教育等に対応するため，どのように改善すべきか。

＜初等中等教育分科会配付資料H16.11＞

（２）　社会科の課題

・子どもたちの学習状況については，基礎的，基本的な知識，概念が十分身に付いていない。
　（H15教育課程実施状況調査の結果）
・習得した知識，技能を活用することの重要性（中央教育審議会専門部会での指摘）
・諸外国についての基礎的な知識が不足
・グローバル化や規制緩和の進展，司法役割の増大など，社会経済システムの在り方が変化
　→将来の社会を担う子どもたちには，新しいものを創り出し，よりよい社会の形成に向け，主体性をもって社会に積極的に参加し,課題を解決していくことができる力を身につけさせる。

どう変わったのか？

（３）社会科改訂の基本方針

○我が国及び世界の成り立ちや地域構成，今日の社会経済システム，様々な伝統や文化，宗教についての理解を通して，我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ，日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに，持続可能な社会の実現を目指すなど，公共的な事柄に自ら参加していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

＜中央教育審議会答申H20.１＞

（４）改善の方向性

○「社会科，地理歴史科，公民科の現状と課題，改善の方向性」
　小学校，中学校及び高等学校を通じて，社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し，公正に判断する能力と態度を養い，社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。

○社会的事象に関する基礎的・基本的な知識，概念や技能を確実に習得させ，それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から，各学校段階の特質に応じて，習得すべき知識，概念の明確化を図るとともに，各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること，社会的事象の意味，意義を解釈すること，事象の特色や事象間の関連を説明すること，自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。

＜教育課程部会配付資料：H19.10.5＞

（５）改善の具体的事項

○生活科の学習を踏まえ，児童の発達の段階に応じて，地域社会や我が国の国土，歴史などに対する理解と愛情を深め，社会的な見方や考え方を養い，身につけた知識，概念や技能などを活用し，よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善をはかる。

その際，作業的，体験的な学習や問題解決的な学習を一層充実させるとことにより，学習や生活の基盤となる知識・技能を習得させるとともに，それらを活用して観察・調査したり，各種の資料から必要な情報を集めて読み取ったりしたことを的確に記録し，比較・関連付け，総合しながら再構成する学習や考えたことを自分の言葉でまとめ伝え合うことによりお互いの考えを深めていく学習の充実を図る。

＜「中央教育審議会答申」H17.4＞

（６）言語活動の充実

○「言語力の育成において社会科の特質を踏まえた，期待される指導」

・社会科，地理歴史科等では，身近な地域の観察・調査などを行う学習において，的確に記述し解釈を加えて報告すること，法則性や概念を基に事象を説明すること，価値判断や未来予測，また，未来がどうあるべきかという議論が必要な場面を設けて各自の解釈・判断を論述したりすることが考えられる。言語力や思考力の育成のために，様々な資料を的確に読むことや，それらの資料を関連付けて読む，比べて読む，批判的に読むなどの指導を充実すること。

○「各教科共通の内容における『指導方法』についての指摘」

・論理的思考は，例えば「意見と事実の区別」や「判断と根拠」「原因と結果」「比較・対象」という観点から考えることができるので，こうした観点を基にして，国語と各教科との分担や連携を図りつつ指導することが望ましい。例えば，社会科の学習において，同一の事象や出来事について，様々な立場の人が書いた文章を読んで比較することで，社会の仕組の長所短所を理解したり，比較したり，よりよくするための議論をしたりするなどの活動をすることが望ましい。

＜「言語力の育成方策について」言語力育成協力者会議配布資料H19.8.＞

２　改訂のポイント

[小学校]

（１）改善の主旨

①基礎的・基本的な知識・技能の習得（広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を深める）

②地域や我が国の歴史や文化に関する学習の充実

③社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培う

④言語活動，問題解決的な学習の一層の充実による思考力，判断力，表現力の育成

（２）主な改善点

①目標の改善

・「考えたことを表現する」こと

②内容の改善

・地域学習の改善

・国土に関する学習の改善

・情報に関する学習の改善

・歴史学習の改善等

（３）改善の具体的事項

①３・４学年

○地域社会で人々が協力して，社会生活の維持と向上に努めている姿を学ぶ学習の充実

・身近な地域などに関する内容については，新たに「古くから残る建造物」を加えた。内容

の取扱いでは，新たに「方位や主な地図記号について扱うものとする」ことを加えた。
・「生産」「販売」を必修とし，販売では，販売者の工夫を消費者の工夫と関連付けて扱う。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ7，26，27，28＞
・飲料水等の学習で，「節水や節電などの資源の有効な利用」についても扱う。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ7，32＞
・災害や事故防止について，「関係機関は地域の人々と協力して努めていること」を加える。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ7，34，35＞
・文化財や年中行事では，「地域に残る」を「地域の人々が受け継いできた」とする。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ7，41，46，47＞
・特色ある地域で，「自然環境，伝統や文化等の地域の資源を活用している地域」を取り上げる。

○広い視野から，地域社会に対する理解を一層深める学習の充実
・「我が国における自分たちの県の地理的位置」「47都道府県の名称と位置」を加える。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ7，44＞

○新しい教育課題への対応（社会科は社会を対象に学習し，社会の仕組みや働きなどを学ぶ教科である。ならば，社会の状況が変化すると，社会科の学習対象も内容も変わることを意味する。）
・地域の人々の健康や安全に関する学習で，地域の社会生活を営む上で，大切な法やきまりについて扱う。

②５学年

○防災や情報の双方的な内容などを学ぶ学習の工夫
・防災に関する教育の充実を図る観点から「自然災害の防止」を加える。＜ｐ8，54＞
・「情報産業に従事している人々の工夫や努力」を改め，「情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり」を学ぶことを重視する。教育，福祉，医療，防災などの中から選択して取り上げる。＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ8，66，67，68，69＞

○広い視野から，国土の理解を一層深める学習の充実
・「世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置」を加える。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ8，51，52，53＞
・５年・６年の目標に，「地球儀」の活用が新たに盛り込まれた。現在，地図帳が有効に活用されていないとか，地球儀が教室から消えたという指摘がある。これからの社会科では地図帳や地球儀を効果的，日常的に活用した授業づくりが求められる。

○新しい教育課題への対応（社会科は社会を対象に学習し，社会の仕組みや働きなどを学ぶ教科である。ならば，社会の状況が変化すると，社会科の学習対象も内容も変わることを意味する。）
・食料生産や工業生産の学習で「価格や費用」について扱う→お金や金融に関する教育につながる
・国土の自然などの様子についての学習で「自然災害の防止」についてが新たに取り上げられた→全国の各地域で多発している自然災害の様子やその防止について学習し，自分の身を守るための知識を身に付けることをねらいとする

③６学年

○我が国の伝統や文化についての理解を深め，尊重する態度を育てる学習の充実
・「農耕の始まり」に「狩猟・採集」を加え，「狩猟・採集や農耕の生活」とする。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ9，75＞
・「室町文化」「町人の文化や新しい学問に関する内容」をそれぞれ独立した項目とする。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ9，77，78，79＞
・「我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること」を加える。

＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ8，9，91＞
○社会生活を営む上で大切なルールなどを学ぶ学習の充実
・「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連，国民の司法参加」についても扱う。
＜小学校学習指導要領解説社会編ｐ9，91，92＞
・地方公共団体国の政治の働きについては，社会保障を扱ってもよい。＜ｐ9，92＞
○新しい教育課題への対応（社会科は社会を対象に学習し，社会の仕組みや働きなどを学ぶ教科である。ならば，社会の状況が変化すると，社会科の学習対象も内容も変わることを　意味する。）
・我が国の政治の働きの学習で「国民の司法参加」について扱う

［中学校］
（１）改善の主旨
①基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得
②言語活動の充実
③社会参画，伝統や文化，宗教に関する学習の充実
（２）主な改善点
①調べ学習から世界や日本の諸地域学習へ主軸を移して内容構成（地理）
②学習内容の構造化・焦点化による理解の深化と定着（歴史）
③現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を生かして内容構成（公民）
（３）各分野の改善の具体的事項
①地理的分野改善の方向性＜中教審答申＞
○世界の地理的認識を深める
・世界各地の人々の生活と環境とのかかわりや世界の諸地域の多様性について学ぶ項目を設ける。
○我が国の国土に対する認識を一層深める
・日本の諸地域における特色ある事象を他の事象と有機的に関連付けて地域的特色をとらえることができるよう内容の改善を図る。
○内容の全体を通して，地図の読図や作図などの地理的技能を身に付けさせることを一層重視する。
○身近な地域の調査の学習において，諸課題を解決し地域の発展に貢献しようとする態度を養うことができるようにする。
②地理的分野：改訂の要点＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ8-10＞
○分野目標についての見直し＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ19-26＞
・世界の諸地域に関する地理的認識を養うことを明確化
＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ19＞
・「身近な地域の調査」の中で地域の課題を見いだす学習を行うことへの対応。
＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ21＞
・イは現行の趣旨を継承し，文言の変更なし。＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ22,25＞
○内容構成についての見直し
・基礎的･基本的な知識の習得を図って，我が国の国土認識と世界の地理的認識の育成の二つを重視して内容を構成する。
→ 動態地誌的な学習による国土認識の充実
→ 世界に関する地理的認識の重視
○世界に関する地理的認識の重視
・これまで中学校地理的分野で重点を置いてきた我が国の国土認識と併せて，世界に関する地

理的認識を重視する。
○動態地誌的な学習による国土認識の充実
・日本全体について任意に地域区分した上で，それぞれの地域の地域的特色をとらえさせる。
・その際に，各地域の特色ある事象を中核として他の事象と有機的に関連付け，地域的特色を動態的にとらえるようにした。
○地理的技能の育成の一層の重視
・地理的な見方や考え方の育成を一層重視して，地図の読図や作図などの学習，言語活動に関する学習を充実する。
→ 中学校地理的分野の学習においても，地図の活用を中心とした地理的技能の育成を一層重視。
○社会参画の視点を取り入れた身近な地域の調査
・教育基本法等の改正の趣旨を踏まえて，宗教に関する学習を充実するとともに，社会参画の態度を養うことができるようにする。
→ 内容の(2)「エ 身近な地域の調査」の中で，社会参画の視点を取り入れた調べ学習を行うこととした。
③歴史的分野改善の方向性＜中教審答申＞
○歴史的分野については，
・(ア)我が国の歴史の大きな流れを理解させ，(イ)歴史について考察する力や説明する力を育てるため，各時代の特色や時代の転換にかかわる基本的な内容の定着を図り，課題追究的な学習を重視して改善を図る。その際，現代社会についての理解が深まるよう，(ウ)近現代の学習を一層重視する。また，例えば身近な地域の歴史学習などの中で，(エ)様々な伝統や文化について学習させるとともに我が国の歴史の背景にある (オ)世界の歴史の扱いを充実させる。さらに，諸事象の意味や意義，事象間や地域間の関連などを追究して深く理解し自分の言葉で表現する学習を重視する。
④歴史的分野：改訂の要点＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ11 -14＞
○基礎的･基本的な知識の確実な習得を図って「我が国の歴史の大きな流れ」の理解を一層重視する。
・目標の一層の明確化＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ67＞
→ 「我が国の歴史の大きな流れ」の理解に重点化
・学習内容の構造化と焦点化＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ12 構造図化＞
→ 「○○などを通してＡがＢであったことを理解させる」
・各時代の特色をとらえる学習の新設
→ 「（１）歴史のとらえ方」のウとしての新項目
・古代までの学習の大観化
→ 小学校までの学習内容との重複に留意
○言語活動の充実や，思考力･判断力･表現力等の育成を重視して，歴史について考察する力や説明する力を育成する。＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ13＞
・政治面などの変革の特色を考えて時代の転換の様子をとらえる学習→自分の言葉で表現
→ 歴史について考察する力や説明する力の育成を重視
→ 大項目(3)～(6)に政治面などの変革の特色（以前の時代からの転換の様子）を考える学習の設定
・時代の区分やその移り変わりに気づく学習の設定
・思考・判断・表現する学習と確かな理解
→ 各時代のまとめ学習や歴史的分野の導入学習など，考察や説明を伴う学習

→ 学習のねらいを明確に意識:導入，まとめの重視

＊考察, 説明する学習を通じて, その成果を脈絡をもった自分の言葉で表現できるような, 確かな理解と定着を図ることが求められる。

○近現代の学習の重視＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ14,81,86＞

・これまで「（５）近現代」として１つだった大項目を「（５）近代」と「（６）現代」の２項目に分けた。

・中項目の数で見ても，全体に占める近現代の比率を，これまでよりも高くした
【近現代史項目数／全中項目数】→ 新指導要領　８／１７ 現行指導要領　８／１９

・近現代の学習の重視とは，必ずしもその内容の増大や詳細化を意味しない

→ 複雑でとらえにくい面のある近現代史の学習では，内容の一層の焦点化を図る。

→ 具体的な事例を通じてその大きな展開をつかませるなどの学習指導上の工夫が求められる。

○様々な伝統や文化の学習の重視＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ14,70＞

・改正教育基本法の趣旨を受けて，国際社会で活躍する日本人を育てるために

→ 内容 (1)イ「身近な地域の歴史を調べる活動」において受け継がれてきた様々な伝統や文化について具体的・実感的に学習するようにした。

→ 各時代の学習の中においても仮名文字の成立，藩校や寺子屋など伝統や文化にかかわる内容への留意を図った。

○世界の歴史の扱いの充実

・我が国の歴史の背景としての世界の歴史の扱いの充実を図った。

→ 世界各地の古代文明や宗教のおこり＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ72＞

→ 欧米諸国における市民革命や産業革命の扱い＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ81＞

→ 第二次世界大戦後の冷戦とその終結＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ86＞

⑤公民的分野改善の方向性＜中教審答申＞

○公民的分野について

・現代社会の理解を一層深めさせるとともに，よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため(ア)文化の役割を理解させる学習，(イ)ルールや通貨の役割などを通して，政治, 経済についての(ウ)見方や考え方の基礎を一層養う学習, 納税者としての自覚を養うとともに, 持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の(エ)問題などについて考えさせる学習を重視して内容を構成する。その際，(オ)習得した概念を活用して諸事象の意義を解釈させたり事象間の関連を説明させること，自分の考えを論述させたり，議論などを通してお互いの考えを深めさせたりすることを重視す　る。

⑥公民的分野　改訂の要点＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ15,16＞

○現代社会の特色や，現代社会における文化の意義や影響に関する学習の重視
＜中学校学習指導要領解説社会編ｐ15,96＞

・私たちと現代社会（私たちが生きる現代社会と文化）

→現代社会における文化の意義や影響を理解させることや，我が国の伝統と文化を扱うことなどを明記した。

→国際社会に関する学習の際には，文化や宗教の多様性に触れることとした。

→文化や宗教については，現代社会における文化の意義や影響を理解させるともに，国際社会に関する学習においても扱う。

○現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う学習と基礎を生かした内容構成

現代の民主政治や，国民生活の向上と経済活動，社会生活などをより一層理解できるようにすることをねらいとして，「現代社会についての見方や考え方の基礎」を養うということを新たに挿

入した。<中学校学習指導要領解説社会編目標(2)ｐ93,大項目(1)イｐ100>

対立と合意
　　　　　等を理解させる学習を取り入れた。
効率と公正

○社会の変化に対応した，法や金融などに関する学習の重視

法に関する教育や金融に関する教育の充実を図った。その際，制度や仕組みの意義，働きについて理解を深めさせるようにした。

・大項目（１）イ 現代社会をとらえる見方や考え方 「きまりの意義について考えさせ」「契約の重要性やそれを守ることの意義」について気づかせることが求められている。
・大項目（３）イ 民主政治と政治参加「内容の取扱」「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて裁判員制度に触れる<中学校学習指導要領解説社会編ｐ100,111>

○課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの重視

・持続可能な社会という視点を踏まえた探究する学習の充実について

　持続可能な社会という視点から，環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題について考えさせる学習などを行う。

　→ 内容（４）「イよりよい社会を目指して」を新設<中学校学習指導要領解説社会編ｐ118>

・課題の探求を取り入れた学習と言語活動の充実について

　言語活動の充実に向けて「3　内容の取扱ウ」<中学校学習指導要領解説社会編ｐ122>

　「分野全体を通して，習得した知識を活用して，社会的事象について考えたことを説明させたり，自分の意見をまとめさせたりすることにより，思考力，判断力等を養うこと。

　また，考えさせる場合には，資料を読みとらせて解釈させたり，議論などを行って考えを深めさせたりする（論述）などの工夫をすること。」

II　実施上の配慮事項

[小学校]

１ 指導計画の作成上の留意点

①地域の実態を生かし，児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするために，
地域にある素材を教材化，地域に学習の場を設けることや地域の人材を積極的に活用を図ること。

②観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図るために,「考える時間」を確保すること。「考える時間」が○○時間ならば,「調べる時間」は△△時間という様に。
また，体験活動をし放しにしない。調べたこと，見たことををとおして一人一人の考えを述べる場を設定すること。

③地域にある博物館等の施設を積極的に活用することによって，児童の知的好奇心を高め，学習への動機付けや学習の深化を図ることができる。
社会科では「！（驚き）」や「？（疑問）」が大事である。いきなり「？」はわいてこない。「！」があって「？」も出てくる。

④学校図書館や公共図書館，コンピュータなどを活用して，資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また，第４学年以降においては，教科用図書「地図」を活用すること。
地図帳については，日常の指導の中で折にふれて，地図の見方や地図帳の索引の引き方，統計資料などの活用の仕方などについて指導し，地図帳を自由自在に活用できる知識や能力を身につけるようにすることが大切である。

２　移行措置

（１）移行措置のポイント

①すべての学校で先行して実施する新学習指導要領の内容

○「我が国における自分たちの県の地理的位置，47 都道府県の名称と位置」
（平成 21 年度及び平成 22 年度の第 3・4 学年）

○「県内の特色ある地域の人々の生活（自然環境，伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」
（平成 23 年度に第 5 学年となる学年）

○「世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置，我が国の位置と領土」
（平成 21 年度及び平成 22 年度の第 5 学年）

（２）移行期間中の特例と内容

○移行期間　　平成21年度と22年度（平成21年4月1日～23年3月31日）

○授業時数　　平成21，22年度とも現行の授業時数を標準として適用

第３学年　年70　　第５学年　年 90
第４学年　年85　　第６学年　年100

○内　容

①新小学校学習指導要領によることもできるものとする。

②現行小学校学習指導要領による場合には，次の通りとする。

ア第３学年及び第４学年の指導に当たっては，

・新小学校学習指導要領第２章第２節第２の〔第３学年及び第４学年〕の２(6)アのうち「我が国における自分たちの県（都，道，府）の地理的位置，47都道府県の名称と位置」に関する事項を加えること

・「産業や地形条件から見て県内の特色ある地域の人々の生活」ではなく，「県内の特色ある地域の人々の生活(地域の資源を保護・活用している地域)」を指導すること。

イ第５学年の指導に当たっては，

・新小学校学習指導要領第２章第２節第２の〔第５学年〕の２(1)アに規定する事項（世界の主な国の名称と位置等）を加えること。

ウ平成21年度の第３学年及び平成22年度の第４学年の指導に当たっては，

・現行小学校学習指導要領第２章第２節第２の〔第３学年及び第４学年〕の２(6)ウに規定する事項（産業や地形条件から見て県内の特色ある地域の人々の生活）ではなく，新小学校学習指導要領第２章第２節第２の〔第３学年及び第４学年〕の２(6)ウに規定する事項（県内の特色ある地域の人々の生活（地域の資源を保護・活用している地域）を指導すること。

＊学習指導上の留意事項

各学校では，平成22年度開始までに，第３学年及び第４学年のそれぞれの学年の目標を設定し，地域教材の開発を行うことを含めて指導計画の作成を完了しておくこと。

（３）移行期間中の指導計画について

指導計画の見直しと改善（現行の指導計画に朱を入れていく）

ア　各学年の目標の見直し

・新学習指導要領の各学年の能力に関する目標では，これまでの「調べたこと」に「考えたこと」を加え，「考えたことを表現する」力を育てることを一層重視している。また，第５学年

と第６学年では「地球儀」の活用が加えられたことにも留意し，年間の指導計画の各学年の目標を見直す必要がある。

イ　単元の設定・配列の工夫

・第３学年及び第４学年では，例えば第３学年では観察，調査を中心にした内容を，第４学年では具体的資料を活用した学習にも力を入れていく内容を配列するといったように，その単元がその学年に位置付いている理由を学校ごとに明らかにすることが必要。

・第５学年では，国土に関する内容が最初に示されたことに留意し，単元の設定や構成，指導時期などについての十分な検討が必要。

・第６学年の歴史学習では，室町文化，町人の文化や新しい学問に関する内容がそれぞれ独立して示されるなど，内容項目の示し方が改められたことに留意し，どんな内容のまとまりで単元を設定するのかについて十分な検討が必要。

ウ　単元の配当時数の検討

・改訂で増えた若干の授業時数については，例えば，言語活動の充実などの指導の工夫により思考力・判断力・表現力等をはぐくむためにも活用する必要があることに留意する。

（４）授業時数について

	３学年	４学年	５学年	６学年
平成２１年度	７０	８５	９０	１００
平成２２年度	７０	８５	９０	１００
平成２３年度（完全実施 ）	**７０**	**９０**	**１００**	**１０５**
現行との増減（　　）	（０）	（５）	（１０）	（５）

計（２０）

[中学校]

１　指導計画の作成上の留意点

○各分野の履修については，第１，第２学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし，第３学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。

○各分野に配当する授業時数は，地理的分野120単位時間，歴史的分野130単位時間，公民的分野100単位時間とすること。これらの点に留意し，各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。(地理は１・２年で１２０時間，歴史は１・２年で９０時間，３年で４０時間)

２　移行措置

（１）移行措置のポイント

①平成21年度の入学生については，社会科の３年間の授業時数は現行どおりのままであり，各学校で新学習指導要領による学習を取り入れようとする場合には，特に３年間を見通して適切に指導計画を作成し，指導に当たる必要がある。

②平成22年度以降の入学生は，地理的分野，歴史的分野及び公民的分野すべてが新学習指導要領の授業時数となるため，移行期間中の第１学年，第２学年で学習する地理的分野並びに歴史的分野の授業時数を適切に配当するとともに，３年間を見通した指導計画を作成すること。

③平成２３年度入学生が現行学習指導要領で学習する場合，第１学年では特例告示の内容を扱い，第２学年では世界並びに日本の諸地域学習を扱うこと。

（２）移行期間中の特例と内容

①平成２１年度から平成２３年度までの第１学年から第３学年までの社会の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第２章第２節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第２節の規定によることができる。ただし、平成２２年度の第１学年並びに平成２３年度の第１学年及び第２学年の社会の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第２章第２節第３の１(２)の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第２章第２節第３の１(２)の規定により、各学年において授業時数を各分野に適切に配当するものとする。

②現行中学校学習指導要領による場合には、平成２３年度の第１学年の社会の地理的分野の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕のうち、２(１)、２(２)ア及びウ並びに２(３)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)の事項を指導するものとする。

③社会科の平成２１年度から２３年度までの移行措置の内容は次のとおりである。

ア 新中学校学習指導要領によることができるものとする。

イ 平成２２年度の第１学年並びに平成２３年度の第１学年及び第２学年における地理的分野及び歴史的分野の指導に当たっては、新中学校学習指導要領第２章第３の１(２)の規定より各学年において授業時数を各分野に適切に配当するものとする。

ウ 平成２３年度の第１学年の地理的分野の指導に当たっては、現行学習指導要領の第２章第２節第２〔地理的分野〕のうち次の事項を指導するものとする。

２(１) 世界と日本の地域構成
(２)ア身近な地域
ウ世界の国々
(３)ア(ア) 自然環境から見た日本の地域的特色
(イ) 人口から見た日本の地域的特色
(ウ) 資源や産業から見た日本の地域的特色
(オ) 地域間の結び付きから見た日本の地域的特色

※③については、平成２３年度の入学生が現行の学習指導要領の内容で学習する場合、新学習指導要領で充実された世界並びに日本の諸地域学習を平成２４年度(つまり第２学年)に行うこととして、第１学年で学習する現行学習指導要領の内容を具体的に示したものである。

（３）授業時数について

	第１学年	第２学年	第３学年
平成２１年度（移行期間）	１０５	１０５	８５
平成２２年度（移行期間）	１０５	１０５	８５
平成２３年度（移行期間）	１０５	１０５	８５
平成２４年度（完全実施）	**１０５**	**１０５**	**１４０**

○入学年度別の授業時数

年度 入学年度	移行期間			完全実施	
	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
平成２１年度入学	1年（１０５）	2年（１０５）	3年（８５）		
平成２２年度入学		1年（１０５）	2年（１０５）	**3年（１４０）**	
平成２３年度入学			1年（１０５）	2年（１０５）	3年（１４０）

＊平成 22 年度入学生から完全実施となる。平成 23 年度入学生の地理的分野を現行学習指導要領で指導する場合，具体的指導内容は以下の表のとおりとなる。＜平成 23 年度（第１学年）は，現行学習指導要領のゴシック部分を指導，平成 24 年度（第２学年）は，新学習指導要領のゴシック部分を指導＞

現行学習指導要領(地理的分野)	新学習指導要領(地理的分野)
(1) 世界と日本の地域構成 ア 世界の地域構成 (ｱ) 地球上の位置関係と水陸の分布 (ｲ) 国々の構成と地域区分	(1) 世界の様々な地域 ア 世界の地域構成 イ 世界各地の人々の生活と環境 ウ 世界の諸地域 (ｱ) アジア (ｲ) ヨーロッパ (ｳ) アフリカ (ｴ) 北アメリカ (ｵ) 南アメリカ (ｶ) オセアニア エ 世界の様々な地域の調査
イ 日本の地域構成 (ｱ) 日本の位置と領域 (ｲ) 都道府県の構成と地域区分	(2) 日本の様々な地域 ア 日本の地域構成
(2) 地域の規模に応じた調査 ア 身近な地域 イ 都道府県 ウ 世界の国々	
(3) 世界と比べて見た日本 ア 様々な面からとらえた日本 (ｱ) 自然環境からみた日本の地域的特色 (ｲ) 人口から見た日本の地域的特 (ｳ) 資源や産業から見た日本の地地域的特色 (ｴ) 生活・文化からみた日本の地域的特色 (ｵ) 地域間の結び付きからみた日本の地域的特色 イ 様々な特色を関連付けて見た日本	イ 世界と比べた日本の地域的特色 (ｱ) 自然環境 (ｲ) 人口 (ｳ) 資源・エネルギーと産業 (ｴ) 地域間の結び付き ウ 日本の諸地域 (ｱ) 自然環境を中核とした考察 (ｲ) 歴史的背景を中核とした考察 (ｳ) 産業を中核とした考察 (ｴ) 環境問題や環境保全を中核とした考察 (ｵ) 人口や都市・村落を中核とし域的特色た考察 (ｶ) 生活・文化を中核とした考察 (ｷ) 他地域との結び付きを中核とした考察 エ 身近な地域の調査

第 2 章

第3節　算 数･数 学

算　数

数　学

第３節　算　　数

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改訂の要点

〈解説Ｐ　１～２　〉

学習指導要領を改訂の背景として，21 世紀は「知識基盤社会」で「確かな学力」等生きる力をはぐくむことがますます重要であることと，PISA 調査など各種調査から思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題，知識・技能を活用する問題等，児童生徒の課題があげられたことである。

これらの課題を踏まえて，中央審議会では７つの「改訂の基本的考え方」を示し，算数科，数学科では，以下のように改訂の基本方針を示した。

〈改訂の基本方針〉　　**ポイント** 課題を踏まえて設定(1)～(5)

(1)発達の段階に応じ，算数的活動・数学的活動を一層充実させる。
○基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付ける。〈解説Ｐ　３～５〉
○数学的な思考力・表現力を育てる。
○学ぶ意欲を高める。
(2)算数・数学の内容の系統性を重視しつつ，学年間や学校段階間で内容の一部を重複させて，発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による教育課程を編成できるようにする。
(3)数学的な思考力・表現力を育成するための指導内容や活動を具体的に示す。
○根拠を明らかにし，筋道を立てて体系的に考える。
○言葉や数，式，図，表，グラフなどの相互の関連を理解し，それらを適切に用い問題を解決する。
○自分の考えを分かりやすく説明したり，互いに自分の考えを表現し伝え合ったりする。
(4)算数・数学を学ぶ意欲を高めたり，学ぶことの意義や有用性を実感したりできるようにする。
○素地的な学習活動を取り入れて，数量や図形の意味を実感的に理解できるようにする。
○発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による教育課程により，理解の広がりや深まりなど学習の進歩が感じられるようにする。
○学習し身に付けたものを，日常生活や他教科等の学習，より進んだ算数・数学の学習へ活用していく。
(5)算数的活動・数学的活動を生かした指導を一層充実する。
○言語活動や体験活動を重視した指導が行われるようにする。
○小・中学校では各学年の内容において,算数的活動・数学的活動を具体的に示すようにする。

ポイント 改訂の基本方針を受けて設定ア～キ

小学校算数科の改善　〈解説Ｐ　５～７　〉

(ｱ) 領域構成については，現行どおり「数と計算」,「量と測定」,「図形」及び「数量関係」とする。その際，言葉や数，式，表，グラフなどを用いた思考力・表現力を重視するため，低学年から「数量関係」の領域を設けるようにする。
(ｲ) 算数としての系統性を重視しつつ，学年間で指導内容の一部を重複させる。それによって，指導内容をなだらかに発展させたり，学び直しの機会を設けたりするなど，発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による学習指導を進められるようにする。
(ｳ)各学年の内容において，算数的活動についての記述を位置付けるようにする。
(ｴ)～(ｷ)算数科の各領域において，重点を置くべき指導と改善する内容を記述する。

Ⅱ　指導計画の作成

➡〈解説Ｐ　8　〉

1　算数科の目標

(1)算数的活動を通して，(2)数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け，(3)日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え，表現する能力を育てるとともに，(4)算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き，(5)進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。

2　算数科改訂の要点

〈改訂の基本方針〉　**ポイント** 目標の改善(1)(2)(3)

(1)算数的活動を通して，(2)～(5)の目標を実現しようとする学習指導の進め方の基本的な考え方である。算数的活動とは，児童が目的意識を持って，主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動。「目的意識を持って主体的に取り組む」とは，新たな性質や考え方を見いだそうとしたり，具体的な課題を解決しようとしたりすること。

〈　いろいろな算数的活動例　〉

- 作業的・体験的な活動など身体を使ったり，具体物を使ったりする活動
- 算数に関する課題について考えたり，算数の知識をもとに発展的・応用的に考える活動
- 考えたことを表現したり，説明したりする活動

(3)考える能力と「表現する能力」とは，お互いに補完する関係にある。考えを表現することで，自分のよさや誤りに気づいたり，筋道立てて考えたりよりよい考えを作ったりできる。

(4)「学習」の文言を加え，「活用しようとする」と示したのは，身につけた知識・技能を生活や学習の様々な場面に活用することを重視するためである。

3　各学年の目標及び内容

(1)内容の扱い　**ポイント**　全ての学年が４領域表示

各学年で指導する算数の内容は，「A数と計算」，「B量と測定」，「C図形」及び「D数量関係」の４領域に分けて示している。低学年においても「D数量関係」の領域を設けることとした。４領域の内容に続けて〔算数的活動〕の内容を示すこととした。

(2)算数的活動　**ポイント**目的意識をもって主体的に取り組む活動

算数的活動を通して，ア)数量や図形の意味を実感をもってとらえたり，イ)思考力，判断力，表現力等を高めたりできるようにするとともに，ウ）算数を学ぶことの楽しさや意義を実感できるようにするためには，児童が目的意識をもって主体的に取り組む活動となるように指導する必要がある。その意味で，例えば，教師の説明を一方的に聞くだけの学習や，単なる計算練習を行うだけの学習は，算数的活動には含まれない。

➡〈解説Ｐ 10 ～ 11　〉

4　算数的活動の概略（＊類似した活動や学校や教師が工夫したのも取り入れる必要がある）

ポイント 具体的な算数的活動の例示

第１学年	第２学年	第３学年
ア 具体物を数える活動 イ 計算の意味や仕方を表す活動 ウ 量の大きさを比べる活動 エ 形を見付けたり，作ったりする活動 オ 場面を式に表す活動	ア 整数が使われている場面を見付ける活動 イ 乗法九九表からきまりを見付ける活動 ウ 量の大きさの見当を付ける活動 エ 図形をかいたり，作ったり，敷き詰めたりする活動 オ 図や式に表し説明する活動	ア 計算の仕方を考え説明する活動 イ 小数や分数の大きさを比べる活動 ウ 単位の関係を調べる活動 エ 正三角形などを作図する活動 オ 資料を分類整理し表を用いて表す活動

第４学年	第５学年	第６学年
ア　計算の結果の見積りをし判断する活動 イ　面積の求め方を考え説明する活動 ウ　面積を実測する活動 エ　平行四辺形などを敷き詰め，図形の性質を調べる活動 オ　身の回りの数量の関係を調べる活動	ア　計算の仕方を考え説明する活動 イ　面積の求め方を考え説明する活動 ウ　合同な図形をかいたり，作ったりする活動 エ　図形の性質を帰納的に説明したり，演繹的に説明したりする活動 オ　目的に応じて表やグラフを選び活用する活動	ア　計算の仕方を考え説明する活動 イ　単位の関係を調べる活動 ウ　縮図や拡大図，対称な図形を見付ける活動 エ　比例の関係を用いて問題を解決する活動

５　各領域の内容の改善

◎ 今回の改訂において充実したり，新しく加えたり，学年間で移行したりした主な内容を領域ごとに見ると，次の通りである。　**ポイント** 内容の改善　➡〈解説Ｐ 11 ～ 13 〉

(1)　Ａ　数と計算

学年	主な内容
１～４ ３～６ ３ ４	○整数の意味や表し方，整数の計算の内容 ○小数及び分数の意味や表し方や，小数及び分数の計算についての内容 ○計算の範囲としては，整数では「４位数の加法及び減法」「３位数に２位数をかける乗法」の内容を新しく位置付け，小数及び分数は，「はどめ規定」は設けない。 ○計算の結果の見積りについての内容
１～６	○基礎的･基本的な内容の定着を図るために，学年間でのスパイラルによる教育課程を重視する。

【スパイラル】**ポイント** 反復による教育課程の編成〈解説Ｐ１４波線参照〉

反復（スパイラル）による教育課程の編成とは，内容の系統性や学習の連続性が明確であるという算数科の特性に留意しながら，学年間などで同じ系統の内容の接続を工夫し，取扱いの程度を少しずつ高めていくような教育課程の編成のこと。ただ，同じものを単純に反復するというものではなく，一部を重複させながら少しずつ高めていくという編成になる。

(2)　Ｂ　量と測定

学年	主な内容
１	○長さに加えて「面積，体積の比較」，第２学年以降で量の単位と測定について理解する上で基盤となる素地的な学習活動となる。
 ２ ５ ６	○学年間で移行する内容 「体積の単位（リットルなど）」 「体積の単位(cm ３)」，「単位量当たりの大きさ」 「円の面積の求め方」
 ５ ６	○新しい内容 「ひし形及び台形の面積の求め方 「角柱及び円柱の体積の求め方」，「メートル法の単位の仕組み」

(3)　Ｃ　図　形

学年	主な内容
各学年 １	○平面図形と立体図形をバランスよく指導できるようにしている。 ○身の回りにあるものの形取り上げ，平面図形と立体図形の両方を指導する。
 ２ ３ ４ ５	○学年間で移動する内容 「正方形，長方形，直角三角形」，「箱の形」 「二等辺三角形，正三角形」，「角」，「円，球」 「平行四辺形，ひし形，台形」，「立方体，直方体」 「角柱，円柱」
 ５ ６	○中学校から一部を移行する内容 「図形の合同」 「縮図や拡大図」，「対称な図形」

	○新しい内容
4	「ものの位置の表し方」
5	「多角形や正多角形」

(4)　D　数量関係

学年	主な内容
	○式による表現についての内容
1	「加法及び減法の式」
2	「加法と減法の相互関係の式」,「乗法の式」
3	「除法の式」,「□などを用いた式」
4	「□，△などを用いた式」
6	「文字を用いた式」（中学校から一部移行）を位置付けた。
	○関数については
5	「簡単な比例の関係」
6	「比例」の程度を少しずつ高めるようにした。 「反比例」（中学校から一部移行）の内容も位置付けた。
	○資料の整理については
1	「絵や図を用いた数量の表現」
2	「簡単な表やグラフ」
6	「度数分布」,「起こり得る場合」（中学校から移行）の内容を位置付けた。

6　算数科の目標及び内容

〈解説Ｐ　18 〜 22　〉

教科の目標では, 算数教育の全体を通じて児童に育成しようとする能力, 資質や態度を示している。

(1)算数的活動を通して
(2)数量や図形についての基礎的な知識・技能を身に付ける
(3)日常の事象について見通しをもち筋道を立て考え，表現する能力を育てる
(4)算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づく
(5)進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる

(1）算数的活動を通して　　**ポイント　５つの目標の説明**

目標のはじめに「算数的活動を通して」と文言があるが，この部分は算数科の目標の全体にかかっている。従って，算数的活動は，②～④の目標を実現するための，学習指導の進め方の基本的な考え方となっている。

①算数的活動とは

算数的活動とは，児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味している。このような活動により，授業を次のように改善できる。

②算数的活動の意義

・算数の授業を児童の活動を中心とした主体的なものとする。
・算数の授業を児童にとって楽しいものとする。
・算数の授業を児童にとって分かりやすいものとする。
・算数の授業を児童にとって感動のあるものとする。
・算数の授業を創造的，発展的なものとする。
・算数を日常生活や自然現象と結び付いたものとする。
・算数と他教科，総合的な学習の時間等とを関連させる活動を構想しやすいものとする。

(2）数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付ける

①数量や図形についての基礎的・基本的とは

・基礎的・基本的な知識及び技能は，国語力と並んで，生活や学習の基礎となる。
・日常の生活，他教科等や総合的な学習の時間の学習においても，様々な活動の基になる。
・これから先の算数や数学の学習において発展させていくための基になる。

②知識及び技能とは

・知識及び技能には，数量や図形にかかわる意味や概念，原理や法則が含まれる。また，数量や図形を式や記号，用語などを用いて簡潔に表現する方法や，いろいろな用具を用いて量を測定したり図形を作図したりする方法なども含まれる。

・児童が新しく身に付ける知識及び技能は，児童がそれまでに身に付けてきた知識及び技能を基にして作り上げていくことが多い。

③身につけるとは

・「身に付ける」とは，数量や図形の意味をとらえ，納得できるようにすること。また，生活や学習の場面で目的に応じて適切に使っていけるようにすること。

(3) 日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え，表現する能力を育てる

①筋道を立てて考えるとは

・考える能力と表現する能力とは互いに補完しあう関係にある。

・見通しをもつことは，問題の解決を適切にまた合理的に進める上で重要なものである。

・ある前提を基にして説明していくという演繹的な考えが代表的なものである。

・帰納的な考えや類推的な考えも，筋道を立てた考えの一つである。

－＜ 例 ＞－＊動機付け・・興味・関心や知的好奇心などを喚起する。

＊課題把握・・問題場面状況を理解させると共に，問題が児童のものとなるように指導する。

【つかむ】 ＊見通し・・・問題の個々の要素や全体的な状況を観察したり，自ら試行や実験をしたりすることに役立つ。具体例を調べて共通性を見つける帰納的な考えや，類似的場面から推測する類似的な考えを用いて解決の見通しを持つこともある。

＊見積もりや概算・・結果や方法をおおまかにとらえて見通しをもって考えを進めていくことを重視する。

【自力解決】☆☆算数的活動を通して学習指導する。 ☆（重点指導事項）

☆問題解決のために判断し，推論し，見通しをもち筋道を立てて考える。
（演繹的な考え，類推的な考え，帰納的な考え・・根拠となる考えを示す）

☆具体物を用いたり，言葉，数，式，図，表，グラフ等を用いて考えたことを表現する。

☆算数活動の楽しさ・・児童が算数は楽しい，算数は面白い，算数は素晴らしいと感じてくれるような授業をする。

☆生活や学習の様々な場面で活用されることによって，学習が意味あるものとなり，算数のよさを実感を伴って味わうことができる。（言語活動や体験活動を重視）

【話し合い】

☆友達に自分の考えを説明する学習活動を取り入れる。

☆互いに自分の考えを表現し伝え合ったりする学習活動を取り入れる。

＊共通性を見つける。 ・帰納的な考え ・類似的な考え

【まとめ】

＊よさに気付く・・算数の価値や算数を学習する意義に気付く。
（よさ：有用性，簡潔性，一般性，正確性，能率性，発展性，美しさ）

②日常の事象とは

・日常の事象とは，児童の生活や学習の場面において，広く算数を活用する対象となる事象を意味している。

・問題とは，ある目標の実現のために児童にとって多少の困難さが伴うというとき，その事象は児

童にとっての問題となる。問題を解決するための新しい方法を作り結果を得ようとするとき，見通しをもち筋道を立てて考えることが必要になる。

③表現する能力とは

・問題を解決したり，判断したり，推論したりする過程において，見通しをもち筋道を立てて考えたり表現したりする力を高めていくことを重要なねらいとしている。

・具体物を用いたり，言葉，数，式，図，表，グラフなどを用いたりして，自分の考えたことを表現したり，友達に説明したりする学習活動を取り入れることが重要である。

(4) 算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付く

①算数的活動の楽しさとは

・この部分は，主として算数科における情意面にかかわる目標を述べている。

・児童が算数は楽しい，算数は面白い，算数は素晴らしいと感じてくれるような授業をつくりだしていくこと。

・算数を日常の事象と結び付ける活動，作業的な活動，体験的な活動，探究的な活動，発展的な活動等々を通して，児童が活動の楽しさに気付くことをねらいとしている。

②数理的な処理のよさに気付くとは

・日常の事象を数理的にとらえ，処理していく学習活動が重要である。

・よさに気付くということは，算数の価値や算数を学習する意義に気付くことである。

・よさについては，有用性，簡潔性，一般性，正確性，能率性，発展性，美しさなどがある。

(5) 進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる

①活用を重視する理由

・基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け，身に付けた知識及び技能を活用していくことを重視している。

②進んで生活や学習に活用するとは

・児童が算数で学習したことが生活や学習の様々な場面で活用されることによって，学習が意味あるものとなり，算数のよさを実感を伴って味わうことができる。

・既習の内容を活用して新しい知識や方法を生み出すことができる。

・日常の生活や他教科等の学習はもとより，これから先の算数や数学の学習にも活用していくことが重要である。(「教科横断的な学習」「習得・活用・探究の学習」)

III　実施上の配慮事項

➡〈解説Ｐ　183 ～ 185　〉

1　指導計画の作成と内容の扱い

指導計画作成に当たっての配慮事項は，以下の４点である。

(1) 継続的な指導や学年間の円滑な接続　　**配慮事項** **スパイラルの教育課程編成**

・各学年の内容は，次の学年以降においても必要に応じて継続して指導する。

・基礎的な能力の習熟や維持を図るため，適宜練習の機会を設けて計画的に指導する。

・学年間の指導内容を円滑に接続させるため適切な反復による学習指導を進める。

⇩　今回の改訂では　**ポイント** **反復による教育課程の編成〈解説Ｐ１４波線参照〉**

○算数としての内容の系統性を大切にし，学年間で内容の程度を少しずつ高めてつなげていくスパイラルな教育課程を編成する。

○学年間の指導内容を円滑に接続させるため同じ系統の内容について取扱いを少しずつ高め発展させていくように，各学年において適切な反復による学習指導を進める。

(2) 領域間の指導の関連　　**配慮事項** **領域間の指導関連** ➡〈解説Ｐ　184　〉

・第１学年から第６学年まで，「Ａ数と計算」，「Ｂ量と測定」，「Ｃ図形」，及び「Ｄ数量関係」の４領域に分けて内容が示されている。

・算数科の指導においては，例えば，面積の求め方を考える指導では，「Ｃ図形」領域だけではなく，他のすべての領域にかかわりながら，学習が進められている。そのため，指導計画の作成に当たっては，ある領域で指導した内容を，他領域の内容の学習指導の場面で活用するなどして，複数の領域間の指導の関連を図るようにする必要がある。

【複数の領域間の指導の関連を図る例】
面積の意味や表し方：「Ｂ量と測定」，面積を求める対象となる図形：「Ｃ図形」
面積を計算で求める：「Ａ数と計算」，公式を作ることや式の見方：「Ｄ数量関係」

(3) 算数的活動を通しての指導　　**配慮事項** **算数活動を通しての指導**

・算数的活動は，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり，思考力，判断力，表現力等を高めたり，算数を学ぶことの楽しさや意義を実感したりするために，重要な役割を果たすものである。

・算数的活動を通して，各学年の内容の「Ａ数と計算」，「Ｂ量と測定」，「Ｃ図形」及び「Ｄ数量関係」に示す事項は，指導するようにすること。

留意点 **算数的活動は各領域で指導**

・指導計画の作成に当たっては，児童の発達段階を考慮して，一般的には低学年では，作業的な活動，体験的な活動が中心となり，高学年では，思考などに関わる活動が多くなるように計画することが考えられる。

〈算数的活動を形態に着目した分類〉 **留意点** **算数的活動の形態を工夫** ➡〈解説Ｐ　185　〉

①手や身体などを使ってものを作るなどの作業的な活動
②教室の内外において各自が実際に行ったり確かめたりする体験的な活動
③身の回りにある具体物を用いた活動。実態や数量などを調査する活動
④実態や数量などを調査する活動
⑤数量や図形の意味，性質や問題解決の方法などを見付けたりつくりだしたりする探究的な活動
⑥学習したことをさらに発展させて考える活動
⑦学習したことを様々な場面に応用する活動
⑧算数や他教科等の学習を通して身に付けたものを総合的に用いる活動

➡〈解説Ｐ 186〉

(4) 道徳教育との関連　　**配慮事項** **道徳との関連**

○道徳教育は，各教科の特質に応じて，児童の発達の段階を考慮して，適切に指導を行う。

・学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動により感化を行う。

・児童が日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え，表現する能力を育てることは，道徳的判断力の育成にも資する。

・数理的にものごとを考えたり処理したりすることを生活や学習に活用しようとする態度を育てることは，工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることにも資する。

○道徳教育の要としての道徳の時間の指導との関連を考慮する必要がある。

・算数科で扱った内容や教材の中で適切なものを，道徳の時間に活用することが効果的な場合もある。

・道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を算数科で扱う場合には，道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。

2　内容の取扱い　　**配慮事項**　(1)〜(5)

(1) およその大きさや形をとらえ，適切に判断すること　〈解説Ｐ 187 〜 189〉

・数についての感覚，量の大きさについての感覚，図形についての感覚を豊かに育てる。
・数量や図形についてのおよその大きさや形をとらえて，それらに基づいて適切に判断したり，能率的な処理の仕方を考え出したりする。
・問題を解決する際に，見積りや概数などがどんな目的で用いられるかを明確にし，結果や方法をおおまかにとらえて見通しをもって考えを進めていくことを重視する。

(2) 考えを表現し伝え合うなどの学習活動

・数学的な思考力，判断力，表現力等は，合理的，論理的に考えを進めるとともに，互いの知的なコミュニケーションを図るために重要な役割を果たす。
・思考力，判断力，表現力等を育成するため，各学年の内容の指導に当たっては，言葉，数，式，図，表，グラフを用いて考えたり，説明したり，互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れる。

(3) 用語・記号の指導

・用語や記号を活用し，それを用いて表したり考えたりすることのよさが分かるよう配慮する。

(4) 筆算による計算の技能や計算の結果の見積り

・筆算による計算の技能を確実に身に付けることを重視するとともに，目的に応じて計算の結果の見積りをして，計算の仕方や結果について適切に判断できるようにする。
・低学年の「Ａ数と計算」では，そろばんや具体物などの教具を適宜用いて，数と計算についての意味の理解を深める。

(5) コンピュータなどの活用

・数量や図形についての感覚を豊かにしたり，表やグラフを用いて表現する力を高めたりするなどのため，必要な場面においてコンピュータなどを適切に活用する。

Ⅳ　移行措置について　　**ポイント**　〈指導要領Ｐ 117 〜 137　〉

（学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要－文部科学省－）

1 基本方針

(1) 平成 20 年度中に周知徹底を図り，平成 21 年度から可能なものは先行して実施する。
(2) 小学校は 23 年度，中学校は 24 年度から新学習指導要領を全面実施する。

2 算数・数学は，教材を整備して先行実施

(1) 算数・数学は，新教育課程に移行できるよう，移行期間中から，新教育課程の内容の一部を前倒しして実施。
(2) 小学校では，総時数を各学年で週１コマ増加。
(3) 教科書に記載がない事項を指導する際の教材については，国の責任において作成・配布。

3　小学校算数の移行措置について

現行課程に以下の内容を追加して指導する。（小学校学習指導要領Ｐ 125 － 136）

	A　数と計算	B　量と測定	C　図形	D　数量関係
一学年	○簡単な３位数の表し方 ○簡単な２位数の加法及び減法	○長さに加えて，「面積，体積の比較」 ○時刻の読み方 （2 年から移行）	○身の回りにあるものの形を取り上げ，平面図形と立体図形の両方を指導する。	○加法及び減法の式 ○絵や図を用いた数量の表現

二学年	○簡単な３位数の加法及び減法 ○簡単な２位数と１位数の乗法 ○簡単な分数	○体積の単位（リットルなど） ○時間の単位（日，時，分） （3 年から移行）	○正方形，長方形，直角三角形 ○箱の形	○加法と減法の相互関係の式 ○乗法の式 ○簡単な表やグラフ
三学年	○商が２位数になる簡単な除法 ○簡単な小数の加法及び減法 ○簡単な分数の加法及び減法		○二等辺三角形，正三角形 ○角 ○円，球	○除法の式 ○□などを用いた式
四学年	○整数の計算の能力の定着 ○乗数や除数が整数である場合の小数の乗法及び除法		○平行四辺形，ひし形，台形 ○立方体，直方体 ○ものの位置の表し方	○□，△などを用いた式
五学年	○乗数や除数が整数である場合の小数の乗法及び除法	○体積の単位（立方センチメートルなど） ○単位量当たりの大きさ ○ひし形及び台形の面積の求め方	○角柱，円柱 ○図形の合同 （中学校から移行） ○多角形や正多角形	○簡単な比例の関係
六学年	○小数及び分数の計算の能力の定着	○円の面積の求め方 ○角柱及び円柱の体積の求め方 ○メートル法の単位の仕組み	○縮図や拡大図 ○対称な図形 （中学校から移行）	○文字を用いた式 （中学校から移行） ○比例 ○反比例 （中学校から移行） ○度数分布 ○起こり得る場合 （中学校から移行）

4　移行期間中の標準授業時数

➡〈指導要領Ｐ 118 〉

平成20年度	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	第５学年	第６学年	計
	１１４ (3.4)	１５５ (4.4)	１５０ (4.3)	１５０ (4.3)	１５０ (4.3)	１５０ (4.3)	869

平成21年度以降	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	第５学年	第６学年	計
	１３６ (4)	１７５ (5)	１７５ (5)	１７５ (5)	１７５ (5)	１７５ (5)	1011

※新課程の完全実施は平成２３年度以降。

Ⅴ　第５学年における算数的活動の具体的事例

算数Ｂ 図形の角（四角形の内角の和）　参考例　　〈解説Ｐ 158 ～ 159 〉

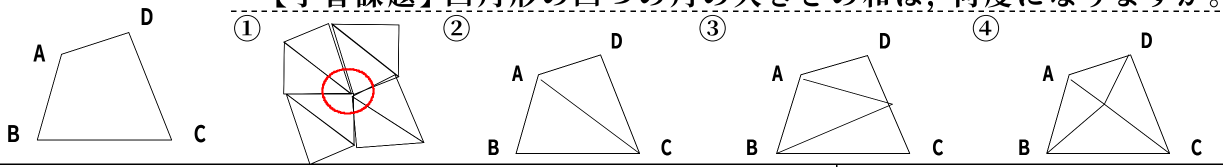
視点①三角形の内角の和は 180 °であることを活用して，四角形を三角形に分割してその内角の和が 360 °になることを，根拠を明らかにしながら説明する。	学習学年 ５年	単元名 「図形の角」 算数活動(1)エ

重　点　　四角形の内角の和が360°になることを演繹的に考え説明する活動

本時の目標
　○三角形の内角の和をもとにして，四角形の内角の和の求め方を考える。（思考）
　○四角形の内角の和が 360 °であることを説明する。（表現・処理）

学習展開　〈めあて：四角形の４つの角の和を求めてみよう〉

【学習課題】四角形の四つの角の大きさの和は，何度になりますか。



○発問
・四角形の内角の和を予想する　。
　ア）四角形の内角の和は何度　イ）三角形の内角の和より大きいかな
・どんな方法で求められるか見通しを持たせる。
　ア）四角形を敷き詰める
　イ）四角形を折り曲げて三角形にする
　ウ）四角形を三角形に分ける（線を引く）
　エ）四角形を三角形に切る

○自力解決
①四角形の四つの角が集まったところは，360 °になっている。（三角形の敷き詰めの学習を活用）
②対角線で三角形に分割。三角形が２つ。180 × ２ ＝ 360 °
③三角形が３つ。内角の和ではない角度が180°。
　式は，180 × ３ － 180 ° ＝ 360 °
④三角形が４つ。内角の和ではない角度が360°。
　式は，180 × ４ － 360 ° ＝ 360 °

○話し合い
・四つの角が集まると，円の角度と同じ 360 °になる。
・対角線で三角形に分けると，２つの三角形ができる。三角形の内角の和は 180 °だから，式は 180 °× ２になる。
・③や④のように三角形が増えても，内角の和ではない角度を引けば，四角形の内角の和は 360 °になる。
・四角形は三角形に分割すると，内角の和を計算で求めることができる。
・四角形を三角形に分割する方法はいろいろあるが，対角線で分割した方が計算しやすい。

視点に迫るポイント
○四角形の内角の和を求めることと，解決の方法がつながっていることに気づかせる。
○三角形に分割することを理解させる。
◎三角形の内角の和が180°であることを活用して，四角形の内角の和が計算で求められるよさを味わわせる。
○③や④のように，三角形が３つや４つになったとき，内角の和でない角度が含まれていることに気づかせる。
○算数的活動を通して，四角形の内角の和が 360 °になることを発見させる。

【個への対応】
＊解決の方法，既習事項の活用，内角の和ではない角度

○まとめ
・四角形の内角の和は，三角形に分割して求める。180 °× ２
・四角形の内角の和は，360 °である。

○評価問題
・未習の四角形と五角形の内角の和を求める問題
＊『授業実践事例集』の活用と『自校の授業実践事例集』の作成

第３節　　数　　　学

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改訂の要点

(1) 改善の基本方針　☞ <解説Ｐ３～４>

ア 下記の課題を踏まえ，算数的活動・数学的活動を一層充実させ，①基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけ，②数学的な思考力・表現力を育て，③学ぶ意欲を高めるようにする。
・基礎的な計算技能の定着については低下傾向は見られなかったが，計算の意味を理解することに課題が見られた。
・身につけた知識・技能を実生活や学習等で活用することが十分にできていないなど
イ 理数教育の国際的な通用性，数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から学年間や学校段階間で内容の一部を重複させて，発達や学年の段階に応じた反復(スパイラル)による教育課程編成できるようにする。
ウ 数学的な思考力・表現力を育成するための指導内容や活動を具体的に示すようにする。
エ 子どもたちが算数・数学を学ぶ意欲を高めたり，学ぶことの意義や有用性を実感したりできるようにする。
オ 算数的活動・数学的活動を生かした指導を一層充実し，言語活動や体験活動を重視した指導が行われるようにするために小・中学校では各学年の内容において，算数的活動・数学的活動を具体的に示すようにする。

(2) 改善の具体的事項　☞　<解説Ｐ５～Ｐ６>

○ 数学的活動に主体的に取り組み，基礎的・基本的な知識・技能を習得し，数学的な力をはぐくむとともに，数学のよさを知り，数学が生活に役立つことや数学と科学技術との関係などについての理解を深め事象を数理的に考察する能力と態度を養うことを重視して，次のような改善を図った。

ア 領域構成について，「数と式」，「図形」，「数量関係」の３領域から「数と式」，「図形」，「関数」，「資料の活用」の４領域とする。
イ 生徒のつまずきに対応した時間をかけたきめ細やかな指導や一度学習した内容を再度学習できるようにするなど学び直しの機会の設定することを重視する。
ウ 数学的活動を今後も一層重視していくため，各学年の内容に数学的活動についての記述を位置づける。現行の課題学習については，数学的活動が実現される場面と位置付け，その内容も改善を図る。
エ「数と式」の領域では，文字を用いて考えることの必要性やよさの理解を深めたり，数量関係を式で表現，能率的に処理したり，式の意味を読み取り説明したりすることを重視する。
オ「図形」の領域では，体験に基づく実感的な理解をもとに，身の回りにあるものを図形ととらえてその性質や関係などを明らかにすること，図形の性質などを根拠に筋道を立て説明したり，その説明から新たな性質や関係を読み取ったりすることを重視する。
カ「関数」の領域では，身の回りで起こることを関数としてとらえ，表・式・グラフなどを用いて変化や対応の様子を調べてその特徴を説明したり，表・式・グラフなどから新たな関係や特徴を読み取って，それを具体的な場面で解釈したりすることを重視する。
キ「資料の活用」の領域では，資料に基づいて，集団の傾向や特徴をとらえ，それをもとに判断することを重視する。

(3) 中学校数学科の目標の改善

① 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感することが
できるようにすること ☞<解説 P6,L24-26；P6,L31-32 >

○数学的活動の楽しさ
単に楽しく活動をする側面だけでなく，知的成長という質的側面にも目を向ける。

○数学のよさを実感する
・ 数学的な表現や処理のよさ， 数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則のよさ，数学的な見方や考え方のよさなど。
・ 数学が生活に役立つこと，科学技術を支え相互にかかわって発展してきていることなどにかかわる知識。

↓

数学の学習に主体的に取り組むことができるようになる

② 事象を数理的に考察し表現する能力を高めること ☞ <解説 P7,L10-11 >

○表現する能力を高めること
数や図形の性質などを的確に表したり，根拠を明らかにして筋道立てて説明したり，自分の思いや考えを伝え合い，それらを共有したり質的に高めたりすることは重要である。

↓

事象を数理的に考察する過程やその成果についての認識は，
表現することによって深められる。

③ 活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てること ☞ <解説 P7,L16-18 >

○活用して考えたり判断したりしようとする態度
・ 数学を活用することの趣旨を明らかにした。
・ 数学を活用して考えたり判断したりする機会を設け，その必要性や有用性を実感を伴って理解できるようにすることが重要である。

↓

数学の学習に主体的に取り組むことにつながる

(4) 中学校数学科の内容の改善

① 領域構成と数学的活動について

・３領域から「数と式」,「図形」,「関数」,「資料の活用」の４領域

・各学年の内容に数学的活動についての記述を位置づけた
→数学的活動の指導にかかわる配慮事項 ☞<解説 P139-140 >

・中学校数学科の内容構成→学年別，領域別の概略図 ☞<解説 P10-11 >

② 具体的な内容について

・小学校において学習したことを素地として中学校において活用することや義務教育としての国際的な通用性などを踏まえて，一部の内容の指導時期を改めた。
☞<解説 P8 の表；P9,L1-3 >

・文字を用いた式，縮図や拡大図，反比例など，小学校と中学校間でスパイラルな教育課程を編成して指導する。→基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着

中学校数学科における内容の移行について　　　解説 P8 の表

ア　第１学年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　過去に示された指導要領

●数の集合と四則計算の可能性←高等学校「数学Ⅰ」から　【H 元年】

●大小関係を不等式を用いて表すこと←高等学校「数学Ⅰ」から（一部）　【H 元年】

◎簡単な比例式を解くこと

◎平行移動，対称移動及び回転移動　【H 元年】

◎投影図　【H 元年】

●球の表面積と体積←高等学校「数学Ⅰ」から　【H 元年】

○関数関係の意味←中学校第２学年から

●資料の散らばりと代表値←高等学校「数学基礎」，「数学Ｂ」から　【H 元年】

◆図形の対称性（線対称，点対称）→小学校第６学年へ

◆角柱や円柱の体積→小学校第６学年へ

イ　第２学年

○円周角と中心角の関係→中学校第３学年へ

◆起こり得る場合を順序よく整理すること→小学校第６学年へ

ウ　第３学年

●有理数と無理数←高等学校「数学Ⅰ」から　【H 元年】

●二次方程式の解の公式←高等学校「数学Ⅰ」から　【H 元年】

●相似な図形の面積比と体積比←高等学校「数学Ⅰ」から　【H 元年】

○円周角と中心角の関係←中学校第２学年から

（一部，高等学校「数学Ａ」から）【H 元年】

●いろいろな事象と関数←高等学校「数学Ⅰ」から　【H 元年】

●標本調査←高等学校「数学基礎」，「数学Ｃ」から　【H 元年】

注意：●…高等学校から中学校に移行する内容，○…中学校の学年間で移行する内容

◎…中学校で新規に指導する内容，◆…中学校から小学校へ移行する内容

③ 内容の示し方について

・授業における指導の目標が明らかになるようにした。　☞＜解説 P9,L5-6 ＞

・身につけるべき能力を「培う→養う→伸ばす」，習得すべき内容を「～を知ること」「～を理解すること」と表現　☞＜解説 P9,L9-12 ＞

・習得した知識・技能を活用することについて，全ての場面で「活用」を用いたが，特に「利用」「用いて～する」と表現しその意図を示した。　☞＜解説 P9,L14-17 ＞

2　指導計画作成上の配慮事項

(1) 各学年で指導する内容について　☞＜解説Ｐ１３３＞

○ 各学年の目標の達成に支障のない範囲内で，当該学年の内容の一部を軽く取り扱い，それを後の学年で指導することができる。また，学年の目標を逸脱しない範囲内で，後の学年の内容の一部を加えて指導することもできる。

生徒の実態に応じて適切な指導計画を作成することが必要であり，教師の創意工夫をより一層生かすためにも，弾力的な取り扱いができるようにする

学年にまたがって指導順序を変更したり，前の学年の復習を取り入れたり，後の学年の内容の一部を加えたりすることもできる。

(2) 学び直しの機会を設定することについて ☞＜解説 P133,L24-P134,L6 ＞

○ 学び直しの機会を設定することは，単に復習の機会を増やすことだけを意味するものではない，生徒の理解を広げたり深めたりするためでもあることに注意し，適切に位置付ける必要がある。

例えば，第２学年において一次関数の変化の割合について指導する際に，第１学年で指導した反比例を再度取り上げ，その変化の様子やグラフの形状についての理解をより確かなものにするとともに，変化の割合が一定でない関数が存在することを理解できるようにすることが考えられる。

(3) 道徳の時間などとの関連について

☞＜解説 P134,L11-15；P134,L26-29；P134,L30-P135,L2 ＞

○ 生徒が事象を数理的に考察し筋道立てて考え，表現する能力を高めること

→ 道徳的判断力の育成

○ 数学を活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てること

→ 工夫して生活や学習をしようとする態度の育成

１ 主として自分自身に関すること
(3)自律の精神を重んじ自主的に考え誠実に実行してその結果に責任を持つ。

→ 自分なりに出した結果(考え，答えなど)についてわかりやすく説明する。

２ 主として他人とのかかわりに関すること
(5)それぞれの個性や立場を尊重し，いろいろなものの見方や考え方があることを理解して，寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶ。

→ 図形の論証やそれ以外にも関連する内容はある

３ 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること
(2)自然を愛護し，美しいものに感動する豊かな心をもち，人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

→ 数学の美しさ(考え，概念や原理・法則，内容構成，自然界・芸術作品・音楽に潜む規則性など)

３　内容の取扱いについての配慮事項

(1) 用語・記号 ☞ ＜解説 P136,L28-30 ＞

○ 学習指導要領で各学年段階で示したものは，その学年で指導が完結して「用いることができるようにする」というのではなく，その学年から使用が始まることを示している。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用

○ 各領域の内容においてどのような指導に用いることができるかを検討して，積極的な活用を図ることが必要である。 ☞ ＜解説 P137,L12-14 ＞

○「適切に活用し」とは，情報を収集したり，他者とのコミュニケーションを図ったりする際に，生徒が的確に判断し対処することができるよう，メディア(インターネット等)・リテラシーの育成にも配慮する必要があることを意図したものである。

☞＜解説 P137,L15-18 ＞

・電卓を積極的に活用し，考えたり説明したりする時間を確保することが望まれる。

☞＜解説 P137,L23-27 ＞

・活用の形態については，コンピュータ室や教室等で，指導内容との関係で柔軟に対応できるようにする。 ☞＜解説 P138,L24-27 ＞

・インターネットなどの情報通信ネットワークなどの活用については，その目的を明確にして積極的な活用を図る。 ☞＜解説 P138,L29-30 ＞

4　数学的活動の指導に当たっての配慮事項

(1) 数学的活動を楽しみ，数学を学習することの意義や必要性を実感すること

○ 数学的活動の楽しさとは，単に楽しく活動するという側面ばかりでなく，知的成長がもたらされることによる楽しさという側面も意味している。☞＜解説 P139,L12-14 ＞

➡ 生徒が数学を学習する意義や数学の必要性について自らに問いかけ，自分なりの答えを見いだすことができるようにすることにも配慮する。

(2) 見通しを持って数学的活動に取り組み，振り返ること

○ 数学的活動は，基本的に問題解決の形で行われる。その過程では，生徒が見通しをもって活動に取り組めるよう配慮する。 ☞＜解説 P139,L23-24 ＞

○ 生徒が自ら課題を見いだし，その解決の過程では，問題を解決するために何をどのようにする必要があるかについて構想をまとめられるようにすることが重要である。

☞＜解説 P139,L26-28 ＞

○ 導いた結果については，たとえそれが期待していたものとは異なっていても，自らの活動を振り返り評価することにより，よりよいものに改めていくためのきっかけや新しい課題を得ることができる機会が生まれる。 ☞＜解説 P140,L3-8 ＞

➡ 生徒の自立的な取組を促す上で大切である

(3) 数学的活動の成果を共有すること

○ 数学的活動の指導においては，結果だけでなくその過程を重視する観点から，レポートにまとめ発表することなどを通して，数学的活動の過程を振り返り，生徒間で成果を共有する機会を設ける。 ☞＜解説 P140,L13-18 ＞

➡ 重要なことは，上述の(1)や(2)にかかわる思いや取組を，生徒間で共有し，今後の数学的活動に生かすことができるようにすることである。

5　課題学習とその位置付け

(1) 課題学習のねらい

○ ４つの各領域の内容を総合したり，日常の事象や他教科等での学習に関連づけたりするなどして見いだした課題を生徒が主体的に解決していくことを通して，数学的な見方や考え方をさらに深めていくこと ☞＜解説 P141,L10-13 ＞

➡ このような学習を通して，生徒が数学の有用性をより深く実感し，同時に，問題解決能力を一層伸ばすことができるようにする。

⬇

(2) 課題の満たすべき要件

○ 課題学習での課題は，一人一人の生徒がその解決に興味をもって積極的に取り組み，その主体的な追究が最後まで持続するような内容であることが必要である。

○ 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感することが可能であり，かつ，例えば，次のような要件を満たす課題であることが望まれる。

ア　一人一人の生徒が様々な思考や創意工夫を行うことができ，意欲的な追究を継続することができるような課題

イ　一人一人の生徒がそれぞれの方法で結果を見通すことのできるような課題
ウ　解決のために多様な数学的な見方や考え方が発揮されるような課題
エ　課題の解決だけにとどまらず，その解決を振り返り発展的に考えることができるような課題

○ 生徒の主体的な学習を実現するためには，通常の授業や日常生活及び課題学習の過程で生徒が自ら見いだした課題を収集，整理してそれらに挑戦する機会設けることも大切である。

(3) 通常の授業と課題学習

○ 指導計画においては，通常授業における各領域の内容に関する問題解決学習を継続し，各領域で学習した内容を総合したり，日常の事象や他教科等での学習に関連づけたりするなどして見いだした課題を解決する学習として課題　学習を位置付け，課題学習を通して「主体的な学習」「数学的な見方や考え方の育成」を一層促進していくことが大事である。　☞＜解説 P142,L9-13 ＞

6　言語活動の充実について

○　言葉や数，式，図，表，グラフを使って論理的に考え，根拠を明らかにして筋道を立てて説明し，互いに自分の考えを伝え合う活動の充実を図る。 ☞＜解説 P3,L21-24 ＞

7　移行措置について

(1)　移行措置の基本的な考え方

○ 平成２１年度から第１・２学年まで，また，平成２２年度から第３学年で，それぞれ指導内容の一部を変更するとともに，授業時数を増加する。

○ 移行期間中の中学校の標準授業時数について　☞＜学習指導要領Ｐ 124 ＞

○ 授業時数の変更については，選択教科等の授業時数を削減して対応するため，総授業時数の変更はない。

○ 新教育課程の前倒しに伴い，現在の教科書には記載がない事項を指導する際に必要となる教材については，国の責任において作成・配付する予定である。

(2)　移行措置の主な内容

① 内容とその実施時期

○ 移行措置に関わる主な内容とその実施時期については下記に示す表のとおりである。

☞＜学習指導要領 P131-133 ＞

○ 新しい学習指導要領において各学年の内容に示した［数学的活動］については，移行期間中の指導内容としては示してはいないが，各学校の実態や生徒の学習状況に配慮して，移行期間中の教育課程に加えることができるものとしている。

② 移行期間中の検討事項

○ 各学校においては，改訂の趣旨及び新学習指導要領の内容についての理解を深めるとともに,「学習指導要領解説」を踏まえ,移行期間中の指導内容の取り扱いについて十分検討する。

○ 特に「D 資料の活用」の領域や[数学的活動]の指導については，教材の開発や指導方法の研究など今後検討を要する。

○ 新学習指導要領の趣旨を活かした実践に向けて，早い段階から準備に取り組める態勢を整えておく。

Ⅱ　実施上の配慮事項

１　第１学年における［数学的活動］の具体的事例　☞＜解説ｐ 85 ～ 86 ＞

視点「数学的な表現を用いて，自分なりに説明し伝え合う活動」	学習学年 １学年	単元名 「平面図形」

重点　ある事柄を，根拠を明らかにして説明することの基礎を培う

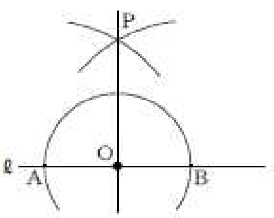
本時の目標

直線上の１点を通る垂線をひく作図の方法について，その方法で作図できる理由を，根拠となる事柄を示し，説明することができる。

学習の展開

【学習課題】

直線上の１点を通る垂線をひく作図の方法について，その方法で作図できる理由を説明しよう。



○発問

・作図できる理由を説明するために，根拠となることを考えよう。

・これまでに学習した作図方法で，似ているものはありませんか。

○自力解決・話し合い

・実際に作図する。

・直線，線分，線対称などの用語を用いて自分なりの説明を考える。

・説明し伝え合うことを通して自分とは異なる考え方に気付く。

〈生徒の反応例〉

・線分ＡＢが対角線で，点Ｏが対角線の交点であるようなひし形やたこ形ができるから

・線分ＡＢが底辺である二等辺三角形ＡＢＰができ，点Ｏが線分ＡＢの中点だから

・∠ＡＯＢ＝ 180 °の二等分線を作図しているから

視点に迫るための指導のポイント

○角の二等分線，線分の垂直二等分線の作図の方法と，作図ができる理由を図形の対称性を根拠にして説明できることについて活動を通して指導しておく。

○実際に作図することにより，垂線が正しく作図できることを確認する。

○説明することができない生徒には，これまでの学習を振り返り，作図の類似性に着目するなどして説明の根拠となる事柄を考えるように促す。

○どの事柄を根拠とすることがすぐれているかを検討するのではなく，それぞれの説明が根拠となる事柄を明確に示しているかどうかについて伝え合う活動を通して確認する。

◎説明として形式的に整っているかどうかよりも，直線，線分，線対称などの用語を用いて自分なりに説明しているかどうかを大切にする。

○まとめ

・伝え合うことにより，お互いの考えをよりよいものにしたり，一人では気付くことのできなかった新たなことを見いだしたりする機会が生まれることを確認する。

２　第２学年における［数学的活動］の具体的事例　☞＜解説ｐ94～95＞

視点「証明を読んで新たな性質を見いだすこと」	学習学年 ２学年	単元名 「図形の性質」

重点　証明の学習において，証明を見直すことによって，新たな図形の性質を見いだすことができる

本時の目標　図形の証明問題を解き，そこから新たな事柄や図形の性質を見つけることができる

学習の展開

【学習課題】
「二つの線分ＡＢ，ＣＤが点Ｏで交わり，ＡＯ＝ＢＯ，ＣＯ＝ＤＯならば，△ＡＯＣ≡△ＢＯＤである。」ことを証明しましょう。
また，その他に図中の線分や角の関係についていえることはないでしょうか。

[redacted]

○発問
- 仮定と結論は何ですか。
- 証明するために必要な条件(根拠)は何ですか。
- 証明した図形を利用して，他に線分や角の関係でいえることはありませんか。

○自力解決
- 合同になりそうな２組の三角形について，必要な合同条件を考える。
- 合同条件のよりどころとなる事柄を見つける。
- 筋道を立てて証明する。
- 他に見つけた，線分や角の関係をまとめる。

視点に迫るための指導のポイント

○仮定と結論をしっかりとらえさせ，必要な根拠について予想させる。

○証明の根拠となる事柄を見出し，そのことを利用して証明できることしっかりととらえさせる。

○証明を読むことを通して，論理的に考察し表現する能力を養うことが出来るようにする。

○見つけ出した事柄が正しいといえるか問いかけ，その根拠などを説明させたりする。

○お互いに見つけ出したことを説明し，共有する。

○同様に既習の証明を見直し，他にも新たな事柄を見つけ出せないか考える。

○話し合い
- 見つけ出した線分や角の関係について説明する。

〈生徒の反応例〉

・ＡＣ＝ＢＤ ・∠ＯＣＡ＝∠ＯＤＢ ・∠ＣＡＯ＝∠ＤＢＯ	・∠ＣＡＯ＝∠ＤＢＯであるからＡＣ//ＢＤ。	・∠ＣＡＯ＝∠ＤＢＯであるから四角形ＡＣＢＤは平行四辺形である。

○まとめ
- 図形の証明は書くだけでなく，読むことも大切である。図形の証明を読むことによって，図形の性質を見直したり，新たな性質を見いだすことが出来る。

○評価問題

３　第３学年における［数学的活動］の具体的事例　☞<解説ｐ135>

視点「乗法公式や因数分解の公式を活用して，数の性質が成り立つことを文字式を用いて説明することができる」	対象学年 ３年	単元名「式の計算」

重点　文字を用いた式でとらえ説明

本時の目標

乗法公式や因数分解の公式を能率的に活用し，目的に応じて式を変形し式の意味を読み取り，数の性質が成り立つことを文字式を用いて説明することができる。

学習の展開

【学習課題】
連続する二つの偶数の積に１をたすと奇数の２乗になることを証明しなさい。

○　発問
・偶数は２で割り切れる数ですね。
　すなわち２の倍数ですね。
　文字(整数)ｎを使って表すとどうなるかな。
・連続する二つの偶数を文字ｎを使って表してみよう。
・連続する二つの偶数の積に１をたした式を文字ｎを使って表してみよう。
・立てた式を計算してみよう。
・この計算結果から何を示したいのですか。
　それでは，その計算結果をどうすれば奇数の２乗になることを示すことができますか。

○　自力解決
・二つの偶数の積に１をたすことは，$2n(2n+2)+1$を計算することを確認する。
・$2n(2n+2)+1=(2n+1)^2$ という式の変形ができることを確認する。

○　問題解決の構想と結果の振り返り
$2n(2n+2)+1=(2n+1)^2$ という式の変形を振り返り，$2n+1$が，連続する偶数$2n$と$2n+2$の間の奇数であることから，「連続する二つの偶数の積に１をたすと二つの偶数の間にある奇数の２乗になる」とその意味を読み取ることもできることを確認する。

○　まとめ
・連続する二つの偶数の積に１をたすと奇数の２乗になる。
・連続する二つの偶数の積に１をたすと二つの偶数の間にある奇数の２乗になる。

○　評価問題

視点に迫るための指導のポイント

証明過程はおよそ次のようになる。

①　小さい方の偶数を文字(整数)ｎを用いて，$2n$とすると，大きい方の偶数は$2n+2$と表すことができる。

②　「二つの偶数の積に１をたす」ことは，$2n(2n+2)+1$を計算することを意味する。

③　その計算結果が「奇数の２乗になる」ことを示したいのだから，$2n(2n+2)+1$を$(\text{奇数})^2$という形の式に変形することを目指す。

※こうした方針を明らかにした上で具体的な式変形の過程を示し説明することで，「連続する二つの偶数の積に１をたすと奇数の２乗になる」ことが伝わりやすくなる。ここで説明とは，単に説明が書けることだけを意味するものではなく，その内容を，相手に分かりやすく伝えることも意味する。

第 2 章

第4節　理　　科

第４節　理　　科

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　理科教育の充実

「知識基盤社会」の時代においては，科学技術は競争力と生産力向上の源泉となっている。特に，第３期科学技術基本計画が指摘しているとおり，１９９０年代半ば以降ライフサイエンスやナノテクノロジー，情報科学技術の分野などを中心に学術研究や科学技術をめぐる世界的な競争が激化されたこのような競争を担う人材の育成が各国において国力の基盤として認識され国際的な人材争奪戦も現実のものとなっている

他方，少子・高齢化といった我が国の人口構造の変化のほか環境問題やエネルギー問題といった地球規模での課題については次世代への負の遺産を残さず，人類社会の持続可能な発展のために科学技術に何ができるかが問われている。

このため次世代を担う科学技術系人材の育成がますます重要な課題になっいているとともに，科学技術の成果が社会全体の隅々にいまで活用されるようになっている今日，国民一人一人の科学技術に関する基礎的素養の向上が喫緊の課題となっている。

学校教育においては，科学技術の土台である理数教育の充実が求められれているが，国際的な比較において学習に対する積極性が乏しく，得意だと思う子どもたちが少ないなど学習意欲がかならずしも十分でない。

２　理科教育の充実のポイント

(1)　授業時数を増加し，基礎的・基本的な知識技能の確実な定着のため学年間や学校段階間での反復学習など繰り返し学習，思考力等の育成のための観察・実験やレポートの作成，論述，数量や図形に関する知識・技能を実際の場面で活用する活動などを行う時間を十分確保する。

また，博物館等との連携による体験的な学習や，科学的な知識を活用したものづくりや探求的な活動を行うことも効果的である。

(2)　国際的な通用性が一層問われてきたことを踏まえて，指導内容についても見直す必要がある。理科においては，「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」など科学の基本的な見方や概念を柱として，小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を行うことや，内容の系統性を確保する必要がある。

(3)　理科教育の充実に当たってては教育内容の充実に加えそれを支える教育条件の整備を図ることが重要である。指導充実のための教職員定数の改善，外部人材なども活用した小学校高学年における専科教員による教育の充実や理科支援員等の配置，観察・実験のための理科教育設備の整備，繰り返し学習や自ら発展的な学習に取り組むことを促す教科書の充実などに留意する必要がある。

３　改善の基本方針

(1)　小・中・高等学校を通じ，発達の段階に応じて，子ども達が知的好奇心や探求心をもって自然に親しみ，目的意識をもった観察・実験を行うことにより，科学的に調べる能力や態度を育てるとともに科学的な認識の定着を図り，科学的な見方や考え方を養うことができるように改善を図る。

(2)　理科の学習において基礎的・基本的な知識・技能ま，実生活における活用や理論的な思考力の基礎として重要な意味を持っている。また，科学技術の進展などの中で理科教育の国際性的な通用性が一層問われている。このため，科学的な概念理解など基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着定着を図る観点から「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」などの科学の基礎的な見方や概念を柱として，子どもたちの発達の段階を踏まえ小・中・高を通じた理科の内容の構造化を図る方向で改善する。

(3)　科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から，学年や発達の段階，指導内容に応じて，観察実験の結果を整理し考察する学習活動，科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動探求的な学習活動を充実する方向で改善する。

(4)　科学的な知識や概念の定着を図り，科学的な見方や，考え方を育成するため，観察・実験や自然体験，科学的な体験を一層充実する方向で改善する。

４　改訂の要点

〔小・中共通〕

1　小・中学校を通じた内容の一貫性を重視
2　国際的な通用性，内容の系統性の確保や小・中学校の学習の円滑な接続等の観点から，必要な指導内容を充実
3　科学的な思考・表現力等の育成の観点から，観察・実験の結果を分析し解釈する学習活動，科学的な概念を使用して考えたり，説明したりするなどの学習活動等を充実
4　科学を学ぶことの意義や有用性の実感及び科学への関心を高める観点から，日常生活や社会との関連を重視し改善

[小学校]

生活科の学習を踏まえ身近な自然につい児童自ら問題を見いだし，見通しをもって観察・実験などを通して問題解決の能力を育てるとともに，学習内容を実生活と関連付けて実感を伴った理解を図り自然環境や生命を尊重する態度，科学的に探求する態度をはぐくみ，科学的な見方や考え方を養うことを重視

(1)　領域構成については，児童の学び方や特性や二つの分野で構成されている中学校との接続などを考慮して，現行の「生物とその環境」，「物質とエネルギー」，「地球と宇宙」を改め「物質・エネルギー」，「生命・地球」とする。

(2)　「物質・エネルギー」については，児童が物質の性質やはたらき，状態の変化について，観察・実験を通して探求したり，物質の性質などを活用してものづくりをしたりすることについての指導に重点を置いて内容を構成する。また，「エネルギー」や「粒子」いった科学の基本的な見方や概念を柱として内容が，系統性をもつように留意する。その際，例えば風やゴムの働き，物と重さ，電気の利用などを指導する。また，現行で課題選択となっている振り子と衝突については，振り子は引き続き小学校で指導し，衝突は中学校に移行する。

(3)　「生命・地球」については，児童が生物の生活や成長，体のつくり及び地表，大気圏，天体にに関する諸現象について観察やモデルなどを通して探求したり，自然災害などの視点と関連づけて探求したりすることについての指導に重点を置いて内容を構成する。
また,「生命」や「地球」といった科学の基本的な見方や概念を柱として内容が系統性をもつよう留意する。
　その際，例えば自然の観察，人の体のつくりと運動，太陽と月などを指導する。また，現行で課題選択となっている，卵の中の成長と母体内の成長，地震と火山はいずれも指導する。

(4)　児童の科学的な見方や考え方が一層深まるように，観察・実験の結果を整理し考察し表現する学習活動を重視する。また，各学年で重点を置いて育成すべき問題解決の能力については，現行の考え方を踏襲しつつ，中学校との接続も踏まえて見直す。

(5)　生活科との関連を考慮し，ものづくりなどの科学的な体験や身近な自然を対象とした自然体験の充実を図るようにする。

[中学校]

身近な自然の事物・現象について生徒が自ら問題を見いだし解決する観察・実験などを一層重視し，自然を探求する能力や態度を育成するととに，科学的な知識や概念を活用したり実生活と関連付けてしながら定着を図り，科学的な見方や考え方自然に対する総合的なものの見方を育てることを重視

(1)　第１分野（物理的分野及び化学的分野)，第２分野（生物的領域及び地学的領域）という現行の基本的な枠組みは維持しつつ，内容については，科学的思考や科学に関する基本的概念の形成を目指して次のような改善を行う。

（ア）　第１分野については「エネルギー」「粒子」などの科学の基本的な見方や概念を柱として内容を構成し，科学に関する基本的概念の一層の定着を図る。さらに科学技術と人間，エネルギーと環境など総合的な見方を育てる学習になるよう内容を構成する。
　その際，電力量，力の合成と分解，仕事と仕事率，水溶液の電導性，原子の成り立ち，イオンなどを指導する。

（イ）　第２分野については「生命」「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として内容を構成し，科学に関する基本的な概念の一層の定着を図る。さらに，生命，環境，自然災害など総合的なものの見方を育てる学習になるように内容を構成する。
　その際，生物の多様性と進化，遺伝の規則性，DNA の存在，日本の天気，月の動きと見え方，地球の変動と災害などを指導する。

(2)　科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から，生徒が目的意識をもって観察・実験を主体的に行うとともに，観察・実験の結果を考察し表現するなどの学習活動を一層重視する。その際，小学校で身につけた問題解決の力を更に高めるとともに，観察・実験の結果を分析し解釈するなどの科学的探求の能力の育成に留意する。

(3)　科学的な知識や概念の定着を図り，科学的な見方や考え方を育成するために原理や法則の理解等を目的としたものづくり，理科で学習したことを野外で確認し，野外での発見や気付きを学習に生かす自然観察など，科学的な体験や自然体験の充実を図る。

(4)　理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせる観点から，実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する。また，持続可能な社会の構築が求められている現状に鑑み，環境教育の充実を図る方向で内容を見直す。これらを踏まえ，第１分野の科学技術と人間，第２分野の自然と人間についての学習の充実を図る。

II　実施上の配慮事項

１　言語活動の充実

今回の学習指導要領の改訂の基本方針のひとつに「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成をバランスを重視すること」とある。思考力・判断力・表現力の育成をはかるために，理科では，基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに，観察・実験やレポートの作成, 論述など知識・技能の活用を図る学習活動を今まで以上に充実することが必要になってくる。また, これらの学習を通じて, その基盤となるのは言語に関する能力であり, 国語科のみならず, 各教科等においてその育成を重視している。中学校学習指導要領理科では，目標の(2),(3)中に「・・分析して解釈し表現する能力を・・・」と言語活動に関する記述がある。具体的な理科の授業としては，以下のような学習活動で言語活動の充実が図れると考えられる。

(1) 観察して気付いたことをグループやクラス全体に伝えて共有化する。
(2) 実験の結果，分かったことを正確に理解して，記録したり，クラスに報告したりする。
(3) 科学用語や概念を用いて，観察や実験を説明する。
(4) グラフや図表などから的確に情報を読み取ったり，グラフや図表を用いてわかりやすく説明したりする。
(5) 実験結果に基づきじっくり考察を行い，考察や結論をまとめ，レポートとして提出する。
(6) 予想や仮説の検証方法を検討する場面を設定し，そこでグループごとに討論しながら考えを深め合う。

２　検証方法などの考えを深める活動

２００６年１１月に国立教育政策研究所が発表した「特定の課題に対する調査（理科）調査結果」によると，現在の中学生には以下の課題があると報告されている。

(1) 問題を解決するための実験方法を考えることに課題
(2) 観察，実験の結果や提示されたデータに基づいて考察することに課題
(3) 実験器具の正しい使い方や測定器具の目盛りの読み取りに課題
(4) 質量の保存など，概念の理解を深めることに課題

また，それらを解決する方策として

(1) 生徒自身が実験の方法を考え，結果を予想するための機会の確保
(2) 観察，実験のねらいと結果を対比させた考察と，考察の見直しをさせる指導の工夫
(3) 生徒一人一人が実験操作を経験できるようにする工夫や相互評価の導入
(4) 既習事項との関連を踏まえた計画的な指導やモデル等を利用した指導の工夫

が上げられている。今回の学習指導要領理科では，それらを問題解決の能力として，段階的に育成していくよう各学年の目標に定められている。例えば，小学校３学年では「比較したりする能力の育成」，４学年では「関連付ける能力の育成」，５学年では，「観察，実験などを計画的に

行っていく条件制御の能力の育成」，６学年では「要因や規則性，関係を推論する能力の育成」である。小学校においては，上記の能力に視点をおいた学習活動が求められる。また，中学校においては，小学校で育成された能力を活用したり科学的に探究したりする活動を通して更に育成していくことが望まれる。科学的に探究する活動は，①問題意識をもつ，②問題に対して予想や仮説を立てる，③解決方法の計画・検討を行う，④見通しや目的意識をもって観察実験を行う，⑤結果の考察・まとめをする，⑥新たな問題意識をもつという過程を通す活動である。その際，特に生徒の考える時間，グループでの話し合い活動等を十分設定することなど配慮する必要がある。更に，⑤において，Ⓐ比較する，Ⓑ数量的にとらえる，Ⓒ記号化・図式化・モデル化，Ⓓ推論する，論理的に考える，Ⓔ多面的に考える，Ⓕ分析・総合化する，Ⓖ規則性を発見する，などの視点にも留意して学習指導を行うことにも留意が必要である。

３　体験活動や体験的活動の充実

答申（中教審初等中等教育分科会教育課程部会(2008)「幼稚園，小学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」以下「答申」と略す）では，理科における課題の一つとして，「子どもの体験活動の状況が，過去と比べて，理科の学習の基盤となる自然体験，生活体験が乏しくなってきている状況がみられる」ということが上げられた。その状況を改善するため，学習指導要領において，科学的な知識や定着を図り，科学的な見方や考え方を育成するため，観察・実験や自然体験，科学的な体験を一層充実する方向で改善が図られた。自然体験等の一層の充実を図る手だてとして，①原理や法則の理解等を目的としたものづくり，②理科で学習したことを野外で確認し，野外での発見や気付きを学習に生かす自然観察などが考えられる。①の具体的な学習活動としては，ストロー笛の作成，直流モーターを用いた風力発電機の作成，携帯カイロの作成やエネルギーの視点からジェットコースター作り等がある。また，②の具体的な学習活動としては，野外観察（地域全体の地形の観察や露頭観察等）や，継続的な観察・観測（栽培・飼育，気象）などがある。また，身近な生物の解剖などの体験活動を行うことも必要である。それらのことを年間指導計画に位置づけ計画的に授業実践していくことで，体験活動の一層の充実が図れる。

１　小学校理科の移行措置（平成 21 年度・22 年度）

(1) 指導計画及び実施においては下記の事項に留意する。

① 平成 21 年度の 3 学年及び 4 学年の指導計画は新学習指導要領の内容がすべて含まれるため，新課程実施となる。

② 平成 21 年度の 5 学年及び 6 学年では，前年度（平成 20 年度）で未履修または履修済みの内容があるため５，６年両方で指導する内容があることに留意する。

(2)平成 21 年度の５，６年については，両方での指導に必要な観察・実験の器具類について準備等に留意する。

囲み線 ＝追加して指導する内容　囲み線（点線） ＝計画・実施上の留意する内容など（現行課程との比較は省略）

学年	第３学年（90 時間）	第４学年（105 時間）
年度	平成 21 年度，平成 22 年度	平成 21 年度，平成 22 年度
内容	B　生命・地球 (1)　昆虫と植物 ア 昆虫の成長と体のつくり イ 植物の成長と体のつくり **(2)　身近な自然の観察** ←（ウ昆虫と植物のかかわり（再編）） **ア 身の回りの生物の様子** **イ 身の回りの生物と環境とのかかわり** A　物質・エネルギー **(1)　物と重さ** **ア　形と重さ** **イ　体積と重さ** **(2)　風やゴムの働き** **ア　風の働き** **イ　ゴムの働き** (3)　光の性質 ア　光の反射・集光 イ　光の当て方と明るさや暖かさ (5)　電気の通り道 ア　電気を通すつなぎ方 イ　電気を通す物 (4)　磁石の性質 ア　磁石に引きつけられる物 イ　異極と同極 B　生命・地球 (3)　太陽と地面の様子 ア　日陰の位置と太陽の動き イ　地面の暖かさや湿り気の違い	B　生命・地球 **(1)　人の体のつくりと運動** **ア 骨と筋肉** **イ 骨と筋肉の働き** **【内取３(3)　関節の働き】** (2)　季節と生物 ア　動物の活動と季節 イ　植物の成長と季節 A　物質・エネルギー (1)　空気と水の性質 ア　空気の圧縮 イ　水の圧縮 (2)　金属，水，空気と温度 ア　温度と体積の変化 イ　温まり方の違い **ウ　水の三態変化** ←（C(2)ア「水の状態変化」（統合）） **〔→現行Ｃ(2)ア「水の状態変化」に「水の体積変化」を追加〕** (3)　電気の働き ア　乾電池の数とつなぎ方 イ　光電池の働き B　生命・地球 (4)　月と星 ア　月の形と動き イ　星の明るさ，色 ウ　星の動き (3)　天気の様子 **ア　天気による１日の気温の変化** **〔→現行第５学年から移行〕** イ　水の自然蒸発と結露

学年	第５学年（105 時間）		第６学年（105 時間）	
年度	平成 21 年度,	平成 22 年度	平成 21 年度,	平成 22 年度
内容	B　生命・地球 (1)　植物の発芽，成長，結実 ア　種子の中の養分 イ　発芽の条件 ウ　成長の条件 エ　植物の受粉，結実 (2)　動物の誕生 ア　卵の中の成長 **イ　水中の小さな生物** ウ　母体内の成長 A　物質・エネルギー (1)　物の溶け方 ア　物が水に溶ける量の限度 イ　物が水に溶ける量の変化 ウ　重さの保存 (2)　振り子の運動 ア　振り子の運動 **(3)電流の働き** **ア鉄心の磁化，極の変化** **イ　電磁石の強さ** **〔→現行第６学年から移行〕** B　生命・地球 (4)　天気の変化 ア　雲と天気の変化 イ　天気の変化の予想 (3)　流水の働き ア　流水の働き イ　川の上流・下流と川原の石 ウ　雨の降り方と増水	B　生命・地球 (1)　植物の発芽，成長，結実 ア　種子の中の養分 イ　発芽の条件 ウ　成長の条件 エ　植物の受粉，結実 (2)　動物の誕生 ア　卵の中の成長 **イ　水中の小さな生物** ウ　母体内の成長 A　物質・エネルギー (1)　物の溶け方 ア　物が水に溶ける量の限度 イ　物が水に溶ける量の変化 ウ　重さの保存 (2)　振り子の運動 ア　振り子の運動 **(3)電流の働き** **ア鉄心の磁化，極の変化** **イ　電磁石の強さ** B　生命・地球 (4)　天気の変化 **ア　雲と天気の変化** イ　天気の変化の予想 (3)　流水の働き ア　流水の働き **イ 川の上流・下流と川原の石** ウ　雨の降り方と増水	B　生命・地球 (1)　人の体のつくりと働き ア　呼吸 イ　消化・吸収 ウ　血液循環 **エ　主な臓器の存在** **【内取３(2)イ　肺，胃，小腸，大腸，肝臓，腎臓，心臓】** (2)　植物の養分と水の通り道 ア　でんぷんのでき方 **イ　水の通り道** (3)　生物と環境 **イ　食べ物による生物の関係** ア　生物と水，空気とのかかわり A　物質・エネルギー (2)　水溶液の性質 ア　酸性，アルカリ性，中性 イ　気体が溶けている水溶液 ウ　金属を変化させる水溶液 (1)　燃焼の仕組み ア　燃焼の仕組み (3)　てこの規則性 ア　てこのつり合いと重さ イ　てこのつり合いの規則性 ウ　てこの利用 (4)　電気の利用 ア　発電・蓄電 イ　電気の変換 **ウ　電気による発熱** エ　電気の利用 B　生命・地球 (4)　土地のつくりと変化 ア　土地の構成物と地層の広がり イ　土地のでき方と化石 ウ　火山や地震による土地の変化 **(5)　月と太陽** **ア　月の形と太陽の位置** **イ　月の表面の様子** **【内取３(5)　地球から見た太陽と月の位置関係】**	B　生命・地球 (1)　人の体のつくりと働き ア　呼吸 イ　消化・吸収 ウ　血液循環 **エ　主な臓器の存在** **【内取３(2)イ　肺，胃，小腸，大腸，肝臓，腎臓，心臓】** (2)　植物の養分と水の通り道 ア　でんぷんのでき方 **イ　水の通り道** (3)　生物と環境 **イ　食べ物による生物の関係** ア　生物と水，空気とのかかわり A　物質・エネルギー (2)　水溶液の性質 ア　酸性，アルカリ性，中性 イ　気体が溶けている水溶液 ウ　金属を変化させる水溶液 (1)　燃焼の仕組み ア　燃焼の仕組み **(3)　てこの規則性** **ア てこのつり合いと重さ** **イ てこのつり合いの規則性** **ウ てこの利用** **(4)　電気の利用** **ア　発電・蓄電** **イ　電気の変換** **ウ　電気による発熱** **エ　電気の利用** B　生命・地球 (4)　土地のつくりと変化 ア　土地の構成物と地層の広がり イ　土地のでき方と化石 ウ　火山や地震による土地の変化 **(5)　月と太陽** **ア　月の形と太陽の位置** **イ　月の表面の様子** **【内取３(5)地球から見た太陽と月の位置関係】**

ア，ウは課題選択から必修へ、イは追加

5 学年内容の「てこの規則性」は H22 年度から 6 学年で指導する。
H21 の 6 年生は，H20 年度に履修していることから指導を省略し，
「電流の動き」を受ける必要がある。

振り子の運動のうち「衝突」は中学へ移行

「電流の動き」は H21 の 5 年から指導が始まる。
H21 の 6 年生は 5 年で未履修のため指導する必要がある。

一部指加えて指導する

「天気による一日の気温の変化」は，H21 で 4 年に移行。
H21 の 5 年生は 4 年で未履修のため指導する必要がある

H21 は 5 年で火山と地震の選択されなかったものを指導する

III　移行期間中の対応

１　移行期間（平成２１年～２３年度）の措置について　～中学校～

※現行課程では，両分野とも現行の内取３（１）で指導順序を規定しているが，移行期間中からはその規定は適用外とする。

(1)　平成２１年度

①　１学年

※配当時間は目安

	現行課程（網掛けは変更部分）	新課程（枠内は追加）	配当時間
１分野	(1)　身近な物理現象 ア　光と音 (ｱ)光の反射・屈折 (ｲ)凸レンズの働き (ｳ)音の性質 イ　力と圧力 (ｱ)力の働きと力のつり合い 〔→後半は第３学年の(5)ア(ｱ)に移行〕 (ｲ)圧力 【内敢 3(2)オ水圧は扱わない】	①身近な物理現象 ア　光と音 (ｱ)光の反射・屈折 (ｲ)凸レンズの働き ○音の性質 イ　力と圧力 (ｱ)力の働き [内取3(2)エ　力とばねの伸び，重さと質量の違い] (ｲ)圧力(水圧を含む) [内取3(2)オ　水圧，浮力]	２５
	(2)身の回りの物質 ア　物質のすがた (ｱ)物質のすがた 【内敢 3(3)アのうち「密度」に開する部分】 （触れる程度の部分） (ｲ)状態変化と体積変化 (ｳ)気体の発生と性質 イ　水溶液 (ｱ)水溶液 (ｲ)酸・アルカリ・中和 〔→ H23 の移行措置で第３学年で指導〕	②身の回りの物質 ア　物質のすがた (ｱ)物質のすがた [内取3(3)アのうち「代表的なﾌﾟﾗｽﾁｯｸの性質」 ウ　状態変化 (ｱ)状態変化と熱 [内取3(3)オ粒子のモデル,粒子の運動] (ｲ)物質の融点と沸点 ア　物質のすがた (ｲ)気体の発生と性質 イ　水溶液 (ｱ)物質の溶解 (ｲ)溶解度と再結晶 [内取3(3)ウ　粒子のモデル，質量ﾊﾟｰｾﾝﾄ濃度	２４
２分野	(1)植物の生活と種類 ア　生物の観察 イ　植物の体のつくりと働き (ｱ)花のつくりと働き (ｲ)葉・茎・根のつくりと働き ウ　植物の仲間 (ｱ)種子植物の仲間	(1)植物の生活と種類 ア　生物の観察 イ　植物の体のつくりと働き (ｱ)花のつくりと働き (ｲ)葉・茎・根のつくりと働き ウ　植物の仲間 (ｱ)種子植物の仲間 (ｲ)種子をつくらない植物の仲間 [内取3(2)エ　シダ植物やコケ植物が胞子をつくること]	３０
	(2)大地の変化 ア　地層と過去の様子 イ　火山と地震 (ｱ)火山活動と火成岩 【内敢 3(3)イ火山岩･深成岩は各１種類】 (ｲ)地震の伝わり方と地球内部の働き	(2)大地の成り立ちと変化 イ　地層の重なりと過去の様子 [内取3(3)ウのうち「断層，褶曲」] ア　火山と地震 (ｱ)火山活動と火成岩 [内取3(3)アのうち「火山岩及び深成岩は代表的な岩石を扱う」] (ｲ)地震の伝わり方と地球内部の働き	２６
	１０５時間	（増減なし）	１０５

②　２学年
現行課程と同じ

③　３学年

	現行課程	新課程	配当時間
１分野	(5)運動の規則性 ア　運動の規則性 (ｱ)運動の速さと向き (ｲ)力と運動 (ｳ)エネルギーの変換と保存	(5)運動とエネルギー ア　運動の規則性 (ｱ)力のつり合い (ｲ)運動の速さと向き (ｳ)力と運動 イ　力学的エネルギー (ｱ)仕事とエネルギー 【内取 3(6)ウ　仕事の原理】 (ｲ)力学的エネルギーの保存	２２
	(6)物質と化学反応の利用 ア　物質と化学反応の利用 (ｱ)酸化と還元 (ｲ)化学変化とエネルギー 【内取３(7)イのうち「イオンを扱わない」】	(6)化学変化とイオン ア　水溶液とイオン (ｱ)水溶液の電気伝導性 (ｲ)原子の成り立ちとイオン 【内取 3(7)ア　電子と原子核，陽子，中性子，イオン式】 ○化学変化と電池 【内取 3(7)イのうち「電極で起こる反応を中心に扱う」】 イ　酸・アルカリとイオン (ｱ)酸・アルカリ (ｲ)中和と塩	２３
	(7)科学技術と人間 ア　ェネルギー資源 (ｱ)エネルギー資源	(7)科学技術と人間 ア　エネルギー (ｱ)様々なエネルギーとその変換 (ｲ)エネルギー資源	３
	イ　科学技術と人間(２分野との選択)	イ　科学技術の発展 ウ　自然環境の保全と科学技術の利用	６※
２分野	(5)　生物の細胞と生殖 ア　生物と細胞 (ｱ)　植物と動物の細胞の特徴 (ｲ)　細胞分裂と生物の成長 イ　生物の殖え方 (ｱ)　生物の殖え方	(5)　生命の連続性 ア　生物の成長と殖え方 (ｱ)細胞分裂と生物の成長 (ｲ)生物の殖え方 イ　遺伝の規則性と遺伝子 【内取 3(6)ウ　分離の法則，遺伝子の変化による形質の変化，遺伝子の本体はＤＮＡであること】	１７
	(6)　地球と宇宙 ア　天体の動きと地球の自転・公転 (ｱ)　日周運動と自転 (ｲ)　年周運動と公転 イ　太陽系と惑星 (ｱ)　太陽系と惑星，恒星	(6)地球と宇宙 ア　天体の動きと地球の自転・公転 (ｱ)日周運動と自転 (ｲ)年周運動と公転 イ　太陽系と恒星 (ｱ)太陽の様子 (ｳ)惑星と恒星 (ｲ)月の運動と見え方 【内取 3(7)ウ　日食や月食】	２０
	(7)　自然と人間 ア　自然と環境 (ｱ)　自然界のつり合い (ｲ)　自然環境の調査と環境	(7)自然と人間 ア　生物と環境 (ｱ)自然界のつり合い (ｲ)自然環境の調査と環境保全	１４
	イ　自然と人間（１分野との選択）	イ　自然の恵みと災害 ウ　自然環境の保全と科学技術の利用	６※
	８０時間	（２５時間増）	１０５

※　：１分野，２分分野どちらか一方を選択履修

(2) 平成２２年度

① １学年

平成２１年度と同じ

② ２学年

	現行課程	新課程	配当時間
１分野	(3)電流とその利用 ア　電流 (ｱ)静電気と電流 (ｲ)回路と電流・電圧 (ｳ)電流・電圧と抵抗 イ　電流の利用 (ｱ)電流と磁界 (ｲ)磁界中の電流が受ける力 (ｳ)電気と光一熱 【内敢 3(4)オ電力量の概念は扱わない。定量的な扱いにしない。】	(3)電流とその利用 ア　電流 (ｴ)静電気と電流 【内取 3(4)エ電流が電子の流れであること】 (ｱ)回路と電流・電圧 (ｲ)電流・電圧と抵抗 ○電気とそのエネルギー 【内取 3(4)ウ　電力量，熱量】 イ　電流と磁界 (ｱ)電流がつくる磁界 (ｲ)磁界中の電流が受ける力 (ｳ)電磁誘導と発電 （このうち「直流と交流の違い」）	３５
	(4)化学変化と原子・分子 ア　物質の成り立ち (ｱ)物質の分解 (ｲ)原子・分子 イ　化学変化と物質の質量 (ｱ)化合と化学反応式 (ｲ)化学変化と物質の質量	(4)化学変化と原子・分子 ア　物質の成り立ち (ｱ)物質の分解 (ｲ)原子・分子 イ　化学変化 (ｱ)化合 (ｲ)酸化と還元〔→現行(6)アから移行〕 【内取 3(5)簡単なものを扱う】 (ｳ)化学変化と熱〔→現行(6)アから移行〕 ウ　化学変化と物質の質量 (ｱ)化学変化と質量の保存 (ｲ)質量変化の規則性	３２
２分野	(3) 動物の生活と種類 ア　動物の体のつくりと働き (ｱ) 動物の体とつくりの働きの観察 (ｲ) 刺激と反応 (ｳ) 生命を維持する働き イ　動物の仲間 (ｱ) 動物の仲間 →（内容追加）	(3)動物の生活と生物の変遷 ア　生物と細胞 イ　動物の体のつくりと働き (ｲ)刺激と反応 (ｱ)生命を維持する働き ウ　動物の仲間 (ｱ)脊椎動物の仲間 【内取 3(4)ウ　脊椎動物の体の表面の違い等】 (ｲ)無脊椎動物の仲間 【内取 3(4)エ　節足動物や軟体動物の観察と脊椎動物との比較 エ　生物の変遷と進化 【内取 3(4)オ進化の証拠や具体例，生息環境での生活に都合のよい特徴】	３９
	(4) 天気とその変化 ア　気象観測 イ　天気の変化 (ｱ) 霧や雲の発生 (ｲ) 前線の通過と天気の変化	(4)気象とその変化 ア　気象観測 イ　天気の変化 (ｱ)霧や雲の発生 【内取 3(5)アのうち「水の循環」】 (ｲ)前線の通過と天気の変化 ウ　日本の気象 (ｱ)日本の天気の特徴 (ｲ)大気の動きと海洋の影響 【内取 3(5)ウ　大気の動き,地球の大きさや大気の厚さ】	３４
	１０５時間	（現行より３５時間増）	１４０

③ ３学年

平成２１年度と同じ

(3) 平成２３年度

① １学年

平成２１，２２年度と同じ

② ２学年

平成２２年度と同じ

③ ３学年

	２１・２２年度課程	２３年度課程	配当時間
	(5)運動とエネルギー ア　運動の規則性 (ｱ)力のつり合い (ｲ)運動の速さと向き (ｳ)力と運動 イ　力学的エネルギー (ｱ)仕事とエネルギー 【内取 3(6)ウ　仕事の原理】 (ｲ)力学的エネルギーの保存	(5) 運動とエネルギー ア　運動の規則性 (ｱ)力のつり合い 〔→現行(1)イ(7)から一部移行〕 (ｲ)運動の速さと向き (ｳ)力と運度 イ　力学的エネルギー (ｱ)仕事とエネルギー 【内取 3(6)ウ　仕事の原理】 (ｲ)力学的エネルギーの保存 【内取 3(6)エ　摩擦】	２９
	(6)化学変化とイオン ア　水溶液とイオン (ｱ)水溶液の電気伝導性 (ｲ)原子の成り立ちとイオン 【内取 3(7)ア　電子と原子核，陽子，中性子，イオン式】 ○化学変化と電池 【内取 3(7)イのうち「電極で起こる反応を中心に扱う」】 イ　酸・アルカリとイオン (ｱ)酸・アルカリ (ｲ)中和と塩	(6)化学変化とイオン ア水溶液とイオン (ｱ)水溶液の電気伝導性 (ｲ)原子の成り立ち.とイオン 【内取 3(7)ア　電子と原子核，陽子，・中性子，イオン式】 (ｳ)化学変化と電池 【内取 3(7)イ　電極で起こる反応を中心に扱う．日常生活等で利用される代表的な電池】 イ　酸・アルカリとイオン (ｱ) 酸・アルカリ (ｲ) 中和と塩 【内取 3(7)ウ pH】 【内取 3(7)エ 水に溶ける（解けない）塩】	３２
	(7)科学技術と人間 ア　エネルギー (ｱ)様々なエネルギーとその変換 (ｲ)エネルギー資源 イ　科学技術の発展 ウ　自然環境の保全と科学技術の利用	(7)科学技術と人間 ア　エネルギー (ｱ)様々なエネルギーとその変換 【内取 3　(8)ア　熱の伝わり方，エネルギーの総量保存及び変換効率】 (ｲ)エネルギー資源 【内取 3(8)イ　放射線の性質と利用】 イ　科学技術の発展 ウ　自・然環境の保全と科学技術の利用 【内取 3(8)ウ　２分野と総合的に扱う】	１３
	(5) 生命の連続性 ア　生物の成長と殖え方 (ｱ)細胞分裂と生物の成長 (ｲ)生物の殖え方 イ　遺伝の規則性と遺伝子 【内取 3(6)ウ　分離の法則，遺伝子の変化による形質の変化，遺伝子の本体はＤＮＡであること】	(5) 生命の連続性 ア　生物の成長と殖え方 (ｱ)細胞分裂と生物の成長 (ｲ)生物の殖え方 イ　遺伝の規則性と遺伝子 【内取 3(6)ウ　分離の法則，遺伝子の変化による形質の変化，遺伝子の本体はＤＮＡであること】	２１
	(6)地球と宇宙 ア　天体の動きと地球の自転・公転 (ｱ)日周運動と自転 (ｲ)年周運動と公転 イ　太陽系と恒星 (ｱ)太陽の様子 (ｳ)惑星と恒星 (ｲ)月の運動と見え方 【内取 3(7)ウ　日食や月食】	(6) 地球と宇宙 ア　天体の動きと地球の自転・公転 (ｱ)日周運動と自転 (ｲ)年周運動と公転 イ　太陽系と恒星 (ｱ)太陽の様子 (ｳ)惑星と恒星 (ｲ)月の運動と見え方 【内取 3 C?)ウ　日食や月食】	２５
	(7)自然と人間 ア　生物と環境 (ｱ)自然界のつり合い (ｲ)自然環境の調査と環境保全 イ　自然の恵みと災害 ウ　自然環境の保全と科学技術の利用	(7).自然と人間 ア　生物と環境 (ｱ)自然界のつい合い (ｲ)自然環境の調査を環境保全 イ自然の恵みと災害 【内取 3.(8)ウ　地球規模でのプレートの動き.地域の災害】 ウ　自然環境の保全と科学技術の利用 【内取３(8)エ　１分野と総合的に扱う】	２０
	１０５時間	（２１・２２年度より３５時間増）	１４０

第 2 章

第5節　生　　活

第５節　生　　活

Ｉ　編成上の留意事項

１　年間指導計画の作成

(1)　年間指導計画作成の考え方

年間指導計画の作成にあたっては，今回の学習指導要領の改訂の趣旨と生活科の目標・内容の関連をよく理解し，児童の実態把握など児童理解を徹底し，学習素材を研究することが大切である。

下記の図は，年間指導計画の作成の手順を示したものであり，各学校においては，本要領とともに，『小学校学習指導要領解説　生活編　第５章』を参考にして，特色ある年間指導計画を作成されるよう期待する。

(2) 指導計画作成の手順

教育課程の基準の改善の趣旨

1「生きる力」という理念の共有　　2　基礎的・基本的な知識・技能の習得
3　思考力・判断力・表現力等の育成　　4　確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
5　学習意欲の向上や学習習慣の確立　　6　豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

↓

生活科改訂の趣旨

(ｱ) 多様な学習活動と教師の子どもへのかかわり　(ｲ) 表現する活動と教師の子どもへのかかわり
(ｳ) 自然の不思議さや面白さを実感する活動　(ｴ) 通学路の安全及び自然体験や継続的な飼育栽培
(ｵ) 交流や合科的・関連的指導の充実を図る

↓

の

⇨ **地域の実態**
・自然的環境の特色
・社会的環境の特色

⇨ **学校の実態**
・学校規模の特色
・学校の教育課題

⇨ **内容の取扱い**
・学校と生活
・家庭と生活
・地域と生活
・公共物や公共施設の利用
・季節の変化と生活
・自然や物を使った遊び
・動植物の飼育・栽培
・生活や出来事の交流
・自分の成長

⇨ **の**

⇨

(3) 年間指導計画と単元計画の関係

年間指導計画の作成

1　児童の実態に対応する
2　地域の環境を生かす
3　指導体制を整える
4　授業時数を適切に割り振る
5　２年間を見通し立案する

➡

単元計画の作成

1　内容の組合せ
2　学習活動の組織化
3　発達・成長への配慮
4　評価の在り方

２　ゆとりのある指導計画の作成（三つの視点）（解説書Ｐ51～53）

年間指導計画の作成に当たっては，生活科の特質をふまえ，２年間を見通して児童が時間的，空間的，心理的なゆとりをもって，自ら学び，自ら考え，主体的な学習ができるようにする。

三つの視点を相互に関連させた指導計画の作成

○　具体的な活動や体験が十分にできる時間的な視点（時間のゆとり）
○　主体的な活動の広がりや深まりを可能にする空間的な視点（空間のゆとり）
○　学習の対象にじっくり安心してかかわることのできる心理的な視点(心理のゆとり)

学習指導の特質

①　児童の身近な生活圏を活動や体験の場や対象にすること
②　児童が身近な人や社会，自然と直接かかわる活動を重視すること（直接体験の重視）
③　児童の思いや願いをはぐくみ，意欲や主体性を高める学習過程にすること
④　働きかける対象への気付きとともに自分自身への気付きも大切にすること
⑤　児童の姿を丁寧に見取り，働きかけ，活動の充実につなげること

３　児童の実態に対応する（解説書Ｐ54～55）

（1）児童理解の徹底

指導計画の作成に当たって，一人一人に即して個別性と協同性の両面にわたる観点から児童の実態を的確に把握し，個々の児童に対応した指導ができるようにする。

（2）実態把握の内容

自分と身近な人々	・家族や友人，地域や学校などの人々のかかわり
自分と社会	・生活圏の広がり，公共物や公共施設の利用
自分と自然	・動物の飼育，植物の栽培，自然に触れる活動や体験
自分自身や自分の生活	・得意なことや自信のあること，家庭等での自分の役割 ・遊びの工夫や遊びに使う物の製作
習慣や技能	・健康や安全にかかわること ・みんなで生活するためのきまりにかかわること ・言葉遣いや身体の振る舞いにかかわること ・手や体を使うこと，様々な道具を使うこと
その他	・時間認識や空間認識，身近な環境への関心や気付き ・ものの見方や考え方，言葉や絵などで表現する力や考える力 ・その子なりの知識

（3）実態把握の方法

①　児童の行動やしぐさの観察，児童の会話，言葉や絵などで表現する内容
②　幼稚園や保育所からの多面的な情報の入手（聞き取り，アンケート調査等）

４　地域の環境を生かす（解説書Ｐ55～56）

(1) 内容構成の視点を活用して，地域の環境を把握する

地域は，児童にとって生活の場であり学習の場であることから，地域の素材や活動の場などを見出す観点から地域の環境を繰り返し調査し，それらを教材化して最大限に生かすことが重要である。地域の環境を調査し，把握する際，内容構成の視点を活用することが有効である。

地域の環境を把握する視点（内容構成の基本的・具体的視点）

(1) 自分と人や社会とのかかわり　(2) 自分と自然とのかかわり　(3) 自分自身

ア　健康で安全な生活　イ　身近な人々への接し方　ウ　地域への愛着　エ　公共の意識とマナー
オ　生産と消費　カ　情報と交流　キ　身近な自然との触れ合い　ク　時間と季節　ケ　遊びの工夫
コ　成長への喜び　サ　基本的な生活習慣や生活技能

例示

○　児童がかかわりをもてる虫や草花，樹木等の動植物，川や池等の分布やその状況はどうなっているか。
○　季節を体感しながら遊ぶのに適切な場所はどこか。
○　地域の多様な人々との出会いができ，公共性を学ぶのに適切なところはどこか。
等

生活科マップや人材マップに位置付ける	生活科暦にまとめる
地域にある素材や活動の場を生活科マップにまとめる。探し出した素材の分布を記載すると同時に，学習の柱となる素材について説明を加えておく。 ＜書き込み例＞ ア　「『○○公園』は，遊具や施設があり，地域の人々の活用が多い」 イ　「『△△公園』は，自然の草花が多く自然にかかわる活動が季節に応じてできる」 ＊素材を簡単な絵で表す（表現方法の工夫）	諸行事や季節的な特徴など時期が特定できるものについては生活科暦にまとめる。その際，いくつかの項目に分けて整理しておく。 ＜書き込み例＞ ア　地域の自然（動植物，季節の変化等） イ　地域，家庭の行事（七夕，地域行事等） ウ　児童の生活，遊び （自然，行事とのかかわりのある活動等） エ　学校の行事（家庭訪問，運動会等）

生活科マップや人材マップ、生活科暦などは不断に見直し、指導計画の充実に生かす。

(2) 季節に対応させる

北国と南国では，生き物の動きが活発さを増す季節，栽培活動を始める時期，暮らしや遊びの様子が変わる節目などがちがう。したがって，地域の気候の違いに配慮して指導計画を作成する。

(3) 地域行事を取り扱う際の留意事項

公立学校においては，宗教教育が禁止されていることを踏まえて，地域のイベント行事などを学習の素材として取り上げる際は，その学習活動が特定の宗教や宗派のための教育にならないように，十分に留意する。

５　指導体制を整える（解説書Ｐ56～57）

多様な活動ができるようにするために，校内の職員，保護者や地域の人々，公共施設や関係機関の人々などとの協力的な指導体制を整え，協力・連携の具体的な内容やあり方を指導計画に位置付ける。

幼児教育から小学校への円滑な接続を図る観点から，幼児教育に携わる人々と交流し，協力体制に努め，幼児と児童の交流が互恵的，継続的，計画的に行われるよう，相互に年間計画に位置付けたり，事前や事後の打合せを行う。

６　２年間を見通した計画にする（解説書Ｐ57～59）

(1) 授業時数の適切な割り振り

生活科の年間標準授業時数は，第１学年 102 単位時間，第２学年 105 単位時間と定められているので，この範囲内で生活科の目標が実現できるよう，２年間を見通した計画を作成する。

(2) 飼育・栽培活動の充実を図る

飼育・栽培活動の指導の充実を図るために，指導計画の作成にあたっては，地域や児童の実態から判断し，授業時数を適切に割り振る。

第１学年で飼育を扱い，
第２学年で栽培を扱う
＊その逆もある。

第１学年，第２学年おいて，飼育，栽培の両方を扱う

(3) 他教科との合科的・関連的な指導

国語科，音楽科，図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り，指導の効果を高める。

(4) 単元のつながりを意識する

季節に応じて単元を配列すること，特定の対象を中心に複数の単元を関係付けること，ストーリー性を重視して単元を連続することなど，単元と単元のつながりや関係を意識した指導計画を作成する。

＊　ストーリー性とは，単元と単元のつながり（連続性）を意識して指導計画を作成することである。
（例）野菜を育てる活動をします。そのあと，収穫します。そして「おでんを作ろう」と，おでんを作る活動を展開するというようなストーリーがあります。

(5) 幼児教育と小学校教育の接続を意識する

第１学年入学当初においては，生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をする。（＊スタートカリキュラムの編成）＊これについてはＱ＆Ａを参照

(6) 第３学年以上の学習への接続に留意する

生活科の学習内容や方法が，第３学年以上の教科等にも密接に関連していることを踏まえつつ，生活科のねらいを実現していく。

(7) 指導計画の作成の際は，低学年児童の発達を考慮し，生活のリズムを整え，児童の負担にならないようにする。

７　単元計画の作成

生活科の単元は内容(1)～(9)を基に，児童の思いや願いの実現に向けた学習活動を意図的・計画的に構成する。その際，生活科の単元の特徴を大切にし，それぞれの学校で創意工夫ある単元計画を作成する。

生活科の単元の特徴

○　児童の思いや願いの実現に向けた必然性のある学習活動で構成する。
○　具体的な活動や体験の中で，児童一人一人の思いや願いに沿った多様な学習活動が位置付く。
○　学習活動を行う中で,高まる児童の思いや願いに弾力的に対応できる柔軟性がある。
○　それぞれの学校や地域の特性を把握し，そのよさを生かす。

８　９つの内容から単元を構成する（解説書Ｐ60～61）

(1) 生活科では９項目の内容を２学年まとめて示してある。単元はこの９つの内容をもとに構成されることになるが，それぞれを個別にみるのではなく，目標との関連，内容相互の関連，児童の成長や発達との関連などを十分に把握・検討して作成する。

(2) 複数の内容を組み合わせる際,（小学校学習指導要領解説　生活編　第３章第１節の２や３及び４）「内容構成の具体的な視点」や「内容を構成する具体的な学習活動や学習対象」及び「内容の構成要素と階層性」を参考にして各内容の構成要素を丁寧に分析し，各内容のどの部分を反映させた単元構成であるかを検討し，教師が意識しておく。

９　学習活動の組織化（解説書Ｐ61）

各内容の構成要素を視野にいれながら学習活動を組織し，単元の構想を具体化する。

＜ポイント＞

・学習の対象を何にするか。
・どのような活動を行うのか。
・単元全体として学習活動をどのように組み合わせて展開していくか。　等

＜配慮事項＞

児童の興味や関心	日常生活において，児童はどのようなことに興味を抱いたり関心を寄せたりしているのか。
学習対象や学習材のもつ可能性	児童の思いや願いが高まる可能性のある対象を選定し，学習材のよさを引き出す。
具体的な学習活動の想定	単元計画の段階では,「探検する」「遊ぶ」「調査する」「飼育する」「栽培する」「交流する」「企画する」などの多様な学習活動を組み合わせる。
個と集団の学習の効果的な配置	一人一人の思いや願いの実現を目指した学習を大切にするとともに，グループや学級全体の場で発表したり，話し合ったりするなどの学び合いを重視する。
学習活動の繰り返し	○　１回目の観察，２回目の観察などと学習過程に位置付け,各々の段階で必然性のある指導計画とする。 ○　（飼育や栽培活動のように）日常的に一人一人が活動を繰り返す場合の計画を考える。

10　発達・成長への配慮（解説書Ｐ62）

生活科では９項目の内容を２学年でまとめられており，どの内容をどの学年で扱うかは，各学校に任されている。各学校においては，同じ内容でも実施する学年によって単元の構成が変わることに配慮する。

＜配慮事項＞

① 低学年の児童は身近な学校や地域を，どのようにとらえていくか

② 低学年の児童は思い出したり振り返ったりするということについて，どのようにして行っていくか。

③ 技能の違い

11　評価の在り方（解説書Ｐ62～63）

○ 生活科の評価は，結果よりも活動や体験そのもの（結果に至までの過程）を重視する。

○ 学習過程における児童の関心・意欲・態度，思考や表現，気付き等を評価し，目標の達成に向けた指導と評価の一体化を行う。

○ 単元の目標を明確にするとともに，評価規準や評価計画をあらかじめ設定しておく。

○ 教師の評価が，より信頼性の高い評価となるように，様々な立場からの評価資料を収集する。
- 教師による行動観察や作品・発言分析等
- 児童自身による自己評価や児童相互の評価
- ゲストティーチャーや学習をサポートする人々，家庭や地域の人々からなどの情報収集

○ １単位時間での評価だけでなく，単元全体を通しての児童の変容や成長の様子をとらえる長期にわたる評価も大切にする。

○ 授業時間外の児童の姿の変容にも目を向け，評価の対象に加えることが望ましい。

● 児童の学習状況の評価の他にも，学習活動や学習対象の選定，学習環境の構成，配当時数などの単元計画や年間指導計画などについての評価を行い，今後の授業改善や単元構想に生かす。

＜授業改善のポイント＞

地域の人々、社会及び自然との一体的な取扱い

地域の人々，社会及び自然を生かすとともに，それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫すること。

考えさせる活動の重視

具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えさせるため，見付ける，比べる，たとえるなどの多様な学習活動を工夫すること。

多様な人々との触れ合い

具体的な活動や体験を行うに当たっては，身近な幼児や高齢者，障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。

生活上必要な習慣や技能の指導

生活上必要な習慣や技能の指導については，人，社会，自然及び自分自身にかかわる学習活動の展開に即して行うようにすること。

Ⅱ　生活科改訂の趣旨及び要点

【生活科の目標】
具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において、生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

【特質１】
低学年児童には具体的な体験を通して思考するという発達上の特徴がみられるので、**直接体験を重視**した学習活動し、意欲的に学習や生活をさせるようにする。

【特質２】
児童を取り巻く社会環境や自然環境を、自らもそれらを構成するものとして一体的にとらえ、また、そこに生活するという立場から、それらに関心をもち、**自分自身や自分の生活**について考えさせるようにする。

【特質３】
社会、自然及び自分自身に関わる学習の過程において、**生活上必要な習慣や技能を身に付けさせる**ようにする。

【特質４】
左記１，２及び３は、学習や生活の基礎的な能力や態度の育成を目指すものであり、それらを通じて**自立への基礎を養う**こととする。

なぜ変わるの！ → **どう変わるの！** → **何が変わったの！（変わらなかったの！）**

改訂の基本的な考え方

1「生きる力」という理念の共有
2　基礎的・基本的な知識・技能の習得
3　思考力・判断力・表現力等の育成
4　確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
5　学習意欲の向上や学習習慣の確立
6　豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

教育内容に関する主な改善事項

（1）　言語活動の充実
（2）　理数教育の充実
（3）　伝統や文化に関する教育の充実
（4）　道徳教育の充実
（5）　体験活動の充実
（6）　小学校段階における外国語活動
（7）　社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項
○情報教育　○環境教育　○ものづくり
○キャリア教育　○食育　○安全教育
○心身の成長発達についての正しい理解

生活科における実践上の課題

学習活動が体験だけで終わっていることや、活動や体験を通して得られた気付きを質的に高める指導が十分に行われていないこと

表現の出来映えのみを目指す学習活動が行われる傾向があり、表現によって活動や体験を振り返るといった、思考と表現の一体化という低学年の特質を生かした指導が行われていないこと

児童の知的好奇心を高め、科学的な見方・考え方の基礎を養うための指導の充実を図る必要があること

児童の安全・安心に対する懸念が広まる中、安全教育を充実することや、自然事象に接する機会が乏しくなってきている状況を踏まえ、生命の尊さや自然事象について体験的学習することを重視すること

小１プロブレムなど、学校生活への適応を図ることが難しい児童の実態があることを受け、幼児教育と小学校教育との具体的な連携を図ること

生活科改善の基本方針

生活科については、その課題を踏まえ、具体的な活動や体験を通して、人や社会、自然とのかかわりについて関心をもち、自分自身について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせるといったその趣旨の一層の実現を図るため、人や社会、自然とかかわる活動を充実し、自分自身についての理解などを深めるような改善を図る。

気付きの質を高め、活動や体験を一層充実するための学習活動を重視する。また、科学的な見方や考え方の基礎を養う観点から、自然の不思議さや面白さを実感する学習活動を取り入れる。

児童を取り巻く環境の変化を考慮し、安全教育の充実することや自然の素晴らしさ、生命の尊さを実感する学習活動を充実する。また、小学校における教科学習への円滑な接続のための指導を一層充実するとともに、幼児教育との連携を図り、異年齢での教育活動を一層推進する。

改善の５つの具体的事項

(ｱ) 多様な学習活動と教師の子どもへのかかわり
自分の特徴や可能性に気付き、自らの成長についての認識を深めたり、気付きをもとに考えたりすることなどのように、児童の気付きを質的に高めるよう改善を図る。その際、例えば、見付ける、比べる、 たとえるなどの多様な学習活動の充実に配慮する。

(ｲ) 表現する活動と教師の子どもへのかかわり
身の回りの人とのかかわりや自分自身のことについて考えるために活動や体験したことを振り返り、自分なりに整理したり、そこでの気付き等を他の人たちと伝え合ったりする学習活動を充実する。
その際、活動や体験したことを言葉や絵で表す表現活動を一層重視する。

(ｳ) 自然の不思議さや面白さを実感する活動
中学年以降の理科の学習を視野に入れて、児童が自然の不思議さや面白さを実感するよう、遊びを工夫したり遊びに使うものを工夫して作ったりする学習活動を充実する。例えば、動くおもちゃを工夫して作って遊ぶ活動、ものを水に溶かして遊ぶ活動、風を使って遊ぶ活動などを行うよう配慮する。

(ｴ) 通学路の安全及び自然体験や継続的な飼育栽培
通学路の様子を調べ、安全を守ってくれる人々に関心をもつなど安全な登下校に関する指導の充実に配慮する。また、自然に直接触れる体験や動物と植物の双方を自分たちで継続的に育てることを重視するなど自然のすばらしさや生命の尊さを実感する指導の充実に配慮する。

(ｵ) 交流や合科的・関連的指導の充実を図る
幼児教育から小学校へ円滑な接続を図る観点から、入学当初をはじめとして、生活が中心的な役割を担いつつ、他教科等の内容を合わせて生活科を核とした単元を構成したり、他教科等においても、生活科と関連する内容を取り扱ったりする合科的・関連的な指導の一層の充実を図る。
また、児童が自らの成長を実感できるよう低学年の児童が幼児と一緒に学習活動を行うことなどに配慮するとともに、教師の相互交流を通じて、指導内容や指導方法について理解を求めることも重要である。

第５節　生　活

第１学年：102 時間
第２学年：105 時間

第１　目　標

生活科の創設の趣旨・ねらいについては変更なし

第２　各学年の目標及び内容
〔第１学年及び第２学年〕

１　目　標　＜(1)～(4)＞

★学年の目標が３つから４つに拡充される！
★(1)～(3) の学年の目標に「気付き」という文言を付加する！
(1) について、「地域のすばらしさに気付き」（付加）
(2) について、「自然のすばらしさに気付き」（付加）
(3) について、「身近な人々，社会及び自然とのかかわりを深めることを通して，自分のよさや可能性に気付き，意欲と自信をもって生活することができるようにする。」
(4) は従前の目標(3) である。

２　内　容　＜(1)～(9)＞

★学年の内容が８つから９つに拡充される！
(1) について、「その安全を守っている人々など」（付加）
(2) は、従前どおり。
(3) について、「地域で生活したり働いている人々」「愛着」（付加）
(4) について、「公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあること」（修正・付加）
(5) は、ほぼ従前どおり。
(6) について、「身近な自然を利用したり」「遊びや遊びに使う物を工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気付き」（付加）
(7) は、従前どおり。
(8) について、「自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い，身近な人々とかかわることの楽しさが分かり，進んで交流することができるようにする。」（付加）
(9) について、「自分自身の成長を振り返り」（付加）

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

★従前の６項目について、「指導計画の作成」と「内容の取扱い」に分ける！

１　指導計画に当たっては、次の事項に配慮するものとする。　＜(1)～(4)＞

(1) について、従前の(2) と同じ。
(2) について、「深まるような継続的な飼育、栽培を行うようにする」（付加）
(3) について、「特に，第 1 学年入学当初においては，生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること」（付加）
(4) について、「第 1 章総則の第 1 の 2 及び第 3 章道徳の第 1 に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第 3 章道徳の第 2 に示す内容について，生活科の特質に応じて適切な指導をすること。」（付加）

２　第２の内容の取扱いついては、次の事項に配慮するものとする。　＜(1)～(2)＞

(1) について、従前の(1) と同じ。
(2) について、「具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えさせるため，見付ける，比べる，たとえるなどの多様な学習活動を工夫すること。」（付加）

資　料

学校が自分の居場所になるための２０時間
「わくわくドキドキタイム」

東京都新宿区立四谷小学校

1　趣旨

〇入学直後の小学校の生活に慣れたり、友だちとの関係ができるようにする。
・校庭や校舎全体を使い、児童が大いに動き回り、好奇心をもって感受性豊かに楽しむ。
・「学校の朝の時間は楽しい」「早起きして学校に行きたい」

〇朝の活動で活性化された頭とからだで、２校時以降の学習に前向きに取り組む。

2　活動例（４月～５月・生活科４時間、他教科等１６時間）

時　間	活動名	内　容	身に付く力	主な教科等
1	おはようって いいましょう	歌にあわせてからだを大きく動かして踊る	健康　人間関係 表現	音楽
2	ひらひら　ふわふわ	校庭の桜の花びらを観察したり集めたり	表現　環境 ことば	生活
3	かみひこうきを とばそう	紙ひこうき折ってとばす	健康　人間関係 集中力	図工
4	じゃんけんれっしゃをしよう	じゃんけんで勝ち残りながられっしゃを作る	健康　人間関係	体育
5	しょくぶつビンゴ	校庭の木や草花でビンゴゲーム	環境　ことば	生活
6,10,19	おはなし　よんで	紙しばいや，季節の行事にちなんだお話を聞く	表現　ことば 集中力	国語
7,13	アブラハムのこ	歌いながら，音楽に合わせてからだを動かす	健康　表現 ことば	体育
8	２ねんせいと うたおう	２年生に校歌を教えてもらい，歌う	人間関係　表現 ことば	音楽
9,15	ゴムゴムであそぼう	ゴムにひっかからないように，くぐったりとんだり	健康　人間関係	体育
11,16	しゃぼんだま ふわふわ	しゃぼん玉を作って遠くまでとばす	健康　環境	生活
12	おおきなまるを かこう	チョークで地面いっぱいに大きくなまるを描く	健康　人間関係 表現	図工
14	ジャックくんの あさごはん	紙しばいを聞き，健康な生活を考える	健康	特活
17	うたって　おどろう	「やまのごちそう」にあわせて，振りつけを覚え踊る	健康　表現 集中力	音楽
18	ことばあそび	ことば集めや，早口ことばに挑戦	ことば　集中力	図工
20	スパイダー だいさくせん	クモの巣のように紙をつなげて，その上を歩く	健康　人間関係 表現	体育

学校が自分の居場所になるための２０時間
「がっこうだいすきさくせん」

東京都新宿区立四谷小学校

1　趣旨

〇教科の枠を超え、児童ががからだで体験したことをいろいろな教科学習につなげていく。
・生活科を核にした総合的な活動（合科的・関連的な指導）

2　活動例（４月～７月・生活科３８時間、他教科等２７時間）

	時間数	生活科	教科領域	行事
4月	生活(2) 教科等(2)	はるのがっこう こんにちは	はるをしょうかいしよう（国語） はるのなかまをつくろう（算数） はるのプレゼントゲーム（学活）	
	生活(5) 教科等(7)	にんじゃになって がっこうたんけん	どうぞよろしく（国語） かみをきろう（図工） うたでともだちをつくろう（音楽） わたしのがっこう／せいりせいとん（道徳） おにあそび（体育） がっこうってどんなところ／はじめてのひなんくんれん（学活）等	健康診断 対面式
5月	生活(2) 教科等(1)	こいのぼりをつくってあそぼう	こいのぼりをうたおう（音楽） おせっくのりょうり（学活）	運動会
	生活(4) 教科等(2)	きれいなはなをさかせよう	かずくらべ（算数） いのちのこえ（道徳）	
6月	生活(6) 教科等(4)	いきものたんけんたい	すきなどうぶつをつくろう（図工） みぢかなしぜん（道徳） どうぶつえんかいぎをひらこう（学活）	遠足
	生活(2) 教科等(2・5)	いきものをかおう	どうやってかうのかな（国語） おんがくにあわせてあそぼう（音楽） わくわくどうぶつランド（体育）	
	生活(5) 教科等(3・5)	そとにでかけよう	あめをかんじよう　みつけよう（国語） おんがくにあわせて（音楽） じゅんばんに（道徳） あんぜんなせいかつ（学活）等	
7月	生活(3) 教科等(2・5)	たなばたおりがみ まつりをひらこう	たんざくにねがいをかこう（国語） あきらめなないで（道徳） たなばたかざりをつくろう（図工）	こども まつり
	生活(7) 教科等(1)	がっこうたんけん２ ようちえんのこにもつたえよう	たんけんしたよ　みつけたよ（国語）	
	生活(2) 教科等(1・5)	たのしかったね １がっき	おせわになっていること（道徳） えがみをかこう（国語）	

第 2 章

第6節　音　　楽

第６節　音　楽

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改訂の要点

〔共通〕

今回の学習指導要領の改訂に先立ち出された中央教育審議会答申（平成 20 年１月）において，音楽科の課題として，以下のことが示された。

・　感性を高め，思考・判断し，表現する一連のプロセスを働かせる力，生涯にわたって音楽に親しみ，音楽文化のよさを味わったり，生活や社会に生かしたり，豊かにしたりする態度の育成
・　音楽を表現する技能と鑑賞する能力の育成においては，音や音楽を知覚し，感性を働かせて感じ取ることを重視すること
・　歌唱の活動に偏る傾向があり，表現の他の分野と鑑賞の学習が充分でない状況が見られるため，創作と鑑賞の充実を図ること
・　我が国の音楽文化に愛着をもち，そのよさを感じ取って理解し，他国の文化を尊重する態度等を養うため，長く歌い継がれ親しまれてきた日本の歌や，和楽器などの伝統音楽の学習の充実

この課題を踏まえた音楽科改善の基本方針は以下の通りである。

○　音楽科，芸術科については，その課題を踏まえ，音楽のよさや楽しさを感じるとともに，思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力の育成と生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。

そのために，

(1)　各学校段階の内容の連続性に配慮
　・「歌唱」「器楽」「創作」「鑑賞」ごとに示す。
　・表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示す。

(2)　創作活動（音楽をつくる楽しさを体験させる観点）
　・小学校は「音楽づくり」，中学校は「創作」として示す。

(3)　鑑賞活動
　・音楽のおもしろさ，美しさを感じ取ることができるようにする。
　・根拠をもって自分なりに批評することができるような力の育成を図る。

(4)　我が国の音楽文化
　・我が国の音楽文化に愛着をもち国際社会に生きる日本人としての自覚の育成を図る。
　・我が国や郷土の伝統音楽の理解を基盤として，他国の音楽文化を尊重する態度の育成を図る。

以上の改訂の趣旨を生かし，各学校では創意工夫して，児童生徒の実態に即した柔軟性のある音楽活動の実現を目指した指導計画を作成する。

〔小学校〕

(1)　目標

小学校音楽科の目標は，これまでの目標を踏襲しており，学校教育における音楽科の役割について，基本理念を変えていないことを意味している。

(2)　内容構成の改善

これまでのように表現及び鑑賞の２領域で構成しつつ，表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となる〔共通事項〕を新設した。表現領域は，歌唱，器楽，音楽づくりの

３分野ごとに示すこととした。

(3)　〔共通事項〕の新設

音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取り，それらの働きが生み出すよさや面白さ，美しさなどを感じ取ること，音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解する指導内容などを示している。

(4)　歌唱共通教材の充実

我が国の音楽文化の尊重という観点から歌唱共通教材の充実を図った。取り扱う歌唱共通教材の楽曲数を各学年とも増加，１学年から４学年までは４曲すべてを取り扱うこととし，第５学年及び第６学年は４曲中３曲を含めて取り扱うこととした。

(5)　音楽づくりについて

音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり，音楽づくりの様々な発想をもったりすることを重視する。また，音を音楽に構成する過程を大切にし，〔共通事項〕に示す音楽の仕組みを手がかりにして，児童が思いや意図をもって音楽をつくるようにする指導を重視する。

(6)　鑑賞教材における我が国の音楽の充実

鑑賞教材選択の観点について，これまで第５学年及び第６学年に位置付けていた我が国の音楽を第３学年及び第４学年でも取り扱うこととした。

(7)　言語活動の充実

鑑賞活動の各学年の内容に，感じ取ったことを言葉などで表す活動を位置付けた。

(8)　鑑賞領域と表現領域の関連

鑑賞領域においては，音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取る力を育て，それによって音楽の面白さやよさ，美しさを感じ取ることができるようにする。さらに，鑑賞領域と表現領域の指導内容との関連が明確になるよう指導の充実を図る。

〔中学校〕

(1)　目標

中学校音楽科の目標は，今回の改訂で「音楽文化についての理解を深め」ることを新たに規定した。「音楽を愛好する心情」，「音楽に対する感性」，「音楽活動の基礎的な能力」「音楽文化についての理解」などが総合的に作用し合い「豊かな情操を養う」ことが実現することを示している。

(2)　内容の改善

ア　これまでのように「A 表現」及び「B 鑑賞」の２領域で構成しつつ，表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となる〔共通事項〕を新設した。「A 表現」領域は，歌唱，器楽，創作の３分野ごとに示すこととした。

イ　歌唱共通教材の提示

我が国の音楽文化に親しみ一層の愛着をもつ観点から，我が国の自然や四季，文化，日本語のもつ美しさなどを味わうことのできる歌曲として，「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」「花の街」「浜辺の歌」を歌唱共通教材として示し，各学年１曲以上を含めることとした。

ウ　我が国の伝統的な歌唱の充実

我が国の伝統文化に関する学習を充実する観点から，地域や学校，生徒の実態を考慮して「民謡，長唄など伝統的な歌唱のうち，伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を歌唱教材選定の観点として新たに示した。

エ　和楽器を取り扱う趣旨の明確化

これまでの「和楽器については，３年間を通じて１種類以上の楽器を用いること」を踏

襲しつつ，我が国の伝統文化に関する学習を充実する観点から，器楽の指導において和楽器を用いる趣旨を明示した。

オ　創作の指導内容の焦点化・明確化

「創作」については，言葉や音階などの特徴を手掛かりにして短い旋律をつくったり，音素材の特徴を選びまとまりを工夫して音楽をつくったりするなど，音を音楽へと構成していく体験を重視するよう新たに示した。

カ　鑑賞領域の改善

鑑賞領域において，言葉の活用を図る観点から，感じ取ったことや考えたことなどを「言葉で説明する」「根拠をもって批評する」ことのできるような主体的な活動を重視した。

キ　〔共通事項〕の新設

音楽を形づくっている様々な要素を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること，音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解することなどを〔共通事項〕として示した。〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の各活動の支えとなるものであり，表現及び鑑賞と関連させて指導することとした。

ク　その他

表現したいイメージを伝え合ったり，協同する喜びを感じたりする指導を重視する。音楽文化の多様性を理解する力の育成，音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるよう指導する。

II　実施上の配慮事項

1　言語活動の充実

音楽科の課題を踏まえ，思考力・判断力・表現力等をはぐくむために，学習活動の基盤となる言語活動の充実を図り，「言葉で説明する」「根拠をもって批評する」などの活動を行う。また，児童生徒が自己のイメージや思いを伝え合うなど言語によるコミュニケーションを図る指導を工夫する。

2　検証方法など考えを深める活動の充実

指導要領の改訂に伴い，「表現」「鑑賞」の活動の支えとなる〔共通事項〕が新設され，指導内容の充実が図られた。音や音楽を知覚する観点から，音楽活動において〔共通事項〕との関連を図りながら，基本的な音楽用語の知的理解を深める指導の充実を図る。

3　伝統や文化に関する教育の充実

音楽科の課題を踏まえ，他国の文化を尊重する態度や，我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうという観点から，長く歌い継がれ親しまれてきた日本のうたや民謡，郷土に伝わるうたなど歌唱共通教材の充実が図られた。また，小学校中学年で我が国の音楽について鑑賞教材として取り扱い，中学校においては我が国の伝統的な歌唱の充実などを図る。

4　道徳教育との関連

音楽科の目標である「音楽を愛好する心情や音楽に対する感性」は，美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また，音楽による「豊かな情操」は，道徳性の基盤を養うものである。音楽科で扱った内容や教材の中で適切なものを，道徳の時間に活用することや，道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を音楽科で扱うなど，両者が相互に効果を高め合うよう，年間指導計画の作成に際して配慮することが大切である。

5　体験活動や体験的な活動の充実

歌唱，器楽，創作の各活動における表現を充実するために，創意工夫する学習の過程において指揮などの身体的表現活動を効果的に取り上げるよう配慮する。

6　その他

新設された〔共通事項〕は，表現や鑑賞の各活動の支えとなる基礎的・基本的な知識・技能を含めた指導内容を示している。音楽科としての学力として，理解の数値化，評価が行える内容であり，思考力・判断力・表現力の育成の観点からも重要である。〔共通事項〕のみを授業で扱うのではなく，各活動と関連付けながら，各活動に生かすようにすることが大切である。

Ⅲ　移行期間中の対応

１　小学校

平成２１年度及び平成２２年度の第１学年から第６学年までの音楽の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領の規定にかかわらず，全部または一部について新小学校学習指導要領の規定によることができる。ただし，新小学校学習指導要領第２章第６節第２の各学年の２ A（４）アで示す歌唱教材に係る規定については先行実施するものとする。

〔第１学年及び第２学年〕

第２章第６節第２　２内容A表現(4)

ア　主となる歌唱教材については，各学年ともウの共通教材を含めて斉唱及び輪唱で歌う楽曲

〔第３学年及び第４学年〕

第２章第６節第２　２内容A表現(4)

ア　主となる歌唱教材については，各学年ともウの共通教材を含めて，斉唱及び簡単な合唱で歌う楽曲

〔第５学年及び第６学年〕

ア　主となる歌唱教材については，各学年ともウの共通教材の中の３曲を含めて，斉唱及び合唱で歌う楽曲

２　中学校

平成２１年度及び平成２３年度までの第１学年から第３学年までの音楽の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領の規定にかかわらず，全部また一部について新中学校学習指導要領の規定によることができる。ただし，新中学校学習指導要領第２章第５節第２の２ A(4)イ(ｱ)及び第３の２(1)アで示す歌唱教材に係る規定については先行実施するものとする。

第２章第５節第２　２A(4)イ(ｱ)の内容

我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち，我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの

第２章第５節第３　２(1)アの内容

歌唱教材については以下の共通教材の中から各学年ごとに１曲以上含めること

「赤とんぼ」，「荒城の月」，「早春賦」，「夏の思い出」，「花」，「花の街」，「浜辺の歌」

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

〔小学校〕

１　指導計画作成上の配慮事項

(1)　第２の各学年の内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となるものであり，表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

(2)　第２の第５学年及び第６学年の内容の「A 表現」の指導に当たっては，学校や児童の実態等に応じて，合唱や合奏，重唱や重奏などの表現形態を選んで学習できるようにすること。

(3)　国歌「君が代」は，いずれの学年においても歌えるよう指導すること。

(4)　低学年においては，生活科などとの関連を積極的に図り，指導の効果を高めるようにすること。特に第１学年においては，幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮

すること。

(5)　第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

2　内容の取扱いと指導上の配慮事項

(1)　各学年の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては，音楽との一体感を味わい，想像力を働かせて音楽とかかわることができるよう，指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。

(2)　和音及び和声の指導については，合唱や合奏の活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようにすること。また，長調及び短調の楽曲においては，Ⅰ，Ⅳ，Ⅴ及びⅤ７などの和音を中心に指導すること。

(3)　歌唱の指導については，次のとおり取り扱うこと。

ア　相対的な音程感覚を育てるために，適宜，移動ド唱法を用いること。

イ　歌唱教材については，共通教材のほか，長い間親しまれてきた唱歌，それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

ウ　変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに，変声期の児童に対して適切に配慮すること。

(4)　各学年の「A 表現」の(2)の楽器については，次のとおり取り扱うこと。

ア　各学年で取り上げる打楽器は，木琴，鉄琴，和楽器，諸外国に伝わる様々な楽器を含めて，演奏の効果，学校や児童の実態を考慮して選択すること。

イ　第１学年及び第２学年で取り上げる身近な楽器は，様々な打楽器，オルガン，ハーモニカなどの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。

ウ　第３学年及び第４学年で取り上げる旋律楽器は，既習の楽器を含めて，リコーダーや鍵盤楽器などの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。

エ　第５学年及び第６学年で取り上げる旋律楽器は，既習の楽器を含めて，電子楽器，和楽器，諸外国に伝わる楽器などの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。

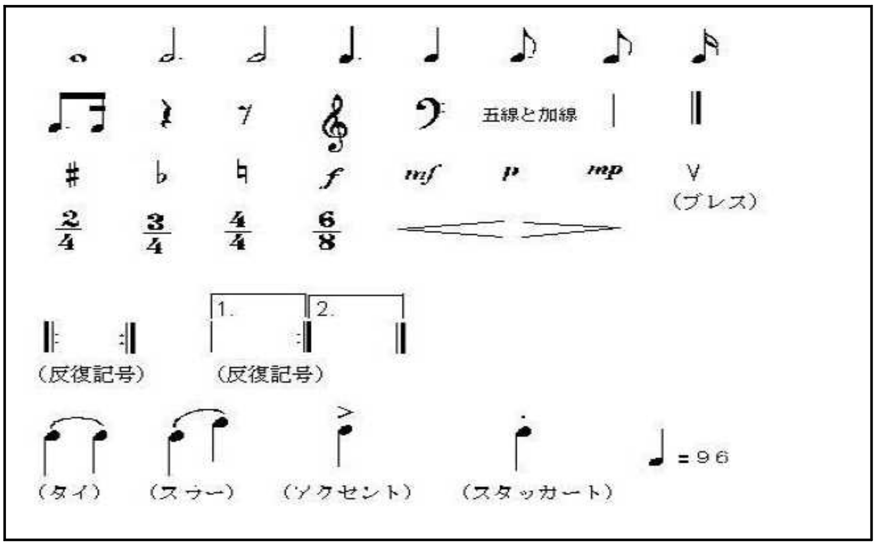
(5)　音楽づくりの指導については，次のとおり取り扱うこと。

ア　音遊びや即興的な表現では，リズムや旋律を模倣したり，身近なものから多様な音を探したりして，音楽づくりのための様々な発想ができるように指導すること。

イ　つくった音楽の記譜の仕方について，必要に応じて指導すること。

ウ　拍節的でないリズム，我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

(6)　各学年の〔共通事項〕のイの「音符，休符，記号や音楽にかかわる用語」については，児童の学習状況を考慮して，次に示すものを取り扱うこと。



〔中学校〕

1　指導計画作成上の配慮事項

(1)　第２の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となるものであり，表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

(2)　第２の各学年の内容の「A 表現」の(1)，(2)，(3)及び「B 鑑賞」の(1)の指導については，それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。

(3)　第２の各学年の内容については，生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため，表現方法や表現形態を選択できるようにするなど，学校や生徒の実態に応じ，効果的な指導ができるよう工夫すること。

(4)　第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

2　内容の取扱いと指導上の配慮事項

(1)　歌唱の指導については，次のとおり取り扱うこと。

ア　各学年の「A 表現」の(4)のイの(ｱ)の歌唱教材については，以下の共通教材の中から各学年ごとに１曲以上を含めること。

「赤とんぼ」三木露風(みきろふう)作詞　山田耕筰(やまだこうさく)作曲　　「荒城の月」土井晩翠(どいばんすい)作詞　滝廉太郎(たきれんたろう)作曲
「早春賦」　吉丸一昌(よしまるかずまさ)作詞　中田 章(なかだあきら) 作曲　　「夏の思い出」江間章子(えましょうこ)作詞　中田喜直(なかだよしなお)作曲
「花」武島羽衣(たけしまはごろも)作詞　滝廉太郎(たきれんたろう)作曲　　「花の街」江間章子(えましょうこ)作詞　團伊玖磨(だんいくま)作曲
「浜辺の歌」林 古渓(はやしこけい)作詞　成田為三(なりたためぞう)作曲

イ　変声期について気付かせるとともに，変声期の生徒に対しては心理的な面についても配慮し，適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。

ウ　相対的な音程感覚などを育てるために，適宜，移動ド唱法を用いること。

(2)　器楽の指導については，指導上の必要に応じて和楽器，弦楽器，管楽器，打楽器，鍵盤楽器，電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお，和楽器の指導については，３学年間を通じて１種類以上の楽器の表現活動を通して，生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。

(3)　我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については，言葉と音楽との関係，姿勢や身体の使い方についても配慮すること。

(4)　読譜の指導については，小学校における学習を踏まえ，♯や♭の調号としての意味を理解させるとともに，3 学年を通じて，１♯，１♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。

(5)　創作の指導については，即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど，音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際，理論に偏らないようにするとともに，必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

(6)　各学年の「A 表現」の指導に当たっては，指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること。

(7)　各学年の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては，次のとおり取り扱うこと。

ア　生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり，他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。

イ　適宜，自然音や環境音などについてついても取り扱い，音環境への関心を高めたり，音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど，生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。また，コンピューターや教育機器の活用も工夫すること。

ウ　音楽に関する知的財産権について，必要に応じて触れるようにすること。

(8)　各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは，小学校学習指導要領第２章第６節音楽の第３の２の(6)に示すものに加え，生徒の学習状況を考慮して，次に示すものを取り扱うこと。

(8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは，小学校学習指導要領第２章第６節音楽の第３の２の(6)に示すものに加え，生徒の学習状況を考慮して，次に示すものを取り扱うこと。

拍　拍子　間(ま)　序破急　フレーズ　音階　調　和音

動機　Andante　Moderato　Allegro　rit.　a tempo

accel.　legato　*pp*　*ff*　dim.　D.C.　D.S.



第 2 章

第7節　図画工作･美術

第７節　　図画工作・美術

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改善の基本方針

(1) 図画工作科，美術科，芸術科（美術，工芸）については，その課題を踏まえ，創造することの楽しさを感じるとともに，思考・判断し，表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること，生活の中の造形や美術の働き，美術文化に関心をもって，生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむなどを重視する。

(2) このため，子どもの発達の発達段階に応じて，各学校段階の内容の連続性に配慮し，育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にするとともに，小学校図画工作科，中学校美術科において領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し，〔共通事項〕として示す。

(3) 創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら，形や色などによるコミュニケーションを通して，生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ，生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する。

(4) よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに，感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために，自分の思いを語り合ったり，自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど，鑑賞の指導を重視する。

(5) 美術文化の継承と創造への関心を高めるために，作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や，我が国の美術や文化に関する指導を一層充実する。

２　改善の具体的事項

小　学　校	中　学　校
○表現や鑑賞の活動を通して，自らつくりだす喜びを喜びを味わうようにするとともに感性や想像力，手や体全体の感覚などのを働かせながら造形的な創造活動の基礎的な能力を高め，生活や社会と主体的にかかわる態度を育て，豊かな情操を養うことを重視して，次のような改善を図る。	○表現や鑑賞の幅広い活動を通して，美術の創造活動の喜びを味わわせ美術を愛好する心情を育てるとともに，感性を豊かに働かせて美術の基礎的能力を伸ばし，生活の中の美術の働きや美術文化についての理解を深め，豊かな情操を養うことを重視して，次のような改善を図る。
(1) 育成する資質や能力を整理し，表現や鑑賞の過程で働く力を明確にするとともに，それらが関連して働くように内容の改善を図る。また，児童が自らの行為や感覚をもとに形や色，イメージなどを活用して活動することができるように，領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を〔共通事	(1) 育成する資質や能力を整理し，「Ａ表現」を発想や構想に関する項目と，表現の技能に関する項目に分けて示し，柔軟な発想力や形・色・材料で表す技能などが関連して働くように内容の改善を図る。また，形や色，材料などから性質や感情，イメージなどを豊かに感じ取る力を育成するため，領域や項目などを

項〕として示す。	通して共通に働く資質や能力を〔共通事項〕として示す。
(2) 生活や社会との関わり，ものを創る楽しさなどの観点から，手や体全体の感覚を働かせて材料や用具などを活用してつくったり，身の回りの形や色，環境などから感じ取ったことを伝え合ったりする活動を児童の発達に応じて整理して示す。	(2) 生活や環境の中の造形のよさや美しさなどを感じ取る学習や，自分の気持ちや伝えたい内容などを形や色，材料などを生かして他者や社会に表現する学習を一層重視する。その際，身近な環境について，安らぎや自然との共生などの視点から心豊かなデザインをする学習については，鑑賞の視点からの充実を図る。
(3) 鑑賞においては，よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに，自分の思いを語る，友達と共に考える，感じたことを確かめるなどを通して，自分自身で意味を読み取り，よさや美しさなどを判断する活動の充実を図る。	(3) 鑑賞においては，よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに，感じ取ったことや考えたことなどを自分の価値意識をもって批評し合うなどして，自分なりの意味や価値をつくりだしていくことができるように指導の充実を図る。また，鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。
(4) 暮らしの中の造形や我が国や諸外国の親しみのある表現などに関する学習では，作品などのよさや美しさを主体的に味わったり感じたりすることを重視する。	(4) 我が国の美術についての学習を重視し，美術文化の継承と創造への関心を高める。また，諸外国も含めた美術文化や表現の特質などについての関心や理解，作品の見方を深める鑑賞の指導が一層充実して行われるようにする。

３　目標の改善の要点

［小学校］

教科の目標では，「感性を働かせながら」を加え，児童が，感性を働かせながら，つくりだす喜びを味わうようにするとともに，造形的な創造活動の基礎的な能力を育成することを重視する。学年の目標では，造形への関心や意欲，態度，発想や構想の能力，創造的な技能，鑑賞の能力などの育てたい資質や能力をより明確に示す。

［中学校］

教科の目標では，「美術文化についての理解を深め」を新たに加え，美術を愛好する心情と感性を育て，美術の基礎的な能力を伸ばすとともに，生活の中の美術の働きや美術文化についての理解を深め，豊かな情操を養うことを一層重視している。

４　内容の改善の要点

小　学　校	中　学　校
(1) 表現領域の内容構成の改善	(1) 表現領域の改善

「A表現」の内容を「(1)材料を基に造形遊びをする活動を通して，次の事項を指導する。」，「(2)表したいことを絵や立体，工作に表す活動を通して，次の事項を指導する。」とし，内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理する。	「A表現」の内容を「(1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に，絵や彫刻などに表現する活動を通して，発想や構想に関する次の事項を指導する。」，「(2)伝える，使うなどの目的や機能を考え，デザインや工芸などに表現する活動を通して，発想や構想に関する次の事項を指導する。」，「(3)発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して，技能に関する次の事項を指導する。」とし，内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理する。
(2) 鑑賞領域の内容構成の改善 「B鑑賞」を「(1)作品などを鑑賞する活動を通して, 次の事項を指導する。」として, 鑑賞の能力や言語活動の観点から整理して示す。 (3) 言語活動の充実 「B鑑賞」の各学年の内容に「話したり，聞いたりする」，「話し合ったりする」などの学習活動を位置付け，言語活動を充実する。	(2) 鑑賞領域の改善 我が国の美術についての学習を重視し，第１学年に「美術文化に対する関心を高める」学習を新たに示し，３年間で系統的に美術文化に関する学習の充実が図られるようにする。自分なりの意味や価値をつくりだしていく学習を重視し，第１学年に「作品などに対する思いや考えを説明し合う」学習を取り入れ，３年間で説明し合ったり批評し合ったりするなどの言語活動の充実が図られるようにする。
(4) 〔共通事項〕の新設 表現及び鑑賞の各活動において，共通に必要となる資質や能力を〔共通事項〕として示す。指導において，自分の感覚や活動を通して形や色，動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえこれを基に自分のイメージをもつことが十分に行われるようにする。	(3) 〔共通事項〕の新設 表現及び鑑賞の各活動において，共通に必要となる資質や能力を〔共通事項〕として示す。〔共通事項〕は，「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して指導し，形や色彩，材料などの性質や，それらがもたらす感情を理解したり，対象のイメージをとらえたりするなどの資質や能力が十分育成されるようにする。
(5) 材料や用具の取扱いや鑑賞指導における美術館等との連携 内容の取扱いに，各学年で取り扱う材料や用具を，手などを十分に働かせるなどの指導の配慮事項とともに示す。鑑賞については，児童や学校の実態に応じて，美術館などを利用したり，連携を図ったりすることなどに配慮する。	(4) 表現形式などの取扱い スケッチや映像メディア，漫画，イラストレーションなどは，生徒が学習経験や能力，発達特性等の実態を踏まえ，自分の表現意図に合う表現形式や表現方法などを選択し創意工夫して表現できるように配慮事項に示す。

Ⅱ　編成上の配慮事項

１　指導計画作成にあたっての配慮事項

［小学校］

(1) 〔共通事項〕の指導に関する事項

この事項は，表現及び鑑賞の各活動において〔共通事項〕に配慮した指導計画を作成する必要から示している。〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の各活動において，共通に働いている資質や能力であり，児童の資質や能力の働きを具体的にとらえ，育成するための視点として新たに加わった事項である。主な内容として形や色などの造形的な特徴に関する事項とイメージに関する事項の二つの事項を設定している。図画工作科のすべての学習に含まれている内容であり，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，常に配慮しながら指導することとした。また，〔共通事項〕の共通とは，「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」の２領域及びその項目，事項にすべて共通するという意味である。同時に，発想や構想，創造的な技能，鑑賞などの能力に共通して働くという意味である。

(2) 「Ａ表現」(2)の指導に配当する授業時数に関する事項

この事項は，絵や立体，工作に表すことをまとめて示すことによって，内容や指導，題材の選択に不均衡が起こらないように示している。

ここでは，工作に表す活動の充実を図るために，工作に表すことの内容に配当する授業時数が，絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおよそ等しくなるように指導計画を立てるようにする必要性を示している。

また，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」全体の内容の授業時数の配分については，各内容を十分に関連させ，内容に偏りのないように全体の配当を考えて計画を立てることが大切である。

(3) 「Ｂ鑑賞」の指導に関する事項

表現と鑑賞は本来一体であり，相互に関連して働き合うことで児童の資質や能力を培うことができる。このことから「Ｂ鑑賞」の指導については，「Ａ表現」の指導に関連させて行うことを原則とすることを示している。

ただし，指導の効果を高めるため必要がある場合には，児童の関心や実態を十分考慮した上で，すべての学年の児童に，鑑賞を独立して扱うことができることを示している。その際，次の点に配慮する必要がある。

一つは，児童がよさや美しさなどについて関心をもって見たり一人一人の感じ方や見方を深めたりすることができるような内容であること。

二つには，鑑賞する対象は発達の段階に応じて児童が関心や親しみのもてる作品などを選ぶようにするとともに，作品や作者についての知識や理解は結果として得られるものであることに配慮すること。

三つには，児童が対象について感じたことなどを言葉にしたり友人と話し合ったりするなど，言語活動の充実について配慮すること。

(4) 適宜共同してつくりだす活動を取り上げることに関する事項

この事項は，「Ａ表現」の指導において，児童が友人と共に活動することを楽しむ傾向を生かし，適宜共同して製作する内容を取り入れることを示している。

共同して表現することは，様々な発想やアイデア，表し方などがあることにお互い気付き，表現や鑑賞を高め合うことにつながる。活動を設定する場合には，児童の実態を考慮するとと

もに，児童一人一人の発想や技能などが友人との交流によって一層働くようにすることが大切である。特に，一人一人が共に活動に参加しているという実感がもてるように工夫することが重要であり，決められた部分を受けもつだけで活動が終わらないようにする必要がある。

(5) 生活科など他教科等や幼稚園教育との関連を図ることに関する事項

幼児期は体験活動が中心の時期であり，周りの人や物，自然などの環境に体ごとかかわり全身で感じるなど，活動と場，体験と感情が密接に結び付いている。小学校低学年の児童は同じような発達の特性をもっており，体験を通して感じたことや考えたことなどを，常に自分なりに組み換えながら学んでいる。

このような発達の特性を生かし，生活科など他教科等との関連を積極的に図ったり，幼稚園や保育所，認定こども園での表現に関する内容などを参考にして低学年の題材を検討したりする工夫が必要である。例えば，育成を図る資質や能力を明らかにした上で，題材を選択する時期を他教科等の関連的な題材と時期を合わせることが考えられる。図画工作科の時間につくったものを生活科で紹介するなど，他教科等の時間に使うことや，他教科等における自然や社会などの経験を造形的な発想に生かすことなども考えられる。

(6) 道徳の時間などとの関連に関する事項

学習指導要領の第１章総則の第１の２においては，「学校における道徳教育は，道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳の時間はもかなめとより，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，児童の発達の段階を考慮して，適切な指導を行わなければならない」と規定されている。

これを受けて，図画工作科の指導においては，その特質に応じて，道徳について適切に指導する必要があることを示すものである。

図画工作科における道徳教育の指導においては，学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化とともに，以下に示すような図画工作科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら，適切な指導を行う必要がある。

図画工作科においては，目標を「表現及び鑑賞の活動を通して，感性を働かせながら，つくりだす喜びを味わうようにするとともに，造形的な創造活動の基礎的な能力を培い，豊かな情操を養う。」と示している。

つくりだす喜びを味わうようにすることは，美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また，造形的な創造による豊かな情操は，道徳性の基盤を養うものである。

次に，道徳教育の要としての道徳の時間の指導との関連を考慮する必要がある。

図画工作科で扱った内容や教材の中で適切なものを，道徳の時間に活用することが効果的な場合もある。また，道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を図画工作科で扱う場合には，道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも，図画工作科の年間指導計画の作成などに際して，道徳教育の全体計画との関連，指導の内容及び時期等に配慮し，両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

[中学校]

(1) 表現と鑑賞の指導の関連を図る

指導計画の作成に当たっては，表現及び鑑賞のそれぞれの目標と内容を的確に把握し，相互の関連を十分に図った学習が展開されるよう配慮しなければならない。そのためには，各内容における指導のねらいを十分に検討し，それを実現することのできる適切な題材を設定し，系

統的に指導計画に位置付ける必要がある。その際，表現と鑑賞の相互の関連を図り鑑賞することで表現の能力がより高められるようにするとともに，表現することで鑑賞の能力もより高められるよう十分配慮する必要がある。

例えば，「Ａ表現」(1)アの主題を生み出すことと，「Ｂ鑑賞」(1)アの作者の心情や意図などを感じ取ることは相互に関連しており，作品を鑑賞し作者の心情や意図について考えることが，表現する際に主題を生み出す力を高めることになる。また，表現で主題を生み出した学習経験が，鑑賞で作者の心情や意図を感じ取る力を高めることにつながることになる。

このように，表現と鑑賞は密接に関係しており，表現活動の学習が鑑賞に生かされ，鑑賞活動の学習が表現に生かされて，一層充実した創造活動に高まっていく。したがって，「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」の相互の関連を十分に図り，学習の効果が高まるように指導計画を工夫する必要がある。

(2) 〔共通事項〕の取扱い

〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質や能力を示したものであり，表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付け，指導計画を作成する必要がある。

〔共通事項〕を「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習の中で十分に指導をするためには，具体的な学習活動を想定し，〔共通事項〕に示している「形や色彩，材料，光などの性質や，それらがもたらす感情を理解すること」や，「形や色彩の特徴などを基に，対象のイメージをとらえること」をどの場面で指導するのか明確にし，指導計画の中に位置付ける必要がある。

その際，〔共通事項〕の視点で指導を見直し学習過程を工夫することや，生徒自らが必要性を感じて〔共通事項〕の視点を意識できるような題材を工夫するなどして，形や色彩などに対する豊かな感覚を働かせて表現及び鑑賞の学習に取り組むことができるようにすることが大切である。また，小学校図画工作科の〔共通事項〕を踏まえた指導にも十分配慮する必要がある。

(3) 「Ａ表現」の(1)及び(2)と，(3)は原則として関連付ける

表現題材を設定する場合は，「Ａ表現」(1)及び(2)の発想や構想に関する項目と，(3)の創造的な技能に関する項目はそれぞれ単独で指導するものではなく，(1)又は(2)の一方と，(3)は原則として関連付けて行うこととしている。これは，表現活動においては，発想や構想の能力と，創造的な技能とが関連し合うことにより，相互の資質や能力が一層高まるためである。しかし，時には指導の効果を高めるために，「Ａ表現」(1)及び(2)の発想や構想に関する指導内容や，(3)の創造的な技能に関する指導内容のみを短時間で単独に扱った題材の設定も考えられる。その際は，他の題材との関連や配当時間などを十分検討し，指導計画を作成することが重要である。

描く活動とつくる活動のいずれも経験させるここでいう「描く活動」とは，スケッチや絵，グラフィックなデザインなど平面上に描くことを主とするが，立体の表面に描くことも含まれる。

また，「つくる活動」とは主として彫刻や工芸，立体的デザインなどの立体的な表現のことである。また，描く活動とつくる活動の双方を取り入れた表現も可能である。今回の改訂では，生徒の個性豊かな表現の能力を伸ばすため，発想や構想と，それを実現させる創造的な技能をそれぞれ独立させた。その趣旨を踏まえて，表現方法を幅広くとらえることが大切である。

各内容の指導においては，描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにし，描く活動とつくる活動の学習に著しい偏りが生じないように配慮するとともに，様々な美術表現に親しめるように全体として調和のとれた指導計画を作成することが大切である。

(4) 第１学年の指導計画について

第１学年においては，美術の表現の能力が幅広く身に付くようにするため，特定の表現分野の活動のみに偏ることなく，「Ａ表現」(1)及び(2)それぞれにおいて(3)と関連付けて，描く活動とつくる活動をいずれも扱うようにする。したがって，年間45単位時間という時数の中ですべてを扱うことになるため，一般的に一題材に充てる時間数は少なくなるものと考えられる。

指導に当たっては，ねらいとする資質や能力を育成するために必要となる画面の大きさや時間数などを十分に考えて題材を検討する必要がある。そして，学年の目標が実現されるように，比較的短時間ででき，効果的に表現の能力が身に付くような題材を適宜取り入れ，指導計画を作成する必要がある。

(5) 第２学年及び第３学年の指導計画について

第２学年及び第３学年では，より質の高い学習を目指すため，一題材に時間をかけて指導する必要がある。そのため，各学年において内容を選択して行うことが可能であり，２学年間ですべての事項を指導することとしている。

その際，指導計画の作成に当たっては，学習の内容が偏らないように，第２学年及び第３学年の各学年においては，「Ａ表現」の(1)及び(2)の双方を扱うようにするとともに，「Ａ表現」全体を通して描く活動とつくる活動が一度は行われるようにする。そして，２学年間で「Ａ表現」(1)及び(2)それぞれにおいて(3)と関連付けて，描く活動とつくる活動をいずれも扱うようにし，調和のとれた指導計画を作成することが大切である。

つまり，第２学年で(1)において描く活動を計画した場合には，(2)ではつくる活動を計画し，第３学年では(1)でつくる活動，(2)で描く活動を計画することになる。このように，第２学年及び第３学年のいずれの学年においても，(1)及び(2)の双方と，描く活動とつくる活動の双方の学習を経験し，それぞれの能力が高められるようにするということである。それを図に表すと次の「Ａ表現」の指導計画の作成例Ⅰ・Ⅱとなる。

「Ａ表現」の指導計画の作成例Ⅰ

Ａ表現 ＼ 学 年	(1)と(3) 感じ取ったことや考えたことなどを基に，絵や彫刻などに表現する活動		(2)と(3) 伝える，使うなどの目的や機能を考え，デザインや工芸などに表現する活動	
	描く活動	つくる活動	描く活動	つくる活動
第１学年	○	○	○	○
第２学年	○			○
第３学年		○	○	

「Ａ表現」の指導計画の作成例Ⅱ（第１学年は同じ）

第２学年		○	○	
第３学年	○			○

(6) 「Ｂ鑑賞」の授業時数の確保

「Ｂ鑑賞」に充てる授業時数については，今回の改訂では，「適切かつ十分な授業時数を確保すること」としている。これは，鑑賞の学習を年間指導計画の中に位置付け，鑑賞の目標を実現するために必要な授業時数を定め，確実に実施しなければならないことを意味している。そのためには，鑑賞と表現との関連を考えて鑑賞の指導を位置付けたり，ねらいに応じて独立した鑑賞を適切に設けたりするなど指導計画を工夫する必要がある。

鑑賞に充てる時数は示していないが，学習指導要領に示された内容が生徒に身に付けること

ができるかどうかを考え，各学校が適切かつ十分な時数を確保しなければならない。その際，生徒や各学校の実態，地域性などを生かした効果的な指導方法を工夫することが求められる。

(7) 道徳の時間などとの関連

美術科における道徳教育の指導においては，学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化とともに，美術科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら，適切な指導を行う必要がある。

美術科においては，目標を「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに，感性を豊かにし，美術の基礎的な能力を伸ばし，美術文化についての理解を深め，豊かな情操を養う。」と示している。

創造する喜びを味わうようにすることは，美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また，美術の創造による豊かな情操は，道徳性の基盤を養うものである。

次に，道徳教育の要としての道徳の時間の指導との関連を考慮する必要がある。美術科で扱った内容や教材の中で適切なものを，道徳の時間に活用することが効果的な場合もある。また，道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を美術科で扱う場合には，道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも，美術科の年間指導計画の作成などに際して，道徳教育の全体計画との関連，指導の内容及び時期等に配慮し，両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

2　指導計画作成における点検項目

[小学校]

(1) 表現及び鑑賞の各活動において，〔共通事項〕が配慮されているか。
(2) 工作に表すことの内容に配当する授業時数が，絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおよそ等しくなっているか。
(3) 「Ｂ鑑賞」は「Ａ表現」との関連が図られているか。（指導の効果を高めるため必要がある場合には，児童や学校の実態に応じて，独立して行うことができる。）
(4) 「表現」の指導は，適宜共同してつくりだす活動が配慮されているか。
(5) 生活科など他教科等との関連を図るとともに，幼稚園教育との表現に関する内容との関連が図られているか。
(6) 道徳の時間などとの関連が図られているか。

[中学校]

(1) 各学年の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導について相互の関連が図られているか。
(2) 〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫されているか。
(3) 各学年の「Ａ表現」は，「絵や彫刻などに表現する活動」及び「デザインや工芸などに表現する活動」それぞれにおいて，描く活動とつくる活動のいずれも経験させるように計画されているか。また，第２学年及び第３学年は２学年間を通して，各学年において「絵や彫刻などに表現する活動」及び「デザインや工芸などに表現する活動」それぞれにおいて，描く活動とつくる活動，描く活動が調和的に行えるようになっているか。
(4) 「Ｂ鑑賞」の指導について，各学年とも適切かつ十分な授業時数が確保されているか。
(5) 道徳の時間などとの関連を考慮しながら，美術科の特質に応じて適切な指導が配慮されているか。

第2章

第8節　家庭、技術・家庭

家庭分野

技術分野

第８節　　家庭科，技術・家庭科（家庭分野）

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改訂の趣旨

【家庭科，技術・家庭科】

○実践的・体験的な学習活動を通して，家族と家庭の役割，生活に必要な衣，食，住，情報，産業等についての基礎的な理解と技能を養うとともに，それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する。

○他教科等との連携を図り，社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを重視する。

【家庭科，技術・家庭科家庭分野】

○自己と家庭，家庭と社会とのつながり（空間軸）と生涯の見通し（時間軸）の視点から，子どもたちの発達の段階を踏まえ，学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図る。

○社会の変化に対応した改善を図る。

○実践的・体験的な学習活動の重視，問題解決的な学習の充実。

○家庭・地域社会との連携，学校における学習と家庭や社会における実践との結び付き。

２　改訂の要点

(1) 目標

【小学校】

○教科の目標

衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して，日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び

学習指導要領全体の表記と統一

技能を身に付けるとともに，家庭生活を大切にする心情をはぐくみ，家族の一員として生活をより

生活をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度を重視

よくしようとする実践的な態度を育てる。

生活をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度を重視

○学年の目標

(1) 衣食住や家族の生活などに関する実践的・体験的な活動を通して，自分の成長を自覚するとともに，家庭生活への関心を高め，その大切さに気付くようにする。

家庭生活への関心･意欲

(2) 日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け，身近な生活に活用できるようにする。

身に付けた知識及び技能を身近な生活に活用する能力

(3) 自分と家族などとのかかわりを考えて実践する喜びを味わい，家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

家庭生活をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度

【中学校】

○技術・家庭科の目標

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して，生活と技術とのかかわりについて理解を深め，進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

○家庭分野の目標

衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して，生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに，家庭の機能について理解を深め，これからの生活を展望して，課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。

・基本的な考え方は変わらない。

(2) 内容

小学校，中学校においては，相互の内容の体系化を図り，同じ枠組みをもつ４つの内容で構成された。これは，小学校と中学校における内容の円滑な接続を図り，小学校での指導が中学校での学習を見通したものとなり，中学校につながる基礎的・基本的な知識と技能，生活をよりよくしようと工夫する能力及び実践的な態度が確実に定着することをめざしている。

【小学校】

A　家庭生活と家族
- (1) 自分の成長と家族
  （自分の成長の自覚，家庭生活と家族の大切さ）
- (2) 家庭生活と仕事
- (3) 家族や近隣の人々とのかかわり

B　日常の食事と調理の基礎
- (1) 食事の役割
- (2) 栄養を考えた食事
- (3) 調理の基礎

C　快適な衣服と住まい
- (1) 衣服の着用と手入れ
- (2) 快適な住まい方
- (3) 生活に役立つ物の製作

D　身近な消費生活と環境
- (1) 物や金銭の使い方と買物
- (2) 環境に配慮した生活の工夫

○それまでの学習を踏まえた２年間の学習のガイダンス的な内容として A(1)が設定された。
○家族の一員として成長する自分を肯定的にとらえ，家庭生活と家族の大切さに気付くことを重視し，「自分の成長と家族」の項目が設定された。
○持続可能な社会の構築など社会の変化に対応して，主体的に生きる消費者としての態度を育成する視点から「身近な消費生活と環境」が設定された。
○体に必要な栄養素の種類と働き（五大栄養素）を扱うこととなった。
○「暑さ」「寒さ」「通風・換気」「採光」すべてを扱うこととなった。
○すべての内容をすべての生徒に履修させること。

【中学校（家庭分野）】

A　家族・家庭と子どもの成長
- (1) 自分の成長と家族
  （自分の成長と家族や家庭生活とのかかわり）
- (2) 家庭と家族関係
- (3) 幼児の生活と家族

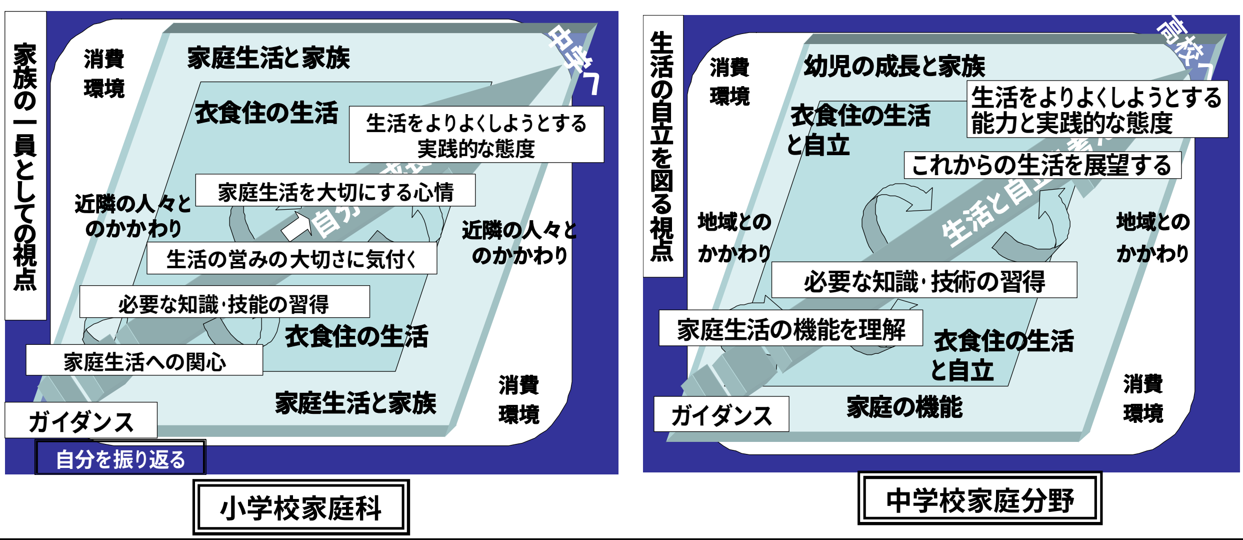
B　食生活と自立
- (1) 中学生の食生活と栄養
- (2) 日常食の献立と食品の選び方
- (3) 日常食の調理と地域の食文化

C　衣生活・住生活と自立
- (1) 衣服の選択と手入れ
- (2) 住居の機能と住まい方
- (3) 衣生活，住生活などの生活の工夫

D　身近な消費生活と環境
- (1) 家庭生活と消費
- (2) 家庭生活と環境

○小学校家庭科の学習などを振り返り，3年間の学習の見通しを立てるガイダンス的な A(1)が設定された。
○学習した知識と技術を活用して，これからの生活を展望する能力と実践的な態度を育むため，「生活の課題と実践」（A(3)エ，B(3)ウ，C(3)イ）が設定された。
○すべての内容をすべての生徒に履修させること。

家庭科構造図【イメージ図】　（文部科学省　岡調査官による）



3　編成の配慮事項

【小学校】

○A(1)アについては，第４学年までの学習を踏まえ２学年間の学習の見通しを立てさせるために，第５学年の最初に履修させるとともに，ＡからＤまでの学習と関連させる。

○B(3)及び C(3)については，学習の効果を高めるため，２学年にわたって取り扱い平易なものから段階的に学習できるよう計画する。

【中学校】

○授業時数については，３学年間を見通した全体的な指導計画に基づき，いずれかの分野に偏ることなく配当し，履修させる。

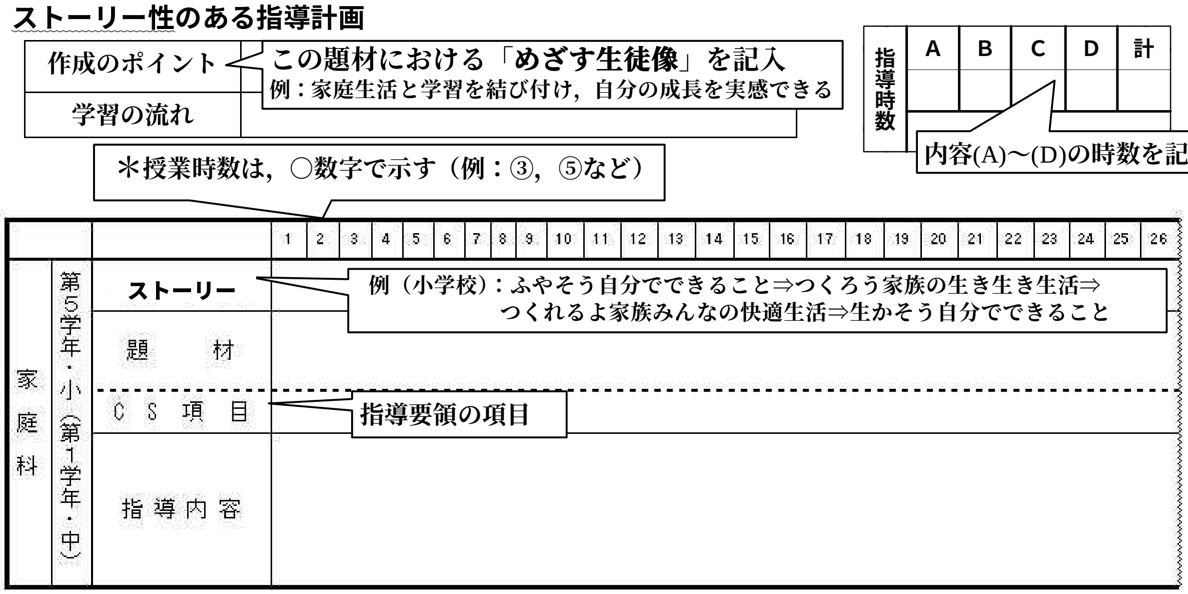
○A(1)については，小学校での学習を踏まえ中学校での３学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として第１学年の最初に履修させるとともに，A(2)(3)の導入として扱う。

○小学校の学習を踏まえ，３年間を見通した題材を設定する。また，実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を一層重視するとともに，指導に必要な時間を十分に検討し，適切な題材を取り上げる。

○生徒や学校の実態等に応じて「生活の課題と実践」については，３年間を見通して，これら３事項のうち１又は２事項を選択して履修させる。

4　ストーリー性のある指導計画の作成（例）

ストーリー性のある指導計画



○２年間または３年間を見通した年間指導計画をたてる。

○ストーリー性：一つ一つの題材がバラバラではなくつながっていること。
　教科のねらいを踏まえた根底を流れるストーリーがあるということ。

　作成のポイント

○指導時数：地域，学校，生徒の実態に応じた時数の配当をする。内容の極端な偏りがないよう配慮する。複数の項目・事項を関連づけた題材の場合，時数のカウントを工夫する。

Ⅱ　実施上の配慮事項

1　言語活動の充実を図る。

2　道徳教育との関連を図る。

3　伝統や文化に関する教育の充実を図る。

4　他教科との関連を図る。

Ⅲ　移行期間中の対応

平成 24 年度の完全実施に向け，22 年度の第１学年の指導計画については，新学習指導要領の内容を卒業までに履修できるよう，３年間を見通して作成し，確実に指導する。特に中学校においては，小学校へ移行した五大栄養素の基礎的事項の学習や小学校で全員が履修する「暑さ・寒さ，通風・換気及び採光」などの指導事項などが，校区内の小学校でどのように扱われているのかを把握し，小学校との連携を図り，漏れのないように確実に指導する。

Ⅳ　指導計画

【 小学校 】　　言語活動：(言語)　道徳教育：(道徳)　関連事項：《関連》

<table>
<tr><th>内容</th><th>項　目　・　事　項</th><th>内容の取り扱い</th></tr>
<tr><td rowspan="8">A
家庭生活と家族</td><td colspan="2">(1) 自分の成長と家族</td></tr>
<tr><td>すべての教科で学ぶ，家庭科に関わりのある学習全般を指す。

新しい内容

ア　成長の自覚，家庭生活と家族の大切さ
（解説P17･18･19）</td><td>ガイダンスとしての役割
･第4学年までの学習を踏まえ2学年間の学習の見通しを立たせる。･第5学年の最初に履修させる。
学習全体を貫く視点としての役割
･この項目をAからDまでの学習を貫く視点として各内容と関連させて取り扱う。
自分の成長を自覚する
･これまでの自分の生活を振り返ることによって，家族に支えられて成長したことに気づき，これからの自分の成長を展望する。
･学習を通してできるようになった自分に喜びを感じる。→ 学習に取り組む意欲を高める。
《学習例》
･小学校入学頃からの自分を振り返る　→　自分の回りでどのような衣食住の生活が営まれていたか　→　自分の成長にどのようにかかわってきたか考える
･家庭生活の中で自分ができるようになったことを挙げる　→　家族の理解に支えられてきたことに気付く
･第4学年までの他教科の学習との関連や，これからの学習を通して　→　自分ができるようになりたい･二年後の自分をイメージする
⇩
自分の目標や課題を見つけ，見通しをもって意欲的に学習に取り組むことができるように配慮する。
貫く視点
･学期や学年の終わりなどの学習の区切りの時期に，実践記録などから学習の成果を振り返る　→　自分の成長への気付きが段階的に深まるようにする。
･第6学年の終わりの学習においては，さらに，家庭生活をよりよくするための課題を中学校技術･家庭科の内容と結び付けてとらえるようにし，中学校への円滑な接続が図れるように配慮する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 家庭生活と仕事</td></tr>
<tr><td>ア　家庭の仕事と分担
（解説P19･20･21）

イ　生活時間の工夫
（解説P21）</td><td>《題材構成･配慮事項》
･B，C，Dの学習との関連を図り，家族の生活とかかわらせながら衣食住の内容を取り扱う。
･B，Cの内容との関連を図り，衣食住にかかわる仕事を実践　→　自分ができる仕事を増やす　→　家族に協力しようとする意欲を高める
･家族構成や家族の就業状況等，児童を取り巻く環境に十分に配慮する
･一日のある時間帯を家族がどのように使っているか調べることによって自分の生活時間とのかかわりを見つけ比較する　→　生活時間を家族の生活とかかわらせてとらえる工夫　→ 家族と話し合うなど家族の理解を図りながら実践（道徳）
･家庭には，自分の生活とともに，家族一人一人の生活があり，互いに支え合っていることに気付く。
･仕事と手伝いでは意識に違いがあることに気付くようにし，一時の思いつきや興味で終わることなく，分担した仕事に責任をもって継続的に実行できるようにする。
《指導例》
･家庭での家族の仕事を観察したり，家庭の仕事をしていてうれしいのはどのような時かインタビューしたりするなどを導入として取り入れる。
･児童の分担した仕事については，その後の生活でも継続的なものになるように，実践への意欲を高める指導を工夫。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 家族や近隣の人々とのかかわり
《題材構成の例》
「B日常の食事と調理の基礎」やC（3）「生活に役立つ物の製作」と関連させ，家族のために食事を作ることや家族が使える物や家族への贈り物を製作するなどの活動。C（2）「快適な住まい方」やD（2）「環境に配慮した生活の工夫」と関連させ，近隣の人々と共に地域で快適に生活できるように，生活環境に配慮した方法を家庭生活において工夫し実践する活動。（解説P22）</td></tr>
<tr><td>ア　家族との触れ合いや団らん
（解説P22･23）</td><td>･児童が家族の一員としての存在を実感できるように，個々の家庭に応じた工夫を考える。（道徳）
･会話や遊びなどの直接的な触れ合いができる場と時間を作りだす。家族が集まるときに進んでお茶を入れる。果物やお菓子などを供したりする。　→　一人一人の家庭に応じた工夫ができるように配慮する。
《指導例》
･家族が直接ふれあうことだけでなく，例えば，･手紙で思いを伝える･日々の感謝の気持ちを表すために手作りの品にメッセージカードを添える･家庭新聞を発行したりする。家族がそろわない、家族と触れ合う時間が短い等でも，心豊かな家庭生活を送るための工夫ができることが分かるようにする。</td></tr>
<tr><td>イ　近隣の人々とのかかわり
（解説P23･24）</td><td>･指導に当たっては，生活する上で近隣の人々との調和が大切であることに気付き，近隣の人々とのかかわりを考えて自分の家庭生活をどのように工夫したらよいかを考えることができるようにする。
･常に，自分の生活との結び付きを考えながら学習するようにし，児童の家庭の状況に応じた方法で課題を解決していくことができるように配慮する。</td></tr>
</table>

B　日常の食事と調理の基礎

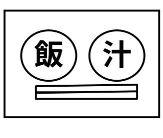
(1) 食事の役割
・家庭の食事や給食について振り返り，おいしかったことや楽しかったことを話し合ったり，なぜ食べるのかについて考えたるする活動などを通して理解できるようにする。　(解説P25・26)

新しい内容 ア　食事の役割を知り，日常の食事の大切さ (解説P26・27)	**「食事の役割」** **①健康を保つ　②体の成長や活動のもとになる　③人と楽しくかかわる** **④和やかな気持ちになる　⑤規則正しい食事が生活リズムをつくる** **⑥朝食を食べることにより学習や活動のための体が準備できる** 《関連》 「A家庭生活と家族」：家庭の食事づくり（買い物から後片付けまで）の仕事を振り返って，**自分ができるようになりたいことを考え，**食事の大切さに気付いたりする。→ **「自分の成長を自覚する」**
イ　楽しく食事をするための工夫 (解説P26・27)	**《指導例》** お茶の入れ方や供し方，調理実習の試食等の体験　→　楽しく食事をするためのマナーや食卓の工夫について考えたり，話し合ったりすることなどの活動。 **《関連》** ・B（3）：調理実習に配膳を工夫，試食において，はしや食器の扱い方など日常の食事に必要とされているマナーを具体的に扱ったりする。 ・A（3）「家族や近隣の人々とのかかわり」：食事などの場における会話や心の触れ合いが好ましい人間関係を育てる上で大切であることに気付き，日常生活に活用できるようにする。**（道徳）**

(2) 栄養を考えた食事
・中学校での日本食品標準成分表や食事摂取基準，食品分別摂取量の目安などの学習につなげる内容として，小学校では五大栄養素の**基準事項**を扱う。
・題材構成に当たっては，B（1），（3）の項目や**給食の献立との関連**を図り，日常に即して具体的に学習する。　(解説P27)

新しい内容 ア　体に必要な栄養素の種類と働き (解説P27・28)	・栄養素：人が生命を維持したり，活動したり，さらに成長するために必要な成分 **五大栄養素　・炭水化物　・脂質　・たんぱく質　・無機質　・ビタミン** **働　　き　・主にエネルギーのもとになる　・主に体をつくるもとになる** **・主に体の調子を整えるもとになる** **《関連》** 理科の第5学年，植物の種子の中の養分に関する学習で扱うでんぷん（炭水化物の1つ）と関連。
イ　食品の栄養的な特徴と組み合わせ (解説P28・29)	・食品は主に含まれる栄養素により3つのグループに分けられることを知る。 ・グループの主な食品と主な栄養素を関連付けて指導する。 ・食品をグループに分けることに関して，食品には複数の栄養素が含まれていることから，必ずしもいずれかのグループに厳密に分類しなくてもよい場合もあることをことに配慮して指導する。
ウ　1食分の献立 (解説P29・30)	・米飯とみそ汁を中心とした1食分を扱い，おかずやみそ汁の具を工夫し，**調和のよい食事**を考えるようにする。児童の実態に応じてパンなどを中心とした1食分の食事を扱うことも考えられる。 **調和のよい食事：主に栄養のバランスを中心に考えるが，色どりや味のバランスについても気付く。** **好みや季節，費用などの観点も考えられるが，ここでは食品の組み合わせに重点** **《指導例》** 自分が考えた献立の工夫や栄養のバランスについて発表したり，話し合ったりするなどの活動を取り入れる。栄養のバランスや調理時間などを考慮して朝食づくりの計画を立て，調理実習をしたり，家庭で実践したりする。工夫した献立を調理して試食した結果をまとめて発表しあうなどの活動。**（言語活動）**

(3) 調理の基礎　(解説P30・31・32)
《指導計画》
学習効果を高めるため，2学年にわたって取り扱い，平易なものから段階的に学習できるように計画すること。
《題材構成》
B（1）や（2）の項目や「A家庭生活と家族」及び「D身近な消費生活と環境」の内容と関連を図ることも考えられる。
《実習の指導》
・調理に用いる食品については，生の魚や肉は扱わないなど，安全・衛生に留意すること。(解説P60)
・児童が直接食材に触れ，自ら調理することにより食への関心を高めたり，グループで協力して作業することの大切さ，調理したもの皆で食べる喜びや楽しさ，**相手に供することにより感謝される喜びを感じたり**するなど，調理のよさを実感できるように配慮，調理への自信を持たせ，日常生活に活用しようとする意欲につなげるよう配慮する。**（道徳）**
・ねらいに応じた観察，実験，実習を通して，体験したことを**言葉や図表などを用いて表現**したり，調理に関する言葉を実感を伴って理解したりする学習活動が充実するように配慮する。「ゆでる」，「米をとぐ」，「旬」，「沸騰」など　**（言語活動）**

ア　調理への関心と調理計画 (解説P32)	・必要な材料の分量は，一人分の量から考えておよその量が分かるようにする。計量スプーン，計量カップ，上皿自動秤等の使い方を知り，計量器具の取り扱いに慣れて調理に必要な材料を計量することができるようにする。 **《関連》** 材料について，D（1）「物や金銭の使い方と買い物」や（2）「環境に配慮した生活の工夫」：目的にあった品質のよいものを選んで，買い物を考え，適切に購入できるようにする学習も考えられる。その際，必要な物を無駄なく購入することにも配慮する。
イ　材料の洗い方，切り方，味の付け方，盛りつけ，配膳及び後片付け (解説P33・34)	・配膳については，食器の位置に配慮し，例えば，米飯及びみそ汁，はしなどを配膳する際には，**我が国の伝統的な配膳**の仕方があることが分かるようにする。 《関連》　D（2）「環境に配慮した生活の工夫」：後片付けなどの仕方を工夫する学習。 ごみの適切な分別，水や洗剤を必要以上に使用しないようにする等 

	ウ　ゆでたり，いためたりする調理 （解説P34）	・ゆでたり，いためたりする調理の仕方が分かり，材料や調理の目的に応じた適切な加熱操作ができるようにする。 ・平易なものから段階的に学習のねらいを高めながら**繰り返し学習**できるように工夫し，**知識と技能の定着**を図るようにする。
	エ　米飯及びみそ汁の調理 （解説P34・35）	・米飯やみそ汁が我が国の伝統的な日常食であることにも触れること。 ・米の洗い方，水加減，浸水時間，加熱の仕方，蒸らしなど，固い米から柔らかい米飯になるまでの一連の操作や**変化を実感的にとらえ，**炊飯することができるようにする。（自動炊飯器による炊飯は対象としない）観察した結果をまとめたり，発表したりするなどの活動を取り入れ理解を深める。**（言語活動）** ・だしの取り方，中に入れる実の切り方や入れ方，みその扱い方などを調べみそ汁を調理することができるようにする。 **《関連》** B（2）のウ及びB（3）ウ：米飯及びみそ汁，おかずを中心とした栄養のバランスがよい1食分の献立を考え，調理する。 ⟹ **日常生活に生かす**
	オ　用具や食器の安全で衛生的な取り扱い，こんろの安全な取り扱い （解説P35）	・それぞれの調理に必要な用具や食器を取り上げ，**安全**と**衛生**に注意して適切に取り扱うとともに，こんろの安全な取り扱いができるようにする。（解説P35・**59**） **＊包丁の安全な取り扱い** **＊食器・まな板・ふきんの衛生的な取り扱い** **＊清潔な身支度** **＊換気に注意** **＊やけどの防止**
C　快適な衣服と住まい	衣服は身体に最も近い環境であり，住まいはそれをさらに外側から取り巻く環境である。人間を取り巻く環境を快適に整えることへの関心を高め，衣服と住まいを関連付けて学習するように，衣と住を合わせた内容構成にした。 **快適　：　健康によく清潔で気持ちがよいこと** **《関連》** C（1），（2），（3）の項目や，「A家庭生活と家族」，「D身近な消費生活と環境」などの内容と相互に関連を図るなど，**家庭生活を総合的に捕らえる**ように配慮する。　（解説P37）	
	(1) 衣服の着用と手入れ　（解説P37・38） 日常着の着方と手入れに関する学習を通して，衣服への関心を高め，着方や手入れの基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け，目的に応じた快適な着方を考え工夫する能力を育てることをねらいとしている。 **《題材構成例》** C（2），（3）の項目と相互に関連を図る。例えば，C（3）の学習と関連させて製作の中でボタンの付け方を取り扱う。 A（1）「自分の成長と家族」，（2）「家庭生活と仕事」やD（1）「ものや金銭の使い方と買い物」，（2）「環境に配慮した生活の工夫」と関連を図る。例えば，D（2）と関連させて洗剤や水を無駄にしない洗濯の仕方を工夫して実習したりするなどの活動。	
	ア　衣服の働きと快適な着方の工夫 （解説P38）	・気温や季節の変化及び生活場面などの状況に応じて気持ちよく着る方法を考え，適切な着方を工夫できるようにする。日常着の着方については，**保健衛生上，生活活動上の着方を中心**に取り上げるようにする。 **《指導例》**　遠足や宿泊学習などの具体的な場面を想定して，気象条件や活動内容に合わせて衣服を選び，実際に確かめてみる活動などが考えられる。 **《関連》**　C（2）のイの事項と関連を図る。季節の変化や住まい方に合わせて涼しい着方や暖かい着方を考える。 **衣服の働き** ⟺ **日常生活**
	イ　日常着の手入れとボタン付け及び洗濯 （解説P39・40）	**洗濯ができる：洗濯の必要性や日常着の洗濯に必要な洗剤，用具，洗い方などが分かり，洗濯ができる。** ・手洗いを中心として洗濯の基本について学習する。電気洗濯機については，脱水に使用したり手洗いと比較したりする程度に扱うようにする。また，洗剤の働きなどについては中学校で学習するので，小学校では**身近な環境への影響を考えた洗剤の量などを中心に扱う**。 **《関連》**　たたんで収納することについては，C（2）のアの学習と関連付けて行う。 ボタン付けをC（3）の学習と関連させて実習した後，再度手入れとしてのボタン付けの実習を行うことも考えられる。学習の場面を変えて**繰り返し学習**することにより基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ることも可能となる。
	(2) 快適な住まい方　（解説P40・41） **《題材構成》**C（1），（3）の項目やA（2）「家庭生活と仕事」や（2）「環境に配慮した生活の工夫」と関連を図り展開。	
	ア　住まい方への関心，整理・整頓及び清掃の仕方と工夫 （解説P41・42）	**《指導例》**　家庭によって清掃の仕方が異なり，清掃用具やその使い方も多様であることから，学んだことを基に，児童一人一人あるいはグループごとに課題を選択し，児童同士の発表や交流の場を設定するなどして，清掃の仕方について活用する力を育てる学習も考えられる。　**（言語活動）** **・工夫する視点　＊何がどこにあるか　＊必要な物がすぐ取り出せるか　＊空間を有効に使えるか**
	新しい内容 イ　季節の変化に合わせた生活の大切さ，快適な住まい方の工夫 （解説P42・43）	・主として**暑さ，寒さ，通風，換気及び採光**を取り上げること。いずれも**すべての児童**に学習させる。 ・冷暖房機器にたよる生活を見直し，日光や風などの自然の力を効果的に活用する方法について考え，健康の視点から自然を生かした住まい方の大切さが分かる。　→　**持続可能な社会の構築の視点** **《関連》** C（1）のア：快適な温度の調整を衣服の着方の学習と関連させて扱い，住まい方も着方も空気の流れの調整が相互に関連していることに気付かせる。 D（2）「環境に配慮した生活の工夫」：自分の生活と環境とのかかわりを冷暖房機器の利用を視点として見直し，省エネルギーにつなげるなどの展開。 ・理科の第3学年，第4学年における日なたと日陰，空気と温度に関する学習内容　・体育科の第3学年、第4学年における健康によい生活に関する学習内容との関連を図るように配慮する。

C 快適な衣服と住まい	**(3) 生活に役立つ物の製作** (解説P44・45) ・学習の効果を高めるため，2学年にわたって取り扱い，平易なものから段階的に学習できるよう計画すること。 **《題材構成》** C (1)，(2) 又は (3) の項目については，適切な題材を設定し，内容相互の関連を図ることが考えられる。例えば，C (1) 又は (2) の学習成果を生かして，製作する物を考えたり工夫したりすることが考えられる。 D (1)，(2) の学習と関連させて，材料見本を提示したり，家庭にある不要な衣服の一部分を活用するなどの工夫をすることによって，児童が主体的に材料を選択できるようにすることが考えられる。 **《指導に当たって》** 製作の基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るだけではなく，児童が自ら製作する喜びや友達と協力して作業することの大切さに気付くとともに，誰かに贈ることにより感謝される喜びや共に使う楽しさなどを気付き，製作への自信と日常生活に活用しようとする意欲や態度を育てるように配慮する。**(道徳)**	
	ア 形などの工夫と製作 (解説P45・46)	・身の回りの生活に役立つ**布を用いた物**に**関心**をもって，製作する物を考え，形や大きさなどを工夫し，製作計画が立てられるようにする。 ・児童が自分の製作目的や課題を確認しながら製作を進めることができるように工夫し，製作過程で進度の確認や評価をすることによって途中で計画を修正したり，最後まで製作する目的を意識したりして活動できるように配慮する。
	イ 手縫いやミシン縫いによる製作・活用 (解説P46・47)	・製作することを通して，作る楽しみを実感するとともに，目的に応じた手縫いや，ミシン縫いを用いた直線縫いの仕方を知り，それらを活用して適切な縫い方を考えて製作できるようにする。また，製作した物を日常生活で活用することを通して，**布製品を評価する力を高めるようにする。** **《指導例》** 布製品を評価する力を高めるために，製作した物を実際に使ってみて，自分や家族の感想を発表し合い，相互に評価し，よりよい活用や改善の方法を探る活動などを工夫することも考えられる。**(言語活動)** **《関連》** C (1)，(2) の項目と関連するとともに，A (3) のア「家族との触れ合いや団らん」と関連させて，家族の団らんに役立つ物を製作して活用し，その評価を家族と話し合ったり，その結果を発表するなどの活動も考えられる。**(道徳)・(言語活動)**
	ウ 用具の安全な取扱い (解説P47・**58**・**59**)	・針類，はさみ類，アイロン，ミシンなどの用具は危険を伴うので，安全で適切な取り扱い方を製作を通して身に付けるようにする。 ・児童は用具を扱った経験が少ないことが予想されるので，他教科や家庭生活などの経験と関連させ，危険防止や安全点検の確認を習慣化できるようにする。
D 身近な消費生活と環境	**(1) 物や金銭の使い方と買物** (解説P49) ・主体的に生活を工夫できる消費者としての素地を育てることを意図している。 **《関連》** A (3)「家族や近隣の人々とのかかわり」や，「B日常の食事と調理の基礎」又は「C快適な衣服とすまい」の内容と関連を図ることにより，衣食住などの生活で使う身近な物などを取り上げ，児童や家族の生活と結びつけて考え、実践的に学習できるようにする。 社会科や理科などの教科や総合的な学習の時間との関連を考慮するとともに，中学校技術・家庭科との円滑な接続のために，基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るように配慮する。	
	ア 物や金銭の大切さ，計画的な使い方を考えること。 (解説P50・51)	**物や金銭の大切さに気付きとは** **家庭で扱う金銭は，家族が働くことによって得られた限りあるもので，ものや金銭が自分と家族の生活を支えていることから，それらを有効に使うことの重要性に気付くようにする。** ・身近な消費生活における自分の課題に気付き，進んで計画的な使い方を考えることができるように配慮する。 ・プリペイドカードなどは，金銭と同じ価値があるので，使い方においても金銭同様に配慮する必要があることに触れるようにする。 **《指導例》** 学用品の使い方を振り返り，物を粗末に扱ったり，不要な物まで購入したり，使える物まで捨てたりしていないかなど，生活を見直す活動を行うことなどが考えられる。 ノートなどの使い方を取り上げ，自分なりの工夫や効果的な使い方を発表し，意見を交換し合うなどの活動も考えられる。 **(言語活動)**
	イ 身近な物の選び方，買い方 (解説P51)	・「A家庭生活と家族」の (3)，「B日常の食事と調理の基礎」の (3) 並びに「C快適な衣服と住まい」の (2) 及び (3) で扱う用具や実習材料などの身近な物を取り上げる。 **《指導例》** 調理実習や製作に使う材料や用具を購入する場面を想定して，物の選び方，買い方を模擬的に体験したり，買物の実習を行ったりする活動。 これまでの買物の体験で役立ったことなどを発表し，買物のメモを作るなど計画を立てることのよさに気付いたり，買物の記録やレシートなどの保存の意義に気付いたりする学習。 **(言語活動)**
	(2) 環境に配慮した生活の工夫 **新しい内容** (解説P52) **《題材構成》** 「B日常の食事と調理の基礎」又は「C快適な衣服と住まい」との関連を図り，実践的に学習できるようにすること。 B (3)「調理の基礎」の学習との関連と図って実習材料などを無駄なく使うことを考えさせたり，C (2)「快適な住まい方」の整理・整頓や清掃の学習と関連させて，ごみの分別や減量の仕方を工夫させたり，C (3)「生活に役立つ物の製作」の布の扱い方の学習と関連させたりして，効果的に学習を展開することが考えられる。	
	ア 身近な環境とのかかわり，物の使い方の工夫 (解説P52・53)	・常に自分の生活との結び付きに気付くようにし，一人一人が課題をもって調べたり，工夫したりして，主体的に学習し実践できるように配慮する。 **工夫する視点 ＊長く大切に活用する ＊無駄なく使い切る ＊他の用途に再利用する**

【　中学校　】

学習内容　【 A　家族・家庭と子どもの成長 】　　＊言語活動：【言語】　道徳教育：【道徳】　関連事項：【関連】

内容	項目	指導事項	学習活動	内容の取り扱い
A 家族・家庭と子どもの成長	(1) 自分の成長と家族	【新設】 ア　自分の成長と家族や家庭生活とのかかわりについて考えること。	○これまでの家庭生活や小学校家庭科の学習を振り返る。 ○自分の成長や生活は家族とそれにかかわる人々によって支えられてきたことに気づく。	１学年の最初に履修させる 【関連】・ガイダンスとしての扱いとAの(2)及び(3)と相互に関連を図った扱いができる。なお，Aの(2)及び(3)との関連を図り学習を進める扱いにおいては，Aの(2)及び(3)の学習時に導入としてもう一度扱うなど，適切な時期を設定して，それらに関連させて扱うものとする。ガイダンスとしては，小学校の学習を踏まえ，３学年間の学習の見通しをもたせたストーリー性のある年間計画を立てる。
	(2) 家庭と家族関係	ア 家庭や家族の基本的な機能と，家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること。	○家庭や家族の機能，重要性を理解する。 ○家庭生活と地域のかかわりについて理解する。	【関連】・Aの(1) 及び(3)との関連を図る。【例】・家族の役割を資料や新聞を利用して見つめ直したり，子どもの成長と地域とのかかわりについて調べたり，地域の活動や行事などを取り上げ高齢者などの地域の人々とのかかわりについて話し合ったりするなどの活動も考えられる。
		イ これからの自分と家族とのかかわりに関心をもち，家族関係をよりよくする方法を考えること。	○家族とのかかわりや家族関係をよりよくする方法を考える。	【言語】【道徳】・物語を活用したり，ロールプレイングなどの活動を通して，具体的に考えさせる。 【例】家族とのコミュニケーションを取り上げ，改善していくための工夫を話し合うなどの活動が考えられる。
	(3) 幼児の生活と家族	ア 幼児の発達と生活の特徴を知り，子どもが育つ環境としての家族の役割について理解すること。	○幼児の心身の発達の特徴と家族の生活について知る。 ○幼児にふさわしい生活を整える家族の役割について知る。	【言語】・身近な幼児と周囲の人々との観察や視聴覚教材の活用，ロールプレイングなどの学習活動を通して具体的に扱うよう配慮する。
		イ 幼児の観察や遊び道具の製作などの活動を通して，幼児の遊びの意義について理解すること。	○幼児の遊びの観察や遊び道具の製作ができる。 ○幼児の遊びについて考え，遊びの意義について知る。	【関連】【体験的】・Aの(3)のウ，エとの関連を図る。具体的な活動を通して，幼児の遊びについて考えることができるよう配慮する。幼児を実際に観察する場合が難しい場合は，視聴覚教材を活用したり，生徒の幼児の遊び体験を取り上げたりするなどの工夫をする。
		ウ 幼児と触れ合うなどの活動を通して，幼児への関心を深め，かかわり方を工夫できること。	○幼児と触れ合うことを通して幼児とのかかわり方を工夫する。	【関連】【言語】【道徳】【体験的】・A(３)のイとの関連を図り，幼稚園や保育所等の幼児との触れ合いが効果的に実施できるように工夫する。また，地域の実態に応じて，子育て支援センターや育児サークルの親子との触れ合いや教室に幼児を招いての触れ合いを工夫するなど可能な限り直接的な体験ができるような留意をする。
		【新設】 エ 家族又は幼児の生活に関心をもち，課題をもって家族関係又は幼児の生活について工夫し，計画を立てて実践できること。	○自分の家族や幼児の生活を見つめて課題を発見し，改善のための工夫やさらに豊かにするための工夫をする。	【関連】【体験的】【言語】・A⑵ア・イの事項との関連を図り，地域活動に参加して高齢者と触れ合ったり，家族のコミュニケーションを深めるための方法を工夫して計画し実践したりすることなどが考えられる。また，A(３)ア・イ・ウとの関連を図り，幼児の遊び道具の製作，間食の調理，簡単な衣服の製作など幼児の生活に役立つものを計画を立てて作ったり，作ったものを用いて幼児との触れ合いやかかわり方を工夫したりするなども考えられる。

学習内容　【 B　食生活と自立 】

内容	項目	指導事項	学習活動	内容の取り扱い
B食生活と自立	(1)中学生の食生活と栄養	【新設】 ア 自分の食生活に関心をもち，生活の中で食事が果たす役割を理解し，健康によい食習慣について考えること。	○食事が果たす役割を考える。 ○心身の健康によい食習慣について考える。	【言語】・食生活調べや話合い等の活動を通して，生徒が自分の食生活について主体的に考えられるように配慮する。 【例】普段の食生活を振り返るなどして自分の食習慣における問題点を把握したり，１日の食事場面がイメージできる視聴覚教材等を活用したりして健康によい食習慣について話し合うことなどが考えられる。
		イ 栄養素の種類と働きを知り，中学生に必要な栄養の特徴について考えること。	○栄養素の種類と働きを知る。 ○中学生に必要な栄養の特徴について考える。	小学校における５大栄養素に関する基礎的な事項の学習を踏まえる。 【言語】・調査や話合い活動などをしたり，視聴覚教材を活用したりするなどの活動を取り入れ，栄養素に関心をもたせる。
	(2)日常食の献立と食品の選択	ア 食品の栄養的特質や中学生の１日に必要な食品の種類と概量について知ること。	○食品の栄養的特質を調べ，食品群に分類する。 ○１日に必要な食品の種類と概要を把握し，日本食品標準成分表があることを知る。 ○食品群別摂取量の目安について理解する。	・中学校では日本食品標準成分表や食事摂取基準，食品群別摂取量の目安などを扱う。実際の食品を食品群に分類したり，計算したりすることなどの活動を通して１日に必要な食品の概要を実感させるようにする。また食品群については，小学校で学習した栄養素の体内での３つの働きとの系統性を考慮して扱うように配慮する。
		イ 中学生の１日分の献立を考えること。	○必要な栄養素を満たす 1日分の献立を考える。	【関連】【体験的】・B(3)の調理実習との関連を図るよう配慮する。小学校で学習した１食分の学習を踏まえ，１日分の献立を考えることができるようにする。食品群別摂取量などの細かい数値にとらわれるのではなく，食事を食品の概量でとらえられるようにする。学校給食が実施されている学校では，給食の献立を活用することも考えられる。
		ウ 食品の品質を見分け用途に応じて選択できること。	○食品の品質を外観や表示などから見分ける。 ○用途にあった食品の選択を考える。 ○食品の適切な保存方法を知る 。	【関連】・B(3)のアの事項との関連を図り，調理実習で使用する食品の選択や取り扱いについて調査するなどの活動を取り入れるなど，生徒が主体的に考えることができるよう配慮する。D(1) イ又は(2)との関連を図ることも考えられる。
	(3)日常食の食文化と調理	ア基礎的な日常食の調理ができること。また，安全と衛生に留意し，食品や調理実習等の適切な管理ができること。	○魚，肉，野菜を中心に基礎的な日常食の調理実習をする。 ○調理操作や食品の衛生的な扱い方を知る。	【体験的】【道徳】・生徒の実態に合わせた題材を設定し，魚，肉，野菜を中心に日常よく用いられる食品を取り上げ，基礎的な日常食の調理ができるようにする。調理用熱源については，主に電気とガスの特徴を知り，電気やガス用の器具を効率良く安全に取り扱うことができるようにする。調理実習に際しては，調理に必要な手順や時間も考えて計画を立てて行い，調理の後始末の仕方，実習後の評価も含めて学習できるようにする。

	(3)日常食の食文化と調理	【新設】 イ 地域の食材を生かすなどの調理を通して，地域の食文化について理解すること。	○地域の食材について調べ，実習計画を立てて調理実習をする。 ○地域の食文化について知る。	【体験的】・地域との連携を図り，調理実習を中心として行うよう配慮する。【例】地域の又は季節の食材について調べ，それらを用いた日常食の調理をすることが考えられる。また，地域の実態に応じて，地域の伝統的な行事食や郷土料理も扱うことも考えられる。 【関連】・<u>B(1)のアとの関連を図り</u>，食事には文化を伝える役割もあることを理解させる。 【関連】・<u>B(3)のアとの関連を図り</u>，自分の食生活の課題を解決するための日常食の調理を計画を立てて実践する。 【関連】・<u>B(3)のイとの関連を図り</u>，家族とともに地域の食材を生かした献立を工夫し，調理の計画を立てて実践したり，郷土料理や行事食の計画を立てて実践したりする。
		【新設】 ウ 食生活に関心をもち課題をもって日常食又は地域の食材を生かした調理などの活動について工夫し，計画を立てて実践できること。	○自分の食生活の改善点や家族の食生活を工夫する。 ○課題を解決するために日常食の調理や地域の食材を生かした調理の計画を立てて実習を行う。	・食育について，学校においては，技術・家庭科における食に関する指導を中核として，学校の教育活動全体で一貫した取組みを推進することが大切である。

学習内容　【 C　衣生活・住生活と自立 】

内容	項目	指導事項	学習活動	内容の取り扱い
C衣生活・住生活と自立	(1)衣服の選択と手入れ	ア 衣服と社会生活とのかかわりを理解し，目的に応じた着用や個性を生かす着用を工夫できること。	○衣服の社会生活上の機能を知る。 ○ＴＰＯに応じた衣服の着用や個性を生かす着用の工夫をする。	【言語】・話合いや調査などの活動を通して，生徒が自分の衣服の着方について主体的に考え，生活における実践につなげることができるように配慮する。【例】各種の制服や流行について話し合ったり，具体的な生活の場面を想定して，目的に応じた着方や自分を表現する着方を工夫したりすることが考えられる。また，和服の基本的な着装を扱うことも考えられる。
		イ 衣服の計画的な活用の必要性を理解し，適切な選択ができること。	○衣服を計画的に活用することの必要性を知る。	【関連】・<u>C(1) のア事項</u>との関連を図り，具体的な生活の場面を想定した衣服の組合わせを工夫し，手持ちの衣服の計画的な活用に生かせるようにすることも考えられる。また，衣服の選択やリサイクルの場面を具体的に設定して<u>Dの(1)又は(2)</u>の学習との関連を図りながら扱うことも考えられる
		ウ 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れができること。	○衣服を快適に着用するための手入れの必要性を知る。 ○衣服の材料や状態に応じた洗濯や適切な補修の実習を行う。	【体験的】・手入れは主として洗濯と補修を扱う。 【例】補修の例として裾あげ，ほころび直し。補修の技術例としてまつり縫い，ミシン縫い，スナップ付けなどを取り上げ，補修の目的と布地に適した方法を選び，実践できるようにする。【関連】・<u>Dの(2)</u>との関連を図りながら扱うことも考えられる。
	(2)住居の機能と住まい方	ア 家族と住空間について考え，住居の基本的な機能について知ること。	○自分や家族の住空間と生活行為のかかわりについて考える。 ○住居の機能について知る。	【関連】・<u>C(2) のイとの関連を図る。</u>簡単な図などによる住空間の構想を扱う。 ・住宅に関する鳥瞰図などの簡単な図を活用するのは，住空間を想像しやすくするためである。

C 衣生活・住生活と自立	(2) 住居の機能と住まい方	イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り，快適な住まい方を工夫できること。	○家族が安心して住まうための室内環境の整え方を知る。 ○快適な住まい方の工夫をする。	小学校での「暑さ・寒さ，通風・換気及び採光」に重点を置いた室内環境についての学習を踏まえる。 ・家庭の安全に重点を置いた室内環境の整え方について取り扱う。次の視点から室内の安全・室内の空気調節・音と生活とのかかわりなど快適な生活を送るための工夫や実践につなげることなども考えられる。
	(3) 衣生活，住生活などの生活の工夫	【新設】 ア 布を用いた物の製作を通して，生活を豊かにするための工夫ができること。	○布を用いた簡単な衣服や小物を製作する。	**【体験的】**・C(1)のウやC(2)のイ・A(3) イD(2)との関連を図り，題材を設定することも考えられる。 ・実習で扱う題材については，完成後に活用することにより自分や家族の生活がより豊かになるような物を設定する。
		【新設】 イ 衣服又は住まいに関心をもち，課題をもって衣生活又は住生活について工夫し，計画を立てて実践できること。	○自分の衣生活の改善点や家族の衣生活を工夫する。	**【関連】【言語】【体験的】**・Cの(1)，Cの(3)，C(1)のウとの関連を図り着用されなくなった衣服を他の衣服に作り直したり，再利用したりするなどの活動を計画を立てて実践する。Cの(2)のイとの関連を図り，安全に生活する視点から危険な箇所について調査し，事故を防ぐ手だてとなるものを製したり，防災に必要なものを備えたりすることなども考えられる。また，Dの(1)又は(2)の学習との関連を図りながら扱うことも考えられる。

学習内容　【 D　身近な消費生活と環境 】

内容	項目	指導事項	学習活動	内容の取り扱い
D 身近な消費生活と環境	(1) 家庭生活と消費	【新設】 ア 自分や家族の消費生活に関心をもち，消費者の基本的な権利と責任について理解すること。	○消費者として適切な行動をとる必要性に気づく。 ○消費者の基本的な権利と責任について知る。	小学校での学習内容に関する基礎的・基本的な知識と技能などを基盤として，適切な題材を設定する。 **【関連】【言語】**・Dの(1)のイとの関連を図り，中学生にかかわりの深い事例を取り上げて，消費生活に関心をもたせるとともに生徒が主体的に学習できるようにする。 **【例】**消費者にかかわるトラブルについてロールプレイングしたり，地域の消費生活センターを見学したりするなどの学習活動が考えられる。又，自分や家族の購買経験からそれぞれの販売方法の利点や問題点について話し合い，購入の目的に応じた販売方法を検討することが考えられる。
		イ 販売方法の特徴について知り，生活に必要な物資・サービスの選択，購入及び活用ができること。	○販売方法の特徴を知る。 ○物資・サービスを適切に選択，購入について知る。	
	(2) 家庭生活と環境	ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え，環境に配慮した消費生活について工夫し，実践できること。	○自分や家族の消費生活を見直し環境に配慮した消費生活について工夫し，実践する。	**【関連】【体験的】**・環境に影響を与えている消費生活について具体的にとらえさせ，自分の生活に結び付けた課題の解決に向けて，継続して実践することができるよう配慮する。内容「B」又は「C」の学習の関連を図り，食品の選択や調理，製作などの具体的な場面を取り上げるなど実践的な学習となるよう配慮する。

第８節　技術・家庭科（技術分野）

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改訂の要点

①　改善の基本方針

○　「実践的・体験的な学習活動を一層重視する」
○　知識と技術を活用する「問題解解決的な学習」をより一層充実する。
　※　生活を営む上での問題解決で，他教科の問題解決とは異なる
○　「技術と社会環境の関わり」から持続可能な社会の構築を目指す能力の育成を目指す。
〈技術分野〉「ものづくりを支える能力などを一層高める」とともに「技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成」を重視し目標や内容に改善を図る。
○　改訂の背景
〈技術分野〉情報産業を担う基礎技能を養う必要性

②　内容構成

現　行

A　技術とものづくり
・(1)～(4)は必修
・(5)(6)は選択として履修

B　情報とコンピュータ
・(1)～(4)は必修
・(5)(6)は選択として履修

改　訂

A　材料と加工に関する技術
(1)は３年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容を必ず実施
B　エネルギー変換に関する技術
C　生物育成に関する技術
D　情報に関する技術

※　エネルギー変換・生物育成に関する学習を必修化
※　著作権の保護等の情報モラルに関する学習を充実
※　デジタル作品の設計・制作に関する学習

③　改善の具体的事項

目標	技術・家庭科の教科の目標は，基本的に変わっていない。	○「ものづくりを支える能力を一層高める」 ○「技術を適切に評価し活用する能力」 が強調されている。
指導内容	A　材料と加工に関する技術 B　エネルギーの変換に関する技術 C　生物育成に関する技術 D　情報活用に関する技術 ↓ すべての生徒に履修	「B情報とコンピュータ」について ○　より身近なものとなっている。 ○　小学校や他教科でも扱われる ↓ 現状を踏まえ ○　内容を再構成し，基本的な内容に絞り込む ○　空いた時間を下記の指導内容にあてる 「B　エネルギーの変換に関する技術」 「D　生物育成に関する技術」
構成	「基礎的な知識，重要な概念等」 「社会・環境とのかかわり」	「技術を活用した製作・制作・育成」
留意事項	○　小学校での学習を踏まえた「ガイダンス的な内容」を設定する 《第１学年の最初に履修させる》 ※各分野の初めに行う ○　小学校の図画工作との系統性 ↓ 目標を骨太 題材配列の連続性，系統性を重視	○「創造・工夫する力や緻密さへのこだわり」 ○「他者とかかわる力」 ○「技術と社会，技術と環境，との関係の理解」 ↓ 一層重視する。 ○　言語を豊かにし，論理的思考や生活の課題を解決する能力を育む視点を重視する。

④指導内容の変更点について

1　ものづくりなどを通して基礎的・基本的な知識，技術の 習得 と，これらのを 活用 する能力や社会で実践する態度をはぐくむ視点から，各内容は，技術についての**「基礎的な知識，重要な概念等」「技術を活用した製作・制作・育成」「社会・環境とのかかわり」**に関する項目で構成されている。

2　すべての内容において，**技術にかかわる倫理観**や**新しい発想**を生み出し活用しようとする態度の育成（探究）などを目指した学習活動の一層の充実が求められる。

⑤小学校との関連について

○コンピュータの基本的な操作については，小学校で指導するよう位置づけられたため（小学校学習指導要領解説・総則編ｐ６８）内容Ｄの指導事項から削除された。さらに，情報モラルや図工，算数等の内容についても小学校における学習状況を踏まえたうえで指導を行うよう配慮する必要があります。

２　４つの内容における具体的事項

内容「Ａ　材料と加工に関する技術」について

○内容Ａ～Ｄについて３学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容 （必ず第１学年の最初に履修）
(1) 生活や産業の中で利用されている技術について，次の事項を指導する。 ア　技術が生活の向上や産業の継承と発展に果たしている役割について考えること。 イ　技術の進展と環境との関係について考えること。
①ここで言う「技術」とは，材料と加工だけではなく，エネルギー変換，生物育成，情報に関する技術も含む ②技術が果たしている役割と技術の進展と環境との関係に関心を持たせるとともに，各技術の学習について３年間の見通しを持たせる。
○広く現代社会で活用されている技術
(2) 材料と加工法について，次の事項を指導する。 ア　材料の特徴と利用方法を知ること。 イ　材料に適した加工法を知り，工具や機器を安全に使用できること。
①木材，金属，プラスチックなどの材料が，かたさ・強度・比重などの測定や，熱，電気，光，音，水などに対する実験や観察からどのような特徴があるかを知り，その利用方法を知ることができるようにする。 ②材料の特徴から，切断，切削，金属の鋳造，鍛造など加工方法に違いがあることを知る。・機械加工は手工具に比べ加工精度が高く，作業能率は高いが，操作を誤ると危険が伴うことなど，安全に工具を使用できるように指導する。
○技術を評価し活用する能力と態度
ウ　材料と加工に関する技術の適切な評価・活用について考えること。
・材料と加工の技術が産業や現在の生活を支えていると同時に，自然環境の保全にも貢献していることを踏まえ，技術が社会や環境にどのように関わっているかを評価し活用できるようにする。
○技術を使用したものづくり（製作・制作・育成）

(3) 材料と加工法に関する技術を利用した製作品の設計・製作について，次の事項を指導する。
　ア　使用目的や使用条件に即した機能と構造について考えること。
　イ　構想の表示方法を知り，製作図をかくことができること。
　ウ　部品加工，組立て及び仕上げができること。

①材料と加工法に関する技術を利用した製作品の設計・製作を通して，使用目的や使用条件に即して製作品の機能と構造を工夫する能力を育成する。
②使用目的や使用条件に即して，材料と材料の利用方法を選択できるようにする。
③製作には製作図が必要であることや，構想の表示方法を知り，製作図をかくことができるようにする。製作図の指導にあたっては，限られた授業時数なので，三角法の図面の見方や構成について必要最小限度でおこなう。線の太さ等細かい指導に固執しないこと。また，算数数学科，図画工作美術科で行う立体物の表示や表現方法との関連に配慮する。
④製作図を基に，材料取り，部品加工，組立て・接合，仕上げができるようにする。これまで，製作図をかけるように指導していただいたが，製作図を使ってものづくりを考えられるように指導していただきたい。作業計画に基づいた能率的な作業ができるようにする。
⑤製作にあたっては，製作の際の安全の意識と同時に，使っていただくときの作り手としての安全意識を持つことが重要になる。（倫理観）
⑥より効果的な材料の利用方法や加工法を考えたり，使用目的や使用条件に即した機能と構造を工夫する中で新しい発想を生み出し活用しようとする価値に気づかせるなどの態度や知的財産を創造・活用しようとする態度の育成にも配慮する。（新しい発想）
⑦ものづくり製作を行う際，木材，金属，プラスチックなどの材料全てを網羅的に扱う必要はないが，他の材料に応用できる知識や技能を身に付けさせることが大切である。ただ，現行の学習指導要領にある「材料１種のものづくりは避ける」は継続して考慮する。

内容「Ｂ　エネルギー変換に関する技術」について

○広く現代社会で活用されている技術

(1) エネルギー変換機器の仕組みと保守点検について，次の事項を指導する。
　ア　エネルギー変換方法や力の伝達の仕組みを知ること。
　イ　機器の基本的な仕組みを知り，保守点検と事故防止ができること。

①社会で利用されている機器等において，エネルギーがどのような方法で変換，制御されているかを知ることができるようにする。
②歯車やカム機構，リンク機構など力や運動を伝達する仕組みの特徴や共通部品について知ることができるようにする。
③小学校及び中学校の理科等におけるエネルギーに関する学習に配慮する。
④定期点検の必要性などを理解させ，保守点検と事故防止ができるようにする。
⑤電気機器については，製品の定格表示や安全表示の意味を理解し正しい使用が行えるよう指導するとともに，屋内配線の漏電，感電，過熱及び短絡による事故防止についても取り上げる。
⑥１つの機器で学習した事項が他の機器にも応用できるように，基本的な電気回路や原理的に共通する動力伝達のしくみを重点的に取り上げるよう配慮する。
⑦機器の保守点検には，取扱説明書に記載されている製造者が認めている範囲においてのみ行わせるよう配慮する。

○技術を評価し活用する能力と態度

　ウ　エネルギー変換に関する技術の適切な評価・活用について考えること。

・エネルギー変換の技術が産業や現在の生活を支えていると同時に，自然環境の保全にも貢献していることを踏まえ，エネルギー変換が社会や環境にどのように関わっているかを評価し活用できるようにする。

○技術を使用したものづくり（製作・制作・育成）

(2) エネルギー変換に関する技術を利用した製作品の設計・製作について,次の事項を指導する。
　ア　製作品に必要な機能と構造を選択し，設計ができること。
　イ　製作品の組立て・調整や電気回路の配線・点検ができること。

①エネルギー変換に関する技術を利用した製作品の設計・製作を通して，使用目的や使用条件に即して製作品の機能と構造を工夫する能力を育成する。
②使用目的や使用条件を明確にし，それらに適したエネルギー変換方法や力の伝達の仕組み，構造や電気回路を選択できるようにする。
③製作品の構想を検討する際には，機能，構造，材料，加工，費用，時間などとともに，エネルギーの損失や効率についても考慮するよう指導する。
④工具や機器の適切な使用方法を知り，安全を踏まえた製作品の組立て・調整や電気回路の配線・点検ができるようにする。
⑤製作品の製作に対して安全に配慮するとともに，使用する際の火傷や感電，火災などの防止に十分留意する。特に１００Ｖ電源を使用する製作品には特に注意が必要である。
⑥省エネルギーや使用者の安全を考えて電気製品が作られていることを知る。（倫理観）
⑦新しい発想を生み出し活用しようとする価値に気づかせるなど，知的財産を創造・活用しようとする態度の育成にも配慮する。（新しい発想）

内容「Ｃ生物育成に関する技術」について

○広く現代社会で活用されている技術

(1) 生物の生育環境と育成技術について，次の事項を指導する。
　ア　生物の育成に適する条件と生物の育成環境を管理する方法を知ること。

①生物の成長には，光，大気，温度，水，土，他の生物などのいろいろな環境要因が影響することを踏まえ，生物の育成に適する条件と，育成環境を管理する方法について知ることができるようにする。
②食料や燃料の生産，生活環境の整備など，生物育成の目的に応じた管理方法があることにも配慮する。
③動物の飼育では，地球環境や飼育する動物の食性などの習性について考慮する必要や，給餌や給水などの家畜の管理技術，除ふんや温度調節などの飼育環境の管理技術があることを知ることができるようにすることが考えられる。また，飼育環境が中学校に備えられている場合は少ない。従って，近隣に農業高校，水産高校，あるいは，農業試験場，水産試験場等がある場合において，それらと連携して実施することも考えられる。

○技術を評価し活用する能力と態度

　イ　生物育成に関する技術の適切な評価・活用について考えること。

①生物育成に関する技術が，社会や環境に果たしている役割と環境について理解させ，生物育成に関する技術を適切に評価し活用する能力と態度を育成する。例えば，「農薬を使わなければ単価が上がる」「バイオ燃料を使えば食糧不足になる」などバランスを考えることが重要になる。
②生物育成には，長い年月を掛けて改良・工夫された伝統的な技術とバイオテクノロジーなど先端技術があることを踏まえ，自然の生態系を維持しよりよい社会を築くために，生物育成に関する技術を適切に評価し活用する能力と態度を育成する。

○技術を使用したものづくり（製作・制作・育成）

(2) 生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育について，次の事項を指導する。
　ア　目的とする生物の育成計画を立て，生物の栽培又は飼育ができること。

①地域や学校の実態に応じて，目的とする生物の育成を通して，生物の計画的な管理方法を知

り，栽培又は飼育の計画を立て，適切な管理作業ができるようにする。
②育成する生物の観察を通して成長の変化をとらえ，適切に対応する能力を育成する。
③肥料，飼料の給与量や方法をはじめとした，管理作業及び用具，設備などを知るとともに，病気や害虫等に侵されにくい育成方法やできるだけ薬品を使用しない方法について知ることができるようにする。
④目的や条件に応じた栽培や飼育計画を立て，合理的に栽培又は飼育ができるよう育成する。生物に応じて適切な対応を工夫する能力を育成する。
⑤生物育成に関する技術の目的を意識した実習となるよう，実習に入る前に，栽培，飼育における課題を明確にするように計画を表にまとめ，適切に用いるよう指導する。たとえば，「甘いプチトマトを作るにはどうするか」の目的を立て，条件を変えて栽培技術を考えるように栽培計画を立てるなどである。
⑥薬品を使用する場合には，安全使用基準や使用上の注意を遵守させる。
⑦生態系に影響を及ぼす可能性のある外来種を取り扱う場合は，実習のみならず，実習後も取扱いに十分配慮する。
⑧環境に対する負荷の軽減や安全に配慮した栽培や飼育方法を検討するなど，生物育成に関する技術に関わる倫理観が育成されるように配慮する。（倫理観）
⑨効果的な栽培・飼育方法を考えたり，工夫したりする中で，新しい発想を生み出し活用しようとする価値に気づかせるなど,知的財産を創造・活用しようとする態度の育成にも配慮する。（新しい発想）

内容「D　情報に関する技術」について

○広く現代社会で活用されている技術

(1) 情報通信ネットワークと情報モラルについて，次の事項を指導する。
　ア　コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。
　イ　情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。
　ウ　著作権や発信した情報に対する責任を知り，情報モラルについて考えること。

①コンピュータを構成する主要な装置と，基本的な情報処理の仕組み，情報をコンピュータで利用するために必要なディジタル化の方法について知ることができるようにする。
②コンピュータの処理装置や記憶装置の性能を表す単位や周辺機器における情報処理に関係する主な単位について必要に応じて取り上げるよう配慮する。
③各種データをディジタル化することで，一元的に活用することが可能になったり，ディジタル化したファイルを情報通信ネットワークで転送できるなどディジタル化する必要性について指導することも考えられる。
④簡単な報通信ネットワークの構成を知ることや，安全に情報を利用するための基本的な仕組みを知ることができることが考えられる。
⑤著作権や知的財産の保護，情報の発信に伴って発生する可能性のある問題と，発信者としての責任について知ることができるとともに，情報社会において適正に活動する能力と態度を育成する。

○技術を評価し活用する能力と態度

　エ　情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。

・情報に関する技術が社会や環境に果たしている役割と影響について理解させ，情報に関する技術を適切に評価し活用する能力と態度を育成する。

○技術を使用したものづくり（製作・制作・育成）

(2) ディジタル作品の設計・制作について，次の事項を指導する。
　ア　メディアの特徴と利用方法を知り，制作品の設計ができること。
　イ　多様なメディアを複合し，表現や発信ができること。

①ディジタル作品の制作を通して，メディアの特徴と利用方法を知り，多様なメディアを複合し，表現や発信ができるようにするとともに，目的に応じてディジタル作品の設計を工夫する能力を育成することをねらいとしている。
②ここでのメディアは，記憶媒体としてのメディアではなく，文字，音声，静止画，動画など，表現手段としてのメディアを指している。
③使用するメディアを検討する際には，著作権，個人情報，などに注意し個人のプライバシーを侵害することがないよう指導する。
④設計に基づき多様なメディアを複合して，表現や発信ができるようにする。
⑤制作順序をあらかじめ整理し，能率的な作業ができるように配慮する。
⑥技術分野の製作品を個人持ちとする場合が多いが，学校持ちで製作することも考えられる。

(3) プログラムによる計測・制御について，次の事項を指導する。
　ア　コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。
　イ　情報処理の手順を考え，簡単なプログラムが作成できること。

①計測，制御のためのプログラムの作成を通して，コンピュータを用いた計測，制御の基本的な仕組みを知り，簡単なプログラムの作成ができるようにするとともに，情報処理の手順を工夫する能力を育成することをねらいとしている。
②計測・制御システムは，センサ，コンピュータ，アクチュエーターなどの要素で構成されていることや，計測，制御システムの中では，一連の情報がプログラムによって処理されていることを知ることができるようにする。
③センサから入力される信号や，アクチュエーターに出力される信号は，アナログ信号であり，コンピュータの情報処理はディジタル信号であるため，異なる電気信号を変換するためにインターフェースが必要であることも知ることができるようにする。
・情報処理の手順には，順次，分岐，反復の方法があることを知ることができるようにする。また，目的や条件に応じて情報処理の手順を工夫する能力を育成するとともに<u>簡単なプログラムを作成</u>できるようにする。
④この学習では，プログラムの命令語の意味を覚えさせるよりも，課題の解決のために処理の手順を考えさせることに重点を置くなど，コンピュータを用いた計測，制御に関する<u>技術の目的を意識した実習</u>となるよう指導する。プログラムの命令語の意味を覚えさせるよりも，課題の解決のための処理の手順を考えさえるようにする。
⑤情報処理の言語活動ともなるフローチャートなどを適切に用いることについて指導する。
⑥<u>ディジタル作品を利用する際の約束や個人情報の取扱いの方針を明記させるなど，利用者が安心して利用できる作品を設計・制作させたり，身の回りの機器を制御しているプログラムが動作しなかった場合の影響を検討させることなどを通して，情報に関する技術にかかわる倫理観が育成されるように配慮する。（倫理観）</u>
⑦<u>新しい発想を生み出し活用しようとする価値に気づかせるなど，知的財産を創造・活用しようとする態度の育成にも配慮する。（新しい発想）</u>

Ⅱ　実施上の配慮事項

1　指導計画の作成

（1）３学年間を見通した全体的な指導計画

①各分野の内容ＡからＤはすべての生徒に履修させる。
②家庭分野のＡの(3)のエ，Ｂの(3)のウ，Ｃの(3)のイ，すなわち「生活の課題と実践」の事項は，３事項のうち１又は２事項を選択して履修させる。
③技術分野のＡの(1)及び家庭分野のＡの(1)は，小学校での学習を踏まえ，３年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として，第１学年の各分野最初に履修させる。

（2）各分野の各項目に配当する授業時数及び履修学年

①各分野の各項目に配当する授業時数と履修学年は，３学年を見通して履修学年や指導内容を適切に配列する。
②各分野の各項目ＡからＤは，履修の順序を示しているわけではない。適切な時期に分散させて履修させる場合や特定の時期に集中して履修させる場合，３年間を通して履修させる場合なども考えられる。
③例えば，１年は技術分野だけ，２年は家庭分野だけの学習内容にするようなことはできない。系統的にバランス良く指導するためにも，分野を学年で分けて指導してはいけない。

（３）題材の設定

①題材の設定にあたっては，各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め，相互に有機的な関連を図り，系統的及び総合的に学習が展開されるよう配慮することが重要である。
②地域や学校及び生徒の実態等を十分考慮し，実践的・体験的な学習活動を中心とした題材を設定して計画を作成することが必要である。「題材を決めて教えたいとする教師が多いが，生徒にとって何が必要かを見て，それに必要な題材を選んでいくことが大切である」
③「技能を身に付ける」ことに関して，どうしても題材を完成させるための技能のみの指導になりがちである。また，製作が簡単過ぎてもいけないし，難し過ぎてもいけない。

（４）道徳の時間などとの関連

①技術・家庭科の年間指導計画の作成などに際して，道徳教育の全体計画との関連，指導の内容及び時期に配慮し，両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。
②技術分野と道徳との関連は，内容面で「情報モラル，倫理観，材料・木材の長所を学ぶ，道具に対する先人への畏敬」活動面で「苦労しながら協力して作り上げたときの友情，勤労の尊さ」教員の姿「道具を大切にする姿，機器のすばらしさに感じる姿から生徒が学ぶ」などが考えられる。

２　各分野の内容の取扱い

（１）実践的・体験的な学習活動の充実

①直接体験することにより，具体的に考え，よりよい行動の仕方を身に付けるとともに，知識及び技術の習得，基本的な概念の理解などを確かなものにすることができる。
②仕事が楽しいと感じること，自分が作品を完成させることができたという達成感を味わうことは，知識及び技術を習得できたという喜びと習得した知識及び技術の意義を実感する機会となる。
③基礎的なものから応用的なものへ，簡単なものから難しいものへと内容を発展させ，無理なく学習が進められるよう配慮して，学習の充実が味わえるようにすることが重要である。

（２）問題解決的な学習の充実

①変化し続ける社会において，課題を解決できる能力，問題解決能力が重要になる。問題解決能力は，課題を解決するに至るまでに段階的にかかわる能力をすべて含んだものである。
②学習の進め方として，計画，実践，評価，改善などの一連の学習過程を適切に組み立て，生徒が段階を追って学習を深められるよう配慮する。
③課題を解決する時には，課題解決の根拠となる価値判断の基準が重要であるので，生徒が個々の課題に直面した時のよりどころとなる価値観を育成することが必要である。そのような価値観は，自分の生活のあり方が地域の人々の生活，あるいは地球規模での視点からどのような意味を持つかを考えることができることも大切である。

（３）家庭や地域社会との連携

①生徒が，学習した知識と技術を生活（家庭生活，学校生活，地域での生活など）に活用で

きるような指導が求められる。
②指導計画の作成にあたっては，地域や学校及び生徒の実態を踏まえ，家庭や地域社会と効果的に連携が図れる題材を必要に応じて設定する配慮も必要となる。

（4）学習指導と評価

①学習指導を進めるにあたっては，基礎的・基本的な内容の確実な定着と個性を生かす教育の充実という視点から改善を図ることが必要である。
②学習が，生徒にとって主体的な活動となり，学ぶことの喜びを実感できるようにするには，指導計画の立案の段階から評価計画を組み込み，評価を学習指導に生かすようにすることが重要である。あらかじめ「ねらい」をしっかりと立てておくこと。
③完成した作品だけを見て評価するのではなく，プロセスも加味した評価を行うこと。
④生徒自身が学びの状況を把握し，他の生徒との学び合いを深めながら学習内容を習得することができるように，自己評価や相互評価の具体的な実施時期や内容についても工夫する必要がある。

3　実習の指導

（1）安全管理について

①実験室等の環境の整備と管理については，安全管理だけでの問題ではなく，学習環境の整った実習室そのものが，生徒の内発的な学習意欲を高める効果があることに留意する。
②設備の管理では，機械や機器類の定期的な点検及び学習前の点検を行い，常に最良の状況を保持できるように留意する。（古い機器は処分する）
③材料や用具の管理は，学習効果を高めるとともに，作業の能率，衛生管理，事故防止にも関係しているので，保管，手入れなど適切に行うようにする。

（2）安全指導について

①各学校の実態に応じて，実習室の使用規定や機械・機器の使用に関する安全規則を定め指導の徹底を図る。その際，事故状況を予想させたり，発生原因を考えさせるなど，具体的に指導する。
②事故･災害が発生した場合の応急処置と連絡の徹底等，緊急時の対応についても指導する。
③服装は，活動しやすいものとすると伴に，機械・機器類の操作場面では，皮膚を露出しない作業服等を着用させたり，作業内容に応じて保護眼鏡，マスク，手袋等を使用させる。
④食品を扱う場面では，エプロンや三角巾を着用させ清潔を保つとともに，手洗いを励行させ衛生面に配慮するよう指導する。

4　言語活動の充実

①生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには，レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する場面を設定するなど，言語の能力を高める学習活動を重視する。
②技術・家庭科の特質を踏まえ，言葉だけでなく，設計図や献立表といった図表及び衣食住やものづくりに関する概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動も充実する必要がある。

《　資料　》

◇技術分野の内容の構成

内容 分類	A材料と加工に関する技術	Bエネルギー変換に関する技術	C生物育成に関する技術	D情報に関する技術
○３学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容（第１学年の最初に履修）	(1)生活や産業の中で利用されている技術について，次の事項を指導する。 ア技術が生活の向上や産業の継承と発展に果たしている役割について考えること。 イ技術の進展と環境との関係について考えること。			
○広く現代社会で活用されている技術	(2)材料と加工法について，次の事項を指導する。 ア材料の特徴と利用方法を知ること イ材料に適した加工方法を知り，工具や機器を安全に使用できること。	(1)エネルギー変換機器の仕組みと保守点検について，次の事項を指導する。 アエネルギーの変換方法や力の伝達の仕組みを知ること。 イ機器の基本的な仕組みを知り，保守点検と事故防止ができること。	(1)生物の生育環境と育成技術について，次の事項を指導する。 ア生物の育成に適する条件と生物の育成環境を管理する方法を知ること。	(1)情報通信ネットワークと情報モラルについて，次の事項を指導する。 アコンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。 イ情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。 ウ著作権や発信した情報に対する責任を知り，情報モラルについて考えること。
○技術を評価し活用する能力と態度	ウ材料と加工に関する技術の適切な評価・活用について考えること。	ウエネルギー変換に関する技術の適切な評価・活用について考えること。	イ生物育成に関する技術の適切な評価・活用について考えること。	エ情報にに関する技術の適切な評価・活用について考えること。
○技術を使用したものづくり（製作・制作・育成）	(3)材料と加工に関する技術を利用した製作品の設計・製作について，次の事項を指導する。 ア使用目的や使用条件に即した機能と構造について考えること。 イ構想の表示方法を知り，製作図をかくことができること。 ウ部品加工，組立て及び仕上げができること。	(2)エネルギー変換に関する技術を利用した製作品の設計・製作について，次の事項を指導する。 ア製作品に必要な機能と構造を選択し設計ができること。 イ製作品の組立て・調整や電気回路の配線・点検ができること。	(2)生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育について，次の事項を指導する。 ア目的とする生物の育成計画を立て，生物の栽培又は飼育ができること。	(2)ディジタル作品の設計・制作について，次の事項を指導する。 アメディアの特徴と利用方法を知り，制作品の設計ができること。 イ多様なメディアを複合し，表現や発信ができること。 (3)プログラムによる計測・制御について，次の事項を指導する。 アコンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。 イ情報処理の手順を考え，簡単なプログラムが作成できること。

◇　移行期の基本的な考え方

　移行措置に関する告示では，平成２１年度から平成２３年度までの中学校教育課程において，技術・家庭科は「新中学校学習指導要領によることもできるものとする」となっている。どちらの学習指導要領に基づく指導を行うかについては各学校の判断によるが，現行の学習指導要領に基づく場合でも，今回の改訂の趣旨を生かした指導となるよう配慮する必要がある。

学年 年度	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４
１学年	新学習指導要領の指導計画を作成		新	新	新
２学年			旧	新	新
３学年			旧	旧	新

※Ｈ２４には新教科書が採択され，全学年一斉に実施。
教科書は第１学年だけもらう。

◇　新学習指導要領による場合の留意点

　新学習指導要領による指導を行う場合，現行の学習指導要領の内容との関連を明確にした上で，教科書等を参考にしつつ，各学校の施設・設備にも配慮し，３学年間を見通した指導計画等を作成することが必要である。

(1)各内容の指導について

　各内容の指導にあたっては，ものづくりを支える能力などとともに，技術を適切に評価し活用できる能力の育成も重視する。その際，新学習指導要領の各内容は「広く現代社会で活用されている技術について学習する項目等」「それらの技術を使用したものづくり（製作・制作・育成）

を行う項目等」「ものづくりの経験を通して深めた技術と社会・環境とのかかわりの理解を踏まえ，現代及び将来において利用される様々な技術を評価し活用する能力と態度を育てる項目等」で構成されていることを踏まえ，教科書の指導内容と新学習指導要領の内容との関連を明確にした上で指導すること。

(2) 製作・制作・育成を行うにあたって

各内容において製作・制作・育成等を行う場合，指導に必要となる時間を十分に検討し，適切な題材を取り上げること。なお，内容の「C生物育成に関する技術」の指導に当たっては，現行の内容のＡの(6)「作物の栽培」を参考に，適切な題材等を工夫すること。

(3) 技術分野の学習のガイダンス的な内容となっている内容の「Ａ材料と加工に関する技術」のアを第２学年又は第３学年において指導する場合「内容の取り扱い」に示されている事項を中心に指導するといった工夫を検討すること。

(4) 技術分野の指導内容と関連の深い教科の指導内容について，移行期における指導の状況や指導時期を確認した上で，連携を図った指導計画を検討すること。

(5) コンピュータの基本的な操作やソフトウェアを利用した情報の処理については，小学校や他教科等の指導の状況に応じて，適切に指導すること。

新学習指導要領を踏まえた指導計画立て方例

今回の改訂で指導内容数が４　指導項目数が 10　指導事項数が 24 となっており，時数配当の計画をする際，どの内容をどのくらい時数配分するかは，バランス良く履修させることが，前提ではあるが，生徒の興味関心や地域性等を加味して計画していく。下記の案は総授業時数 88 時間を指導事項数を 24 で単純に割ると１指導事項あたり約４時間となる。そこで，各内容の指導事項はAが８，Bが５，Cが３，Dが８になっている。

A　８×４＝ 32 時間　　B　５×４＝ 20 時間　　C　３×４＝ 12 時間　　D　８×４＝ 32 時間

これを目安に時数配当した例である

案の特徴として，１年生にD情報の内容を設定，２年に生物育成とAの材料と加工を設定，前半と後半に生物育成を配置したのは，前半の６週で技術の２時間の内１時間はAの材料と加工，残りの１時間をC生物育成の知識と実習（植え付け等）を実施し，７週目から本格的にA材料と加工を１１時間おこない。後半６週間は授業２時間の内，１時間はA，１時間はC（収穫等）を実施する。
３年はBエネルギー変換を設定

提案　新学習指導要領を踏まえた指導計画案（A27・B17.5・C12・D31）

<table>
<tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th><th>33</th><th>34</th><th>35</th></tr>
<tr><td>一年</td><td colspan="4">A材料と加工に関する技術(4)
（１）生活や産業の中で利用されている技術について</td><td colspan="31">D情報に関する技術(31)
(1)情報ネットワークと情報モラル
(2)ディジタル作品の設計・制作
(3)プログラムによる計測・制御</td></tr>
<tr><td rowspan="2">二年</td><td colspan="35">A材料と加工に関する技術(23)
（２）材料の特徴と加工方法を知る
（３）材料と加工に関する技術を利用した製作品の設計・製作</td></tr>
<tr><td colspan="12">C生物育成に関する技術 (6)
(1)生物の生育環境と育成技術について</td><td colspan="11">A材料と加工に関する技術(23)
（３）材料と加工に関する技術を利用した製作品の設計・製作</td><td colspan="12">C生物育成に関する技術 (6)
(2)生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育について</td></tr>
<tr><td>三年</td><td colspan="17">Bエネルギー変換に関する技術(17.5)
(1)エネルギー変換機器の仕組みと保守点検について
(2)エネルギー変換に関する技術を利用した製作品の設計・製作について</td><td colspan="18"></td></tr>
</table>

(6)移行期（平成２１年度から）において，計画的に教材を準備して頂きたい。完全実施の年になってから準備するのは遅すぎます。

確認事項

①エネルギー変換に関する学習が必修化されるが，教材は整備されていますか。

②デジタル作品の設計・制作に関する学習が必修化されましたが，プログラム言語や制御用のインターフェイスは整備されていますか。

③生物育成に関する学習が必修化されましたが，教材等は整備されていますか。

第 2 章

第9節　体育、保健体育

第９節　　体育・保健体育

Ⅰ　編成上の配慮事項

１　改訂の要点

〔共通〕

（１）体育科・保健体育科　改善の方向性

・生涯にわたって健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善。
・心と体をより一体としてとらえ，引き続き保健と体育を関連させて指導する。

（２）改善の要点

体育分野

①指導内容の体系化

・「様々な体の基本的な動きを身につける時期」,「多くの領域の運動を体験する時期」,「少なくとも一つの運動やスポーツを継続できるようにする時期」を考慮し，指導内容を系統化する。
・児童生徒の発達の段階を踏まえた領域の再編成。

②指導内容の明確化

・身につけさせたい具体的内容を示す。

③体つくり運動の充実

・小学校では，新たに第１学年から示すとともに家庭で生かすことを重視する。
・中学校では，心身ともに成長の著しい時期であることから，学校の教育活動全体や実生活で生かすことを重視するとともに時間数を示す。
・高等学校においては，生徒の運動経験，能力，興味，関心等の多様化の現状を踏まえ，地域などの実生活で生かすことを重視するとともに時間数を示す。
・小中高を通じて，体つくり運動以外の領域については，学習した結果として一層の体力の向上が図れるよう指導の在り方を改善。

④運動の取り上げ方の弾力化（選択のまとまりの見直し）

・指導内容の確実な定着を図ることができるよう，運動の取り上げ方を一層弾力化
→小学校から中学校第１学年及び第２学年までは,「体つくり運動」「体育理論(中学校)」以外のすべての指導内容について，２学年いずれかの学年で指導可能とする。
→中学校第３学年から高等学校においては，運動の特性や魅力に応じて選択のまとまりを見直す。

⑤知識に関する領域の改善

・中学校，高等学校において，運動に関連させて教える知識と体育理論で教える知識を整理し，それぞれに明確に示すとともに体育理論の時間数の目安を示す。

保健分野

・生涯を通じて，自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成。
→発達の段階を踏まえた保健の内容の体系化
→健康の概念や課題の明確化
・小学校低学年では，運動を通して健康の認識が持てるよう指導のあり方を改善。

〔小学校〕

○領域構成と内容

1年	2年	3年	4年	5年	6年
【体つくり運動】					
体ほぐしの運動	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動
多様な動きをつくる運動遊び	多様な動きをつくる運動遊び	多様な動きをつくる運動	多様な動きをつくる運動	体力を高める運動	体力を高める運動
【器械.器具を使っての運動遊び】		【器械運動】			
固定施設を使った運動遊び					
マットを使った運動遊び		マット運動			
鉄棒を使った運動遊び		鉄棒運動			
跳び箱を使った運動遊び		跳び箱運動			
【走・跳の運動遊び】		【走・跳の運動】		【陸上運動】	
走の運動遊び		かけっこ・リレー		短距離走・リレー	
		小型ハードル走		ハードル走	
跳の運動遊び		幅跳び		走り幅跳び	
		高跳び		走り高跳び	
【水遊び】		【浮く・泳ぐ運動】		【水泳】	
水に慣れる遊び		浮く運動		クロール	
浮く・もぐる遊び		泳ぐ運動		平泳ぎ	
【ゲーム】				【ボール運動】	
ボールゲーム 鬼遊び		ゴール型ゲーム		ゴール型	
		ネット型ゲーム		ネット型	
		ベースボール型ゲーム		ベースボール型	
【表現リズム遊び】		【表現運動】			
表現遊び		表現			
リズム遊び(フォークダンス)		リズムダンス		(リズムダンス)	
		(フォークダンス)		フォークダンス	
		【保健】			
		毎日の生活と健康	育ちゆく体とわたし	心の健康 けがの防止	病気の予防

※内容の取り扱いについての配慮事項は，『小学校学習指導要領解説 体育編』P -89 参照

〔中学校〕

○体育分野の領域及び内容の取扱い

<table>
<tr><th>領域及び領域の内容</th><th>１年</th><th>２年</th><th>内容の取扱い</th><th>領域及び領域の内容</th><th>３年</th><th>内容の取扱い</th></tr>
<tr><td>【A体つくり運動】</td><td rowspan="3">必修</td><td rowspan="3">必修</td><td rowspan="3">ア，イ　必修（各学年７単位時間以上）</td><td>【A体つくり運動】</td><td rowspan="3">必修</td><td rowspan="3">ア，イ　必修（７単位時間以上）</td></tr>
<tr><td>ア体ほぐしの運動</td><td>ア体ほぐしの運動</td></tr>
<tr><td>イ体力を高める運動</td><td>イ体力を高める運動</td></tr>
<tr><td>【B器械運動】</td><td colspan="2" rowspan="5">必修</td><td rowspan="5">２年間でアを含む②選択</td><td>【B器械運動】</td><td rowspan="14">B，C，D，G，から①以上選択</td><td rowspan="5">ア～エから選択</td></tr>
<tr><td>ア　マット運動</td><td>ア　マット運動</td></tr>
<tr><td>イ　鉄棒運動</td><td>イ　鉄棒運動</td></tr>
<tr><td>ウ　平均台運動</td><td>ウ　平均台運動</td></tr>
<tr><td>エ　跳び箱運動</td><td>エ　跳び箱運動</td></tr>
<tr><td>【C陸上競技】</td><td colspan="2" rowspan="3">必修</td><td rowspan="3">２年間でア及びイのそれぞれから選択</td><td>【C陸上競技】</td><td rowspan="3">ア及びイのそれぞれから選択</td></tr>
<tr><td>ア　短距離走･ﾘﾚｰ，長距離走又はハードル走</td><td>ア　短距離走･ﾘﾚｰ，長距離走又はハードル走</td></tr>
<tr><td>イ　走り幅跳び又は走り高跳び</td><td>イ　走り幅跳び又は走り高跳び</td></tr>
<tr><td>【D水泳】</td><td colspan="2" rowspan="6">必修</td><td rowspan="6">２年間でア又はイを含む②選択</td><td>【D水泳】</td><td rowspan="6">ア～オから選択</td></tr>
<tr><td>ア　クロール</td><td>ア　クロール</td></tr>
<tr><td>イ　平泳ぎ</td><td>イ　平泳ぎ</td></tr>
<tr><td>ウ　背泳ぎ</td><td>ウ　背泳ぎ</td></tr>
<tr><td>エ　バタフライ</td><td>エ　バタフライ</td></tr>
<tr><td></td><td>オ　複数の泳法で泳ぐ又はリレー</td></tr>
<tr><td>【E球技】</td><td colspan="2" rowspan="4">必修</td><td rowspan="4">２年間でア～ウのすべてを選択</td><td>【E球技】</td><td rowspan="8">E，F，から①以上選択</td><td rowspan="4">ア～ウから②選択</td></tr>
<tr><td>ア　ゴール型</td><td>ア　ゴール型</td></tr>
<tr><td>イ　ネット型</td><td>イ　ネット型</td></tr>
<tr><td>ウ　ベースボール型</td><td>ウ　ベースボール型</td></tr>
<tr><td>【F武道】</td><td colspan="2" rowspan="4">必修</td><td rowspan="4">２年間でア～ウから選択</td><td>【F武道】</td><td rowspan="4">ア～ウから①選択</td></tr>
<tr><td>ア　柔道</td><td>ア　柔道</td></tr>
<tr><td>イ　剣道</td><td>イ　剣道</td></tr>
<tr><td>ウ　相撲</td><td>ウ　相撲</td></tr>
<tr><td>【Gダンス】</td><td colspan="2" rowspan="4">必修</td><td rowspan="4">２年間でア～ウから選択</td><td>【Gダンス】</td><td rowspan="4">B，C，D，G，から①以上選択</td><td rowspan="4">ア～ウから選択</td></tr>
<tr><td>ア　創作ダンス</td><td>ア　創作ダンス</td></tr>
<tr><td>イ　フォークダンス</td><td>イ　フォークダンス</td></tr>
<tr><td>ウ　現代的なリズムのダンス</td><td>ウ　現代的なリズムのダンス</td></tr>
<tr><td>【H体育理論】</td><td rowspan="3">必修</td><td rowspan="3">必修</td><td rowspan="3">(1)　第１学年必修
(2)　第２学年必修
（各学年３単位以上）</td><td>【H体育理論】</td><td rowspan="3">必修</td><td rowspan="3">(1)　第３学年必修
（３単位時間以上）</td></tr>
<tr><td>(1)　運動やスポーツの多様性</td><td rowspan="2">(1)　文化としてのスポーツの意義</td></tr>
<tr><td>(2)　運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全</td></tr>
</table>

※内容の取り扱いについての配慮事項は，『中学校学習指導要領解説 保健体育編』P141 ～ 143 参照

内　　容	1　年	2　年	3　年	内容の取扱い
(1) 心身の機能の発達と心の健康 (2) 健康と環境 (3) 傷害の防止 (4) 健康な生活と疾病の予防	必 修	必 修	必 修	(1)は１年次で必修。 (2), (3)は２年次で必修。 (4)は３年次で必修。

２　指導計画作成上の留意点

〔小学校〕『小学校学習指導要領解説 体育編』P -86

（１）地域や学校の実態を考慮するとともに，個々の児童の運動経験や技能の程度に応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。

「地域や学校の実態」とは，例えば，地域や学校の実態に応じてゲームやボール運動，表現運動などにおいて，運動を工夫して指導したり，自然とのかかわりの深い活動を取り上げたりすることや適切な水泳場の運動のための施設等の確保が困難な学校の実情を指している。

（２）一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当すること。

「第１学年及び第２学年」,「第３学年及び第４学年」,「第５学年及び第６学年」の３段階に分けて示されていることとの関連で，児童の実態に応じた指導がより適切に行われるよう，内容の取り扱いに偏りがない限り，低・中・高学年の３区分ごとの複数学年の中で弾力的な扱いを工夫することが大切である。したがって，年間計画の作成に際しては，二つの学年を一つの単位として，その中で各運動種目の単元構成や年間配当，時間配当を工夫していくことが考えられる。特に今回の改訂では,「体つくり運動」以外のすべての指導内容について，２学年のいずれかの学年で取り上げ指導することができるなど運動の取上げ方の一層の弾力化をしており，このことを踏まえた年間計画の作成の工夫や地域の学校の実態に応じた年間計画の作成の工夫がより求められる。

（３）第２の第３学年及び第４学年の内容の「G保健」に配当する授業時数は，２学年で８単位時間程度，また，第２の第５学年及び第６学年の内容の「G保健」に配当する授業時数は，２学年間で 16 単位時間程度とする。

体育科の目標を踏まえ，心と体を一体としてとらえ，例えば，からだほぐしの運動と心の健康，けがの防止と運動の実践などの指導に当たって，運動領域と保健領域との密接な関連を持たせて指導するように配慮する必要があるため「程度」としている。

（４）第２の第３学年及び第４学年の内容の「G保健」並びに第５学年及び第６学年の内容「G保健」（以下「保健」という。）については，効果的な学習が行われるよう適切な時期に，ある程度まとまった時間を配当すること。

保健領域の指導について児童の興味・関心や意欲などを高めながら効果的に学習を進めるた

めには，学習時間を継続的に又は集中的に設定することが望ましい。

（５）第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

体育科における道徳教育の指導においては，学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化とともに，体育科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら，適切な指導を行う必要がある。集団でのゲームなど運動することを通して，粘り強くやり遂げる，きまりを守る，集団に参加し協力する，といった態度が養われる。また，健康・安全についての理解は，生活習慣の大切さを知り，自分の生活を見直すことにつながるものである。

また，道徳の時間の指導との関連を考慮する必要がある。体育科で扱った内容や教材の中で適切なものを，道徳の時間に活用することが効果的な場合もある。道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を体育科で扱う場合には，道徳の時間における指導の効果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも，体育科の年間指導計画の作成などに際して，道徳教育の全体計画との関連，指導の内容及び時間等に配慮し，両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

〔中学校〕『中学校学習指導要領解説 保健体育編』P -164

(1)授業時数の配当について

①保健体育の年間標準授業時数は， 第１学年 105 単位時間，第２学年 105 単位時間，第３学年 105 単位時間，計 315 単位時間。

②＜ 各分野に当てる授業時数＞３学年間で各分野に当てる授業時数は， 体育分野 267 単位時間程度，保健分野 48 単位時間程度を配当。

③＜ 体育分野の各領域別授業時数＞「Ａ 体つくり運動」については， 各学年で７単位時間以上，「Ｈ 体育理論」については，各学年で３単位時間以上を配当。また，「Ｂ器械運動」から「Ｇダンス」までの領域の授業時数は，その内容の習熟を図ることができることを考慮して配当。

④＜ 保健分野の学年別授業時数＞保健分野の学年別の授業時数の配当については， ３学年間を通して適切に配当するとともに，学習時間を継続的又は集中的に設定。

(2)学習指導要領の総則第１の３「学校における体育・健康に関する指導」との関連

①特別活動などとの有機的な関連を図って 保健体育科の目標がより効果的に達成できるよう指導計画を作成する

②これまで以上に学校の教育活動全体との関連を図り，指導計画を作成する

③体力の測定についてもそれを計画的に実施し，運動の指導及び体力の向上に活用することができるよう，年間の指導計画を作成する段階で具体化する。

(3)学習指導要領の第１章総則の第１の２においては，「学校における道徳教育」との関連

①保健体育科における道徳教育の指導においては，保健体育科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら，適切な指導を行う。

②年間指導計画の作成などに際して， 道徳教育の全体計画との関連， 指導の内容及び時期等に配慮し，両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

３　県の施策との関連

　年間指導計画の作成に際し，平成２０年３月に示された「第３次沖縄県教育推進計画」の第３章の２「自ら学ぶ意欲をはぐくむ学校教育の充実」（３）たくましい心と体をはぐくむ教育の推進の中の「⑤空手道及び郷土の踊りが，教科体育や学校行事等で積極的に取り入れられるよう～」(P22)や「学校教育における指導の努力点」の「たくましい心と体をはぐくむ教育の推進」(p21 ～ 22)との関連を図り，地域や学校の実態に応じて作成することが大切である。

Ⅱ　移行措置について

〔小学校〕

		平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
		移　行　措　置	移　行　措　置	完　全　実　施
授業時数	低学年 [授業時数]	第１学年　１０２時間 第２学年　１０５時間	→	→
	中学年 [授業時数]	第３学年　　９０時間 第４学年　　９０時間	→	第３学年　１０５時間 第４学年　１０５時間
	高学年 [授業時数]	第５学年　　９０時間 第６学年　　９０時間	→	第５学年　　９０時間 第６学年　　９０時間
内　　容		学校の判断により，教育課程の全部又は一部を新学習指導要領によることも可能		新指導要領による教育課程の実施

①時数について：低学年は，平成 21 年度より増加。中学年は，新教育課程完全実施の平成 23 年度より増加。高学年は，現行のまま 90 時間。

②内容について：用具，施設・環境等が整えば，全部または一部において新学習指導要領に基づく年間指導計画の作成は可能であるが，低学年においては，新学習指導要領により実施することが望ましい。

〔中学校〕

　平成 21 年度から平成 23 年度までの第１学年から第３学年までの保健体育の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第７節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第７節の規定によることができる。

※　平成２４年度完全実施を踏まえて計画すること。

第 2 章

第10節　外国語活動、外国語

第１０節　　外国語活動・外国語

Ⅰ　編成上の留意事項

１　沖縄県における英語教育の推進

沖縄県教育委員会は，平成 14 年３月に平成 14 年度以降の教育総合計画の基本指針となる「沖縄県教育長期計画」（10 年計画）を策定し，これまでの第１次計画（３カ年間）及び第２次計画（３カ年間）に引き続き，平成 20 年度から平成 23 年度までの第３次沖縄県教育推進計画を打ち出した。

その中において，国際化・情報化へ対応した学校教育の推進として，本県における地域特性を生かした学術・平和・国際交流拠点の形成に努めるとともに，国際性豊かな視野の広い人材の育成を図る教育が推進されているところである。

特に，第１次及び第２次沖縄県教育推進計画（平成 14 ～ 19 年度）では，小学校において，新設された総合的な学習の時間を活用し，国際理解教育の一環としての英語教育の導入を積極的に推進し，平成 16 年度には達成指標であった小学校 270 校すべての学校で目標を達成することとなった。

また，那覇市においては文部科学省指定による研究開発学校，浦添市及び宜野湾市においては内閣府認定の英語特区として，３市内すべての小学校（55 校）で教科としての英語教育が推進され，５年～６年の研究実践が継続されている。これらの研究データは，新学習指導要領における小学校外国語活動の導入検討に生かされたとのことである。

これらを受け，県教育委員会では平成 20 年度から新規事業「小中高マスターイングリッシュ推進事業」において，小学校における英語活動の更なる充実，小学校と中学校，中学校と高等学校の連携などにより，小学校から高等学校まで継続した英語教育の推進及びコミュニケーション能力の育成を図る事業展開がなされているところである。

２　小学校及び中学校における国際理解教育・外国語教育の推進

沖縄県教育委員会発行の『平成 20 年度学校教育における指導の努力点』（以下，「指導の努力点」）においては，次のように前段の説明が付されている。

「国際化の急速な進展に伴い，広い視野を持ち異なる文化を持った人々とともに協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。このため，小学校段階からの国際理解教育の充実を図り，あわせてコミュニケーションの手段としての英語に慣れ親しませ，小・中学校の学びの連続性を踏まえた英語による実践的コミュニケーション能力育成を一層充実させることが重要である。」

特に，小学校においてはすべての小学校において英語活動が推進されていること，また新学習指導要領（平成 20 年３月）において，５・６年生に外国語活動が導入されるのを受け，中学校における英語教育の充実の視点として下記の三項目を「指導の努力点」として掲げている。

①小学校における英語活動の内容及び方法について理解するとともに，小学校との連携を図り，中学校入門期の指導の充実を図る。
②音声を重視した ALT とのティームティーチングやグループワーク等の指導形態及び指導方法の工夫・改善を積極的に行い，英語による実践的コミュニケーション能力の育成を図る。
③国際社会における英語の重要性と必要性を理解させるとともに，検定試験など具体的な目標を立てさせることや，外国人との交流等を積極的に実施するなど，学習意欲を高める工夫を行う。

これらのことを踏まえ，各中学校においてはまず生徒の実態を把握する必要がある。地域の小学校の外国語活動について，年間指導計画を取り寄せたり，授業参観や情報交換を積極的に行うことにより，小学校外国語活動に対してこれまで以上に理解を深めながら中学校外国語の具体的な指導計画の作成を行うことが大切である。

Ⅱ　小学校外国語活動における実施上の留意事項

１　外国語活動の目標

> 外国語を通じて，言語や文化について体験的に理解を深め，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り，外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら，コミュニケーション能力の素地を養う。

外国語活動の目標は

（１）外国語を通じて，言語や文化について体験的に理解を深める。

（２）外国語を通じて，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

（３）外国語を通じて，外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。

という三つの柱を踏まえた活動を統合的に体験することで，中・高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地をつくろうとするものである。

目標を達成するために，これらすべてを「外国語を通じて」行うことを明記している。言語や文化について体験的に理解を深めたり，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成したりするには，国語などを通じたさまざまな方法が考えられるが，外国語活動は，「外国語を通じて」という特有の方法によって，目標の実現を図ろうとするものである。

「コミュニケーション能力の素地」とは，小学校段階で外国語活動を通して養われる，言語や文化に対する体験的な理解，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度，外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを指したものである。これらは，中・高等学校の外国語科で目指すコミュニケーション能力を支えるものであり，中学校における外国語科への円滑な移行を図る観点から，目標として明示されている。

２　指導計画の作成と内容の取扱い（学習指導要領解説p13）

（１）指導計画の作成にあたっては，次の事項に配慮するものとする。

> ⑤<u>指導計画の作成や授業の実施</u>については，<u>学級担任の教師又は，外国語活動を担当する教師が行う</u>こととし，授業の実施に当たっては，<u>ネイティブスピーカーの活用</u>に努めるとともに，地域の実態に応じて，外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど 指導体制を充実すること。（下線は筆者による）

児童の興味・関心のある題材や活動を設定するためには，児童理解が重要である。そこで担任や外国語活動担当が指導計画を立て，授業を行うとともに，児童の外国語学習への不安を取り除き，新しいものへ挑戦する気持ちや失敗を恐れない雰囲気を作り出す必要がある。また，学級担任は，時には英語学習者のモデルとなりながら，児童と一緒になって活動を進め，ALT にはプランの実践をしてもらう中で日本語やカタカナへの置き換え，機械的な繰り返しではなく，ALT の生きた英語に触れさせたり，言葉の豊かさに気付かせたりすることが大切である。

（２）第２の内容の取り扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

> イ　外国語でのコミュニケーションを体験させる際には，<u>音声面を中心</u>とし，アルファベットなどの文字や単語の扱いについては，児童の学習負担に配慮しつつ，音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること。（下線は筆者による）

音声面の指導については，外国語の音声やリズムなどに十分に慣れさせるとともに，聞き慣れた表現から話すようにさせる等，児童の負担にならないように指導する。例えば，歌やチャンツ等，児童の柔軟な適応力を生かした活動を行うことが大切である。また発音と綴りに関しては，中学校新学習指導要領により中学校段階で扱うものとされているので小学校段階では扱わない。文字については，絵カードの中に文字があっても良いが，文字のみのカードはふさわしくない。またアルファベットなどの文字の指導は，外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始するように配慮し，活字体の大文字，小文字に触れる段階に留める。

オ　外国語でコミュニケーションを体験させるに当たり，主として示されたコミュニケーションの場面やコミュニケーションの働きを取りあげるようにすること。

コミュニケーションの場面の設定や，コミュニケーションの働きを意識した指導を行う際の手がかりとすること。また，一語一語分析することなく，表現として扱うことが大切である。

「コミュニケーションの場面の例」「コミュニケーションの働きの例」は学習指導要領解説 pp21－24を参照する。

３　移行期間中の留意事項

移行期間中の外国語活動については，各学校の裁量により授業時数を定めて，第５学年および第６学年で年間 35 時間まで実施することができる。その際には，総合的な学習の時間の授業時数を充てることが可能となる。

総合的な学習の時間は平成 21 年度から先行実施となり，これまでの「英語活動」は削除されたため，総合的な学習の時間に現行の様な形での英語活動を実施することはできません。今回の改訂で，総合的な学習の時間とそれぞれの教科の位置付けが明確になり，総合的な学習の時間に特定の教科の技能の習得を図ることはふさわしくないとされ，教育課程全体として機能するよう見直しが図られている。

今後，中学年や高学年において総合的な学習の時間に国際理解の内容を行う場合は，問題解決や探求活動など総合的な学習の時間の目標に照らして，適切に実施される必要がある。例えば，地域に住む外国の人との文化交流を３時間の単元で計画した場合，１時間目に交流する外国人の国の言語や文化に関する調べ学習を行い，２時間目に交流会に向けた英会話の練習，最終の３時間目に実際に交流会を持つなど総合的な学習の時間において，つけさせたい力を育てるものであるかどうかを確認し実施する必要がある。なお，総合的な学習の時間における名称は,「国際理解」が適当であるとされている。

第５学年および第６学年での外国語活動の実施に関しては，各学校の状況に応じて計画的に準備を進め, 平成 23 年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。本県においては, 平成 21 年度に 20 ～ 35 時間の範囲で実施し，段階的に時数を増やし，平成 23 年度には 35 時間完全実施できるように計画的に準備を行う必要がある。

４　「英語ノート」の活用について

英語ノートは，学習指導要領に則った教材である。平成 21 年度から，すべての第５学年および第６学年の児童に配布される。英語ノートは第５学年と第６学年用にそれぞれ１冊ずつ作成されている。第６学年で初めて英語活動を実施する場合は，英語ノート第５学年用を使用してもよいことになっている。

「英語ノート」は，全国一定の教育水準を確保するため，新しい学習指導要領に規定された外国語活動の趣旨・目的を踏まえて国が作成した教材である。「英語ノート」は，各学校において積極的に活用して頂くことを想定しているが，使用義務はない。今まで各地域や学校において培ってきた指導

経験をもとに作成された教材等を否定するものではなく，地域や学校の実態を踏まえて，より適当な教材が用意できるということであれば必ずしも「英語ノート」を使用する必要はない。ただし，独自教材を使用する場合，当該教材が外国語活動の目標や内容に合致しているかどうかについて精査する必要がある。

また英語ノートの出版権（イラスト等）に関しては，10 年間使用可能であるため，校内において複写して使用してもよい。

英語ノートの他に，英語ノート指導資料，付属の CD が第５学年および第６学年の学級数分配布される。特に，英語ノート指導資料の取り扱いについては，最大限の表現が盛り込まれているので，児童や指導者の状況に応じて活用するように留意する。

また，年間指導計画については，単元等の組み替えや，これまで実践してきた活動との差し替え等，各学校の実態に応じて工夫が可能である。

５　評価方法について

評価に当たっては，外国語活動の目標の３つの柱を基にして様々な手法を利用しながら統合的に行う必要がある。

特に第５学年では，児童の日常生活や学校生活を中心に，友達とのかかわり合いを大切にした活動等を重点的に評価し，第６学年では，第５学年で培った友達とのかかわり合いを大切にしながら，国際理解にかかわる活動等を評価する。

評価は，数値による評価は行わないものとし，児童の状況等が把握できる文書表記とする。文言ではスキルの判断で「～できる」ではなく，態度「～しようとしている」などの文言で行う必要がある。評価の規準例に関しては，英語ノート指導資料 p8，や小学校外国語活動研修ハンドブック p48 を参照する。

具体的な評価方法としては，教師による行動観察・発表観察，「英語ノート」の点検，児童による自己評価・相互評価等がある。特に表現の定着まで図る必要はなく，活動を通した「みとり」を重視する必要がある。

６　「小学校外国語活動研修ガイドブック」の活用について

小学校における外国語活動の円滑の推進を図るために，国として，指導者養成研修，中核教員研修，現職教員研修等の参考用として，研修ガイドブック（音声付属ＣＤ付き）は作成され，各小学校へ配布されている。

研修ガイドブックの内容は，理論編，実践編Ⅰ，実践編Ⅱ，実習編，付録で構成されている。
理論編では，小学校における外国語活動の基本的な考え方や理念，研修の在り方，年間指導計画の立案，評価，小中連携等が具体的に説明及び解説されており，各学校内において押さえておきたい基本的な情報がまとめられている。

実践編Ⅰにおいては，実際に授業を行う際に必要な情報や授業の進め方，ティーム・ティーチングの進め方，また諸活動を実施する際の注意事項を説明及び解説している。また，校内研修の具体的な進め方もまとめられており，研修の計画から実施まで参考になる内容になっている。

実践編Ⅱにおいては，特に英語を発音する際の注意点をまとめた「発音クリニック」が掲載されている。この編は，付属ＣＤを活用しながら発音の矯正にも役立つと思われる。

実習編では，「クラスルーム・イングリッシュ」とＡＬＴ等との打ち合わせに必要な「基本英会話」，スキル別能力向上策，及び模擬授業を行う際の注意事項等がまとめられている。

付録では学習指導要領や「英語ノート」で取り扱われる語彙や表現がまとめられている。

各学校においては，教師一人一人が研修ガイドブックとＣＤを最大限に活用し，外国語活動の目標の達成を目指して，研修を充実させ，授業実践に取り組むことが重要である。

III　中学校外国語における実施上の留意事項

１　小学校外国語活動との関連

（１）小学校外国語活動と中学校外国語科の目標

＜小学校外国語活動の目標＞

外国語を通じて，言語や文化について体験的に理解を深め，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り，外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら，コミュニケーション能力の素地を養う。　（下線は筆者による）

＜中学校外国語科の目標＞

外国語を通じて，言語や文化に対する理解を深め，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り，聞くこと，話すこと，読むこと，書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

小中とも，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成については共通しているが，言語や文化の理解については，小学校は「体験的に」理解を深めるとしている。体験的とは，知識として教えるのではなく，何らかの活動や行動が前提となっていると言える。また，技能的な側面については，中学校が具体的な４技能に言及しているのに対して，小学校では，音声や基本的な表現に「慣れ親しませる」こととしている。全体として，中学校ではコミュニケーション能力の「基礎」を養うのに対し，小学校では「素地」を養うとしている。

この「素地」の意味は，目標の次に示されている「内容」を見るとより具体的になる。

内容は，第５学年と第６学年とを一括して示し，「コミュニケーション」に関わるものと「言語や文化」に関わるものとに分けて示されている。これらの示し方を見ると，その特徴がわかる。

「コミュニケーション」では，「楽しさを体験する」「聞いたり，話したりする」「大切さを知る」というふうに，何らかの能力の育成という意味合いが希薄である。

「言語や文化」についても，「慣れ親しむ」「違いを知る」「気付く」「交流等を体験」するといった表現になっている。ここでも能力の達成という意味合いは弱い。

つまり，「素地」を養う指導とは，言語活動や異なる文化について児童が直接，体験することで，言葉や表現の大切さや豊かさ，共通点や違いを知らせたり，慣れ親しませたりすることであると言ってよい。それによって，中学校以降の能力の育成や達成の基盤づくりをすることであると言える。

２　中学校外国語科の課題と主な改訂

（１）外国語科の課題（諸調査から）

中央教育審議会・外国語部会において，中学校における外国語科の課題として，以下の調査の結果分析や改善点などが示され，今後の外国語教育の在り方について審議が行なわれた。

①調査名

ア，「平成 15 年度教育課程実施状況調査」（以下，「実施状況調査」）（平成 17 年４月，結果の概要発表）
（詳細は国立教育政策研究所 HP　http://www.nier.go.jp/kaihatsu/katei_h15/index.htm）
イ，「特定課題に関する調査（英語：「話すこと」)」（平成 19 年４月，結果の概要発表）
（詳細は国立教育政策研究所 HP　http://www.nier.go.jp/kaihatsu/tokutei_eigo/index.htm）

②領域別の分析概要（一部抜粋）と改善点

ア，「聞くこと」

「応答問題」では，Is it yours?に対して No, it's not mine. を選択する問題など所有代名詞や否定文

で応えることについて定着が十分でない。また，I don't see you at tennis practice yesterday. What were you doing? に対して I was sick in bed. と応えるなど，文形式ではなく内容をとらえて応答する問題については，前回の調査と同様定着が十分ではない。また，申し出る，依頼するなどの表現についても定着が十分でないと考えられる。特に，依頼に対する応答に多様な表現がある場合や，Did you like it? と聞かれて Yes, very much. と特定の形式から外れて応答する場合などは定着が十分ではない。(中略) 単語レベルの聞き取りは定着している。一方，前置詞の意味，後置修飾の意味のとらえ方，不定詞の理解，多くの情報を整理して理解することなどには課題が残されている。

「聞くこと」の改善点：意味をとらえて応答することや，依頼や申し出などの応答表現の習熟を図る。

イ，「読むこと」

「詳細理解問題」では，前置詞の理解が問われてる問題や，連語の意味が問われる問題で定着が十分ではない。また，いくつかの情報を整理して正確に内容を読み取る問題の定着も十分ではない。
「談話構造理解問題」では，挿入する文の意味を理解していても，人物との対応関係がとらえられないため定着が十分ではない。「談話構造理解問題」では，Nice to meet you. に対して Nice meet you, too. と応える問題のような日常的な慣用表現の定着はよい。一方で，Why don't you ～ ?の意味をとらえて応える問題については，定着が十分ではない。

「読むこと」の改善点：前置詞や連語の理解を意識した活動，複数の情報を整理しながら正確に内容を読み取る活動，対話の流れをとらえる活動の充実（を図る）

ウ，「書くこと」

「トピック指定問題」は，友人や先生の紹介，夏休みにしたいこと，私の好きな季節，学校生活の紹介，先週身のまわりで起こった事など，全ての問題で定着が十分ではない。しかし，自己紹介のように比較的書けるものもある。解答例を見ると，I like banana. I like cat. I like dog. のように分の一部を変えただけの話題に発展性のない英文の羅列や He likes book is Harry Potter. のように日本語の語順の影響を受けたと思われるものが見られる。また，She is plays tennis. のような be 動詞と一般動詞の併用，She name is ～. His like soccer. など代名詞を正しく用いていないものが目立つ。また，無回答率も高く，課題を残している。
「条件指定問題」は，学年を追って定着が悪くなる傾向がある。特に不定詞を用いた表現については無回答率も高く，定着がよくない。誤答として，She wants to Japanese cooking. He wants to a music teacher. などのようなものが目立つ。一方，He likes listening to music. のように使用頻度が高いと思われる表現においては比較的定着がよい。
「文構造問題」では，後置修飾，where で始まる疑問文，ask ＋目的語＋ to 不定詞などの構造については課題を残している。後置修飾の誤答例としては，I have to a lot of books (read). I have a lot of to books (read). などのような文が多数見られる。

一方，I wanted to play baseball. You look very happy. のようにまとまりとして記憶していると思われる構造については定着がよい。

「書くこと」の改善点：様々な話題に関してまとまった文章を書く活動の充実，文構造などを理解し，目的に応じて，活用できるまでに高める指導（の充実を図る）

エ,「話すこと」

「名詞を正しく発話する能力」を見る問題では，数字，季節，月名などに課題がある。「英文を正しく再構成して伝達する能力」を見る問題では，語数が増えて（５語以上），文の構造が複雑になると，正答率が低い。「話しかけ（質問）」の内容を聞いて理解し，聞き手に正しく伝える力を見る問題では，定型表現（天気）は正答率が高いが，ものの値段，行為や数については課題が残る。自分の考えや気持ちなどを聞き手に伝わるように話す力を問う問題では，正答率は約３割で無回答率は約１割にのぼる。

「話すこと」の改善点：定型としての対話練習ばかりでなく，意味を考え，正確に伝える練習が大切。日頃から様々なトピックで練習が必要。文法や語彙などの定着を図ることも大切である。

③質問紙調査の結果の概要

ア,「英語の勉強が好きだ」

この問いに対して,「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた生徒を合わせると，第１学年は 60.5 %，第２学年は 51.0 %，第３学年は 48.7 %で，学年が進むにつれて英語が好きな生徒は減少する。他の教科（国，社，数，理）では，第１学年から第２学年で１～４ポイントが下がるが，第３学年で第１学年と同程度またはそれ以上の数値を示している。

イ,「英語の勉強は大切だ」

この問いに対して，そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた生徒を合わせると，第１学年は 84.0 %，第２学年は 82.8 %，第３学年は 84.0 %で，学年による変化は見られず，英語の勉強は大切だと考える傾向は変わらない。

ウ,「英語の授業がどの程度分かりますか」

この問いに対して,「分かることと分からないことが半分くらいずつある」「分からないことが多い」「ほとんど分からない」と答えた生徒を合わせると，第１学年は 43.3 %，第２学年は 50.9 %，第３学年は 53.3 %で，学年が進むにつれて英語の授業が分からなくなる生徒の比率が増加する傾向がある。特に第３学年において，授業が分からなくなる生徒の割合が他の教科に比べて最も高い。

エ,「英語を使おうとする意欲」

具体的には,「外国人が英語で話しかけてきたら，あなたはどうしますか」という問いに対して,「英語で受け答えをする」と答えた生徒の比率は，第１学年は 54.0 %，第２学年は 53.8 %であるのに，第３学年では 59.6 %と増えている。

④課題のまとめ

○社会や経済のグローバル化の急速な進展に伴い，単に受信した外国語を理解することにとどまらず，コミュニケーションの中で自らの考えなどを相手に伝えるための「発信力」の育成がより重要となっている。

○コミュニケーションの中で基本的な語彙や文構造を活用する力が十分に身についていない，内容的にまとまりのある一貫した文章を書く力が十分身についていない状況なども見られる。

○英語が大切，普段の生活や社会に出て役に立つと考えている生徒は，他の教科に比べて多いのに対して，学年が進むにつれて英語が好きな生徒は減少する傾向が見られるとともに，中学校において，授業がわからない生徒の割合が他の教科に比べて高い傾向が見られる。

（２）中央教育審議会答申（以下，「中教審答申」）を踏まえた四つの基本方針（「解説書」p2,3）

> ①「聞くこと」「読むこと」を通じて得た知識等について，自らの体験や考えなどと結びつけながら活用し，「話すこと」「書くこと」の４技能の総合的な育成を図る。
> ②指導に用いられる教材の題材や内容については，４技能を総合的に育成するための活動に資するものとなるよう改善を図る。
> ③基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ，文法指導を言語活動と一体的に行う。
> ④小学校段階での外国語活動においてコミュニケーションへの積極的な態度等の素地が育成されることを踏まえ，指導内容の改善を図る。

（３）英語の目標

＜現行学習指導要領＞

(1)<u>英語を聞くことに慣れ親しみ</u>, 初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにする。
(2)<u>英語を話すことに慣れ親しみ</u>，初歩的な英語を用いて自分の考えなどを話すことができるようにする。
(3)英語を読むことに慣れ親しみ, 初歩的な英語を読んで書き手の意向などを理解できるようにする。
(4)英語で書くことに慣れ親しみ，初歩的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるようにする。

⇩

> ＜新学習指導要領＞
> (1)初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにする。
> (2)初歩的な英語を用いて自分の考えなどを話すことができるようにする。
> (3)英語を読むことに慣れ親しみ，初歩的な英語を読んで書き手の意向などを理解できるようにする。
> (4)英語で書くことに慣れ親しみ，初歩的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるようにする。

英語の目標は，新学習指導要領においても従来どおり４技能の領域別に示している。これらの目標は言うまでもなく３カ年間で達成されるべき最終目標であり，各学年はこれを踏まえ，生徒の学習の実態に応じて学年毎の目標を設定する必要がある。

（４）言語活動

言語活動については，各領域ともそれぞれ四つの指導事項で構成されていたものを，今回の改訂で各領域とも１つずつ追加（一部改訂あり）し，五つの指導事項に変更し，充実を図っている。

<u>「聞くこと」の言語活動に追加された内容</u>（２(1)ア(ｵ)）

> (ｵ)まとまりのある英語を聞いて，概要や要点を適切に聞き取ること。

<u>「話すこと」の言語活動に追加された内容</u>（２(1)イ(ｵ)）

> (ｵ)与えられたテーマについて簡単にスピーチをすること。

「読むこと」の言語活動に追加された内容（２(1)ウ(ｵ)）

(ｵ)話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう，書かれた内容や考え方などをとらえること。

「書くこと」の言語活動に追加及び一部改訂された内容（２(1)エ(ｲ)）

(ｲ)語と語のつながりなどに注意して正しく書くこと。（追加）

(ｴ)身近な場面における出来事や体験したことなどについて，自分の考えや気持ちなどを書くこと。
(ｵ)自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように，文と分とのつながりなどに注意して文章を書くこと。（下線部一部改訂）

（５）各学年の言語活動の配慮事項（「解説書」p28 ～ 29）

今回の改訂の基礎となっている中央教育審議会答申においても，繰り返し学習することで定着を図ることの重要性が指摘されている。外国語科では，授業時数が大幅に増えている一方で，語以外の言語材料はほとんど増加していない理由の一つは，外国語の指導においては，第２学年においては第１学年での学習内容を，第３学年においては第１学年及び第２学年での学習内容を，言語活動の中で繰り返し学習することで，言語材料の定着を図るとともに，それらを実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動において活用させることが重要であるためであり，指導に当たっては特にこれらの点に留意することが必要である。

（６）言語材料

ウ　語，連語及び慣用表現（「解説書」p34）

(ｱ)1200 語程度の語

（７）言語材料の取扱い（「解説書」p45 ～ 47）

ア　発音とつづりとを関連付けて指導すること。

イ　文法については，コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ，言語活動と効果的に関連付けて指導すること。

ウ　(３)のエの文法事項の取扱いについては，用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し，実際に活用できるように指導すること。また，語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること。（下線部一部改訂）

エ　英語の特質を理解させるために，関連のある文法事項はまとまりを持って整理するなど，効果的な指導ができるよう工夫すること。

（７）指導計画の作成と内容の取扱い

外国語科における指導計画の作成と内容の取扱いは，特に次の事項に留意する必要がある。

１　小学校における外国語活動との関連に留意して，指導計画を適切に作成するものとする。

小学校外国語活動は，中学校以後の外国語学習の基盤となるものであるが，これは，力点の置かれているところは異なるが，目標の一貫性，つまりベクトルの方向が同一であるということである。

小学校外国語活動では，なんらかの能力を身につけさせるという側面は弱いが，活動を行うことで結果として身につくスキルがあるのは当然である。それについては文部科学省が準備した「英語ノート」が参考になる。「英語ノート」の使用は義務ではないが，何を身につけて中学校にあがってくるかをある程度推察することができる。

中学校の指導計画の作成に当たっては，小学校における外国語活動を通じて培われた一定の素地を踏まえながら，中学校における外国語教育への円滑な接続が実施できるよう配慮する必要がある。

そのため，地域の小学校における外国語活動の指導において，どの程度の素地が養われているのかを十分に把握するとともに，扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握した上で，特に第１学年の指導計画の作成の参考にすることが大切である。（「解説書」p56）

指導の際には，小学校で取り扱った語彙や表現を意識的に確認をしたり，それらを繰り返し学習させながら，言語材料を効果的に定着させる工夫が必要である。しかし，ここで注意しなければならないことは，「慣れ親しんだ＝覚えている」ではないことを認識しなければならない。

小中連携のためには，小学校，中学校ともに指導者の意識改革が必要である。特に中学校は，小学校外国語活動の授業参観や出前授業による小学校学級担任とのティームティーチング，また，小学校の先生方を中学校（特に１年生）に招き，小学校で培われた英語の素地がどのように中学校で生きているかを，実際の授業を通して体験・理解してもらうことも重要である。

３　移行措置について

移行期（平成２１～２３年度）については，「中学校移行措置関係規定」（中学校学習指導要領 p129）において，次のように規定されている。

現行中学校学習指導要領第２章第９節の規定に関わらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第９節の規定によることができる。

移行期の３カ年間については，授業時数が年間 105 時間のままではあるが，指導内容の大幅な変更がないことを考えると，外国語科の新しい目標を踏まえた４技能の総合的な能力の育成のために，言語活動や言語材料の取扱いなどについて，上記の規定を大いに活用しながら，全面実施に備えることが必要となろう。その際，語彙等の大幅な増加や，はどめ規定の見直しなど，生徒に過度な負担とならないように留意する必要がある。

第 3 章　各領域の指導計画

第1節　道　徳

小学校

Ⅰ　編成上の配慮事項

中学校

Ⅰ　編成上の配慮事項

資料

第３章　道　徳
（小学校）

Ⅰ　編成上の配慮事項

１ 改善の10項目の具体的事項

5～７ページ

(1) 道徳教育の指導内容について

○いずれの段階（学年）においても共通する重点として押さえる
子どもの自立心や自律性，生命を尊重する心の育成

○学校や学年の段階ごとに取り組むべき重点を示す。
基本的な生活習慣，規範意識，人間関係を築く力，社会参画への意欲や態度，伝統や文化を尊重する態度などを育成

○特別活動をはじめとして各教科等がそれぞれの特質を踏まえ担うものについても明確にする。

○道徳教育の内容項目について，学校や学年の接続や系統性を踏まえて，分かりやすくする。

(2) 道徳の時間においては，自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から，

低学年では

幼児教育との接続に配慮し，例えば，基本的な生活習慣や善悪の判断，きまりを守るなど，日常生活や学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を重視する。

中学年では

例えば，集団や社会のきまりを守り，身近な人々と協力し助け合うなど，体験や人間関係の広がりに配慮した指導を重視する。

高学年では

中学校段階との接続も視野に入れ，他者との人間関係や社会とのかかわりに一層目を向け，相手の立場の理解と支え合い，集団の一員としての役割と責任などに関する多様な経験を生かし，夢や希望をもって生きることの指導を重視する。

(3) 小学校高学年や中学校の段階で，法やきまり，人間関係，生き方など社会的自立に関する学習において,道徳の時間及び各教科等それぞれで担うものや相互の関連を踏まえ,役割演技など具体的な場面を通した表現活動を生かすといった指導方法や教材等について工夫することが必要である。

(4) 書く活動や語り合う活動など自己の心情・判断等を表現する機会を充実し，自らの道徳的な成長を実感できるようにする。

(5) 社会における情報化が急速に進展する中，インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分に対応するため，発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。

(6) 学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実の観点から，道徳教育主担当者を中心とした体制づくり，実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成，小・中学校における授業公開の促進を図る。

(7) 子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動として，例えば，幼児等と触れ合う体験，生命の尊さを感じる体験，小学校における自然の中での集団宿泊活動などを推進する。

(8) 道徳教育にとっても家庭や地域社会の果たす役割は重要であり,道徳教育については,例えば，生活習慣や礼儀，マナーを身に付けるための取組などが家庭や地域社会において積極的に行われるようにその促進を図ることが重要である。

２　指導内容の重点化における配慮と工夫

76～78ページ

(1) 各学年を通じて配慮すること（共通重点指導事項）

①子どもの自立心や自律性の育成

○自立心や自律性は，児童が自己実現を目指し，人格を形成していく上で核となるものであり，自己の生き方を広げ，人間関係を広げ，社会参画をしていく上で基盤となる重要な要素である。

○具体的には児童が自己理解を深め，自己を肯定的に受け止めることと，自己に責任をもち，自律的な態度をもつことの両面を調和のとれた形で身に付けていくことができるようにする。

②生命を尊重する心の育成

○自他の生命の尊厳さを感じ取り，生命あるすべてのものをかけがえのないものとして大切にしようとする心を育成する。

○児童が生きることを喜ぶ　とともに，一方で自他の生命に関する問題として老いや死などについて考え，自他共に生命の尊さについて自覚を深めていくことを重視する。

(2) 学年段階ごとに配慮すること（学年重点指導事項）

(1) 低学年

低学年の段階では，幼児教育との接続に配慮するとともに，あいさつなどの基本的な生活習慣，社会生活上のきまりを身に付け，善悪を判断し，人間としてしてはならないことをしないことについて配慮する。

〔例〕●嘘をつかない　●人を傷つけない　●人のものを盗まないなど

(2) 中学年

中学年では，集団や社会のきまりを守り，身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けることに配慮する。低学年の重点を踏まえた指導の充実を基本として，特に身近な人々と協力し助け合う態度への配慮する。

(3) 高学年

高学年では，中学校段階との接続も視野に入れ，法やきまりの意義を理解すること，相手の立場を理解し，支え合う態度を身に付けること，集団における役割と責任を果たすこと，国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮する。

３　道徳の時間の指導における配慮とその充実

90～98ページ

(1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実

学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画作りなどを，学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。

(2) 体験活動を生かすなどの指導の充実

体験活動例

●集団宿泊活動やボランティア活動，●自然体験活動，●伝統や文化にかかわる体験，●勤労生産にかかわる体験　●総合的な学習の時間や特別活動等での体験●生活科等の中で多様な体験を通した学習等

これらの体験活動の中では，その活動の内容に応じて様々な道徳性がはぐくまれている。道徳の時間においては，この体験活動を効果的に生かすことによって，道徳的価値の自覚を深める指導が一層充実する。道徳の時間は体験活動を踏まえて，児童が様々な道徳的価値に気付き，その意味や大切さについて考えを深める要の時間として重視していくべきであり，道徳の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではないことに留意

する。

(3) 魅力的な教材の開発や活用

道徳の時間の目標の達成を図り，児童に充実感をもたらすような生き生きとした指導を進めるためには，道徳の時間の資料となる魅力的な教材を多様に開発し，その効果的な活用に努める。

(4) 道徳の時間に生かす教材

道徳の時間に用いられる教材の具備すべき要件

ア　人間尊重の精神にかなうもの
イ　ねらいを達成するのにふさわしいもの
ウ　児童の興味や関心，発達に応じたもの
エ　多様な価値観が引き出され深く考えることができるもの
オ　特定の価値観に偏しない中立的なもの

次のような要件を具備する教材を選択する

ア　児童の感性に訴え，感動を覚えるようなもの
イ　人間の弱さやもろさに向き合い，生きる喜びや勇気を与えられるもの
ウ　生や死の問題，先人が残した生き方の知恵など人間としてよりよく生きることの意味を深く考えさせられるもの
エ　体験活動や日常生活等を振り返り，道徳的価値の意義や大切さを考えることができるもの
オ　悩みや葛藤等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題について深く考えることができるもの
カ　多様で発展的な学習活動を可能にするもの

(5) 教材の開発と活用の創意工夫

○児童が感動を覚えるような教材の発掘する。
○名作，古典，随想，民話，詩歌などの読み物，地域の文化やできごと等に取材した郷土資料，地域住民が実際に児童に語り聞かせるなどの生きた教材
○映像ソフト，映像メディアやインターネットなどの情報通信ネットワークを利用した教材
○実話，写真，劇，漫画，紙芝居などの多彩な形式の教材，
○児童自らが話合いをつくっていくことができる教材，複数時間にわたる指導に生かすことができる教材など
○「心のノート」の適切な活用も組み入れる。

(6) 言葉を生かし考えを深める工夫

① 道徳の時間における言葉

道徳の時間は，体験などから感じたこと，考えたことをまとめ，発表し合ったり，討論や討議などにより，意見の異なる人の考えに接し，協同的に議論したり，意見をまとめたりする。

〔工夫例〕

○資料の内容や登場人物の気持ちや行為の動機などを考える。
○友達の考えを聞いたり，自分の考えを伝えたり，話し合ったり，書いたりする。
○学校内外での様々な体験を通して感じ，考えたことを，道徳の時間に言葉を用いて生かし合ったりする。

② 自分の考えを基に表現する機会の充実

ア児童に自分の考えをもたせる

児童の発達の段階や実態を考慮に入れ，児童一人一人が資料の　内容をつかみ，自分の考えをもつことができるようにすることが大切である。

イ自分の考えを基に書いたり話し合ったりする

児童が道徳的価値をより強く自分とのかかわりでとらえることができるようになるための書く活動を取り入れる

③ 児童が自ら成長を実感できるようにする工夫

〔工夫例〕

①学習を通して，はじめの段階と自分がどう変わったか分かるような書く活動の工夫
②児童が想定したもう一人の自己に問いかけて考えを深める自己内対話の工夫
③事前に以前の様子を想起できるような具体的な材料を収集したり，児童に収集させたりしておき，それを生かして学習を進める工夫等

(7) 情報モラルの問題に留意した指導

社会の情報化の進展に伴い，道徳の時間においても同様に，情報モラルに関する指導に配慮しなければならない。

① 情報モラルと道徳の内容

情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ，その内容としては，個人情報の保護，人権侵害，著作権等に対する対応，危険回避やネットワーク上のルール，マナーなどである。

〔指導内容例〕

①情報モラルに関する題材を生かしたり，情報機器のある環境を生かすなどして指導に留意する。
②ネット上の書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題
③友人関係の問題，情報を生かすときの法やきまりの遵守に伴う問題
④情報機器を使用する際には，自分のことを明らかにしなくとも情報のやりとりができるという匿名性に伴って，使い方によっては相手を傷つける等

〔配慮事項〕

①情報モラルの問題の根底にある他者への共感や思いやり，法やきまりのもつ意味などについて児童が考えを深めることができるように働き掛ける。
②道徳の時間の特質を踏まえ，例えば，情報機器の使い方やインターネットの操作，危険回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことに，その主眼をおくのではないことに留意する。

4　道徳の指導計画

63～78ページ

(1) 指導計画作成の方針と推進体制の確立

校長は学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示す

児童の道徳性にかかわる実態，学校の道徳教育推進上の課題，社会的な要請や家庭や地域の期待などを踏まえ，学校の教育目標とのかかわりにおいて，道徳教育の基本的な方針等を明示する。

↓
○道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解する
○全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成する指針となる。

道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備

校長の方針の下，学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために全教師が力を発揮できる体制を整える。例えば，道徳主任などの道徳教育推進教師の役割を明確にするとともに，機能的な協力体制のもと，道徳教育を充実させていく。

(2) 道徳教育推進教師の役割

機能的な協力体制にするためには，道徳教育推進教師の役割を明確にし全教師の参画，分担，協力の下に道徳教育が円滑に推進され，充実していくように働きかけていくことが望まれる。

道徳教育推進教師の役割

指導計画の作成　道徳教育の推進，充実に関すること　道徳の時間の充実と指導体制に関すること　教材の整備・充実・活用に関すること　道徳教育の情報提供や情報交換に関すること　授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること　道徳教育の研修の充実や評価に関すること

5　道徳教育の全体計画

65～68ページ

(1) 全体計画の意義

(1) 豊かな人格形成の場として各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる
(2) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる
(3) 道徳教育の要として，道徳の時間の位置付けや役割が明確になる
(4) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる
(5) 家庭や地域社会との連携を深め，保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

(2) 全体計画の内容

全体計画は，各学校において，校長の方針の下に，道徳教育推進教師が中心となって，全教師の参加と協力により，作成する。作成に当たっては，上記の意義を踏まえて次の事項を含めることが望まれる。

① 基本的把握事項

まず，計画作成に当たって把握すべき事項として，次の内容が挙げられる。

ア　教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策
イ　学校や地域の実態と課題，教職員や保護者の願い
ウ　児童の実態と課題

② 具体的計画事項

把握した事項を踏まえ，各学校が全体計画の作成に当たり，計画に示すことが望まれる事項として，次の諸点を挙げることができる。

ア　学校の教育目標，道徳教育の重点目標，各学年の重点目標
イ　道徳の時間の指導の方針，年間指導計画を作成する際の観点や重点目標にかかわる内容の指導の工夫，校長や教頭等の参加，他の教師との協力的な指導等を記述する。
ウ　各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針，内容及び時期重点的指導との関連や各教科等の指導計画を作成する際の道徳教育的な観点を記述する。また，各教科等の方針に基づいて進める道徳性の育成にかかわる指導の内容及び時期を整理して示す。
エ　特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導の方針，内容及び時期学校や地域の特色を生かした取組や集団宿泊活動，ボランティア活動，自然体験活動などの体験活動や実践活動における道徳性育成の方針を示す。また，その内容及び時期等を整理して示すことも考えられる。
オ　学級，学校の人間関係，環境の整備や生活全般における指導の方針日常的な学級経営を充実させるための具体的な計画等を記述する。
カ　家庭，地域社会，他の学校や関係機関との連携の方法，協力体制づくりや道徳の時間の授業の公開，広報活動，保護者や地域の人々の参加や協力の内容及び時期，具体的な計画等を記述する。

キ　道徳教育の推進体制道徳教育推進教師の位置付けも含めた学校の全教師による推進体制を示す。

ク　その他

例えば，次年度の計画に生かすための評価の記入欄をつくったり，研修計画や重点的指導に関する添付資料等の工夫

〔添付資料例〕

①次年度の計画に生かすための評価の記入欄

②研修計画や重点的指導に関する事項

〔一覧表の工夫例〕

①各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理したもの

②道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの，

③道徳教育の推進体制や家庭や地域等との連携のための活動等

(3) 全体計画作成上の創意工夫と留意点

① 校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える。

② 道徳教育や道徳の時間の特質を理解し，教師の意識の高揚を図る。

③ 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする。

④ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

⑤ 家庭や地域社会，近隣の幼稚園や保育所，小・中・高等学校，特別支援学校，関係諸機関，企業などとの連携に心掛ける。

⑥ 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する。

6　道徳の時間の全体計画

69～73ページ

(1) 年間指導計画の意義

① ６年間を見通した計画的，発展的な指導が可能となる。

② 個々の学級において道徳の時間の学習指導案を立案するよりどころとなる

③ 学級相互，学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる

(2) 年間指導計画の内容

① 各学年の基本方針

全体計画に基づき，道徳の時間における指導について，学年ごとの基本方針を具体的に示す。

② 各学年の年間にわたる指導の概要

具備することが望まれる事項としては，次のものがある。

ア指導の時期

学年又は学級ごとの実施予定の時期を記載する。

イ主題名

ねらいと資料で構成した主題を端的に表したものを記述する。

ウねらい

ねらいとする道徳性の内容や観点を端的に表したものを記述する。

エ資料

指導で用いる中心的な資料の題名を記述する。なお，その出典等を併記することが望ましい。

オ主題構成の理由

ねらいに対して資料を選定した理由を簡潔に示す。

カ展開の大要及び指導の方法

ねらいを踏まえて，資料をどう活用し，どのような手順で学習を進めるかを簡潔に示す。

キ他の教育活動等における道徳教育との関連特に関連する教育活動や体験活動，学級経営の取組などを示す。

クその他

例えば，校長や教頭等の参加，他の教師の協力的な指導の計画，保護者や地域の人々の参加・協力の計画，複数の時間取り上げる内容項目の場合は各時間の相互の指導の関連などの構想を示す。

(3) 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

年間指導計画を活用しやすいものにし，指導の効果を高めるために，特に創意工夫し次のことに留意する。

① 年間授業時数を確保できるようにする。

○各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年ですべて取り上げる。

○年間にわたって標準授業時数が確保されるよう，年間指導計画を工夫する。

② 主題の設定と配列を工夫する。

○主題（ねらいと資料）の設定においては，特に児童の実態と予想される心の成長，興味や関心などを考慮し，道徳的価値の自覚を深めるための根源的なものを押さえる。

○資料は，ねらいとの関連において児童の心に響くものを多様に選択する。

○主題の配列に当たっては，主題の性格，他の教育活動との関連，学校や社会の行事，季節的変化などを十分に考慮する。

③ 計画的，発展的指導ができるように工夫する。

○内容相互の関連性や，学年段階ごとの発展性を考慮して，６年間を見通した計画的，発展的な指導が行えるようにする。

○児童が進学する中学校における道徳の時間との関連を図るよう工夫する。

④ 内容の重点的指導ができるように工夫する

○児童や学校の実態に応じて，２学年間を見通した重点的指導を工夫し，内容項目全体の効果的な指導が行えるよう配慮する。

○特定の内容項目の指導時間数を増やし，一定の期間をおいて繰り返し取り上げる。

○何回かに分けて指導するなどの配列を工夫したり，内容項目によっては，ねらいや資料の質的な深まりを図ったり，指導の方法を多様にしたりするなど工夫する。

⑤ 各教科等，体験活動等との関連的指導を工夫する。

○各教科等との関連を図ることで指導の効果が高められる場合は，指導の内容及び時期の計画への位置付け等に配慮し，具体的な関連の見通しをもつことができるようにする。

○集団宿泊活動やボランティア活動，自然体験活動などの道徳性をはぐくむための体験活動と道徳の時間の時期や内容との関連を考慮し，道徳的価値の一層の自覚を深めるなどの指導の工夫を図る。

⑥ 複数時間の関連を図った指導を取り入れる。

○指導内容によっては複数の時間の関連を図った指導の工夫などを計画的に位置付けて行う。

〔例〕・一つの主題を２単位時間にわたって指導し，道徳的価値の自覚を一層深める方法，
・重点的指導を行う内容を複数の資料による指導と関連させて進める方法，
・中心的な資料を軸にして複数単位時間を計画して進める方法等，

⑦ 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える

○特に必要な場合には，学校の特色や実態，課題などに応じて他学年段階の内容を加えることができる。

⑧ 計画の弾力的な取扱いについて配慮する

○年間指導計画は，学校の教育計画として意図的計画的に作成されたものであり，指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。

○変更や修正を行う場合は，児童の道徳性の育成という観点から考えて，より大きな効果を期待できるという判断を前提として，少なくとも学年の検討を経ることが望ましい。そして，変更した理由を備考欄などに記入し，今後の検討課題にする。

⑨ 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする。

○年間指導計画が一層効果的に実行されるためには，実施の反省に基づき，全教師の共通理解の下に，年間指導計画の評価と改善を行う。

○日常から実施上の課題を記入したり，検討するための資料を収集したりすることにも心掛ける。

第３章　道　　徳

（中学校）

Ⅰ　編成上の配慮事項

１ 改善の具体的事項

5～７ページ

(1) 道徳教育の指導内容について，子どもの自立心や自律性，生命を尊重する心の育成をいずれの段階においても共通する重点として押さえるとともに，基本的な生活習慣，規範意識，人間関係を築く力，社会参画への意欲や態度，伝統や文化を尊重する態度などを育成するといった観点から，学校や学年の段階ごとに取り組むべき重点を示す。

(2) 中学校における道徳の時間においては，思春期の特質を考慮し，社会とのかかわりを踏まえ，人間としての生き方や社会とのかかわりを見つめさせる指導を充実する観点から，道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導を重視する。

(3) 小学校高学年や中学校の段階で，法やきまり，人間関係，生き方など社会的自立に関する学習において，より効果的な指導を行うため，道徳の時間及び各教科等それぞれで担うものや相互の関連を踏まえ,指導方法や教材等について工夫することが必要である。

(4) 書く活動や語り合う活動など自己の心情・判断等を表現する機会を充実し，自らの道徳的な成長を実感できるようにする。

(5) 社会における情報化が急速に進展する中，インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分に対応するため，発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。

(6) 学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実の観点から，道徳教育主担当者を中心とした体制づくり，実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成，小・中学校における授業公開の促進を図る。

(7) 子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動として，中学校における職場体験活動などを推進する。

(8) 道徳教育にとって，家庭や地域社会の果たす役割は重要であり，様々な学校教育活動について学校，家庭，地域が相互に結び付きを深める中で，道徳教育については，例えば，生活習慣や礼儀，マナーを身に付けるための取組などが家庭や地域社会において積極的に行われるようにその促進を図る。

２　指導内容の重点化における配慮と工夫

79～81ページ

(1) 生徒の自立心や自律性を育成する

中学生の時期は，自我に目覚め，自主的に考え行動することができるようになるが，悩みや　葛藤などの心の揺れを感じやすい時期でもある。

自己と対話を重ね自分自身を深めつつ，地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流，体験活動などを生かすなどして生徒が自己を深く見つめ，生徒の自立心や自律性を育成する取組等に配慮する。

(2) 自他の生命を尊重する心を育成する

人間としての生き方についての関心も高まるこの時期の生徒に，乳幼児や人生の先輩たちと触れ合ったり，医師や看護師などから生命に関する話を聞く機会をもったりすることなど，自他の生命への尊厳，尊さを深く考えさせ，かけがえのない自他の生命を尊重する心を育成する取組を工夫する。

(3) 規範意識を育てる

青少年期に，社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を確実に身に付けさせるとともに，民主主義社会における法やきまりの意義やそれらを遵守することの意味を理解し，主体的に判断し，社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲を育てる指導等を工夫する。

(4) 社会参画への意欲や態度を身に付ける
地域の人々との人間関係を問い直したり，職場体験活動やボランティア活動などの体験活動を生かしたりするなどして，社会形成に主体的に参画しようとする意欲や態度を身に付けていくことに配慮する。

(5) 国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける
将来の我が国を担う中学生は，郷土や国ではぐくまれてきた優れた伝統と文化などのよさについて理解を深め，国際的視野に立って，他国の生活習慣や文化を理解するとともに，国際社会の中で独自性をもちながら世界に貢献できる国家の発展に努める日本人として，主体的に生きようとする態度を身に付けていくことが求められる。

道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを一層深められるような指導への配慮が必要である。

3　道徳の時間の指導における配慮とその充実
95〜103ページ

(1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実
① 協力的な指導などについての工夫
校長や教頭などの参加による指導，他の教職員とのティーム・ティーチングなどの協力的な指導を行うことや，指導内容によっては，養護教諭や栄養教諭などの協力を得ることが効果的な場合もある。学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画づくりなどを，学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。

(2) 指導体制の充実と道徳の時間
道徳教育推進教師を中心として見通しをもった取組を計画し，指導体制の充実によって，学校全体で進める道徳教育を一層充実させる。

(3) 体験活動を生かすなどの指導の充実
① 道徳の時間と体験活動
体験活動の中では，その活動の内容に応じて様々な道徳性がはぐくまれている。　道徳の時間においては，この体験活動を効果的に生かすことによって，道徳的価値の自覚を深める指導が一層充実する。尚，道徳の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではないことに留意する必要がある。

② 体験活動を生かすなどの道徳の時間の指導
道徳の時間で体験活動を生かす方法は多様に考えられ，各学校で生徒の発達の段階等を考慮して計画に位置付け，実施できるようにすることが大切である。

〈工夫例〉
- ある体験活動の中で感じたことや考えたことを道徳の時間の話合いに生かす。
- 体験活動の活動内容と似た題材等を道徳の時間で生かし，それぞれの指導相互の効果を高める。
- 道徳の時間の中で役割演技や実際にそのものに触れてみるなど。

(4) 魅力的な教材の開発や活用
① 道徳の時間に生かす教材
道徳の時間に用いられる教材の具備すべき要件

ア人間尊重の精神にかなうもの

イねらいを達成するのにふさわしいもの

ウ生徒の興味や関心，発達の段階に応じたもの
エ多様な価値観が引き出され深く考えることができるもの
オ特定の価値観に偏しない中立的なもの

次のような要件を具備する教材を選択する

ア生徒の感性に訴え，感動を覚えるようなもの
イ人間の弱さやもろさに向き合い，生きる喜びや勇気を与えられるもの
ウ生や死の問題，先人が残した生き方の知恵など人間としてよりよく生きることの意味を深く考えることができるもの
エ体験活動や日常生活等を振り返り，道徳的価値の意義や大切さを考えることができるもの
オ悩みや　藤等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題について深く考えることができるもの
カ多様で発展的な学習活動を可能にするもの

② 教材の開発と活用の創意工夫

・教師の手による自作資料など教材の開発
・先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材として，生徒が感動を覚えるような教材の発掘に努める
・自然を題材としたもの
・名作，古典，随想，民話，詩歌，論説などの読み物
・地域の文化やできごと等に取材した郷土教材
・映像ソフト，映像メディアやインター，ネットなどの情報通信ネットワークを利用した教材
・実話，写真，劇，漫画などの多彩な形式の教材に着目する
・「心のノート」の適切な活用

(5) 表現し考えを深める指導の工夫

① 道徳の時間における言葉

道徳の時間は，資料や体験などから感じたこと，考えたことをまとめ，発表し合ったり，討論や討議などにより意見の異なる人の考えに接し，協同的に議論したり，意見をまとめたりする。

② 自分の考えを基に表現する機会の充実

生徒は書く活動を通して，自分自身のものの見方，考え方，感じ方などを確かめたり，まとめたり，記録に留めたりすることができる。それらをもとに今までの自分のものの見方，考え方，感じ方などを振り返ることもできる。

このことを踏まえ，自分の考えを基に表現する機会を充実させる。

(6) 情報モラルの問題に留意した指導

① 情報モラルと道徳の内容

道徳の時間においては，第２に示す道徳の内容との関連を踏まえて，例えば，情報モラルに関する題材を生かしたり，情報機器のある環境を生かしたりするなどして指導に留意することが求められる。

各学校においては，生徒や地域の実態等を踏まえ，指導に際して配慮すべき内容について検討していくことが重要である。

② 情報モラルへの配慮と道徳の時間

情報モラルの根底にある他者への共感や思いやり，法やきまりのもつ意味などについて生徒が考えを深めることができるように働き掛けることが重要になる。

尚，情報機器の使い方やインターネットの操作，危険回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼をおくのではないことに留意する必要がある。

4　道徳の指導計画

64～81ページ

(1) 指導計画作成の方針と推進体制の確立

校長は学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示す

道徳教育は，「第１章総則」に示すように，学校の教育活動全体で取り組むものであり，校長は学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが求められる。

校長は道徳教育の充実・改善の方向を視野におきながら，生徒の道徳性にかかわる実態，学校の道徳教育推進上の課題，社会的な要請や家庭や地域の期待などを踏まえ，学校の教育目標とのかかわりにおいて，道徳教育の基本的な方針等を明示する必要がある。

○道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解する
○全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成する指針となる。

道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備

道徳教育は，校長の方針の下，学校の教育活動全体で取り組まれ，個々の教師の責任ある実践に託されていくものである。学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために，全教師が力を発揮できる体制を整える必要がある。例えば，道徳主任などの道徳教育推進教師の役割を明確化するとともに，機能的な協力体制の下，道徳教育を充実させていく必要がある。

(2) 道徳教育推進教師の役割

機能的な協力体制にするためには，このような体制における道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要がある。その役割としては，以下に示すような事柄が考えられる。

道徳推進教師の役割

ア道徳教育の指導計画の作成に関すること
イ全教育活動における道徳教育の推進，充実に関すること
ウ道徳の時間の充実と指導体制に関すること
エ道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
オ道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
カ授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
キ道徳教育の研修の充実に関すること
ク道徳教育における評価に関することなど

5　道徳教育の全体計画

67～71ページ

(1) 全体計画の意義

① 豊かな人格形成の場として，各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる
② 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる
③ 道徳教育の要として，道徳の時間の位置付けや役割が明確になる
④ 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる
⑤ 家庭や地域社会との連携を深め，保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

(2) 全体計画の内容

次のような事項を含めて作成することが望まれる。

① **基本的把握事項**

ア 教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策

イ 学校や地域の実態と課題，教職員や保護者の願い

ウ 生徒の実態や発達の段階等

② **具体的計画事項**

ア 学校の教育目標，道徳教育の重点目標，各学年の道徳教育の重点目標，学校の教育目標及び「(1)基本的把握事項」に基づいた各学校の道徳教育の重点目標と各学年の道徳教育の重点目標

イ 道徳の時間の指導の方針，道徳教育の要としての道徳の時間の指導の方針や指導の観点等。特に，道徳の時間の年間指導計画を作成する際の観点や重点目標にかかわる内容の指導の工夫，校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導等

ウ 各教科，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針，内容及び時期，重点的指導との関連や各教科等の指導計画を作成する際の道徳的観点，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳性の育成にかかわる指導内容及び時期等

エ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連，各学校の特色ある教育活動や生徒指導との関連，生徒の内面に根ざした道徳性の育成にかかわる豊かな体験活動との関連等

オ 学級，学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針日常的な学級経営を充実させるための具体的な計画等

カ 生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法

キ 家庭，地域社会，関係機関，小学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方針道徳教育講演会や道徳の時間の授業公開の実施，地域教材の開発や活用，広報活動や授業等に保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得る具体的な計画や方策，小学校・高等学校・特別支援学校等との連携方針等

ク 道徳教育の推進体制道徳教育推進教師の位置付けも含めた学校の全教師による推進体制等

ケ その他

評価計画，研修計画，重点的指導に関する添付資料等

①各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理したもの，
②道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの，
③道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるもの
別葉にして加えるなどして，年間を通して具体的に活用しやすいものとすること

(3) 全体計画作成上の創意工夫と留意点

① 校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

② 道徳教育や道徳の時間の特質を理解し，具体的な取組を明確にし，教師の意識の高揚を図る

③ 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

④ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

⑤ 生徒の実態を踏まえ，保護者及び地域の人々の意見を活用することや，学校間交流，関係諸機関との連携に心掛ける

⑥ 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

6　道徳の時間の全体計画

72～76ページ

(1) 年間指導計画の意義

① ３年間を見通した計画的，発展的な指導を可能にする
② 個々の学級において，道徳の時間の学習指導案を立案するよりどころとなる
③ 学級相互，学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる

(2) 年間指導計画の内容

年間指導計画は，各学校で道徳教育推進教師を中心に全教師の創意工夫によって作成されるものであるが，上記の意義を踏まえて，特に次の内容を明記しておくことが望まれる。

① 各学年の基本方針

全体計画に基づいた，道徳の時間における各学年ごとの基本方針

② 各学年の年間にわたる指導の概要

ア 指導の時期
　学年又は学級ごとの実施予定の時期を記載する。

イ 主題名
　ねらいと資料で構成した主題を端的に表したものを記述する。

ウ ねらい
　ねらいとする生徒に身に付けさせたい道徳性の内容や観点を端的に表したものを記述する。

エ 資料
　指導で用いる中心的な資料の題名と出典，補助資料や予備資料等を記述する。

オ 主題構成の理由
　ねらいに対してこの資料を選定した理由を簡略に示す。

カ 展開の大要及び指導の方法
　ねらいを踏まえて，資料をどのように活用し，どのような手順で学習を進めるのかについて簡潔に示す。

キ 他の教育活動等における道徳教育との関連関連する教育活動や体験活動，学級経営の取組等を示す。

ク その他
　例えば，校長や教頭などの参加及び教師の協力的な指導の計画，保護者や地域の人々の参加・協力の計画，複数の時間取り上げる内容項目の場合は，その全体の構想等を示すことが考えられる。
　なお，道徳の時間の指導の時期，主題名，ねらい及び資料を一覧に示した主題配列の一覧表のみでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても，展開の大要等を含むものなど，各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

(3) 全体計画作成上の創意工夫と留意点

① 年間授業時間数を確保できるようにする

○ 内容項目をいずれの学年においてもすべて取り上げる
○ 年間にわたって標準授業時間数が確保されるよう，道徳の時間の年間指導計画を作成する。

② 主題の設定と配列を工夫する

○ 主題（ねらいと資料）の設定においては，特に生徒の実態と予想される心の成長，興味や関心などを考慮する。
○ ねらいには，道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めるための根源的なものを押さえる。

○ 資料は，ねらいとの関連において生徒の心に響くものを多様に選択する。
○ 主題の配列に当たっては，主題の性格，他の教育活動との関連，地域社会の行事，季節的変化などを十分に考慮する。

③ 計画的，発展的指導ができるように工夫する

○ 内容項目相互の関連を密にした指導や３年間を見通した計画的，発展的な指導が行えるように工夫する。
○ 小学校における道徳の時間との関連や家庭や地域社会における豊かな体験との関連を図るよう工夫する。

④ 内容の重点的な指導ができるように工夫する

○ 生徒や学校の実態に応じて特に必要と思われる内容項目に関して３年間を見通して重点的に指導時間を増やす。
○ 繰り返して取り上げたりするなど主題の配列を工夫し，各学校において充実した創意工夫ある指導が展開する。

⑤ 生徒が自ら道徳性をはぐくむことができるように工夫する

○ 学校や家庭・地域社会における職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動など豊かな体験活動や情操をはぐくむ活動を積極的に活用する。
○ 校長や教頭をはじめ他の教師等も積極的に参加するティーム・ティーチング，更に地域の人々や保護者に積極的に授業に参加協力を得たりする。
○ 資料については，体験活動等を盛り込んだ資料，読み物資料，テレビやビデオ，インターネット等の情報通信ネットワークを利用した資料等の開発や活用等を促進し，多様な学習活動が展開できるように工夫する。

⑥ 弾力的な取扱いについて留意する

道徳の時間の年間指導計画は，

・指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。

変更や修正を行う場合は，

・少なくとも道徳教育推進教師を含め学年などによる検討を経ることが必要である。
・変更した理由を備考欄などに記入し，今後の検討課題にすることが大切である。

⑦ 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

○ 年間指導計画が一層効果的に活用されるためには，実施の反省に基づき，年間指導計画の評価と改善を計画的に行う。
○ 道徳教育推進教師はそのための研修体制の確立や資料の収集・紹介・整備・開発に心掛ける必要がある。

【参考資料】　道徳の指導計画の作成について

1　指導計画の作成の方針と推進体制の確立

各学校においては，道徳の指導計画（道徳教育の全体計画，年間指導計画）を作成するに当たっては，次の２点に留意しながら行う必要がある。

【校長の方針の明確化】

…学校の教育活動全体で取り組むために，次のような道徳教育の基本的な方針等の明示を行う
○児童生徒の道徳性にかかわる実態
○学校の道徳教育推進上の課題
○社会的な要請や家庭や地域の期待
○学校の教育目標とのかかわり

【道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備】

…学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために，全教師が参画し，その力を発揮できる体制を整える
○道徳教育推進のためのチーム作り
○各教師が役割意識をもち，自らの役割を進んで果たすこと

例）「専門部」…道徳教育・生徒指導・教育相談・安全指導等（推進教師がリーダーとなり，指導計画の作成や教材の整備充実，情報交換や研修計画作成，授業公開計画，道徳の時間の助言等を行う）

2　全体計画の作成

全体計画は，学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに，学校の教育活動全体を通して道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

【全体計画の意義】

○豊かな人格形成の場として，各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる
○学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる
○道徳教育の要（かなめ）として，道徳の時間の位置付けや役割が明確になる
○全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる
○家庭や地域社会との連携を深め，保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

【全体計画作成上の創意工夫と留意点】

○校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える
○道徳教育や道徳の時間の特質を理解し，教師の意識の高揚を図る
○各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする
○学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする
○家庭や地域社会，近隣の幼稚園や保育所，小・中・高等学校，特別支援学校，関係諸機関，企業などとの連携に心掛ける
○計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

【全体計画の内容】

〔基本的把握事項〕
○教育関係法規の規定
○時代や社会の要請や課題
○教育行政の重点施策
○学校や地域の実態と課題
○教職員や保護者の願い
○児童の実態と課題(小)
○生徒の実態や発達の段階等(中)

〔具体的計画事項〕
○学校の教育目標，道徳教育の重点目標，各学年の道徳教育の重点目標
○道徳の時間の指導の方針
○各教科，外国語活動(小)，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針，　内容及び時期
○特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導の方針，内容及び時期
○学級，学校の人間関係，環境の整備や生活全般における指導の方針(小)
○生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法(中)
○家庭，地域社会，他の学校や関係機関との連携の方法
○道徳教育の推進体制
○その他（評価の記入欄，研修計画，重点的指導に関する添付資料）

年間を通して具体的に活用しやすいものとする
…学校通信やHP等で積極的に公開

3　道徳の時間の年間指導計画の作成

年間指導計画は，道徳の時間の指導が，道徳教育の全体計画に基づき，児童生徒の発達の段階に即して計画的，発展的に行われるよう組織された全学年にわたる年間の指導計画である。

【年間指導計画の意義】

○６年間(小)・３年間(中)を見通した計画的，発展的な指導を可能にする
○個々の学級において道徳の時間の学習指導案を立案するよりどころとなる
○学級相互，学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる

【年間指導計画作成上の創意工夫と留意点】

○年間授業時数を確保できるようにする
○主題の設定と配列を工夫する
○計画的，発展的指導ができるように工夫する
○内容の重点的指導ができるように工夫する
○各教科等，体験活動等との関連的指導を工夫する(小)
○複数時間の関連を図った指導を取り入れる(小)
○特に必要な場合には他学年段階の内容を加える(小)
○生徒自ら道徳性をはぐくむことができるように工夫する(中)
○計画の弾力的な取扱いについて配慮する
　ｱ 時期，時数の変更　ｲ ねらいの変更　ｳ 資料の変更　ｴ 学習指導過程，指導方法の変更
○年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

年間指導計画の変更や修正を行う場合は，少なくとも学年などによる検討を経ることが望ましい
…変更した理由を備考欄に記入しておく

【年間指導計画の内容】

○指導の時期　○主題名　○ねらい　○資料　○主題構成の理由　○展開の大要及び指導の方法
○他の教育活動における道徳教育との関連　○その他（校長や教頭などの参加，他の教師の協力的な指導の計画，保護者や地域の人々の参加・協力，複数の時間取り上げる内容項目の場合はその全体の構想等を示すこと）

4　学級における指導計画の作成

学校において作成される全体計画の具体化が図られる基盤（中）は・道徳教育が実行される基盤（小）は，学年及び個々の学級にある。学級における指導計画とは，全体計画を児童生徒や学級の実態に応じて具体化するものであり，学級において教師や児童生徒の個性を生かした道徳教育を展開する指針となるものである。

【年間指導計画作成上の創意工夫と留意点】

○学級担任の教師の個性を重視する　○学校の各教師が相互に見ることができるようする
○保護者にも示して理解を求めるようにする　○網羅的になることを避け，精選した内容にする

図式化，児童保護者も記述できる部分の工夫

【学級における指導計画の内容】

〔基本的把握事項〕
○学級における児童生徒の道徳性の実態
○学級における児童生徒の願いや保護者の願い，教師の願い
○学級における道徳教育の基本方針

〔具体的計画事項〕
○教師と児童の信頼関係及び児童相互の望ましい人間関係を築く方策
○各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育の概要
○学級生活における豊かな体験活動の概要　○生徒指導にかかわる道徳教育の視点(中)
○学級における道徳教育に関する環境の整備の方針
○基本的な生活習慣に関する指導の方針
○他の学級・学年との連携にかかわる内容と方法
○家庭・地域社会等との連携及び授業公開等にかかわる内容と方法
○その他（例えば重点的な指導に関する具体的計画など）

（事例）全体計画作成の手順と活用について

全体計画は各学校において独自に作成されるのものである。次のような手順で作成・活用・改善を図っている例を示す。

指導計画作成

①事前調査〔道徳部会にて〕

アンケート結果などをもとに，次の点などについて全教職員で把握する
○道徳性に関する児童生徒の実態，発達の状況など
○学校や地域の実態，児童生徒の道徳性の形成，発達に影響を及ぼしている自然的・社会的条件
○教職員や保護者・地域の人々の思いや願い

② 学校における道徳教育の重点目標を設定〔全教職員にて〕

学校における道徳教育の目標は，学習指導要領に基づき，学校の教育目標に応じて，学校として指導しようとする重点が明確になるように設定する

③ 各学年の重点目標を設定〔各学年にて〕

各学年の重点目標は，学校における道徳教育の重点目標に基づいてこれを具体化し，学年段階に応じて系統的に指導を行うために設定する

④ 道徳の時間の指導方針〔全教職員にて〕

道徳教育の要として道徳の時間の指導の方針や指導の観点を設定する

⑤ 各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針〔各部会にて〕

「各教科等において，道徳性の育成や道徳的実践につながるもの」，「それぞれのもつ特性や内容の指導，活動と道徳教育との関連」を考慮し，要点は何かを押さえる

⑥ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導の方針〔各校務分掌にて〕

各学校の特色ある教育活動や生徒指導，そして道徳性の育成にかかわる豊かな体験活動との関連を図る

⑦ 学級・学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針〔全教職員にて〕

「人間関係，校舎・教室などの物的環境や言語環境などの充実・整備に関する指導方針」「児童生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携」「家庭，地域社会などとの連携の方針」，その他に関することを明示し，さらに具体化を図る

道徳教育の取組（実践）

全体計画作成後，職員室などに掲示したり，学校ホームページに載せたりする
重点目標にかかわる取組が行われたときは，どのように具体化されているかを「通信」等で計画的に提示し，保護者・地域の人々に評価してもらう　…次年度計画作成時に生かしていく

改善（評価）

〔児童生徒の自己評価，保護者や地域社会の声〕
・課題アンケートの実施　・児童生徒の実態把握及び指導法の検討　・取組の見直し及び共通理解

指導計画作成

【参考資料】 学年別「道徳の内容」時間配当一覧表【小学校】

道徳の内容	各学年指導時間数								
	項目	1年	2年	項目	3年	4年	項目	5年	6年
1 主として自分自身に関すること									
節度・節制，生活習慣	(1)			(1)＊			(1)＊		
勤勉，努力，目標	(2)			(2)＊			(2)		
自由・自立，責任							(3)＊		
善悪の判断，勇気	(3)			(3)＊					
正直，明朗，誠実	(4)			(4)＊			(4)		
創意工夫，進取，真理							(5)		
個性伸長，向上心				(5)＊			(6)		
2 主として他の人とのかかわりに関すること									
礼儀，真心	(1)			(1)			(1)		
思いやり，親切	(2)＊			(2)＊			(2)		
友情，信頼，助け合い	(3)			(3)			(3)		
謙虚，寛容							(4)		
感謝，尊敬，支え合い	(4)			(4)			(5)		
3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること									
生命尊重	(1)＊			(1)＊			(1)＊		
自然愛，動植物愛護	(2)＊			(2)＊			(2)＊		
敬虔，畏敬の念	(3)			(3)			(3)		
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること									
約束，きまり，公徳心，権利・義務	(1)＊			(1)			(1)＊		
公正・公平，正義							(2)＊		
集団への参加，役割の自覚							(3)＊		
勤労，社会奉仕，公共心	(2)＊			(2)＊			(4)		
家族愛	(3)＊			(3)			(5)		
愛校心（学級）	(4)＊			(4)			(6)		
郷土愛	(5)＊			(5)＊			(7)＊		
国を愛する心				(6)＊					
国際理解・親善							(8)		
計	／	34	35	／	35	35	／	35	35

【中学校】

道徳の内容	各学年指導時間数			
	項目	1年	2年	3年
1 主として自分自身に関すること				
生活習慣，節度・節制	(1)			
勤勉，努力，目標	(2)			
自主・自立，誠実，責任	(3)			
真理・真実，理想の実現	(4)			
個性伸長，向上心	(5)			
2 主として他の人とのかかわりに関すること				
礼儀	(1)			
人間愛，思いやり	(2)＊			
友情，信頼，高め合い	(3)			
異性の理解・尊重	(4)			
謙虚，寛容	(5)＊			
感謝	(6)＊			
3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること				
生命尊重	(1)＊			
自然愛	(2)＊			
敬虔，畏敬の念				
人間の気高さ，生きる喜び	(3)			
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること				
法，きまりの遵守，権利・義務	(1)＊			
公徳心，社会連帯の自覚	(2)＊			
公正・公平，正義	(3)＊			
集団への参加，役割の自覚	(4)＊			
勤労，奉仕，公共心	(5)			
家族愛	(6)			
愛校心（学級）	(7)			
郷土愛	(8)			
国を愛する心，伝統継承と文化	(9)			
世界平和，人類の幸福	(10)			
計	／	35	35	35

※上記「『道徳の内容』の学年段階の一覧」については，「小学校解説：道徳編」P144～145，「中学校解説：道徳編」P150～151参照
※「＊」は，文言や位置付けに変更のあったものや，新規追加の内容　…計画作成時に留意

道徳教育全体計画（小学校例１）

教育関係法規等
日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
県教育委員会
「学校の努力点」

学校教育目標
よく学び、心豊かで、たくましい子ども

努力目標
○よく聴き、よく考え伝え合う子
○自他を大切にし、
思いやりをもって行動する子
○心身をきたえる子

児童の実態
○明るく元気がある。
○基本的生活習慣の確立を図る必要がある
○自分に対する自信や主体性を高める必要がある

保護者･教師･地域の願い
○生活リズムを確立し、規則正しい生活ができる
○自分に自信をもち、主体的に取り組む姿勢をもつ
○自他を尊重し、思いやりをもって協力し合える
○地域社会におけるルールやマナーを遵守する

道徳教育の重点目標
全教育活動を通して、自他を尊重し、規範遵守の心を育て、協力助け合う態度の育成を図る

改善の具体的事項（学習指導要領）

全学年	
①子どもの自立心や自律性 ②生命尊重の心の育成	**低学年** ◆基本的生活習慣 ◆善悪の判断 ◆きまりを守る **中学年** ◆集団や社会のきまりを守る ◆身近な人々と協力し助け合う **高学年** ◆相手の立場を理解し支え合う ◆集団の一員としての役割と責任の自覚 ◆夢や希望をもって生きる ◆情報ﾓﾗﾙ

学年	学年重点目標	指導の重点内容			
1 2	なかよくする子 なかよくたすけ合う子	規則正しい生活 (4･9月) よいことと悪いことの区別(6月)	ともだち (5月) 親切 (11月)	生きることを喜び、命を大切にする (6･12月)	きまりある学校生活 (4･5月)
3 4	友達と助け合って行動する子 仲間を大切にする子	目標をもち、自分から進んで (4月) 思慮・反省 (7月)	友達と理解し助け合う (5月) 思いやり(5･9月)	生命の尊さを感じ、命あるものを大切にする (6･12月)	きまりはなぜあるの？(5月) 公徳心 (9月)
5 6	思いやりをもち仲間と協力し合える子 互いの良さを認め合い協力し合える子	目標を立て、夢や希望をもって (4月) 将来の夢･自分を伸ばす (2月)	謙虚な心をもち、他の意見や立場を尊重 (6月) 友情･信頼(1月) 思いやり(5･9月)	命のかけがえのなさを知り、自他の生命を尊重する (6･12月)	役割の自覚と責任(4月) 規範遵守 (11月) 勤労･奉仕(5月)

各教科における道徳教育
各教科の目標を達成しながら、他者の見方･考え方、表現等を尊重し、共に高め合えるようにする

国語：5月「伝え合い」（1年～6年）【ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ･他者理解】
1年：聞きたいな話したいな　2年：分かるように伝えよう　3年：思いを伝え合おう　4年：中心をはっきりさせて伝えよう　5･6年：意見を交流
6月「自然について」（2～5年）　11月「環境」（6年）【自然愛護･環境保全】
2年「自然の不思議」　3･4年「自然の秘密」　5年「自然とともに」　6年「環境とともに」

理科：自然･生物【自然愛護･生命尊重】
3年「身近な自然の観察」（4･9月）　4年「季節と生き物の様子」（4･7･10･2月）　5年「魚や人の誕生」（6月）　6年「生き物と自然環境」（1月）

生活科：「成長と命の大切さ」【家族愛･生命尊重】
1年：「大きくなったね」（9月）「もうすぐ2年生」（2月）
2年：「生き物を飼おう」（6月～）「明日へジャンプ」（1～3月）

外国語活動における道徳教育
○他国の言語や文化について理解を深め、自他の文化を大切にする（5～2月）
○AETやアメリカンスクールとの交流（○月）等、積極的なコミュニケーションを図る

道徳の時間
○年間指導計画に基づき、道徳的価値の自覚を深める時間となるように工夫する
○各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年ですべて取り上げる
○心に響く資料や体験を生かした授業の工夫により、児童の道徳性の育成を図る
○書く活動や話し合い活動を通して、自己をふり返らせるようにする
○教師間のTT、校長や教頭の授業参加、保護者や地域住民をGTとして招く等、協力体制や指導体制を整える

総合的な学習の時間における道徳教育
体験活動を核にした取組を行い、道徳教育に体験を生かす。

3年（6～1月）	4年（6～1月）	5年（6～1月）	6年（6～1月）
「私達の町自慢！」	「目指せ福祉の町」	「受け継がれる伝統文化」	「私も国際人」
町を探検、町の人にインタビュー	点字、車いす体験、福祉施設訪問･交流	沖縄の伝統工芸の良さと体験、サンシン作りと演奏	文化の違い調べ、ｱﾒﾘｶﾝｽクールとの交流
郷土愛	思いやり･奉仕	郷土愛･伝統文化	国際理解

特別活動における道徳教育
望ましい集団活動を通して、集団の一員としての自覚をもち、自主的･創造的･実践的な態度を育てる

1　学校行事
運動会（9月）　学習発表会（1月）　自然体験学習（6月）
修学旅行（11月）　卒業式（3月）
2　児童会活動
1年生を迎える会（4月）　共同募金助け合い運動（11月）
6年生を送る会（3月）
3　学級活動
当番･係活動（4～3月）　学級会活動（4～3月）
学級行事【書写ｺﾝｸｰﾙ隔月、音読大会6月、辞書引き大会9月、百マス計算毎週、スポーツ大会7･2月、百人一首大会1月】
4　クラブ活動（○～○月）
琉舞、書道、空手、サンシン、囲碁･将棋、バスケット、卓球等

特色ある取組･豊かな体験
◇朝のボランティア活動(毎朝、7:55～8:10)：勤労･奉仕
◇人権週間(12月3日～12月10日)：生命尊重、思いやり、公正･公平
◇平和集会(6月22日)：生命尊重、公正･公平･正義
◇教育相談月間(9･2月)：悩み(学業･人間関係･生活態度等)、夢や希望
◇職場見学(夏休み期間中)：夢や希望、勤労、父母への敬愛
◇老人福祉施設訪問･触れ合い活動(○月)：思いやり、礼儀正しく真心で
◇宿泊学習(自然教室･修学旅行)：礼儀･公徳心･郷土愛

指導体制・学校環境
○道徳教育推進教師を中心に道徳部会がリードして道徳教育を推進する。
○道徳の授業で活用した資料や教材･教具等を紹介し、全職員で共有する
○掲示物を工夫し、人権や平和、生命の尊さ等について興味･関心を高めるような工夫をする
○栽培活動や小動物との触れ合いがより良く行われるよう環境を整備する

凡事徹底	

家庭・地域・他学校・関係機関との連携
学校･家庭･地域･関係機関が連携して、基本的生活習慣の確立や規範意識の向上を図りながら、道徳性の向上に努める
1　道徳教育に対する共通理解：道徳学習の授業参観、「心のノート」の活用、PTA総会、保護者会、地域懇談会、学校･学年･学級便り、学校HP
2　道徳的体験活動の推進：PTA学年行事、職場見学、クリーン･グリーン･グレイシャス運動、地域行事への参加
3　組織･団体等：PTA、幼稚園･近隣小･中学校、民生委員、学校評議委員、自治会、市町村教育委員会、警察
4　連携方法：「早寝･早起き･朝ご飯」運動、朝のあいさつ運動、立しょう、登校支援、青少年健全育成活動、学校･地域安全パトロール

道徳教育全体計画（小学校例2）

教育関係法規	児童の実態	評価	教師・保護者の願い	評価
日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領 学校の努力点	○明るく元気がある。 ○基本的生活習慣の確立を図る必要がある。 ○きまりやマナーを守り他者を尊重できるようにする必要がある。 ○主体性を高める必要がある。		○生活リズムを確立し、規則正しい生活ができる。 ○自分に自信をもち、主体的に取り組む姿勢をもつ。 ○自他を尊重し、思いやりをもって協力し合える。 ○学校や地域においてルールやマナーを遵守する。	

学校教育目標

よく学び、　心豊かで、　たくましい子ども

○よく聴き、よく考え伝え合う子（知）　○自他を大切にし、思いやりをもって行動する子（徳）　○心身をきたえる子（体）

道徳教育の重点目標	評価
○思いやりの心をもち、協力したり助け合ったり、自他の生命と人権を尊重する児童を育成する。	
○基本的生活習慣を身に付け、規律ある行動やルール･マナーを遵守できる児童を育成する。	

改善の具体的事項（学習指導要領解説「道徳編」）

共通する重点	学年段階	学年段階ごとに取り組むべき重点
①子どもの自立心や自律性の育成 ②生命を尊重する心の育成	低学年	◆基本的生活習慣　◆善悪の判断　◆きまりを守る
	中学年	◆集団や社会のきまりを守る　◆身近な人々と協力し助け合う
	高学年	◆相手の立場を理解し支え合う　◆集団の一員としての役割と責任の自覚 ◆夢や希望をもって生きる　◆情報ﾓﾗﾙ

学年	学年重点目標	指導の重点内容・評価							
1	なかよくする子 きまりをまもる子	規則正しい生活(1) 4･9月 善悪の判断(3) 6月		ともだち(3) 5月 親切(2) 11月		生命尊重(1) 6･12月		きまりある学校生活 (1) 4･5月	
2	仲良く助け合う子 きまりをまもる子	規則正しい生活(1) 4･9月 善悪の判断(3) 6月		ともだち(3) 5月 親切(2) 11月		生命尊重(1) 6･12月		約束やきまりをまもる (1) 4月	
3	友達と助け合う子 きまりをまもる子	ねばり強く(2) 5月		思いやり(2) 11月		生命尊重(1) 6･12月		約束や社会のきまり (1) 7月	
4	仲間を大切にする子 きまりをまもる子	私の特徴(5) 5月		信頼･友情(3) 9月 思いやり(2) 11月		生命尊重(1) 6･12月		約束や社会のきまり (1) 7月	
5	思いやりをもち仲間と協力し合える子 規律ある行動をする子	より高い目標を立てて (2) 4月		信頼･友情(2) 9月 思いやり(2) 11月		生命尊重(1) 6･12月		規範遵守(1) 7月	
6	互いの良さを認め合い協力し合える子 規律ある行動をする子	自己の伸長(6) 5月		謙虚な心(4) 6月 思いやり(2) 11月 感謝の心(5) 3月		生命尊重(1) 6･12月		役割と責任(3) 4月 規範遵守(1) 7月	

道徳の時間		
	○年間指導計画に基づき、道徳的価値の自覚を深める時間となるように工夫する。	
	○各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年ですべて取り上げる。	
	○心に響く資料や体験を生かした授業の工夫により、児童の道徳性の育成を図る。	
	○書く活動や話し合い活動を通して、自己をふり返らせるようにする。	
	○教師間のTT、校長や教頭の授業参加、保護者や地域住民をｹﾞｽﾄﾃｨﾁｬｰとして招く等、協力体制や指導体制を整える。	

各教科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動における 道徳教育

各教科等の目標を達成しながら、他者の見方・考え方、表現等を尊重し、共に高め合えるようにする。

教科名	時期	単元名･活動名･教材名	内　容	道徳との関連	評価
国語	5月	伝え合い（1～6年）	1年:聞きたいな話したいな　2年:分かるように伝えよう　3年:思いを伝え合おう　4年:中心をはっきりさせて伝え合おう　5･6年:意見を交流しよう	コミュニケーション 他者理解	
	6月	自然について(2～5年)	2年「自然の不思議」　3･4年「自然の秘密」　5年「自然とともに」	自然愛	
	11月	環境（6年）	「環境とともに」	環境保全	
社会	4月	わたしのまち　みんなのまち(3年)	学校の周り、市の様子、私達の町の施設	郷土愛	
	9月	郷土に伝わる願い(4年)	郷土の地理的環境、古い道具と昔の暮らし、受け継いできた文化財や行事		
	2･3月	生活と環境･森林	私達の生活と環境･森林、美しいサンゴが無くなる？	自然愛･環境保全	
		世界の中の日本	日本と関係の深い国々、世界の平和と日本の役割	国際理解･平和	
理科	4～9月	生物単元　(3年)	自然を探検しよう、植物･チョウを育てよう、植物･昆虫を調べよう	自然愛･環境保全	
	4･6･9･1月	生物単元　(4年)	暖かくなると、暑くなると、涼しくなると、寒くなると、生き物の1年をふり返って、星･月の動き		
	9･2月	環境単元　(6年)	生き物の暮らしと環境、人と環境		
	6月	生命の誕生 (5年)	魚の誕生、人の誕生	生命尊重	
生活	4～9月	身近な動物･植物･自然とのかかわり	秋を楽しく、冬を元気に　(1年)	自然愛･環境保全	
	4～7月		春がいっぱい、町を探検しよう、生き物を飼おう　(2年)		
	4～7月	身近な人々や地域とのかかわり	学校の施設の様子、先生、友達、家族　(1年)	学校･郷土愛	
	5～12月		私の町をたんけんしよう、　町の人と仲良くなろう　(2年)		
	9,1～3	大きくなったね(1･2年)	自分でできることは自分で、自分の成長と家族の支えと愛情	基本的生活習慣･家族愛	
音楽	○月	日本の歌心の歌	童謡、童歌等、日本に伝わる歌に触れ楽しむ　(1～6年)	郷土愛･愛国心	
		楽しい音楽会･鑑賞	自分のパートを練習し、友達と息を合わせ音楽を楽しむ（1～6年）	努力･友情	

	保健体育	○月	1日の生活の仕方(3年)	起床･就寝の時刻、食事の時間、外遊びの時間、健康とのかかわり	基本的生活習慣	
		○月	より良い体の育ち(4年)	発育･発達と調和のとれた食事、適度な運動や休養･睡眠		
		○月	けがの防止(5年)	危険な行動や場所、交通事故、けがの手当	生命尊重	
		○月	病気の予防(6年)	病気の予防と生活の仕方		
外国語活動		5～2月	アクティビティ(3～6年)	AETやJETとのコミュニケーション、	自･他国の文化の理解	
		○～○月	○○と交流しよう！	交流会に向けての調べ学習、準備、当日の交流会		
総合的な学習の時間		○～○月	「地域発見！」3年	地域巡り、地域の人にインタビュー、地域の昔と今調べ	郷土愛、礼儀	
		○～○月	「手と手を取り合って」4年	アイマスク･車いす体験、障害を抱えながら頑張る人から学ぶ	思いやり･親切、社会奉仕	
		○～○月	「ステキうちなー発見！」5年	沖縄の伝統文化を調べ･触れる、サンシン作り、師匠から学ぶ	郷土愛、礼儀、向上心	
		○～○月	「私は国際人！」6年	アメリカンスクールとの交流活動、調べ学習「文化比べ」等	国際理解	
特別活動		4･3月	儀式	入学式･卒業式等の学校行事への主体的参加	礼儀･真心、役割･責任	
		5～9月	クラブ活動	4～6年の縦割り集団。琉舞･サンシン･空手は地域人材を活用	誠実･明朗･正直	
		9月	運動会	運動会練習での励まし合い、チームワーク、係分担の仕事	友情･信頼、感謝	
		11月	共同募金助け合い運動	児童会を中心とした全校取組	思いやり･親切	
		11月	宿泊学習	自然教室（5学年）、修学旅行（6学年）	郷土愛、規範遵守	
		1月	学習発表会	琉舞（幕開けの踊り）、合唱奏、ダンス、空手、サンシン、劇	目標、努力、個性伸長	
特色ある取組 豊かな体験		毎朝	朝のボランティア活動	教室内外や校庭の軽い清掃、委員会活動、あいさつ運動(輪番)	勤労･奉仕	
		6月	平和記念週間	ﾋﾞﾃﾞｵ鑑賞（朝の活動）、平和記念集会（全校）、調べ学習（高学年）	人権･生命尊重	
		9･2月	教育相談月間	悩み相談アンケート実施、カウンセリング、将来の夢や希望について考える	自己伸長、夢や希望	
		夏休み	職場見学	保護者や知り合い等の職場を見学	勤労･奉仕、父母への敬愛	
		11月	福祉体験	近隣の老人福祉施設の訪問･交流、ボランティア活動	思いやり･親切、礼儀	
		12月	世界エイズデー 人権週間	12/1エイズデー、12/3～12/10を人権週間と設定、 資料の掲示、関連図書の紹介、校長講話	人権･生命尊重	

学校環境並びに指導方針	評価
○道徳教育推進教師を中心に道徳部会がリードして道徳教育を推進する。	
○道徳の授業で活用した資料や教材･教具等を紹介し、全職員で共有する。	
○掲示物を工夫し、人権や平和、生命の尊さ等について興味･関心を高めるような工夫をする。	
○栽培活動や小動物との触れ合いがより良く行われるよう環境を整備する。	

家庭・地域・他学校・関係機関との連携		評価
家庭 地域	1　道徳教育に対する共通理解： 道徳学習の授業参観、「心のノート」の活用、ＰＴＡ総会、保護者会、地域懇談会、学校･学年･学級便り、学校HP	
	2　基本的生活習慣の確立：「早寝、早起き、朝ご飯」運動の推進、立しょう、登校支援、青少年健全育成活動	
	3　道徳的体験活動の推進： ＰＴＡ学年行事、職場見学、クリーン･グリーン･グレイシャス運動、地域行事への参加	
他学校	情報交換、青少年健全育成活動	
関係機関	ＰＴＡ、幼稚園、近隣小･中学校、民生委員、学校評議委員、自治会、老人会、青年会議所、市町村教育委員会、警察	

道徳教育推進に向けての研修計画	評価
1　校内研修会の充実（①校内の教師による道徳の授業並びに授業研究会　②講師招聘による講話　③事例を持ち寄っての研修）	
2　教育委員会等による学校訪問指導、委嘱研究	
3　研究校等の参観及び発表会への参加	

凡事徹底	評価

《メモ》

道徳教育全体計画（中学校例 1）

教育関係法規等

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
県教育委員会
「学校の努力点」

学校教育目標

生徒一人一人の知・徳・体の伸長を図る全人教育の推進

努力目標

○一人一人の個性を生かし生徒自ら学び考える「生きる力」の育成
○規範意識の高揚と豊かな人間性を培う
○健康な生活習慣と学習習慣の涵養

生徒の実態

○行事には意欲的に取組、成果を残す
○規範意識をより高めることが望まれる
○自分に対する自信や主体性を高める必要がある

保護者・教師・地域の願い

○夢や目標をもち、自己の力を最大限に発揮する
○倫理観や規範意識を高め、互いの良さを認め合い集団の向上に努める

道徳教育の重点目標

生命と人権を尊重し、自他を認め合うと共に、自然や環境を大切にする豊かな心を育成し、社会生活へのより良い適応能力を育てる

改善の具体的事項（学習指導要領）

共通する重点
① 子どもの自立心や自律性
② 生命尊重の心の育成

思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会との関わりを見つめさせる指導を重視する。

◇人間の生き方を指導する観点からの課題例

不安や悩み等思春期特有の自己探求過程にお ける心の揺れに係る諸課題・法や社会等との関わりに中で生ずる倫理的諸課題・内に弱さや醜さをもちながらもそれを克服して生きる喜びを見いだそうとする生き方

◇道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める
・法やきまり、社会との関わりに目を向
・人物から生き方や人生訓を学ぶ
・自分のﾃｰﾏをもって考え討論する

学年	学年重点目標	指導の重点内容			
1	○基本的な生活習慣の確立と集団の一員としての自覚 ○何事にも誠意を持ってやりとげる努力と奉仕の心	望ましい生活習慣 1-(1) 6月 自主・自立 1-(3) 10月	思いやり 2-(2) 5・11月 人権2-(5) 12月	生命尊重 3-(1) 6・12月 崇高な人生 3-(3) 2月	愛校心 4-(7) 5月 情報モラル4-(3)10月 役割の自覚と責任 4-(4) 6月
2	○職場体験等による社会規範の向上と個性や能力の伸長 ○他者の立場の尊重と高め合い	理想・努力 1-(2) 4月 向上心 1-(5) 7月 個性伸長 1-(5) 1・2月	思いやり 2-(2) 5・11月 友情・信頼2-(3) 10月 人権 2-(5) 12月	生命尊重 3-(1) 6・12月 崇高な人生 3-(3) 2月	遵法 4-(1) 7・1月 情報モラル4-(3)10月 公徳心 4-(2) 11月 勤労・奉仕 4-(5) 5・9月
3	○人間尊重の心と社会人としての知識やマナー ○何事にも最善を尽くし、理想の実現を目指し、自己の人生を切り開く意欲と態度	自己実現 1-(4) 5月	人権2-(5) 12月 尊敬・感謝・報恩 2-(6) 3月	生命尊重 3-(1) 6・12月 崇高な人生 3-(3) 2月	遵法 4-(1) 7・1月 情報モラル4-(3)10月

各教科における道徳教育

各教科の目標を達成しながら、他者の見方・考え方、表現等を尊重し、共に高め合えるようにする

国語：9月「古典」（1～3年）
「伝統的な言語文化」の学習を通して、古典に親しみ、我が国の文化の良さに触れる。
1月「話す」（1～3年）
1年：相手の反応を踏まえながら 2年：異なる立場や考えを想定して 3年：場の状況や相手の様子に応じて

社会：歴史的分野（1・2年）
1年（9月）身近な地域の歴史（伝統・文化）を調べる
2年（5・6月）世界大戦
公民的分野（3年）
10月 個人の尊厳と人権の尊重の意義、自由と責任・義務
2月 世界平和の実現と人類の福祉の増大のために

理科：第2分野（3年）
2・3月 自然の恵みと災害、自然環境保全と科学技術の利用

音楽：表現「民謡・長唄」（1～3年） ○月
鑑賞「伝統音楽」（1～3年） ○月

保健体育：保健分野（1～3年）
1年（○月）大人へと変化する体、受精のしくみと生命誕生
2年（○月）環境汚染と健康、傷害の防止
3年（○月）生活習慣と健康、喫煙・飲酒・薬物乱用

道徳の時間

○年間指導計画に基づき、道徳的価値の自覚を深める時間となるように工夫する

○各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年ですべて取り上げる

○心に響く資料や体験を生かした授業の工夫により、生徒の道徳性の育成を図る

○書く活動や話し合い活動を通して、自己をふり返らせるようにする

○教師間のTT、校長や教頭の授業参加、保護者や地域住民をGTとして招く等、協力体制や指導体制を整える

総合的な学習の時間における道徳教育

体験活動を核にした取組を行い、道徳教育に体験を生かす。

- 一年：環境学習（4～10月）地域の環境問題調べ → 進路学習（11～3月）3日間職場体験・高校調べ
- 二年：進路学習（4～10月）1週間職場体験 → 地域探究学習（11～3月）
- 三年：進路学習（4～7月）高校生による高校紹介・高校訪問 → 福祉教育（9月）福祉施設訪問・交流活動

特別活動における道徳教育

望ましい集団活動を通して、集団の一員としてより良い生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育て、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う

1 学校行事・・・学校行事への主体的参加
入学式(4月) 運動会（隔年：9月） 学習発表会（隔年：1月）
職場体験（6・9月） 修学旅行（1月） 卒業式（3月）
2 生徒会活動・・・自主的・実践的活動、生徒間の横の繋がり
委員会活動(4月～3月) ボランティア・奉仕
中学生フォーラム(10月) リーダー研修(夏休み)
3 学級活動・・・集団への適応、自己発揮、自主的実践的活動
・思春期の不安や悩みとその解決(○月)
・社会の一員としての自覚と責任(○月)
・ボランティア活動の意義法海と参加(○月)
・望ましい勤労観・職業観(○月)

特色ある取組・豊かな体験

◇人権週間(12月3日～12月10日)：生命尊重 ・思いやり、公正・公平
◇平和集会(6月22日)：生命尊重、公正・公平・正義
◇教育相談月間(10・2月)：悩み(学業・人間関係・生活態度等)、夢や希望
◇1学年「先輩の生き方に学ぶ」(11月)：希望・勇気、役割と責任、生きる喜び
◇2学年「職場体験」(10月)：夢や希望、勤労、父母への敬愛
◇2学年「修学旅行」(1月)：礼儀、公徳心・社会規範
◇3学年「福祉体験」(7月)：思いやり、感謝、ボランティア精神

指導体制・学校環境

○道徳教育推進教師を中心に道徳部会がリードして道徳教育を推進する。
○道徳の授業で活用した資料や教材・教具等を紹介し、全職員で共有する
○掲示物を工夫し、人権や平和、生命の尊さ等について興味・関心を高めるような工夫をする
○複数の教師が生徒の教科等の指導にかかわることを生かして、協力し合う指導体制による展開を重視する

家庭・地域・他学校・関係機関との連携

学校・家庭・地域・関係機関が連携して、基本的生活習慣の確立や規範意識の向上を図りながら、道徳性の向上に努める
1 道徳教育に対する共通理解： 道徳学習の授業参観、「心のノート」の活用、PTA総会、保護者会、地域懇談会、学校・学年・学級便り、学校HP
2 道徳的体験活動の推進： PTA学年行事、職場体験、クリーン・グリーン・グレイシャス運動、地域行事への参加
3 組織・団体等： PTA、近隣小・中学校、民生委員、学校評議委員、自治会、市町村教育委員会、警察
4 連携方法：「早寝・早起き・朝ご飯」運動、朝のあいさつ運動、登校支援、青少年健全育成活動、学校・地域安全パトロール

道徳教育全体計画（中学校例2）

教育関係法規	生徒の実態	評価	教師・保護者の願い	評価
日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領 学校の努力点	○行事には意欲的に取組、成果を残す ○規範意識をより高めることが望まれる ○自分に対する自信や主体性を高める 必要がある		○夢や目標をもち、自己の力を最大限に発揮する ○倫理観や規範意識を高め、互いの良さを認め合い 集団の向上に努める	

学校教育目標
生徒一人一人の知・徳・体の伸長を図る全人教育の推進 ○一人一人の個性を生かし生徒自ら学び考える「生きる力」の育成 ○規範意識の高揚と豊かな人間性を培う　○健康な生活習慣と学習習慣の涵養

道徳教育の重点目標	評価
生命と人権を尊重し、自他を認め合うと共に、自然や環境を大切にする豊かな心を育成し、社会生活へのより良い適応能力を育てる	

改善の具体的事項（学習指導要領解説「道徳編」）	
共通する重点 ①子どもの自立心や自律性の育成 ②生命を尊重する心の育成	思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会との関わりを見つめさせる指導を重視する ◇人間の生き方を指導する観点からの課題例 不安や悩み等思春期特有の自己探求過程における心の揺れに係る諸課題・法や社会等との関わりに中で生ずる倫理的諸課題・内に弱さや醜さをもちながらもそれを克服して生きる喜びを見いだそうとする生き方 ◇道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める ・法やきまり、社会との関わりに目を向ける　・人物から生き方や人生訓を学ぶ ・自分のﾃｰﾏをもって考え討論する

学年	学年重点目標	指導の重点内容・評価							
1	○基本的な生活習慣の確立と集団の一員としての自覚 ○何事にも誠意を持ってやりとげる努力と奉仕の心	望ましい生活習慣 1-(1) 6月 自主・自立 1-(3) 10月		思いやり 2-(2) 5・11月 人権2-(5) 12月		生命尊重 3-(1) 6・12月 崇高な人生 3-(3) 2月		愛校心 4-(7) 5月 情報モラル 4-(3) 10月 役割の自覚と責任 4-(4) 6月	
2	○職場体験等による社会規範の向上と個性や能力の伸長 ○他者の立場の尊重と高め合い	理想・努力 1-(2) 4月 向上心 1-(5) 7月 個性伸長 1-(5) 1・2月		思いやり 2-(2) 5・11月 友情・信頼2-(3) 10月 人権 2-(5) 12月		生命尊重 3-(1) 6・12月 崇高な人生 3-(3) 2月		遵法 4-(1) 7・1月 情報モラル 4-(3) 10月 公徳心 4-(2) 11月 勤労・奉仕 4-(5) 5・9月	
3	○人間尊重の心と社会人としての知識やマナー ○何事にも最善を尽くし、理想の実現を目指し、自己の人生を切り開く意欲と態度	自己実現 1-(4) 5月		人権2-(5) 12月 尊敬・感謝・報恩 2-(6) 3月		生命尊重 3-(1) 6・12月 崇高な人生 3-(3) 2月		遵法 4-(1) 7・1月 情報モラル 4-(3) 10月	

道徳の時間		評価
道徳の時間	○年間指導計画に基づき、道徳的価値の自覚を深める時間となるように工夫する。	
	○各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年ですべて取り上げる。	
	○心に響く資料や体験を生かした授業の工夫により、生徒の道徳性の育成を図る。	
	○書く活動や話し合い活動を通して、自己をふり返らせるようにする。	
	○教師間のTT、校長や教頭の授業参加、保護者や地域住民をｹﾞｽﾄﾃｨﾁｬｰとして招く等、協力体制や指導体制を整える	

各教科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動における 道徳教育

	教科名	時期	単元名・活動名・教材名	内容	道徳との関連	評価
各教科の目標を達成しながら、他者の見方・考え方、表現等を	国語	9月	古典(1～3年)	古典特有のリズムを味わいながら古典の世界に触れる(1年)、古典の世界を楽しむ(2年)、歴史的背景等に注意し古典の世界に親しむ	我が国の歴史・文化の理解 愛国心	
		1月	話す(1～3年)	相手の反応を踏まえながら話そう(1年)、異なる立場や考えを想定し論理的に話そう(2年)、場の状況や相手の様子に応じて話そう(3年)	相手の立場や考え方を考慮しながら状況に応じたコミュニケーションがとれる	
	社会	9月	身近な地域の調査(1年歴史)	身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高める。	郷土愛・愛国心	
		5・6月	世界大戦(2年歴史)	第1次世界大戦、日中全面戦争、第2次世界大戦	生命尊重・世界平和	
		10・11月	自然環境、環境問題(2年地理)	環境問題への取組、日本の様々な自然災害	自然愛護・環境保全	
		10月	人権と憲法・共生社会(3年公民)	個人の尊厳と人権の尊重の意義、自由・権利と責任・義務の関係を正しく認識させる。	人権尊重・公正	
		2月	私達と国際社会(3年公民)	世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、我が国の役割について考える。	国際理解・公共の福祉	

を尊重し、共に高め合えるようにする。	理科	1～3月	大地の変化（1年）	地震の起こるしくみ、地層から読み取れる大地の変化について理解する。	自然愛護・敬虔	
		4～6月	動物の生活と生物の変遷（2年）	生物の体は細胞からできていること、生命を維持するための動物の体のつくりと働き、刺激と反応、進化等について理解する。	生命に対する敬虔	
		2・3月	自然と人間（3年）	自然の恵みと災害、自然環境保全と科学技術の利用について考察する。	自然愛・環境保全環境保全	
	音楽	○月	民謡・長唄(1～3年)	民謡・長唄等の歌唱教材を通し、伝統的な声の特徴を感じ取る。	伝統文化・愛国心	
		○月	伝統音楽(1～3年)	我が国や郷土の伝統的な音楽、諸外国の様々な音楽の鑑賞。	伝統文化・国際理解	
	保健体育	○月	大人へと変化する体(1年)	生殖器の発達や男女の体の変化等について正しく理解する。	男女の理解・協力	
		○月	受精のしくみと生命誕生(1年)	受精のしくみと生命誕生の尊さについて知る。	生命尊重	
		○月	環境汚染と健康(2年)	環境汚染と健康とのかかわりについて課題を見出し考える。	環境保全	
		○月	傷害の防止(2年)	事故やけがによる傷害の発生要因と防止対策について考える。	生命尊重	
		○月	生活習慣と健康(3年)	食生活、運動、休養と健康、生活習慣病について理解を深める。	基本的生活習慣	
		○月	喫煙・飲酒・薬物乱用(3年)	喫煙・飲酒・薬物乱用の現状と与える被害について理解を深める。	生命尊重・社会規範	
総合的な学習の時間		4～10月	「環境学習」（1年）	地域の環境問題について個人・班の課題を決め追求、ディベート、発信する。	環境保全	
		11～3月	「企業体験・高校調べ」(1年)	キャリア教育ガイダンス、講演会、高校生による高校紹介、高校調べ	目標、努力、勤労	
		4～10月	「トライヤルウィーク」(2年)	訪問先職場調べ、マナー学習、1週間の職場体験、体験のまとめ		
		11～3月	「地域探究」(2年)	地域の歴史・文化・伝統を調査、講演会、九州探究（修学旅行先）、交流学習	郷土愛、伝統・文化	
		4～7月	「進路学習」(3年)	高校調べ、高校生による高校紹介、高校訪問	目標、個性伸長	
		9～3月	「生き方学習」(3年)	講演会、「生き方」からウェビング・課題設定・追求		
特別活動		4・3月	儀式	入学式・卒業式等の学校行事に主体的に参加する。	礼儀・真心、役割・責任	
		9月	運動会（隔年実施）	対抗リレー、表現（大航海時代）、全体演技（琉舞・空手・琉球王朝絵巻等）	友情・協力、郷土愛	
		11月	合唱コンクール	クラス・学年が一つになって息を合わせ取り組む。	友情・信頼・協力	
		7・12月	ボランティア・募金運動	空き缶回収や募金活動を生徒会を中心に全校で取組む。	思いやり・親切	
		11月	修学旅行（2年）	旅行先の○県について調べ学習し実際の見聞で深め、互いの文化の良さを感じる。	友情、規範遵守、郷土愛	
		1月	学習発表会(隔年)	学校の歴史や総合的な学習の発表、自作劇、合唱奏	目標達成、友情、愛校心	
特色ある取組 豊かな体験		毎朝	朝のボランティア活動	教室内外や校庭の軽い清掃、委員会活動、あいさつ運動(輪番)	勤労・奉仕	
		6月	平和記念週間	平和記念集会（全校）、調べ学習（クラス単位）	人権・生命尊重	
		10・2月	教育相談月間	悩み相談アンケート実施、カウンセリング、将来の夢や進学等について相談	自己伸長、夢や希望	
		1・9月	職場体験（1・2年）	自ら職場を見つけ、依頼し、1年3日間、2年1週間の職場体験をする。	勤労・奉仕	
		9～3月	「生き方学習」（3年）	近隣の老人福祉施設の訪問・交流、ボランティア活動	目標、個性伸長	
		12月	世界エイズデー人権週間	12/1エイズデー、12/3～12/10を人権週間と設定、資料の掲示、関連図書の紹介、校長講話	人権・生命尊重	

学校環境並びに指導方針	評価
○道徳主任（道徳教育推進教師）を中心に道徳教育推進部会がリードして道徳教育を推進する。	
○道徳の授業で活用した資料や教材・教具等を紹介し、全職員で共有する。	
○掲示物を工夫し、人権や平和、生命の尊さ等について興味・関心を高めるような工夫をする。	
○生徒会が中心となり、ボランティア活動や募金活動等を推進できるようにする。	

家庭・地域・他学校・関係機関との連携		評価
家庭地域	1 道徳教育に対する共通理解： 道徳学習の授業参観、「心のノート」の活用、PTA総会、保護者会、地域懇談会、学校・学年・学級便り、学校HP	
	2 基本的生活習慣の確立：「早寝、早起き、朝ご飯」運動の推進、登校支援、青少年健全育成活動	
	3 道徳的体験活動の推進： PTA学年行事、職場体験、クリーン・グリーン・グレイシャス運動、地域行事への参加	
他学校	情報交換、青少年健全育成活動	
関係機関	PTA、近隣小・中学校、民生委員、学校評議委員、自治会、老人会、青年会議所、市町村教育委員会、警察	

道徳教育推進に向けての研修計画	評価
1 校内研修会の充実（①校内の教師による道徳の授業並びに授業研究会　②講師招聘による講話　③事例を持ち寄っての研修）	
2 教育委員会等による学校訪問指導、委嘱研究　　3 研究校等の参観及び発表会への参加	

《メモ》

＜5学年＞　平成○年度　心の教育と各教科･領域および他の教育活動との関連一覧表（例）

○○市立○○小学校

学校重点目標：○生命の尊さを知り、生命あるものを大切にする
○親切な心を持ち，仲良く助け合う
○明るく健康で安全な生活をする

学年重点目標：○家族の大切さや誕生の不思議さに触れながら生命の尊さを感じとり，生命を大切にすることができる。
○友達のよいところを見つけ，認めることができ，誰に対しても公平に接することができるようにする。
○学級のルールを守り，自分の役割を果たすことができるようにする。

領域＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本的な生活習慣 （生活目標）	○安全にきまりよく登下校しましょう ○持ち物には名前を書き大切にしましょう	○進んであいさつをしましょう ○人の話をしっかり聞きましょう	○身なりを正しくして清潔にしましょう○時間を守りましょう	○言葉づかいに気を付けましょう ○安全な遊びをしましょう	○体をきたえましょう ○規律正しい生活をしましょう	○動作をきびんにしましょう ○やりかけたことは最後までがんばりましょう	○すすんで読書をしましょう	○人の話をしっかり聞きましょう ○けじめのある生活をしましょう	○友だちと仲良く互いに励まし合いましょう	○お金を大事にしましょう	○物を大事にしましょう	○学校をきれいにしましょう
総合的な学習の時間	･ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ ･福祉への興味･関心調査 ･福祉について（ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ）	･様々な人について考える　･自分と友だちの幸せ感を知る　･テーマを決める　･介助の仕方を知る　･ブラインドウォーク体験	･ブラインドウォーク体験を作文に書き発表 ･グループで予備調査の計画	･調査をまとめ発表計画を立てる ･発表する ･夏休みの活動計画を立てる		･夏休み研究発表会 ･サイレント体験	･車イス体験 ･体の不自由な人の話を聞く ･新たな課題計画を立てる	･調査する ･まとめる	･ポスターセッション ･宜野湾車イスマラソン参加	･点字･手話を学び交流 ･行政機関への改善の働きかけ	･実践活動をまとめる	･実践活動のまとめを発表
道徳の時間	･ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ ･理想努力 ･公徳心	･思いやり ･自由と規律 ･家庭愛	･愛校心 ･生命尊重 ･個性の伸長 ･礼儀	･創意工夫 ･思慮･節制		･寛容謙虚 ･思いやり ･集団への参加と責任 ･公正公平	･自然愛 ･感動と畏敬 ･自由と規律	･生命尊重 ･尊敬感謝 ･郷土愛 ･勤労･社会奉仕	･国際理解 ･節度節制 ･礼儀	･理想努力 ･生命尊重 ･友情信頼	･思いやり ･勤労奉仕 ･明朗誠実	･国際理解 ･個性の伸長 ･集団への参加
特別活動　学級活動	･5年生になって ･登下校や学校生活の安全 ･学習時の約束 ･「学級目標」を決めよう ･学級の係を決め,計画を立てよう	･図書館の正しい利用 ･学級をより良くするためには	･健康な歯肉 ･明るいあいさつ ･お楽しみ会の計画を立てよう	･お楽しみ会をしよう ･夏休みの過ごし方		･2学期を迎えて ･係活動の計画を立てよう ･楽しい運動会にしよう	･自然教室の班や係を決めよう ･自然教室の係の活動計画を立てよう ･キャンプファイヤーの出し物について	･学級をより良くするために ･係のコーナーを工夫しよう	･エイズとともに ･お楽しみ会の計画を立てよう ･お楽しみ会をしよう ･冬休みの過ごし方	･新年にあたって ･望ましい給食について ･係活動の計画を立てよう	･スポーツ大会の計画を立てよう ･6年生を送る会の計画を立てよう ･お別れ会の計画を立てよう	･1年間の反省をしよう ･もうすぐ6年生 ･「お別れ会」をしよう
特別活動　学校行事	始業式　入学式 1年生を迎える会 春の遠足	発育計測	日曜授業参観	自然教室 七夕集会 終業式		始業式 運動会	読書月間 秋の社会見学 修学旅行	ありがとう集会	終業式	始業式	学芸会	6年生を送る会 卒業式 修了式 離任式
外国語活動	･世界の「こんにちは」を知ろう	･ジェスチャーをしよう	･ジェスチャーをしよう ･数で遊ぼう	･数で遊ぼう ･自己紹介をしよう		･自己紹介をしよう ･いろいろな国の衣装を知ろう	･いろいろな国の衣装を知ろう ･外来語を知ろう	･外来語を知ろう ･クイズ大会をしよう	･クイズ大会をしよう	･時間割を作ろう	･時間割を作ろう ･ランチメニューを作ろう	･ランチメニューを作ろう
各教科　国語･社会･算数･理科･生活	（国）新しいわたし，ふるさと･海雀･ガラスの窓の向こうで（社）学年ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ（算）小数と整数（理）天気と気温の変化	（国）依頼の手紙･お礼の手紙，四年生の漢字，筆者の考え方をとらえよう，仮名づかいの決まり（社）農業のさかんな地域をたずねて（算）小数のかけ算（理）植物の発芽と成長	（国）調べたことを整理して，漢字の成り立ち，わたしたちはこう考える，読書の楽しさを伝え合おう（社）水産業のさかんな地域をたずねて（算）垂直と平行（理）魚や人のたんじょう	（国）読書発表会を開こう（社）自動車工場をたずねて（算）いろいろな四角形（理）魚や人のたんじょう		（国）あなたへ，熟語作り，体験したことを分かりやすく伝えよう（社）自動車工場をたずねて（算）小数のわり算（理）花から実へ	（国）心の通い合いを読みとろう,方言と共通語,読む人のことを考えて,言葉の使い分け（社）これからの工業生産（算）図形の角（理）台風と天気の変化，流れる水のはたらき	（国）地球環境について考えよう（社）くらしを支える情報（算）図形の面積（理）てこのはたらき	（国）国語辞典を使って，インタビュー名人になろう，漢語と和語（社）くらしを支える情報（算）分数（理）てこのはたらき	（国）言葉を集め，物語を作る，漢字の意味と使い方（社）自然を生かしたくらし（算）円（理）もののとけかた	（国）伝え方を選んでニュースを伝えよう（社）環境を守る（算）割合とグラフ（理）おもりのはたらき	（国）同じ音の漢字，自分で選んで（社）環境を守る（算）5年のまとめ（理）おもりのはたらき
各教科　音楽･体育 図工･家庭	（音）ひびきを感じて歌おう（体）体ほぐしの運動，ｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ（図）きょうかしょびじゅつかん（家）どのように生活しているかな	（音）ひびきの移り変わりや和音の（体）短距離走･ﾘﾚｰ（図）心に残ったこと〔絵〕（家）どのように生活しているかな	（音）合唱で和音のひびきをつくろう（体）短距離走･ﾘﾚｰ，けがの防止（図）わたしのシーサー（家）わたしにできることは	（音）豊かなひびきを聞こう（体）水泳（図）わたしのシーサー（家）わたしにできることは		（音）いろいろな合唱を聴き合唱する（体）跳び箱運動，エイサー（図）わたしのｾﾝﾀｰﾃｰﾌﾞﾙ〔紅型〕（家）作って楽しく使おう	（音）ふしやひびきの変化を感じて聞く（体）短距離走･ﾘﾚｰ，ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ（図）心を動かされた場面（家）作って楽しく作ろう	（音）曲の気分をとらえて表現する（体）走り幅跳び，体力を高める運動（図）きょうかしょびじゅつかん（家）作って楽しく使おう	（音）のびのびとした声で歌おう（体）鉄棒運動，心の健康（図）乗ってみたいな〔木版〕（家）作って楽しく使おう	（音）日本のふしの感じを味わおう（体）持久走（図）乗ってみたいな〔木版〕（家）身のまわりを気持ちよく	（音）ふしの特徴を生かして合奏（体）マット運動（図）だんだんコリントゲーム（家）快適な住まい方の工夫	（音）心を込めて歌う（体）サッカー（図）だんだんコリントゲーム（家）快適な住まいの工夫
関連事項	家庭訪問	母の日	創立記念日 慰霊の日 父の日 PTA作業		区大綱引き ラジオ体操	市小中陸上 敬老の日 PTA作業	校内音楽会	区民運動会 勤労感謝の日	エイズ教育	交通安全を考える日		PTA作業

平成21年度　心の教育と各領域及び他の教育活動との関連一覧表（例）

〈中学校２学年〉　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○市立○○○中学校

領域＼月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学年重点目標		○職場体験等による社会規範の向上と個性や能力の伸長						○他者の立場の尊重と高め会い					
生活目標		学校生活のきまりを守り、規則正しい生活をしよう	礼儀作法や言葉遣いを正しくしよう	心身の健康に心がけよう	自主的な生活設計を立て実践しよう	規則正しい生活をしよう	秩序ある集団行動をしよう	自主的に学習に取り組もう	学習環境を整え、公共物を大切にしよう	これまでの生活をふり返ろう	新年の目標を立て、自己の進路を考えよう	けじめのある充実した生活をしよう	有終の美を飾ろう
総合的な学習の時間				「職場体験学習：トライヤルウィーク」						「地域探究学習：○○町道先案内人」			
		オリエンテーション 実態調査	講演会（働く意義） 企業調べ	企業調べ 体験先職場の決定	体験先職場の調べ学習	マナー学習	トライヤルウィーク	トライヤルウィークのまとめ	オリエンテーション 講演会、ウェビング	地域探究 九州探究	地域・九州探究 修学旅行交流学習	「道先案内人」パンフレット作成	地域探究学習のまとめ
道徳の時間		オリエンテーション 理想・努力 集団生活の向上	愛校心 思いやり 社会奉仕	望ましい生活習慣 誠実・明朗 役割の自覚と責任 生命尊重	向上心 思慮・節制 遵法		創意・進取 勤労 礼儀 健全な異性観	友情・信頼 自主・自立 寛容・謙虚 情報モラル	家族愛 公徳心 思いやり 環境保全	正義、公正・公平 自然愛・敬虔 生命尊重	個性伸長 郷土愛 遵法	崇高な人生 国際理解 個性伸長	愛国心・伝統文化 尊敬・感謝・報恩
特別活動	学級活動	2年生になって 学級組織作り 学級目標作り 何故学ぶのか	新入生歓迎会に向けて 望ましい食習慣 ボランティア活動について	歯と健康 喫煙・飲酒と健康 何故働くのか 平和の尊さ	何のために学ぶ？ 自分の将来 夏休みの計画	職場調べ	私の良さ 職業について1 職業について2 自分らしい生き方	前期の反省 新学期の目標と計画 読書計画 環境問題への取組	合唱コンクールに向けて 人間関係を大切に 社会の一員として ボランティア活動	エイズ教育 生徒会役員選挙 今年の反省と冬休みの計画	新年の抱負と決意 適正とは 適正を生かす進路1 3年生を送る会について	適正を生かす進路2 適正を生かす進路3 将来のデザイン 卒業式に向けて	1年間をふり返って 最上級生になる心構え
	学校行事	新任式・始業式 入学式			一学期前半終業の会	一学期後半始業の会		1学期終業式 2学期始業式	合唱コンクール	二学期前半終業の会	二学期後半始業の会・修学旅行・学習発		卒業式 修了式
	生徒会	生徒会入会式	新入生歓迎会	生徒会総会	ボランティア活動	リーダー研修会	地区陸上選手激励会	ボランティア活動	募金活動	生徒会役員選挙	生徒会役員任命式	3年生を送る会	卒業式等の取組
特色ある取組 豊かな体験		毎朝の清掃ボランティア　・　あいさつ運動　・　委員会活動等											
			空き缶回収	平和記念集会		空き缶回収	職場体験	教育相談月間	空き缶リサイクル	世界エイズデー 人権週間		教育相談月間	
各教科	国語	短歌を味わう 創作（句） 方言と共通語	用言の活用 情報 吟味して聞く	調べて発信しよう 形の似た漢字1 類義語・対義語	読書 形の似た漢字2 名詞		古典 漢字の意味 語の組み立て	論理 効果的な話し方	意見を書こう 同訓異字 副詞・連体詞	文学を味わう 3分間スピーチ ジャンルを変えて	私の国語学習 学習材の選択 学習計画	〔創造〕〔選択〕	〔創造〕〔選択〕 立場を決めて話し合おう
	社会	オリエンテーション 近代革命 不平等条約 幕末～明治維新	立憲国家の成立 日清・日露戦争 近代文化の形成 第1次世界大戦	大正デモクラシー 世界恐慌 欧米の情勢と日本 第2次世界大戦	占領と日本の民主化 2つの世界とアジア 国際社会に復帰	日本経済の発展 国際関係の変化	21世紀の世界と日本 国内の地域の違い(統計資料・他国との結びつき)	世界に影響力をもつ農業 最先端の工業 環境問題への取組	日本の山地・川・ 世界・日本の気候 様々な自然災害 世界・日本の人口	過疎地域の生活 過密や過疎への取組 世界・日本のエネルギー	修学旅行 日本の工業地帯 の本の農業地帯 日本の第3次産業	交通・通信網 外国と比べてみた日本の生活 伝統的文化の保存	独特な生活・文化を育む地域 文化保存の取組 日本の特色
	理科	動物の行動と体のしくみ	動物の体の働き	動物の仲間	静電気と電流 電圧と電流		電流の働き 電磁石	確かめと応用トライ	物質の変化 物質どうしの化学変化	物質どうしの化学変化 確かめと応用	気象を見る目	空気中の水蒸気 前線と天気	学習内容の整理 確かめと応用
	保健体育〔保健分野〕			健康と環境 環境への適応能力、飲料水や水と健康、廃棄物と環境				傷害の防止 傷害の要因 交通事故	自然災害の現状	応急手当			
その他		専門委員会結成式 部活動結成式		1学期中間テスト 地区中体連	三者面談		1学期期末テスト 地区陸上競技大会	秋休み 中学生フォーラム	地区駅伝大会 2学期中間テスト	三者面談 達成度テスト	3年総合テスト	学年末テスト	高校入試 卒業式・修了式

第 3 章

第2節　総合的な学習の時間

第２節　　総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は，変化の激しい社会に対応して，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとすることから，思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものです。

今回の学習指導要領改訂をうけて，総合的な学習の時間の目標をふまえ各学校において目標及び内容を定め指導計画を作成するまでの手順や考え方のポイント等について以下に示します。

Ⅰ　改善の基本方針

１　総合的な学習の時間改訂の趣旨

今回の改訂は，平成 20 年１月の中央教育審議会の答申で指摘された課題に基づいて改善の基本方針を定めています。

総合的な学習の時間の課題

①大きな成果を上げている学校がある一方，総合的な学習の時間の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況が見られる。
②小学校と中学校とで同様の学習活動を行うなど，学校種間の取組の重複が見られる。
③補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり，運動会の準備などと混同された実践が見られる。

改善の必要性

○総合的な学習の時間のねらいを明確化する必要がある。
○子どもたちに育てたい力（身に付けさせたい力）や学習活動の示し方を検討する必要がある。
○関連する教科内容との関係の整理，中学校の選択教科との関係の整理，特別活動との関係の整理を行う必要がある。

２　改善の基本方針と具体的事項

改善の基本方針

①基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は，教科で行うことを前提に，体験的な学習に配慮しつつ，教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習，探究的な活動となるよう充実を図る。
②総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし，各学校における指導の充実を図るため，総合的な学習の時間の趣旨等について，総則から取り出し新たに章立て（小学校第５章，中学校第４章）をする。
③教科において基礎的・基本的な知識・技能の確実な修得やその活用を図るための時間を確保することを前提に，総合的な学習の時間と各教科，選択教科，特別活動それぞれの役割を明確にし，これらの円滑な連携を図る観点から，総合的な学習の時間におけるねらいや育てたい力を明確にする。
④学校段階の取組の重複の状況を改善するため，各学校段階の学習活動の例示を見直し，近接する小・中・高等学校間で情報交換を行う。

改善の具体的事項			
（ア）	総合的な学習の時間のねらいを小・中・高等学校共通なものとし，実社会，実生活との関わりを重視した横断的・総合的な学習，探究的な活動を行う。	（カ）	小学校において，情報に関する学習を行う際には，問題の解決や探究的な活動を通して，情報に関する学習が行われるよう配慮する。
（イ）	育てたい力の視点を「学習方法に関すること」「自分自身に関すること」「他者や社会とのかかわりに関すること」とする。	（キ）	中学校において，職業や自己の将来に関する学習を行う際には，問題の解決や探究的な活動を通して自己の生き方を考える学習活動が行われるよう配慮する。
（ウ）	各学校において育てたい力や取り組む学習活動や内容を定め，どのような力が身に付いたかを適切に評価する。	（ク）	他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに，言語により分析し，まとめ，表現する問題の解決や探究的な活動を重視する。
（エ）	学習活動の例示に小学校では「地域の人々の暮らし，伝統や文化に関する学習活動」中学校では「職業や自己の将来に関する学習活動」を追加する。	（ケ）	効果的な事例の情報提供やコーディネートの役割を果たす人材の育成，地域教育力の活用などの支援策の充実を図り条件整備を行う。
（オ）	小学校において，国際理解に関する学習を行う際には，問題の解決や探究的な活動を通して，諸外国の生活や文化について体験や調査が行われるよう配慮する。	（コ）	教育委員会の指導，助言の下，学校全体として組織的に取り組み，指導計画や指導体制，実施状況について，点検・評価することを推進する。

３　目標及び内容の改善について

（１）目標の改善

総合的な学習の目標は，従前から示されていたねらいを踏まえながら「探究的な学習」を行うことや，「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成されています。

総合的な学習の時間の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに，学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育て，自己の生き方を考えることができるようにする。

（２）内容の取り扱いの改善

①探究的な学習としての充実

今回の改訂では，基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は，教科で行うことを前提に，総合的な学習の時間においては，体験的な学習に配慮しつつ探究的な学習となるよう充実を図ることが求められています。

②学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複

学校間の取組状況の違いを改善するために「育てようとする資質や能力及び態度」の視点を例示してあります。
【視　点】「学習方法に関すること」「自分自身に関すること」「他者や社会とのかかわりに関すること」
学校段階の取組の重複を改善するために学校段階間の学習活動の例示を見直しています。
【小学校】「地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動」を追加
【中学校】「職業や自己の将来に関する学習活動」を追加

③体験活動と言語活動の充実

体験活動がそれだけに終わるのではなく，体験活動を行うことによって児童生徒の学習を一層充実したものにするために，問題の解決や探究活動の過程に体験活動を適切に位置づけること。

さらに，問題の解決や探究活動の過程においては，他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や，言語により分析し，まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。

II　指導計画の作成

1　各学校において定める目標の設定

各学校においては，学習指導要領に示す目標を踏まえ，各学校の総合的な学習の時間の目標を定める必要があります。

総合的な学習の時間の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに，学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育て，自己の生き方を考えることができるようにする。

目標の５つの構成要素

各学校において定める目標には左記の目標に含まれる５つの要素を含んでいる必要があります。

(1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
(2) 自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
(3) 学び方やものの考え方を身に付けること
(4) 問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育てること
(5) 自己の生き方を考えることができるようにすること

各学校において定める目標

各学校において定める目標については，５つの要素を含むように配慮し，各学校や児童生徒の実態に応じて

○「具体的な表現を盛り込む」
○「いずれかを重点化する」
○「さらに別の要素を加える」

等の工夫で独自の目標を定めて下さい。

例）身近な自然とそこに生きる人々とのかかわりについての探究的な学習を通して，多面的に追究する方法を身に付け，そこにある問題を主体的に見出し，仲間と協力して問題を解決するとともに，よりよい生活を創り出そうとする

具体化・重点化・要素追加の例

目標の設定に際しては，新たに目標を設定しなおしてもよいし，既に設定されている目標に５つの要素が含まれているかを検討するところから始めてかまいません。

○具体的な表現を盛り込む方法
「横断的・総合的な学習や探究的な学習」→「自分の生活と地域の事象とのかかわりについて探究することを通して」
○いずれかを重点化する方法
「学び方やものの考え方を身に付け」→「目的をもって調べ，関連付け，自分の考えを組み立てる力を身に付け」
○さらに別の要素を加える方法
「地域に対する誇りと愛着を高め」「持続可能な社会づくりへの意識をもち」「自他の思いやりや願いを尊重し」

2　育てようとする資質や能力及び態度の設定

各学校の目標が実現された際に現れる望ましい児童生徒の姿を示し，目標と育てようとする資質や能力及び態度の二つにより「どんな子どもを育てたいか」を設定します。

育てようとする資質や能力及び態度の三つの視点

学習方法に関すること

○問題状況の中から課題を発見し，設定する
○解決の方法や手順を考え，見通しをもって計画を立てる
○手段を選択し，情報を収集する
○必要な情報を収集し分析する
○多様な情報の中にある特徴を見付ける

自分自身に関すること

○自らの行為について意思決定する
○目標を設定し，課題の解決に向けて行動する
○自らの生活の在り方を見直し，実践する
○自己の将来を考え，夢や希望をもつ

他者や社会とのかかわりに関すること

○異なる意見や他者の考えを受け入れる
○他者と協同して課題を解決する
○身の回りの環境とのかかわりを考えて生活する
○課題の解決に向けて地域の活動に参加する

※これらの三つの視点はあくまでも例示であり，各学校の取組を制限するものではありません。地域や学校，児童生徒の実態に応じて工夫することが期待されています。

3　学校において定める内容の設定

学習課題としてどんな対象とかかわり，その対象とのかかわりを通して何を学ぶかを設定します。

各学校における内容の設定

小学校

○国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
○児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動
○地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動

中学校

○国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
○生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動
○地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動
○職業や自己の将来に関する学習活動

【内容の設定と運用についての留意点】
①児童生徒にとって必然性のある学習活動の中で具体的な対象とかかわること
②学習対象を全て扱えなくても目標を達成できる可能性が低いわけではないこと

学習対象

目標達成のために「どのような対象とかかわらせるか」を定めるのが学習対象です。

例）地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々

学習事項

学習対象とのかかわりを通して「どんなことを学んでのしいか」を示すのが学習事項です。

例）地域の伝統や文化の継承に力を注ぐ人々の思い

4　全体計画の作成

全体計画とは，学校として，この時間の教育活動の基本的な在り方を示すものです。具体的には以下に示すような内容について基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示します。

①必須の要件として記すもの	②基本的な内容や方針を概括的に示すもの	③各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの		
○各学校において定める「目標」 ○各学校において定める「育てようとする資質や能力及び態度」 ○各学校において定める「内容」	○学習活動 ○指導方法 ○指導体制 ○学習の評価	○教育目標 ○年度の重点 ○地域の実態 ○学校の実態	○児童生徒の実態 ○保護者の願い ○地域の願い ○教職員の願い	○各教科等との関連 ○地域との連携 ○校種間の連携 ○近隣の学校との連携

※詳細については，「9,10　総合的な学習の時間全体計画の例」を参照下さい。

5　年間指導計画の作成

年間指導計画では，全体計画を踏まえ，その実現のために，そのような学習活動を，どのような時期に，どのように実施するか等を示します。具体的には，１年間の時間的な流れの中に単元を位置づけて示すとともに，学校における全教育活動との関連に留意する観点から，必要に応じて各教科，道徳，外国語活動及び特別活動における学習活動も書き入れ，総合的な学習の時間との関連を示すことなどが考えられます。

年間指導計画の主な要素	作　成　の　留　意　点
○単元名 ○主な学習活動 ○活動時期 ○予定時数 ○各教科，道徳，外国語活動及び特別活動との関連 ○学年間の関連 ○外部の教育資源の活用 ○校種間の連携や交流	①児童生徒の学習経験に配慮すること ②十分な見通しをもった周到な計画にすること ③季節や行事など適切な活動時期を生かすこと ④各教科等との関連を見通すこと ⑤学年間の関連を見通すこと ⑥弾力的な運用に耐えうる柔軟性をもつこと ⑦外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識すること

※詳細については，「11,13　総合的な学習の時間年間計画の例」を参照下さい。

6　単元計画の作成

単元は，学習過程における学習活動の一連の「まとまり」という意味であり，児童生徒にとって問題の解決や探究活動のまとまりとなるように単元を計画する必要があります。単元の計画に際しては，児童生徒の関心や疑問を重視することと，いかにして教師が意図した学習を効果的に生み出していくかが重要となります。

単元計画作成のポイント	作　成　の　留　意　点
児童生徒の関心や疑問を生かした単元の構想	①主体的で粘り強い問題の解決や探究活動を生み出すには，その出発点である児童生徒の関心や疑問が本人にとって切実なものであることが重要です。 ②児童生徒の関心や疑問は，内に閉ざされた固定的なものではなく，環境との相互作用の中で生まれ，変化するものです。 ③児童生徒にとって切実な関心や疑問であれば何を取り上げてもよいというわけではなく，価値ある学習に結びつく見込のあるものを取り上げ，単元を計画することが大切です。
意図した学習を効果的に生み出す単元の構成	①児童生徒の関心や疑問から，児童生徒がどのような活動を求め，展開していくかを予測する。 ②活動の展開において出会う様々な問題場面と，その解決を目指して行う探究活動の様相，さらにそれぞれの学習活動を通して学ぶ学習事項について多面的，網羅的に予測する。 ③十分な教材研究で活動場面における学習の可能性を見出す。

※詳細については，「12,14　総合的な学習の時間単元計画の例」を参照下さい。

7　学習指導について

学習指導にあたっては，教師の指導性と児童生徒の自発性・能動性とのバランスを保ち，それぞれを適切に位置づけることで豊かな総合的な学習の時間を生み出すことができます。そのために，どのような児童・生徒観に立ち，どのような指導観をもって学習を展開していくかが明確になっていることが大切です。

学習指導の基本的な考え方

主体性の重視

児童生徒の主体的，創造的な学習活動を重視しながらも，児童生徒の取組が停滞したり迷ったりしている場面では，適切な指導を行うことが重要

具体的で発展的な教材

教材は，身の回りの日常生活や社会にある事物現象を取り上げ，児童生徒にとって価値あるものとし，学習活動が豊かに広がり，発展していくことが重要

適切な指導の在り方

児童生徒の自発的・能動的取組を重視しつつ，学習が探究的な活動となるように，教師が指導性を発揮することが重要

学習の過程を探究的にする

①課題の設定

体験活動などを通して，課題を設定し課題意識をもつ
※教師の意図的な働きかけが重要

②情報の収集

必要な情報を取り出したり収集したりする

③整理・分析

収集した情報を整理したり分析したりして思考する
※何をどのように考えさせたいのか整理・分析の方法を工夫する

④まとめ・表現

気付きや発見，自分の考えなどをまとめ，判断し，表現する

他者と協同して取り組む

多様な情報を活用して協同的に学ぶ

体験活動を通して多様な情報の収集を行い，学級で情報交換を行ったり意見交換を行う中で課題等が明確になっていくことが期待できます

異なる視点から考え協同的に学ぶ

物事の決断や判断を迫られるような話し合いや意見交換を行うことは，収集した情報を比較したり,分類したり，関連づけたりして考えることにつながります

力を合わせたり交流したりして協同的に学ぶ

グループや集団で学習を進めることや地域の人々との交流をとおして力を合わせて取り組むことの大切さや地域社会に関わる喜びなどを実感します

①～④の過程をスパイラルに繰り返していくことが探究的な学習を実現することにつながります

8　指導計画の要素チェックリスト

	項　目	内容等の具体的説明
1	□指導計画の要素	**（1）「目標」　（2）「育てようとする資質や能力及び態度」　（3）「内容」** **（4）「学習活動」（単元・年間指導計画）（5）指導方法　（6）「学習の評価」（7）「指導体制」**
2	□全体計画と 年間指導計画	**（1）全体計画**………指導計画のうち，学校として，この時間の教育活動の基本的な在り方を示すもの。基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示す。 **（2）年間指導計画**…全体計画を踏まえ，その実現のために，どのような学習活動を，どのような時期に，どのように実施するか等を示す。 １年間の流れの中に単元を位置付けて示すとともに，学校における全教育活動との関連に留意する観点から，必要に応じて各教科，道徳，外国語活動及び特別活動との関連を示す。
3	□各学校において 定める目標の 設定	総合的な学習の目標を構成する**下記の五つの要素を含むよう配慮**する。 （１）横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと。 （２）自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること。 （３）学び方やものの考え方を身に付けること。 （４）問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育てること。 （５）自己の生き方を考えることができるようにすること。
4	□育てようとする 資質や能力及び 態度の設定	育てようとする資質や態度の設定に際しては，下記の**三つの視点に配慮**する。 （1）「学習方法に関すること」 （2）「自分自身に関すること」 （3）「他者や社会とのかかわりに関すること」
5	□学校において定める内容の設定	○「内容」は，**「どんな対象とかかわらせるか」**を定め，さらにそこにおいて具体的に**「どんなことを学んでほしいか」等を示す。**
6	□内容の設定と 課題	**【小学校】** （１）国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題 （２）児童の興味・関心に基づく課題 （３）地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題 **【中学校】** （１）国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題 （２）生徒の興味・関心に基づく課題 （３）地域や学校の特色に応じた課題 （４）職業や自己の将来にかかわる課題
7	□学習対象 ＊例示は，解説を参照ください。	**【横断的・総合的な課題】** （１）地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観 （２）情報化の進展とそれに伴う日常生活や消費行動の変化 （３）地域の自然環境とそこに起きている環境問題　等 **【児童・生徒の興味・関心に基づく課題】** （１）ものづくりの面白さや工夫と生活の発展 （２）生命の神秘，不思議，すばらしさ　等 **【地域や学校の特色に応じた課題】** （１）町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織 （２）地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々 （３）商店街の再生に向けて努力する人々と地域経済　等 **【職業や自己の将来にかかわる課題】（中学校）** （１）職業の選択と社会への貢献 （２）働くことの意味や働く人の夢や願い　等
8	□学習事項	**学習事項とは，**個々の学習対象とのかかわりを通して，児童生徒に**「どんなことを学んでほしいか」について，さらに踏み込んで分析的に示したもの。** 【例】（中学校：身近な自然環境とそこに起きている環境問題」 ○学習対象「地域の自然環境とそこに起きている環境問題」 ○学習事項「自然の存在とそのかけがえのなさ」 「環境問題と社会経済システムとのかかわり」 「環境の保全と社会の経済的発展との構造的問題」
9	□内容の設定と運 用についての 留意点	すべての学習課題を児童生徒の興味・関心や必要感にかかわりなく形式的に網羅し，学習対象や学習事項を要素的に一つ一つ学び取らせていくことにならないようにする。 （１）児童生徒にとって必然性のある学習活動の中で具体的な対象とかかわり，また，児童生徒の主体的な問題の解決や探究活動の過程において，児童生徒が自ら進んで学習事項を学んでいくよう，単元の展開や指導の在り方を工夫することが重要である。 （２）各学校で設定した学習対象や学習事項等については，すべてを取り扱うことはもちろん望ましいが，学習対象や学習事項等のすべてを一律的，網羅的に学び取ることがこの時間の必須の要件ではない。
10	□全体計画の作成	**【必須の用件として記すもの】** ・学校において定める目標　・育てようとする資質や能力及び態度　・内容 **【基本的な内容や方針等を概括的に示すもの】** ・学習活動　・指導方法　・指導体制　・学習の評価 **【その他，学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの】** ・教育目標　・年度の重点　・地域，学校，児童生徒の実態　・保護者・地域・教師の願い ・各教科との関連，地域との連携，近隣小学校（小・中・高等学校）との連携　等

9　総合的な学習の時間　「全体計画」小学校の例

※印は、各学校必須用件◆は、基本的内容・方針等◇その他、各学校が全体計画を示す上で必要な事項（**学習指導要領解説P60参照**）

学習指導要領の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

◇学校教育目標

- ○　よく考え、実行する子
- ○　心豊かで思いやりのある子
- ○　進んで体をきたえる子

◇児童、地域、学校の実態（具体的に記載）

◇児童の成長に寄せる保護者の願い

◇児童の成長に寄せる地域の願い

◇児童の成長に寄せる教職員の願い

※本校の総合的な学習の時間の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、そこにある問題を主体的に見出し、事象を多面的に追求する方法を身に付け、仲間と協力して問題を解決するとともに、よりよい生活を創り出そうとする。

※育てるようとする資質・能力及び態度

1　学習方法に関すること	2　自分自身に関すること	3　他者や社会との関わりに関すること
○情報を収集し分析する力 ○分かりやすくまとめ表現する力	○自らの行為について意志決定する力 ○自らの生活の在り方を考える力	○他者と協同して課題を解決する力 ○課題の解決に向けて社会活動に参加する態度

※内　容（例）

（国際理解、環境、福祉・健康などの横断的総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題等から目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題を定める）

3学年	4学年	5学年	6学年
地　域	環　境	福祉・健康	国際理解

◇［学習活動］

1. ３学年は地域、４学年は環境、５学年は福祉と健康、６学年は国際理解を主なテーマとする。（目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題設定）
2. 単元は、学年で開発し、中学年は年間２～３単元、高学年は年間２単元程度とする。
3. 学級ごとに、１年間に１テーマでの取組を基本とする。
4. 各学年２０時間程度を学年合同で、残り５０時間程度を学級独自で行う単元とする。
5. ６年生は個別探究による卒業研究を行う。
6. 農業体験は年間を通しての帯単元として実施する。
7. １０月と2月を節目とした単元展開を工夫する。

【年間指導計画作成における配慮事項】

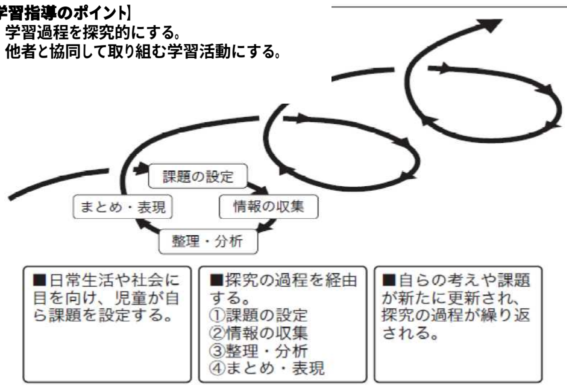
（1）　児童の学習経験に配慮する。
（2）　十分な見通しをもった周到な計画にする。
（3）　季節や行事など適切な活動時期を生かす。
（4）　各教科との関連を見通す。
（5）　学年間の関連を見通す。
（6）　弾力的な運用に耐えうる柔軟性を持つ。
（7）　外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識する。

◆指　導　方　法

1. 児童の課題意識を連続発展させる支援
2. 個に応じた指導の工夫
3. 諸感覚を駆使する体験活動の重視
4. 協同的な学習活動の充実
5. 教科との関連的な指導の重視
6. 対話を中心とした個別支援の徹底
7. 言語活動による体験の意味の自覚化

探究的な学習過程

【学習指導のポイント】
1．学習過程を探究的にする。
2．他者と協同して取り組む学習活動にする。



◆指　導　体　制

1. 運営委員会における校内連絡調整と支援体制の確立
2. カリキュラム管理室を拠点とした情報の集積と活用
3. 地域教育力の人材バンクへの登録と効果的運用
4. ティームティーチングの日常化
5. ワークショップ研修の重視
6. 担任外の教職員による支援体制の樹立
7. メディアセンターとしての余裕教室の整備・充実

授　業　時　数

H21、22年度	小3　（９５時間）、小4（１００時間）、小5・6（７５～１１０時間）
H23年度以降	小3～小6（７０時間）

◆学 習 の 評 価

◎　ポートフォリオを活用した評価の充実　◎　観点別学習状況を把握するための評価規準の設定　◎　個人内評価の重視
◎　指導と評価の一体化の充実　◎　学期末、学年末における指導計画の評価の実施　◎　授業分析による学習指導の評価の重視
◎　学校運営協議会における評価の実施

学習環境の整備	○学習空間の確保　○学校図書館の整備　○情報環境の整備
推進体制の整備	○学校長のリーダーシップ　○校内推進体制の整備（指導体制、実践を支える支援体制）○教職員研修
◇学年間の連続性、家庭・地域・各機関、近隣小中校（○小、○中）との連携	○日常的な関わり、担当者や組織の設置、教育資源のリスト、適切な打ち合わせの実施、学習成果の伝達、近接する小・中・高等学校間の情報交換、効果的な事例の情報提供、人材育成、条件整備

◇各教科	○　基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や活用
◇道　徳	○　生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導の徹底、自己の生き方の指導の充実
◇外国語活動	○　外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケー ションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。
◇特別活動	○望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

１０　総合的な学習の時間　「全体計画」中学校の例

※印は、各学校必須用件◆は、基本的内容・方針等◇その他、各学校が全体計画を示す上で必要な事項（**学習指導要領解説P５９参照**）

学習指導要領の目標	◇学校教育目標	
横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。	**自ら学び　心豊かで逞しい生徒**	◇生徒、地域、学校の実態(具体的に記載) ◇生徒の成長に寄せる保護者の願い ◇生徒の成長に寄せる地域の願い ◇生徒の成長に寄せる教職員の願い

※本校の総合的な学習の時間の目標

小学校における総合的な学習の取組を踏まえ、自然・人・社会についての探究的な学習を通して，多面的に追究する方法を身に付け，そこにある問題を主体的に見出し，仲間と協力して問題を解決するとともに，よりよい生活を創り出そうとする

育てるようとする資質・能力及び態度

1　学習方法に関すること	2　自分自身に関すること	3　他者や社会との関わりに関すること
○情報を収集し分析する力 ○分かりやすくまとめ表現する力	○自らの行為について意志決定する力 ○自らの生活の在り方を考える力	○他者と協同して課題を解決する力 ○課題の解決に向けて社会活動に参加する態度

※内　容（例）

（国際理解、環境、福祉・健康などの横断的総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題、職業や自己の将来にかかわる課題　等から目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題を定める）

1学年	2学年	3学年
地域、環境	職業、健康	福祉、国際社会

◇［学習活動］

1. １学年は地域、環境、２学年は職業、健康、３学年は福祉、国際理解を主なテーマとする。（目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題設定）
2. 学級ごとに、１年間に1テーマでの取組を基本とする。
4. 各学年４０時間程度を学年合同で、残り３０時間程度を学級独自で行う単元とする。
5. ３年生は個別探究による卒業研究を行う。
6. 農業体験は年間を通しての帯単元として実施する。
7. １０月と２月を節目とした単元展開を工夫する。

【年間指導計画作成における配慮事項】

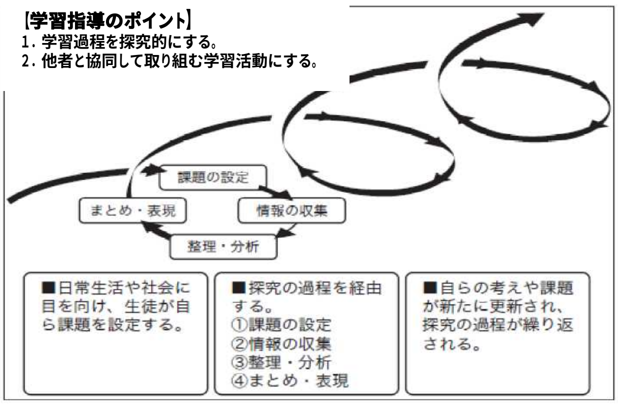
（1）児童の学習経験に配慮する。
（2）十分な見通しをもった周到な計画にする。
（3）季節や行事など適切な活動時期を生かす。
（4）各教科との関連を見通す。
（5）学年間の関連を見通す。
（6）弾力的な運用に耐えうる柔軟性を持つ。
（7）外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識する。

◆指　導　方　法

1. 生徒の課題意識を連続発展させる支援
2. 個に応じた指導の工夫
3. 諸感覚を駆使する体験活動の重視
4. 協同的な学習活動の充実
5. 教科との関連的な指導の重視
6. 対話を中心とした個別支援の徹底
7. 言語活動による体験の意味の自覚化

探究的な学習過程

【学習指導のポイント】
1．学習過程を探究的にする。
2．他者と協同して取り組む学習活動にする。



◆指　導　体　制

1. 運営委員会における校内連絡調整と支援体制の確立
2. カリキュラム管理室を拠点とした情報の集積と活用
3. 地域教育力の人材バンクへの登録と効果的運用
4. ティームティーチングの日常化
5. ワークショップ研修の重視
6. 担任外の教職員による支援体制の樹立
7. メディアセンターとしての余裕教室の整備・充実

授　業　時　数

H21、H22、H23年度	中１（５０～６５時間）、中２（７０～１０５時間）、中３（７０～１３０時間）
H24年度以降	中１（50時間）、中２（７０時間）、中３（７０時間）

◆学 習 の 評 価

◎　ポートフォリオを活用した評価の充実　◎　観点別学習状況を把握するための評価規準の設定　◎　個人内評価の重視
◎　指導と評価の一体化の充実　◎　学期末、学年末における指導計画の評価の実施　◎　授業分析による学習指導の評価の重視
◎　学校運営協議会における評価の実施

学習環境の整備	○学習空間の確保　○学校図書館の整備　○情報環境の整備
推進体制の整備	○学校長のリーダーシップ　○校内推進体制の整備（指導体制、実践を支える支援体制）○教職員研修
◇学年間の連続性、家庭・地域・各機関、近隣小中高校（○小、○中、○高）との連携	○日常的な関わり、担当者や組織の設置、教育資源のリスト、適切な打ち合わせの実施、学習成果の伝達、近接する小・中・高等学校間の情報交換、効果的な事例の情報提供、人材育成、条件整備

◇各教科	○　基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や活用
◇道　徳	○　生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導の徹底、自己の生き方の指導の充実
◇特別活動	○望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

１１　小学校年間指導計画例

	４月　５月	６月　７月	９月　１０月	１１月　１２月
総合的な学習の時間（７０）	大好きみどり川　－出発！　みどり川探検隊－（２８） ○川と繰り返しかかわり，川への思いを深める。 ○活動で発見した気づきを，思い書きためる。 ○みどり川を愛する人の会の方と活動を共にして，みどり川への思いを知る。		大好きみどり川　－とことん追究！みどり川探検隊－（３０） ○自分が興味をもったことについて追究し，川について自分の考えを持つ。 ○探検や調査活動を通して感じたこと，考えたこと，自分の思いを身近な人に伝える。	
国語（２４５）	本と出会う，友達と出会う 段落のつながりに気をつけて読もう 詩	伝えたいことをはっきりさせて書こう 本と友達になろう　本のさがし方	調べて発表しよう 詩 場面を調べて読もう 材料の選び方を考えよう	調べたことを知らせよう
社会（９０）	住みよいくらしをつくる 地域の見方 ゴミの始末と利用	水はどこから	山ろくにひろがる用水 のこしたいもの　つたえたいもの	わたしたちの県 県のようす くらしと土地のようす
算数（１７５）	大きな数 円と球 わり算	一桁でわるわり算 資料の整理 角	三角形 二桁でわるわり算 面積	小数 がい数
理科（１０５）	あたたかくなると 電気のはたらき	あつくなると 夏の星 月の動き 私の研究	私の研究 もののかさと力 星の動き すずしくなると	もののかさと温度 水のすがたとゆくえ
音楽（６０）	歌と楽器のひびきをあわせよう	日本の音楽に親しもう ・花笠音頭　神田ばやし ・こきりこぶし	いろいろな音のちがいをかんじとろう みどり川の音をつくろう	ふしのとくちょうをかんじとろう 曲の気分をかんじとろう
図工（６０）	たしかめながら ざいりょう物語	キラキラ光る絵 絵の具のふしぎ	石ころアート みどり川の生き物 わすれられない日	ワンダーランドへようこそ ぬのから生まれた ゆめを広げて
体育（１０５）	集団行動 かけっこ・リレー リズムダンス 一輪車 バスケットボール スポーツフェスティバルにむけて	体力テスト ハンドベースボール 水泳	男女の体にズームイン ハードル走 サッカー	ジョギング 跳び箱運動 マット運動

１２　小学校単元計画例

単元名」「○○川でターイユを釣ろう」

月	総合的な学習の時間			教　科	道　徳	特別活動
	活動	活動とねらい	「身につけさせたい力」と評価			
4		○総合のｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ 「総合的学習の時間の意義」 ねらい ・総合的な学習の時間とは何か、目標達成のための取り組み理解して貰う。 ・学年テーマについて理解させ活動の意欲をもたせる。	理解する力 ・聞いたこと、説明されたことを自分なりにまとめ、伝える能力	○各教科のｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ ねらい：学ぶ意義について 国語 「手紙を書く」 ねらい ・体験の中から伝えたい事を選び、聞いている人にわかるように話す。	○心のノート p16 内容項目　1-(2) 「考えることがあなたをもっとのばす」 気付いたとき改めることで自分が伸びる	学級活動における取り組み ↓ 学級活動の取り組みは、全教科の基礎的な力である「人と関わる力」「課題を解決する力」「課題を発見する力」「現実的な課題解決に向けての意欲」等を育成する重要なものである。 これは、総合的な学習の時間で培う力とも共通している部分である。 学級活動で培った力が、総合的な学習の時間で生かされることで、こらからの社会において必要とされるこれらの力が児童の中でより良く身に付くことになる。
5	ふれる	○体験学習１ 「昔のくらしと○○川」 ねらい 学年児童全員で共通体験をし、テーマについてある程度の共通理解を図る。 活動１ ・お年寄りとのお話　・井戸水の利用と川の活用　・水源地の様子 活動２ ・「○○川の生き物」 川に出向いての直接体験 ○体験学習２ 「川を守る人々の取り組み」 ・浄水場の仕組み・主な水源 ・農業用水・下水処理の現状 ○体験学習３ 「きれいな川訪問」○○川と比較するために行う。	観察する力 ・見たことや聞いたこと、気づいたことを振り返って記録することができる。 ・見たり、聞いたりして疑問に思ったことは、質問できる。 考え判断する力 ・お年寄りとの会話から、今と昔の違いを理解し、なぜ違うのかを考えることができる。 ・今と昔の川の様子を整理し、「どっちが良い」と自分なりの価値判断ができる。 ・自然が多く残されている美しい川を訪問することで、比較判断することができる。	社会「健康なくらしとまちづくり」－水はどこから－ ねらい ・毎日の生活と水とのつながりや、水が使える状況が人々の努力によって成立していることを理解できる。 ・水の循環について考える事ができ、水を大切にする意義を考える事ができる。 国語 「新聞記者になろう」 ねらい ・正確に伝えるために必要な事柄を集める。 ・伝えたいことの中心を考えて、取材したことを取捨選択し、文章を書く。 ・内容を知らない人がわかるように組み立てを考えて書く。 ・下書きを見直して、間違いを正したり、説明を加えたりする。	○心のノート p60 内容項目 3-(2) 「自然のうつくしさにふれて」自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。 ○心のノート p52 内容項目 3-(1) 「植物も動物もともに生きている。」 命の尊さを感じ取り、命あるものを大切にする。 ○心のノート p42 内容項目　2-(4) 「みんなにささえられているわたし」 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。	
6	つかむ	○追究活動Ⅰ 「あなたにとっての○○川」 ねらい これまでの活動を、自分にとっての○○川はどんな存在かを意識的に振り返ることで、川に対する思いの醸成や課題意識を持たせる。 課題意識につながるキーワード 「魚」「エビ」「つり」「水遊び」 共通テーマの設定 「○○川でターイユを釣ろう」 ・ウェビング ・課題の設定 ・課題の検討 ・活動計画	課題を発見する力 ・疑問や不思議だと思うことや大事だと思うことから、追求したい課題を設定することができる。	理科「暑くなると」 ねらい ・生き物について観察して記録する。 ・記録をまとめ、生き物のこれからの変化を予想して話し合う。	○心のノート　p20 内容項目　1-(3) 「今よくなりたい」という心をもとう 自分でやろうと決めたことは、ねばり強くやり遂げる。	
7	追究	○追究活動Ⅱ ねらい 追究活動Ⅰを受けて、どんな○○川であって欲しいかを児童一人一人が明確に持ち、追究するために必要な方法の選択や解決に向けての学習計画を立てる。 ○計画に基づいての課題追究 ・地域の人へのインタビュー ・専門家へのインタビュー ・観察、実験 ・現地調査 ・インターネットの活用 ・図書資料の活用	課題を追求する力 ・主体的、創造的に課題を追求できる。 ・いろいろな方法で課題を追求することができる。 ・友達と力を合わせて最後まで追求を進める事ができる。	社会「健康なくらしとまちづくり」－ごみはどこへ－ ねらい 自分たちがゴミの発生に関わっていること、ゴミを処理するために多くの人々の努力があることを理解できる。 ・ゴミを減らす意識が、地域の自然や環境の改善に大きく関わることを理解できる。	○心のノート p34 内容項目 2-(1) 「礼ぎ－形を大切にして心をかよわせ合う」 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心を持って接する。	
		○シェアリング 「中間発表」 ねらい ・これまで調べた事をみんなに伝わるように工夫して発表する事で助言をもらう。 ・発表を聞き、自分の学習の在り方を振り返る。 ・計画の修正を行う。 ○追究活動Ⅲ 「僕のわたしの○○川」 助言を受け再考した計画をまとめ、学級担任と練りあう。 ・調べ直しや追加 ・発表会に向け準備する。	課題を比較検討する力 ・友達の課題と自分の課題を比べ、見直すことができる。	算数「割り算ゲーム」 ・既習事項を用いて、問題を解決する。 「資料の整理」 ・二次元の表に整理するよさに気づき、進んで調べようとする。 ・身近な資料を異なる二つの観点から調べ、表し方や読み取り方を考えることができる。 ・資料を落ちや重なりなく分類整理ができる。 ・二次元の表の整理の仕方や、読み取り方がわかる。	○心のノート p42 内容項目　2-(3) 「ひとりじゃないからがんばれる」 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。	
9	まとめ　ひろげる	○表現活動 「○○発表会」 ねらい ・これまで追究してきたことを整理し､まとめることができる。 ・調べたことを相手にわかるように工夫して発表する ○学習全体の振り返り ・今の自分について考える ・これからの行動を考える ・次の活動を考える。	表現する力 ・調べたこと、考えたことを相手によく伝わるように工夫して発表することができる。	国語「調べて発表しよう」 「伝えあう」ということ ねらい ・クラスの友達に自分の考えがわかるように筋道立てて話す。 ・話の中心に気をつけて聞き､自分の感想をまとめる。 ・友達の発表と自分が調べたことや考えたことを比べて感想を発表する。 ・自分なりの課題を持つために、「手と心で読む」を読む。 ・状況に応じて適切な音量や速さで話す。 ・相手やその場の状況に応じて丁寧な言葉で話す。	○心のノート p82 内容項目　4-(5) 郷土の文化と伝統を大切にし、郷土を愛する心をもつ。 「私たちの心を育てくれるふるさと」	

１３　中学校年間指導計画例

	4月　5月	6月　7月	9月　10月	11月　12月
総合的な学習の時間（７０）	「仕事を通して地域を知ろう」　－働くって面白い－（３５） ○働くことについて考える機会となる様々な体験的な活動を実施る。 ○活動で発見した気づきを，思い書きためる。 ○気づきや、思いから自分が追究する事を見出し、課題解決のための計画を立て、行動する。 ○実際に地域の人々と関わる職場体験学習をを通して、地域に対する思いや働くことの意義について学び、考える。 ○「働くこと」は自分にとってどのような意義を持つのか、今すべきことは何かを考えることで、将来の生き方を考える。		「仮説を立てて比べよう」 －うちなーとないち－（３０） ○自分が興味をもったことについて追究し，地域について自分の考えを持つ。 ○体験や調査活動を通して感じたこと，考えたこと，自分の思いから仮説を立てて、身近な人に聴いてみる。 ○現地でインタビューをしてみて、仮説の検証を行う。	
特別活動	○講演会 「生き方について」 ○グループ協議 「理想の職業人、社会人にいて語ろう ○自己理解活動 「親の願い」 ○自己理解活動 「エゴグラム」	○発表評価活動 「将来設計品評会」 ○学級活動 「望ましい集団におけるルールとは」	○学級活動 集団宿泊的行事への取り組み 集団作り	
道徳	○心のノート p54 「いろいろな立場があり考えがある」 ○心のノート p98 「考えよう『働く』ということ」	○心のノート p22 「自分のことは自分で決めたい」 ○心のノート p38 「礼儀知らずは恥知らず？」	○心のノート p82 「集団，そして一人一人が輝くために」	○心のノート p86 「縛られたくないのはみんな同じ」 ○心のノート p90 「自分だけがよければいい」
国語（１４０）	「私の出会い」 ねらい：話したり聞き取ったりする。【人】 「心を伝える」 自分の立場や考えを明確にして、文章を書く 「古くて新しい路面電車」　路面電車の再評価の提起を受け止め、社会の新しいあり方目を向ける。	「人に優しい町づくり」 多様な視点の大切さを理解する。目的を持って文章を読み、必要な情報を集めて自分の表現に役立てる。 ガイアの知性	「報告を正確に」 文章の形態に応じた構成や表現の工夫をして書く。根拠を明らかにし、説得力のある文章を書く。 「夏の葬列」 状況の中で生きる人間の姿を捉える。	「永日小品」近代文学の魅力にふれる 立場を変えて書く：異なった立場から物事をみることの効果を理解する。 活用のある自立語：用言の意味や使い方を知り、特徴について学ぶ
社会（１０５）	様々な地域の調査 世界の国々の中から地理の学習を深める指標となる国を２～３を選び、課題学習を行う。 国々の特徴を読み取り、比較したりする等して理解を深め、地理的な見方や考え方を育てる。	地域学習の整理と価値付け 世界と比べてみた日本 これまでの学習で身につけた知識や技能を使い、日本とはどういう国かを考えてみて、自分なりの見解や意見や述べる。 さまざまな面からとらえた日本 さまざまな特色を関連づけてみた日本		近代日本の歩みと国際社会 国際社会と深く関わることで、近代日本が形成され、現代に繋がっていることを学ぶ ・欧米諸国の衝撃と日本 ・新しい価値観のもとで
音楽（６０）	イメージを生かして表現しよう 「夢の世界を」「夏の思い出」 時代と音楽 伝統音楽	音楽の発展 時代と共に音楽の様式やスタイル、響きが変わったことに気づく。 「声による表現」 言葉とリズムの関わりをとらえ、ﾗﾌﾟﾐｭｰｼﾞｯｸをつくる。	「合唱の響き」・・・校内合唱コンクール 混声合唱の響きを味わわせ、歌詞の内容にふさわしい表現を工夫する。	「心の響きを沖縄ポップで表現しよう」 郷土の音楽に興味関心を持ち、音楽をつくる喜びを感じ取る。琉球音階を元に沖縄ﾎﾟｯﾌﾟをつくる。表現する楽しさを感じる。
美術（６０）	いろいろな描画技法 いろいろな描画技法を体験し、今後の表現の手段として役立てる。 イラストレーション 心象風景をイメージとして表現する。 イメージにあった技法や表現方法を工夫して効果的に美しく表現 ・鑑賞の後表現のおもしろさについて話し合う。 ・思いや意図をくみ取りながら相互に鑑賞しあう。		ミュシャとガレ アールヌーボーの様式を用いた家具や装飾品を鑑賞し、生活を美しく豊にしていこうとする気持ちを持つ。 「ﾗﾝﾌﾟｼｪｰﾄﾞをつくろう」 使う場所や演出する場所などの用途に合わせデザインする。手順や方法を考え良く練ってつくる。 ・光を点灯して美しさを鑑賞し、感想を話し合う。	
英語（１０５）	どんどん英語を使ってみよう 英語になれ相手の意向を理解することできる。 プログラム１ 必要に応じて資料や辞書を活用できる	プログラム２ 異文化を理解しようする態度を育成相手の意向を確認して日程を調整できる プログラム３ 情報を整理し、英語で情報交換を行う。インタビュー活動ができる。 プログラム４ 登場人物の見方や考え方にふれ生き方を理解できる。	プログラム５ 日米のボランティアについての認識の違いから、考え方の違いを理解できる。 プログラム６ 日米の生活や習慣などを理解することができる。心情や場面を考えながら音読できる。	プログラム７ 対話を聞いたり新聞記事を読んだりして、その要点を正しく理解することができる。 プログラム８ 英語を聞いて内容を整理できる。 英語で表現できる。 プログラム９ 話す内容を正確に伝える。意見や情報を整理して英語で表現できる。

１４　中学校単元計画例

単元名「普通に働く大人のすごさを知ろう」	総合的な学習の時間の視点　……　生徒の各自の「働くこと」「生きること」の追究 キャリア教育の留意点　……　職場体験の位置づけ（進路意欲・勤労観・職業観の深化を目指して）

月	学校行事 その他の活動	生徒の主な活動 活動	総合的な学習	特別活動	教　科	道　徳
4	○始業式校長講話 ねらい 目標とする生徒像と「生徒の幸福」が繋がることを伝える。 ○学年主任講話 ねらい 「生徒の幸福」のための学年の取り組みを伝える。	ふれる	ー働くって面白いー ○総合のｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ 「総合の意義」 ねらい 総合的な学習の時間とは何か、目標達成のための学校の取り組み理解して貰う。 ○体験的活動Ⅰ 「マックの仕事をまねよう」 ねらい 身近な仕事でロールプレイを行うことで「働く」ことを考える。【情・人】 ○体験的活動Ⅱ 「ちょこっと職場体験」 ねらい マックの店長に来て貰いロールプレイに対して評価して貰うことで「仕事」や「働く」こと考え直す。【情】	○講演会 「生き方について」 ○グループ協議 「理想の職業人、社会人について語ろう」 ねらい：身近な大人の講演や協議を通して、多様な考えや働く意義にふれることで自己理解を深める。 【人】 ○自己理解活動Ⅰ 「親の願い」 ねらい 将来に対する「親の願い」を聴くことによって、「親の願い」と自分の思いや夢との相違などから自分の進路を考える。 【情・将】 ○自己理解活動Ⅱ 「エゴグラム」 ねらい 心理テストの職業適性結果と自己認識の相違から将来つきたい職業について考える。 【情・意】	○各教科のｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ ねらい：学ぶ意義について 国語 「私の出会い」 ねらい：聞きやすくわかりやすい話の構成や展開を考えて話したり聞き取ったりする。【人】 社会科特設授業 「ﾊﾝﾊﾞｰｶﾞｰｼｮｯﾌﾟの経営者になろう」 ねらい 経済活動の重要性について考えてみる。【情・意】 国語 「心を伝える」 ねらい：自分の立場や考えを明確にして、文章を書く【人・意】	○心のノート p54 「いろいろな立場があり考えがある」 ねらい：それぞれの個性や立場を尊重しいろいろなものの見方や考え方があることを理解して謙虚に他に学ぶ広い心を持つ【人】
5	○学年委員会取組 マナー講習実行委員会 担当職員の姿勢 （学年主任による率先垂範）	つかむ	○追究活動Ⅰ 「働くこととは」 ねらい 「働く」ことについてより深く理解するために仕事や人の生き方など何をどのように調べれば良いか等、個人で課題を設定し追究する。 課題のキーワード 「自立」「幸福」「公共」「家族」「夢」　【情・意】		国語 「古くて新しい路面電車」 ねらい：路面電車の再評価の提起を受け止め、社会の新しいあり方目を向ける。 【情】	○心のノート p98 「考えよう『働く』ということ」 ねらい：勤労の尊さや意義を理解し奉仕の精神を持って公共の福祉と社会の発展に努める。【情・将】
6	○主体的活動Ⅰ ・マナー講習請負会社の設立 ・会社選択 職場体験学習についての保護者説明会	追究	○追究活動Ⅱ ねらい 追究活動Ⅰを受けて「自らの生き方」について仕事や働くことと関連づけて考える。 ○調査活動 「職場参観」 身近な職場を参観し、働くことについて改めて考えてみる。 【情・将】 ○主体的な選択活動Ⅰ 「職場を選択しよう１」 ねらい 追究活動資料や自己理解活動資料等より自分の興味ある職場を選択し発表を行う。選択結果についてクラスメイトより助言をもらう。【人・情】	○発表評価活動 「将来設計品評会」 ねらい 希望する生き方や職業を得るための将来設計を行い、計画性や実現可能性について協議を行うことで自己理解を深め、目標に向かって努力する意欲を養う。【情・将】 ○学級活動 「望ましい集団におけるルールとは」 ねらい 学級の全生徒が楽しく、安全に生活するためには、各個人がどのように考え行動するかを学び、個人として実践できるようにする。	社会科特設授業 「私たちと社会生活」 ねらい 個人と社会の関係や個人の幸福や尊厳を保証するためのルールの存在について考える。 【人・意】 国語 「人に優しい町づくり」 ねらい：多様な視点の大切さを理解する。 目的を持って文章を読み、必要な情報を集めて自分の表現に役立てる。 【情】	○心のノート p86 「縛られたくないのはみんな同じ」 ねらい：法や決まりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして社会の秩序と規律を高めるように努める 【人・情】 ○心のノート p22 「自分のことは自分で決めたい」 ねらい：自立の精神を重んじ自主的に考え誠実に実行してその結果に責任を持つ【意】
7	○主体的活動Ⅱ 「マナー実践大会」 ねらい 保護者判定によるクラス代表を決める大会を行うことで各個人の社会人としての常識を高める。 ○主体的活動Ⅲ 「マナー実践大会」 マナー実践学年チャンピオンの決定		○主体的な選択活動Ⅱ 「職場を選択しよう２」 助言を受け再考した結果を報告書としてまとめ、学級担任と最終決定を行う。【情・意】 ○主体的な活動Ⅳ 「職場への事前訪問」 ねらい 相手への感謝の気持ちを表すためにグループで協同的に考え動けるようにする。【人・意】		社会科特設授業 「憲法と暮らし」 ねらい 基本的人権と国民の義務について考えることで労働者としてのあり方を考える。【人・意】	○心のノート p38 「礼儀知らずは恥知らず？」 ねらい：礼儀の意義を理解し時と場に応じた適切な言動を取る。 【人】
8 9	○職場体験学習 ①共に生きる力や感謝の心を育むとともに、助け合うことの大切さを身につけることができ、望ましい人間関係の確立を図る。 ②職業や働く事について、自ら考え、判断し、行動できる力を育成する ③将来の生き方・在り方を模索できる「きっかけ」とし、今後の進路意識を高める。 ④教科や行事、領域で学んだことが社会で必要なことに気づく。 ⑤社会人として自立している人との関わりで、社会で生きていく上での考え方や学ぶ姿勢にふれる。					
		まとめ	礼状作成 発表資料の作成	１年の技術の授業で学んだワープロソフトとプレゼンテーションソフトを活用して行う。	国語 「報告を正確に」 ねらい：文章の形態に応じた構成や表現の工夫をして書く。 根拠を明らかにし、説得力のある文章を書く。【情】	

III　総合的な学習の時間の評価

1　評価の基本的な考え方

各学校において、総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を、子どもたちの実態に応じて明確に定め、どのような力が身に付いたかを適切に評価する。

参照：小解説Ｐ76　中解説Ｐ78　＊中教審答申

2　児童・生徒の学習の評価

（1）習状況の評価の基本的な考え方

総合的な学習の時間では、各学校において目標や内容を定めることが大切である。その上で、どのような力が身に付いたのかを適切に把握するために、児童生徒の学習の姿を基にした評価規準を設定することが考えられる。

参照：小解説Ｐ78　中解説Ｐ77

（2）学習状況の評価の基本的な考え方

第１に、信頼される評価とするためには、教師の適切な判断に基づいた評価が必要である。あらかじめ、指導する教師間において、評価の観点や評価規準を確認しておき学習状況を判断する。

第２に、多様な評価とするためには、異なる評価方法や評価者による多様な評価を適切に組み合わせることが重要である。

- □　発表や話し合いの様子、学習や活動の状況などの観察による評価
- □　レポート、ワークシート、ノート、作文、絵などの制作物による評価
- □　学習活動の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したポートフォリオによる評価
- □　一定の課題の中で身に付けた力を用いて活動することによるパフォーマンス評価
- □　評価カードや学習記録などによる児童生徒の自己評価や相互評価
- □　教師や地域の人々等による評価

参照：小解説Ｐ78　　中解説Ｐ77

（3）学習状況の結果だけではなく、活動の事前や途中の評価も大切にする。

すべての過程を通して、児童生徒の実態や学習状況を把握し、適切な指導に役立てる。

参照：小解説Ｐ79　　中解説Ｐ78

3　指導計画・学習指導の評価

（1）学校評価ガイドラインにおける評価

各学校においては、他の教科と同様に、総合的な学習の時間における指導についても適切に評価し、その改善を図ることが必要である。

学校評価ガイドラインでは、「各教科等の授業の状況」「教育課程等の状況」について細かく例示がある。各学校は、自己評価を行うことが義務付けられており、その評価対象には、指導計画や学習指導も含まれる。自己評価において、総合的な学習の時間の目標を効果的に実現する働きをしているか、それとも改善を図る必要があるかを、各学校においては、適切に評価することが求められる。

参照：小解説Ｐ80　　中解説Ｐ79

学校評価ガイドライン（文科省）H20.1.31

（2）指導計画・学習指導の改善

改善の方法は、次のような手順が考えられる。

①　評価の資料を収集し、検討する。
②　整理した問題点を点検し、原因と結果を明らかにする。
③　改善案をつくり、実施する。

参照：小解説Ｐ81　　中領説Ｐ79

（3）留意事項

指導体制については、全教師が一体となって指導にあたるなど、工夫を行う必要から、指導計画の評価に当たっても、同僚教師間での情報交換や、教務主任や研究主任、コーディネーター役の教師を中心とした全校体制での組織的な評価を進めることが重要である。

参照：小解説Ｐ81　中解説Ｐ79

Ⅳ　総合的な学習の時間の学習指導

1　学習指導の基本的な考え方

（１）児童生徒の主体性の重視

総合的な学習の時間の学習指導の第１の基本は、学び手としての児童生徒の有能さを引き出し、児童生徒の発想を大切にし育てる主体的、創造的な学習活動を展開すること。

参照：小解説Ｐ８３　　中解説Ｐ８１

（２）具体的で発展的な教材

学習指導の第２の基本は、身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意すること。

【総合的な学習の時間の教材】

①　児童生徒の身近にあり、直接体験をしたり繰り返しにかかわったりすることのできる具体的な教材であること。

②　児童生徒の学習活動が豊かに広がり、発展していく教材であること。

参照：小解説Ｐ８４　　中解説Ｐ８２

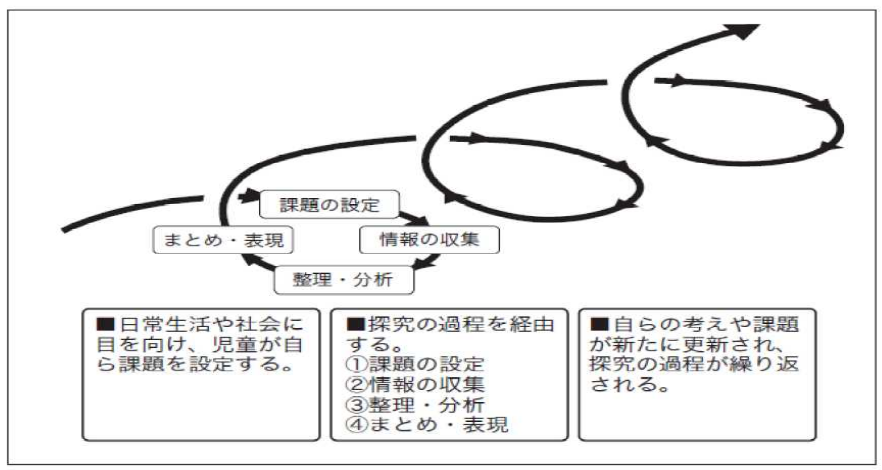
（３）適切な指導のあり方

学習指導の第３の基本は、取り上げた課題に対する考えを深め、自己の生き方を考えることにつながる横断的・総合的な学習や探求的な学習となるように、教師が適切な指導をすること。

参照：　小解説Ｐ８４　中解説Ｐ８２

2　学習指導のポイント（重要）

（１）学習過程を探求的にすること



【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ。

↓ ●　課題を設定する場面では、こうした対象に直接ふれる体験活動が重要であり、そのことが、その後の息長い探究活動の原動力となる。

【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする。

↓ ●　課題意識や設定した課題を基に、観察、実験、見学、探索、追体験などを行う。こうした学習活動によって、児童生徒は課題の解決に必要な情報を収集する。

【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

↓ ●　収集した情報を種類ごとに分けるなどして整理したり、細分化して因果関係を導き出したりして分析する。それが思考することである。

【まとめ・表現】気付きや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

●　情報の整理・分析を行った後、それを他者に伝えたり、自分自身の考えとしてまとめたりする活動を行う。

参照：小解説Ｐ８６　　中解説Ｐ８４

（２）他者と協同して取り組む学習活動にすること

①　多様な情報を活用して協同的に学ぶ

②　異なる視点から考え協同的に学ぶ

③　力を合わせたり交流したりして協同的に学ぶ

参照：小解説Ｐ９１　　中解説Ｐ８９

Ⅴ　総合的な学習の時間を推進するための体制づくり

１　体制整備の基本的な考え方

（１）校内の職員が一体となり、協力できる体制づくり
（２）確実な柔軟な実施のための授業時数の確保と弾力的な運用
（３）総合的な学習の時間を推進するための環境整備
（４）総合的な学習の時間を推進するための外部連携の構築

参照：小解説Ｐ９４　中解説Ｐ９２

２　校内組織の整備

（１）校長のリーダーシップ

①　各学校の教育課程は、校長のリーダーシップの下、全職員が協力して編成していくものである。
②　教職員が互いに知恵を出し合ったり、実践上の悩みや課題について相談できる体制づくりが必要。
③　小・中学校間の関連性・発展性が確保されるよう連携を深めることが大切であり、同一中学校区単位で総合的な学習の時間の実施にかかわる協議会を組織し、合同研修や情報交換、協同の指導計画作成等を行い、連携を深めることも有効である。

参照：小解説Ｐ９６　中解説Ｐ９４

（２）校内体制の整備

①　児童に対する指導体制
　職員の情報交換を密にし、校内の指導体制を整備することが大切。
②　校内推進委員会
　総合的な時間の全体計画等の作成や評価、各分担及び学年間の連絡・調整、実践上の課題解決や改善等を図るため、関係教職員で組織する。
③　学年部会
　学年ごとに年間計画や単元計画等を作成し、実施する。
　小規模校においては、３・４学年部会、５・６学年部会を構成し、実践交流や情報交換等を行うことも考えられる。

参照：小解説Ｐ９６　中 解説Ｐ９５

（３）教職員の研修（例）

①　総合的な学習の時間の目標、内容、育てようとする資質や能力及び態度の設定
②　教育課程における位置付けや、各教科、道徳、外国語活動、特別活動との関連
③　全体計画、年間指導計画、単元計画の作成及び評価について
④　教材開発の在り方や地域素材の生かし方
⑤　総合的な学習の時間のためのＩＣＴの活用　　　等

参照：小解説Ｐ９９　中解説Ｐ９７

３　年間授業時数の確保

　総合的な学習の時間は、「単位時間の弾力化」や「１年間を見通した弾力的な授業時数の運用」を行い、活動を展開するため、年間授業時数の確保すること、適切な計画の下の実施、時数管理などに留意する。

参照：小解説Ｐ１０１　中解説Ｐ１００

４　環境整備

学校全体で下記の内容の整備を行う。
①　学習空間の整備　②　学校図書館の整備　③　情報環境の整備

参照：小解説Ｐ１０４　中解説Ｐ１０３

５　外部との連携

　総合的な学習の時間では、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用することが期待されているが、外部連携では、下記の点に留意する。
①　日常的なかかわりの重視　②　担当者や組織を設置　③　教育資源のリスト作成
④　適切な打ち合わせの実施　⑤　学習成果の伝達

参照：小解説Ｐ１０７　中解説Ｐ１０６

Ⅵ　資料

１　総合的な学習の時間で取り組む職場体験学習のありかたについて

沖縄県の中学校においては，職場体験学習が100%実施されている。これは他府県と比較しても高い実施率であり，生徒の進路意識の高揚に資するものである。

また，今改訂の総合的な学習の時間の例示では，職業や自己の将来にかかわる課題が取り上げられた事から，職場体験活動を核とした「総合的な学習の時間」の各学校の取り組みのさらなる充実が期待できる。

しかし，各中学校が取り組む職場体験学習には，総合的な学習の時間の目標との乖離がみられるものが多数ある。また，キャリア教育の視点で見たときに，職場体験学習は，望ましいキャリア発達のための中核的活動である。にもかかわらずキャリア教育への理解不足から単発のイベント的な取り組みとなっている状況もみられる。

そこで「総合的な学習の時間」の目標を踏まえ，キャリア発達の育成にも繋がる「職場体験学習を核にした学習プログラム」を作成することで，総合的な学習の時間の課題とキャリア教育の課題の改善に繋がると考え職場体験学習の指導計画を例示した。

下記の表１は、職場体験学習で生徒に育成したい能力は、総合的な学習の時間の目標に対応できること、またそれはキャリア発達に関わる諸能力の育成に繋がるものであることを示したものである。

表１　「総合的な学習の時間」の目標、「職場体験活動」の目標との関連

学習指導要領における 「総合的な学習の時間の目標」	Ａ中学校「総合的な学習の時間」の 職場体験学習で育成する力
(1)横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと	(1)教科や行事、領域で学んだことが社会で必要なことに気づく
(2)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する資質や能力を育成すること	(2)職業や働く事について、自ら考え、判断し、行動できる力を育成する
(3)学び方やものの考え方を身につけること	(3)社会人として自立している人との関わりで社会で生きていく上での考え方や学ぶ姿勢にふれる。
(4)問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること	(4)共に生きる力や感謝の心を育むとともに、助け合うことの大切さを身につけることができ、望ましい人間関係の確立を図る。
(5)自己の生き方を考えることができるようにすること	(5)将来の生き方・在り方を模索できる「きっかけ」とし、今後の進路意識を高める。

⇧　⇩

キャリア発達に関わる諸能力と「総合的な学習の時間」の目標、「職場体験活動」の目標との関連

人間関係形成能力	情報活用能力	将来設計能力	意思決定能力
他者の個性を伸張し、自己の個性を発揮しながら、様々な人々とのｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを図り、協力共同して物事に取り組む。	学ぶこと働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して自己の進路や選択に生かす。	夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら、前向きに自己の将来を設計する。	自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行うと共に、その過程での課題や葛藤に積極的に取組み克服する。
自他の理解能力 ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ能力	情報収集・探索能力職業理解能力	役割把握・認識能力計画実行能力	選択能力 課題解決能力

２　「総合的な学習の時間」で行われる「職場体験学習」の現状

沖縄県の中学校では，３～５日間の職場体験学習が主に２年生の「総合的な学習の時間」で実施されている。その中で５日間の職場体験学習を実施している中学校のうち30校の取り組みを計画書と学校経営計画から調べたところ，表２の結果となった。

現段階で新学習指導要領に示された総合的な学習の時間の目標の（１）を押さえている学校は，７つあり，加えてこれらの学校は（２）（３）（４）（５）のすべての目標を押さえていることがわかった。

これは，職場体験学習を核にした活動をする際に総合的な学習の時間特有の学習の在り方を示している目標の（１）を押さえることで、取り組みが横断的総合的で探究的になったため、他の目標すべてを押さえることに繋がっていると考えられる。

表２　総合的な学習の時間の目標を押さえている中学校

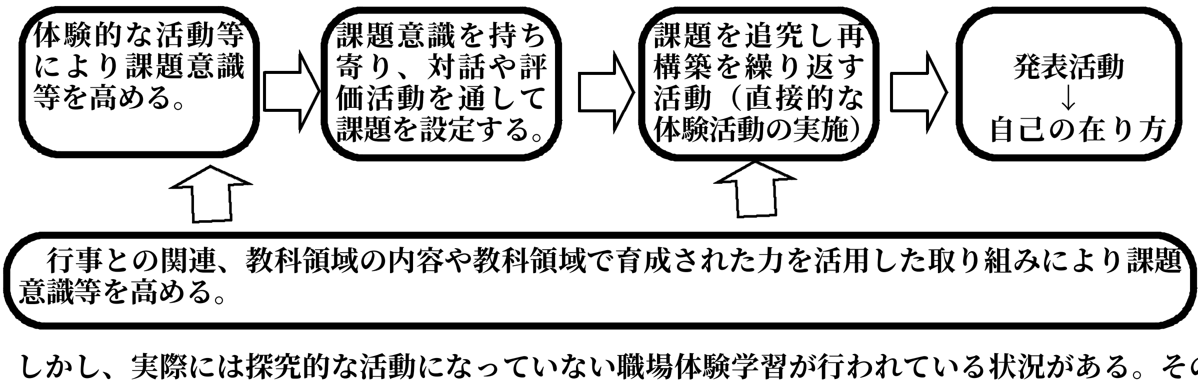
新学習指導要領における「総合的な学習の時間の目標」	
(1)横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと	23%
(2)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する資質や能力を育成すること	53%
(3)学び方やものの考え方を身につけること	43%
(4)問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること	40%
(5)自己の生き方を考えることができるようにすること	60%

また，これらの学校に共通しているのは，勤労観，職業観の育成と自己の生き方を つなぐ等，生徒の望ましいキャリア発達を意識した取り組みを行っている事である。

（１）の目標を押さえていない学校は，職場体験学習が生徒の意欲や主体的な活動に基づいた取り組みとなっていないため、事前事後指導の取り組みの内容もマナーや挨拶等の訓練や形式的な職業調べで終わっている場合が多い。

３　探究的でキャリア発達を意識した学習プログラム作成について

総合的な学習の時間であれば下記の様な過程や教科領域との関連が考えられる。



しかし、実際には探究的な活動になっていない職場体験学習が行われている状況がある。その理由と考えられるのが各学校の計画から見えてきたのが下記の４点である。

（１）課題設定に費やす活動が少ない。(事前の体験的活動や課題作り活動等)

（２）課題設定ではなく職業選びになっているため、単なる調べ学習になっている。

（３）課題を追究したり深める工夫が見られない。

（４）教科や領域との関連が弱く横断的になっていない。また教科領域で身につけた力が総合的なものになるような意図的な取り組みが見えない。

各学校は、この点を踏まえ改めて計画を作り直す必要がある。その際には、課題意識を高めるための行事や特別活動、教科との関連を図り十分な多様な体験的な活動を配置する必要がある。今回の学習プログラムにおいては、望ましいキャリア発達を目指して「学ぶこと・働くこと・生きること」を追究する活動を教科領域との関連を図りながら組み込んだ。

第　3　章

第3節　特別活動

小学校

中学校

第３節　特 別 活 動

【小学校】

Ⅰ　編成上の配慮事項

特別活動の目標では,「人間関係」や「自己の生き方についての考えを深め,自己を生かす能力」を養うことを新たに設定し,道徳的実践力の指導の一層の充実を図り,豊かな人間性や社会性,自律性を備えた児童を育てることを目指したものである。

１　特別活動の目標

望ましい集団活動を通して，心身の調和の心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り,集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てるとともに，自己の生き方についての考えを深め，自己を生かす能力を養う。

２　各活動（学級活動，児童会（生徒会）活動，クラブ活動(小学校)・学校行事の目標と内容

(1)　学級活動の目標と内容

学級活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し，諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

学級活動の指導に当たっては,小１プロブレムや中１ギャップなどの課題に即して,適切な内容を取り上げて計画的に指導することが必要となる。そこで，学級活動の内容においても,「第１学年及び第２学年」,「第３学年及び第４学年」,「第５学年及び第６学年」に分けて,以下のように設定した。

〔第１学年及び第２学年〕 学級を単位として，仲良く助 け合い学級生活を楽しくするとともに，日常の生活や学習に進んで取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。
〔第３学年及び第４学年〕 学級を単位として，協力し合って楽しい学級生活をつくるとともに，日常の生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。
〔第５学年及び第６学年〕 学級を単位として，信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるとともに，日常の生活や学習に自主的に取り組もうとする態度の向上に資する活動を行うこと。
〔共通事項〕 ○　学級や学校の生活づくり（３項目）　○　日常の生活や学習への適応及び健康安全(７項目)

(2)　児童会活動の目標と内容

児童会活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し，協力して諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度を育てる。

児童会活動は,異年齢集団による自発的,自治的な活動の場や機会をより多く設定することにより，高学年のリーダーシップを育て,学校集団としての活力を高め,楽しく豊かな学校生活をつくるようにすることも大切である。

学校の全児童をもって組織する児童会において,学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。 ○　児童会の計画や運営　　○　異年齢集団による交流　　○　学校行事への協力

(3)　クラブ活動の目標

クラブ活動を通して，望ましい人間関係を形成し，個性の伸長を図り，集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的，実践的な態度を育てる。

クラブ活動では，特に自己を生かす能力を養うような指導計画を立てることが必要となる。クラブ活動の内容については，学校や地域の実態に応じて，効果的な指導ができるようクラブ

時数の設定を行うことが大切である。また，各学校においては，クラブ活動が学校生活において楽しい時間であることを十分に受け止めることが大切である。

学年や学級の所属を離れ，主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて，異年齢集団の交流を深め，共通の興味・関心を追求する活動を行うこと。 ○　クラブの計画や運営　○　クラブを楽しむ活動　○　クラブの成果の発表

(4)　学校行事の目標

学校行事を通して，望ましい人間関係を形成し，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養い，協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。

学校行事は,全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動であり，次のようなことが効果的にう育てられるように適切な指導計画を立てることが大切である。

II　実施上の留意事項

1　特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

指導計画の作成は，学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。そのために,調和のとれた特別活動の全体計画（別紙参照）と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の共通理解の下で作成することが大切である。

なお，教育課程には位置づけられていないが，教育的意義が大きく特別活動と関連の深い朝の指導の時間，朝の会や帰りの会等の児童の活動等との関連なども特別活動の全体計画に示しておくことが大切になる。

(1)　児童や学校の実態や発達段階を踏まえた創意工夫を生かした年間指導計画の作成

学校の実態や学級の実態を考慮した指導計画の作成が求められる。特に，各教科，道徳,総合的な学習の時間などの指導との関連を指導計画の中に示すことがより大切になる。

(2)　児童の自主的，実践的な活動の助長及び家庭や地域との連携，社会教育施設の活用

特別活動の方法原理「なすことのよって学ぶ」を十分に生かす。また，活動を通して経験（実感）から体得できるようにすることが大切である。

(3)　特別活動の授業時数

学級活動の授業時数は年間３５週にわたって行うよう計画する。また，【児童会活動】,【クラブ活動】,【学校行事】の授業時数は，年間の授業に充て得る総授業時数から各教科別に示された授業時数を除いた中から配当する。（それぞれのねらいや目標が達成できるように）

2　自ら現在及び将来の生き方を考えることができるようにすること

(1)　学級活動においては，児童自らの生活や将来に夢や希望をもち目標に向かって生きようとする意欲や態度を育てるようにすることが大切となる。

(2)　児童会活動においては，児童が自分の役割や責任を自覚して取り組み，役に立つ喜びを味わうように工夫することなど，様々な役割や立場を実践的に学ぶ場としていくことが大切である。

(3)　クラブ活動においては，児童が異年齢の人間関係の中で，自己の興味・関心を追求することによって活動意欲を高め，自己のよさや可能性を発見する場となるよう工夫することが大切である。

(4)　学校行事においては，児童が事前にねらいや体験活動の意義を十分に理解し，意欲をもって活動できるようにするとともに，事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り児童が自己の生き方についての考えを深められるよう工夫することが大切である。

Ⅲ　その他

１　全体指導計画作成の手順と内容（解説Ｐ．105～）

(1)　特別活動における課題の把握（解説Ｐ．104）

○　特別活動の充実は学校生活の満足度や楽しさと深くかかわっているが，他方，それらが子どもたちの資質や能力の育成に十分につながっていない状況も指摘されている。
○　学校段階の接続の問題としては，小１プロブレム，中１ギャップなど集団への適応にかかわる問題が指摘されている。
○　情報化，都市化，少子高齢化などの社会状況の変化を背景に，・・・望ましい集団活動を通した社会性の育成が不十分な状況も見られる。
○　特別活動について，・・・各内容ごとの目標は示していない。このため活動を通して何を育てるかが明確でないことや，総合的な学習の時間などとの教育活動の重なりも指摘されている。
○　特別活動の中でも，・・・中学校及び高等学校では，内容が網羅的になっているため，重点を置きたい内容の指導に力が注ぎにくいとの指摘がある。

(2)　学校評価からの課題の明確化

学校評価に係る「自己評価」や「児童，保護者アンケート」から以下のような課題を明確にする必要がある。

<本校における特別活動に係る課題>（例）
○　学級集団として活動するのが苦手としている。○　話合い活動の経験のない児童が多い。
○　学習としての異年齢集団活動の経験のない児童が多い。○ クラブ活動の回数を増やして欲しいと希望している児童が多い。○　清掃活動や給食当番を楽しくないと感じている児童が多い。
○　全校で一緒に活動する集会を望んでいる児童が多い。

(3)　各学校の課題への対応策の明確化

これらの課題を踏まえて，自校の特別活動をより充実させるために，次年度計画の中で，上記の課題への対応を行い，新学習指導要領への対応も考慮した年間指導計画の作成を行う。

(4)　各学校の特別活動に係る重点目標の設定

①　児童の実態（集団活動の状況や特別活動の経験等）: 児童アンケート
②　保護者や地域の願い（社会性の育成に係る願い等）: 保護者等アンケート
③　教師の願い（人間性や社会性育成に係る願い等）: 自己評価
④　特別活動に係る重点目標の設定：学校評価<学校関係者評価も加味する>

(5)　各教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間，その他との関連性の明記

①　各教科：言語活動，伝統文化，体験的な活動の重視等
②　道徳：自立心や自立性，自他の生命を尊重する心の育成，自己の生き方を考える
③　外国語活動：コミュニケーション能力の育成，異なる文化の人々との交流
④　総合的な学習の時間：自然体験，社会体験の重視，問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む　態度，自己の生き方を考える
⑤　その他：･朝の会や帰りの会(生活指導，話し合い)，当番活動(日直，給食，清掃，その他)

(6)　各内容（学級活動他）の目標，内容，共通事項の明記と指導の方針並びに課題対応

①　学級活動(1)及び(2)に係る指導方針と時数の明確化と課題対応
②　児童会活動に係る指導方針と時数の明確化（全校集会，代表委員会，委員会活動）
③　クラブ活動に係る指導方針と時数の明確化と課題対応
④　学校行事の５つの内容に係る指導方針と時数の明確化

(7)　評価の観点

①　特別活動の評価については，児童が自己の活動を振り返り，新たな目標や課題をもてるような評価を進めるため，活動の結果だけでなく活動の過程における児童の努力や意欲などを積極的に認めたり，児童のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。

②　集団活動を特質とする特別活動においては，児童一人一人の評価だけでなく，集団の発達や変容についての評価も視点におくことが大切となる。

2　各活動・学校行事の年間指導計画の作成の手順・項目

(1)　学級活動（解説Ｐ40～）

①　発達課題・道徳の内容項目・道徳の重点　②　学校としての学級活動の年間指導計画
③　学級集団育成上の課題　④　学級ごとの学級活動の年間指導計画作成
⑤　学級ごとの学級活動の１単位時間の指導計画作成

(2)　児童会活動（解説Ｐ66～）

①　学校における児童会の目標　②　代表委員会,各委員会の組織と構成
③　活動時間の設定，年間に予想される主な活動　④　活動に必要な備品,消耗品，活動場所
⑤　指導上の留意事項，委員会を指導する教師の指導体制，評価の観点

(3)　クラブ活動（解説Ｐ79～）

○　クラブ活動の指導計画については,児童数や学級数の多少,指導に当たる教職員の組織,施設,設備などの学校の実態などを考慮して,設置するクラブの数や人数,活動内容を定めて指導計画を作成する必要がある。

(4)　学校行事（解説Ｐ96～）

○　学校行事の指導計画については具体的には，学校の教育目標やその年度の指導の重点が「思いやりのある子どもの育成」であれば，その具現化を図るために，各教科や道徳等における授業の改善や学校生活全体での心の教育の充実を図る観点から勤労生産・奉仕的行事の充実を図ることも考えられる。

【中学校】

Ⅰ　編成上の配慮事項

特別活動の目標では,「人間関係」や「人間としての生き方についての自覚を深め,自己を生かす能力」を養うことを新たに設定し,道徳的実践力の指導の一層の充実を図り,豊かな人間性や社会性,自律性を備えた生徒を育てることを目指したものである。

１　特別活動の目標

望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り,集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的,実践的な態度を育てるとともに,人間としての生き方についての自覚を深め,自己を生かす能力を養う。

２　各活動（学級活動，生徒会（児童会）活動，学校行事の目標と内容

(1)　学級活動の目標と内容

学級活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し, 諸問題を解決しようとする自主的, 実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

学級活動の指導に当たっては,小１プロブレムや中１ギャップなどの課題に即して,適切な内容を取り上げて計画的に指導することが必要となる。そこで，学級活動の内容においても,「学級や学校の生活づくり」,「適応と成長及び健康安全」,「学業と進路」に分けて,具体的に以下のように設定した。

〔内容〕

学級を単位として,学級や学校の生活の充実や向上,生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

○　学級や学校の生活づくり（３項目）
- 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- 学級内の組織づくりや仕事の役割分担
- 学級内における多様な集団の生活の向上

○　適応と成長及び健康安全
- 思春期の不安や悩みとその解決
- 自己及び他者の個性の理解と尊重
- 社会の一員としての自覚と責任
- 男女相互の理解と協力
- 望ましい人間関係の確立
- ボランティア活動の意義の理解と参加
- 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- 性的な発達への適応
- 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

○　学業と進路
- 学ぶことと働くことの意義の理解
- 自主的な学習態度の理解
- 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- 進路適正の吟味と進路情報の活用
- 望ましい勤労観と職業観の形成
- 主体的な進路の選択と将来設計

(2)　生徒会活動の目標と内容

生徒会活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し，協力して諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度を育てる。

生徒会活動においては，生徒の立場から自発的・自治的な活動を行うとともに，集団としての活力を高め，健全で豊かな学校生活が展開できるように教師の適切な指導の下，望ましい集団を育成することが期待される。

〔内容〕
学校の全生徒をもって組織する生徒会において，学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。
○　生徒会の計画や運営に関すること　○　異年齢集団による交流
○　生徒の諸活動についての連絡調整　○　学校行事への協力
○　ボランティア活動などの社会参加

(3)　学校行事の目標と内容

学校行事を通して，望ましい人間関係を形成し,集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養い，協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

学校行事は,全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動であり,次のようなことが効果的に育てられるように適切な指導計画を立てることが大切である。

〔内容〕
全校または学年を単位として,学校生活に秩序と変化を与え,学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

①　学校生活を豊かで実りあるものにするという共通の目標に向かって,自らを律し,協力し,信頼し,励まし合い，切磋琢磨し,喜びや苦労を分かち合うような人間関係を築こうとする態度。
②　郷土の伝統や文化,地域社会の生活や人々と積極的にかかわり,自分の役割を自覚し,自らを律するとともに,自己を生かし,協力しながら進んで役に立とうするなどの公共の精神。
③　学校生活の充実と向上のため,互いの力を合わせ互いに役割や責任を果たし合おうとすることについて,生徒自身が意識して努力するなど,自らが主体的に取り組むなどの自主的・実践的な態度。

II　実施上の配慮事項

1　特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

指導計画の作成は，学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。そのために，調和の取れた特別活動の全体計画（別紙参照）と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の共通理解の下で作成することが大切となる。

なお，教育課程には位置づけられていないが,教育的意義が大きく特別活動と関連の深い朝の指導の時間，朝の会や帰りの会等の生徒の活動等との関連なども特別活動の全体計画に示しておくことも大切になる。

(1) 生徒や学校の実態や発達段階を踏まえた創意工夫を生かした年間指導計画の作成
学校の実態や学級の実態を考慮した指導計画の作成が求められる。特に，各教科，道徳，総合的な学習の時間などの指導との関連を指導計画の中に示すことがより大切になる。

(2) 生徒の自主的・実践的な活動の助長及び家庭や地域との連携，社会教育施設の活用
特別活動の方法原理「なすことによって学ぶ」を十分に生かす。また，活動を通しての経験（実感）から体得できるようにすることが大切である。

(3)　特別活動の授業時数
学級活動の授業時数は年間３５週にわたって行うよう計画する。また，【生徒会活動】，【学校行事】の授業時数は，年間の授業に充て得る総授業時数から各教科別に示された時数を除いた中から配当する。（それぞれのねらいや目標が十分達成できるように）

2　自ら現在及び将来の生き方を考えることができるようにすること

(1)　学級活動においては，生徒自らの生活や将来に夢や希望をもち目標に向かって生きようとする意欲や態度を育てるようにすることが大切となる。

(2)　生徒会活動においては，生徒が自分の役割や責任を自覚して取り組み，役に立つ喜び（自己有能感）を味わうように工夫することなど，様々な役割や立場を実践的に学ぶ場としていくことが大切である。

(3)　学校行事においては，生徒が事前にねらいや体験活動の意義を十分に理解し，意欲をもって活動できるようにするとともに，事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り生徒が自己の生き方についての考えを深められるよう工夫することが大切である。

Ⅲ　その他

１　全体指導計画作成の手順と内容（解説書Ｐ．93～）

(1)　特別活動における課題の把握（解説書Ｐ．92）

○　特別活動の充実は学校生活の満足度や楽しさと深くかかわっているが，他方，それらが子どもたちの資質や能力の育成に十分につながっていない状況も指摘されている。
○　学校段階の接続の問題としては，小１プロブレム，中１ギャップなど集団への適応にかかわる問題が指摘されている。
○　情報化，都市化，少子高齢化などの社会状況の変化を背景に，・・・望ましい集団活動を通した社会性の育成が不十分な状況も見られる。
○　特別活動について，・・・各内容ごとの目標は示していない。このため活動を通して何を育てるかが明確でないことや，総合的な学習の時間などとの教育活動の重なりも指摘されている。
○　特別活動の中でも，・・・中学校及び高等学校では，内容が網羅的になっているため，重点を置きたい内容の指導に力が注ぎにくいとの指摘がある。

(2)　学校評価からの本校の課題の明確化

また，昨年度の学校評価に係る「生徒，保護者アンケート」から以下のような課題を明確にする必要がある。

＜本校における特別活動に係る課題＞（例）
○　学級集団として活動するのが苦手としている。　○　話合い活動の経験のない生徒が多い。
○　学習としての異年齢集団活動の経験のない生徒が多い。○　清掃活動や給食当番を楽しくないと感じている生徒が多い。　○　全校で一緒に活動する集会を望んでいる生徒が多い。

(3)　各学校の課題への対応策の明確化

これらの課題を踏まえて，本校の特別活動をより充実させるために，次年度計画の中で，下記の課題への対応を行い，新学習指導要領への対応も考慮した年間指導計画の作成を行う。

(4)　各学校の特別活動に係る重点目標の設定

①　生徒の実態（集団活動の状況や特別活動の経験等）：学校評価＜生徒アンケート＞
②　保護者や地域の願い（社会性の育成に係る願い等）：学校評価＜保護者等アンケート＞
③　教師の願い（人間性や社会性の育成に係る願い等）：学校評価＜自己評価＞
④　特別活動に係る重点目標の設定：学校評価＜学校関係者評価も加味する＞

(5)　各教科，道徳，総合的な学習の時間，その他との関連性の明記

①　各教科：言語活動，伝統文化，体験的な活動の重視等
②　道徳：自立心や自立性，自他の生命を尊重する心の育成，自己の生き方を考える
③　総合的な学習の時間：自然体験，社会体験の重視，問題の解決や探究活動に主体的，協同的に取り組む態度,自己の生き方を考える
④　その他：朝の会や帰りの会(生活指導，話し合い)，当番活動(日直,給食,清掃,その他)，グループ活動，地域との連携，教育相談など

(6)　各内容（学級活動他）の目標，内容，共通事項の明記と指導の方針並びに課題対応

①　学級活動(1)及び(2),(3)に係る指導方針と時数の明確化と課題対応

② 生徒会活動に係る指導方針と時数の明確化（全校集会，中央委員会，委員会活動）

③ 学校行事の５つの内容に係る指導方針と時数の明確化

(7) 評価の観点

① 特別活動の評価については，生徒が自己の活動を振り返り，新たな目標や課題をもてるような評価を進めるため，活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり，生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。

② 集団活動を特質とする特別活動においては，生徒一人一人の評価（個人的な資質）だけでなく，集団の発達や変容（社会的な資質）についての評価も視点におくことが大切となる。

2 各活動・学校行事の年間指導計画の作成の手順・項目

(1) 学級活動（解説書Ｐ44～）

① 発達課題・道徳の内容項目・道徳の重点 ② 学校としての学級活動の年間指導計画

③ 学級集団育成上の課題 ④ 学級ごとの学級活動の年間指導計画作成

⑤ 学級ごとの学級活動の１単位時間の指導計画作成(学習指導案の略案)

(2) 生徒会活動（解説書Ｐ67～）

① 学校における生徒会の目標 ② 中央委員会,各委員会の組織と構成

③ 活動時間の設定，年間に予想される主な活動 ④ 活動に必要な備品,消耗品，活動場所

⑤ 指導上の留意事項，委員会を指導する教師の指導体制，評価の観点

(3) 学校行事（解説書Ｐ83～）

① 学校行事の指導計画については具体的には，学校の教育目標やその年度の指導の重点が「思いやりのある生徒の育成」であれば，その具現化を図るために，各教科や道徳等における授業の改善や学校生活全体での心の教育の充実を図る観点から勤労生産・奉仕的行事の充実を図ることも考えられる。

Ⅳ　平成21年度特別活動全体計画（例）

・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・学習指導要領解
・小中教育課程編成要領(沖縄県)
・その他の法令

学校の教育目標(例)
未来を拓き豊かな心を持つ子どもの育成
○考える子
◎助け合う子
○やるぬく子

・地域社会の実態(例)
住宅地が密集、自治会加入者の減少、老人会の協力
・学校の実態
児童数：225名、9学級
教員数:15名
開校60年
○○の母校

・児童の実態(例)
明るく素直、規範意識が高い、自主性、積極性が不足、

・保護者の願い　(例)
社会性の育成
学習習慣の定着

・教師の願い(例)
豊かな人間性、社会性、自主性、創造性

生徒指導	思いやりと規範意識 「○○小のきまりの定着
各教科	言語活動、伝統文化 体験的な活動の重視
道徳	自立心や自立性、自他の生命を尊重する心の育成、自己の生き方を考える 【低】挨拶など基本的生活習慣、社会生活上のきまり、善悪の判断、人間としてしてはならないことをしないこと 【中】集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し合う態度を身に付ける。 【高】法やきまりの意識の理解、相手の立場を理解し、支え合う、集団における役割と責任、国家・社会の一員としての自覚をもつこと。悩みや葛藤、人間関係の理解、自己の生き方についての考えを深めること
総合的な学習の時間	自然体験、社会体験の重視 ・自然教室中の現地学習 ・老人ホームでの体験学習 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度 自己の生き方を考える
外国語活動	コミュニケーション能力の育成、 異なる文化の人々との交流

特別活動

目　標
望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り，集特別活動団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てるとともに，自己の生き方についての考えを深め，自己を生かす能力を養う。

重　点　目　標(例)
1　自分たちで話し合い、解決し、楽しく豊かな生活をつくる体験を通して、自治的能力を育てる。
2　集団の中で自分の責任を果たす喜びと大切さを味わえる体験を通し、規範意識や自尊感情を高め、進んで社会に参画する態度を育てる。
3　学級・学年、異年齢集団、地域の方など様々な人とふれあう体験を通して、人間関係を築く力を育てる。
4　様々な活動・行事を通して、道徳的実践の指導の充実を図る。

その他の教育活動　(例)
・朝の会や帰りの会(生活指導、話し合い)
・ふれあいタイム★
・なかよし給食★
・当番活動(日直、給食、清掃、その他)
・グループ活動
・地域との連携
・教育相談

学級活動

【目標・指導の方針・時数】
【目標】
学級活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し，諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度や健全な生活態度を育てる。
【指導の方針】(例)
自らよりよい生活を築くために合意形成をする話合い活動や自分たちでルールをつくって守る活動、責任感や自尊感情を高める活動を重視する。
１学年:34時間　2～6:35時間

【内　容】
【低】仲良く助け合い学級生活を楽しくするとともに，日常の生活や学習に進んで取り組もうとする態度の育成に資する活動

【中】協力し合って楽しい学級生活をつくるとともに，日常の生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度の育成に資する活動

【高】信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるとともに，日常の生活や学習に自主的に取り組もうとする態度の向上に資する活動

(1) 学級や学校の生活づくり
ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
ウ 学校における多様な集団の生活の向上
(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
ア　希望や目標をもって生きる態度の形成
イ　基本的な生活習慣の形成
ウ　望ましい人間関係の形成
エ　清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解
オ　学校図書館の利用
カ　心身ともに健康で安全な生活態度の形成
キ　食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

【　組織　・　時間　・　担当　】（例）
・計画委員会は輪番制とし、学級の全児童で組織する。
・学級担任教師が指導にあたる。
・係活動や集会活動は、児童の発達段階を考慮して組織する。
・共通事項の内容を関連づけたり、統合したりして、精選して行う。
・必要に応じて養護教諭、栄養教諭、司書教諭、地域の方などの協力を得て指導にあたる。
・朝や帰りの会で当番活動や係活動等について取り上げ，学級活動とつなげる。
・言語内容(1)と(2)に配当する時間【学年：(1)/(2)】
1年：18/16　　2年：20/15　　3年：22/13
4・5・6年：28/7

児童会活動

【目標】
児童会活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し，協力して諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度を育てる。
【指導の方針】(例)
よりよい学校生活主体的に築くための話合い活動や集団への寄与など自治的能力の育成を重視する。
全学年：６時間

学校の全児童をもって組織する児童会において，学校生活の充実と向上を図る活動
(1)　児童会の計画や運営
(2)　異年齢集団による交流
(3)　学校行事への協力

○学校生活に関する諸問題について話し合い，解決を図るための活動　(例)
(代表委員会)４～６年：年間１１時間
○学校内の自分たちの仕事を分担処理するための活動
(委員会活動)５、６年による話合い：年間１１時間
○児童会集会活動　★　：全学年６時間　(例)
ふれあいタイム・全校遠足の遊び決め
○運動会でのスローガン決定や応援合戦、学芸会のスローガン決定　(例)

【代表委員会】
・４年生以上の各学級代表男女各１名、各委員会の委員長で組織する。必要に応じて、提案者、クラブ活動の部長、通学班長、縦割り班長等も参加する。
・任期は、代表委員は運動会までを境とした半期ずつとし、委員長は１年間とする。
・毎月第３水曜日の放課後に行い、そのほか必要に応じて開く。
【委員会活動】
・図書委員会　・放送委員会　・運動委員会　・集会委員会
・環境委員会　・健康委員会　・演芸委員会　・飼育委員会
・５，６年の全児童で分担し、任期は１年とする。
・毎月第１木曜日の第６校時を定例会とし、常時活動を行う。
・各委員会では委員長、副委員長を選出する。
【児童会集会活動】
・年３回のロング、１０回のショートの集会を実施する。
・ショートは、集会委員会、ロング(七夕集会、ふれあいフェスティバル、６年生送る会)は、代表委員会が中心になって行う。

クラブ活動

【目標】
クラブ活動を通して，望ましい人間関係を形成し，個性の伸長を図り，集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的，実践的な態度を育てる。
【指導の方針】(例)
個性を伸長し、楽しい学校生活や人間関係を築く力の育成を重視する。
4～6学年:25時間(例)

学年や学級の所属を離れ，主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブに　おいて，異年齢集団の交流を深め，共通の興味・関心を追求する活動
(1)　クラブの計画や運営
(2)　クラブを楽しむ活動
(3)　クラブの成果の発表

(例)
○年度初めに、組織・計画について話し合い決定する。
○各学期の終わりに振り返りを行い、次の学期に生かす。
○共通の興味・関心を児童相互の創意や工夫を生かしながら追求する。
○２月にクラブ発表会とクラブ見学（３学年)を行い、活動の成果を発表する場とするとともに、次年度のクラブ決定の参考とする。

(例)
・外スポーツ　・科学　・ダンス＆バトン(地域指導者と連携)　・マンガ＆工作
・料理＆手芸　・体育館スポーツ　・パソコン　・バスケットボール
・第４学年以上の全児童によって組織する。
・毎週木曜日（第１を除く)の第６校時を充てる。
・指導時数は、２０単位時間以上とし、２０単位時間を下らない。
・全教師で分担し、指導する。
・２月の第２木曜日はクラブ発表会、第３木曜日はクラブ見学とする。
・２月下旬に来年度の第１回クラブ希望調査を行って来年度のクラブの種類を決定し，３月に最中調整を行って編成を決定する。

学校行事

【目標】
学校行事を通して，望ましい人間関係を形成し，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養い，協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。
【指導の方針】(例)
学校への所属感や連帯意識を深め、協同の意義、自然や文化の大切さを実感できる体験活動を重視する。
1学年:26時間　2学年:28時間
3学年:33時間　4学年:36時間
5学年:35時間　6学年:44時間

内容		(例)
(1)　儀式的行事	○学校生活に有意義な変化や折り目を付け，厳粛で清新な気分を味わい，新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動。	入学式　着任式　始業式　離任式 終業式　卒業式　修了式　朝会
(2)　文化的行事	○平素の学習活動の成果を発表し，その向上の意欲を一層高めたり，文化や芸術に親しんだりするような活動	学習発表会　演劇鑑賞会 音楽会
(3)　健康安全・体育的行事	○心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め，安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵（かん）養，体力の向上などに資するような活動	運動会★　健康診断　避難訓練 交通安全教室　セーフティー教室
(4)　遠足・集団宿泊的行事	○自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動	全校縦割り徒歩遠足★ 修学旅行　自然教室(宿泊学習)
(5)　勤労生産・奉仕的行事	○勤労の尊さや生産の喜びを体得する会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動	学校周辺クリーン活動★ 老人ホーム訪問交流会 収穫祭　プール清掃

Ⅴ　学級活動　学年の年間指導計画（例）：第５学年

（1）学級や学校の生活づくり	（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全
学級の協同の問題について話し合い、学級の総意を<u>集団決定</u>して、協力して実践する活動	一人一人の問題について、自分の実践課題を<u>自己決定</u>して、解決する活動
ア　学級や学校における生活上の諸問題の解決 ・学級生活を明るく、楽しく、充実、向上させること ・学級の諸活動で生じた問題の解決に関すること イ　学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ・計画委員会に関すること ・係活動に関すること ウ　学校における多様な集団の生活の向上 ・他学年（幼稚園）交流に関すること ・老人ホーム等交流に関すること	ア　希望や目標をもって生きる態度の形成 イ　基本的な生活習慣の形成 ウ　望ましい人間関係の形成 エ　清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解 オ　学校図書館の利用 カ　心身ともに健康で安全な生活態度の形成 キ　食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 ク　その他

月	◎　予想される議題（活動）<28時間>	◎題材（内容種）　○指導のねらい <7時間>
4	①５年○組スタートの会をしよう ・名刺交換会　　学級の組織 ②学級目標を決めよう ・みんなの願い　・かんたんな言葉に	①はりきろう５年生（ア），（ウ） ○高学年としての自覚をもち、よい学級にしようとする意識をもつことができる。 ・進級した喜び　　クラスへの願い ５年生の役割や委員会活動、清掃・日直当番
5	③１学期の学級活動の計画を立てよう ④みんなの役に立つ係を決めよう ⑤クラスの歌や旗をつくろう	②学級活動は自分たちの手で（ア） ○学級活動への議題の提案や計画委員会の役割を知って、決意をもつ。 ・話し合い活動が行われるまで 話し合いのルール確認
6	⑥自然教室(宿泊学習)のクラスのめあてをつくろう ⑦自然教室(宿泊学習)でのクラスの出し物やバスの中のレクを決めよう ⑧学校をもっとよくする工夫を代表委員会へ提案しよう	③自然教室(宿泊学習)に向けて（イ），（キ） ○みんなで力を合わせて楽しい自然教室(宿泊学習)にようとする意欲をもつことができる。 ・役割分担　　活動の内容把握 グループ活動
7	⑨学級スポーツ大会の計画を立てよう ・種目選び　　ルールやゲームの仕方 表彰　　係分担等 ⑩・⑪スポーツ集会 ⑫昼休み時間に２年生と遊ぶ計画を立てよう ・遊びの内容決め　　係分担	④充実した夏休みにしよう（イ），（ク） ○夏休みだからこそできることを考え、進んで計画を立てて楽しく過ごすことができる。
9	⑬学級夏休み作品展をしよう ・展示方法　　展示場所 ⑭２学期に学級活動の計画を立てよう	⑤主体的な運動会への参加(ア)，(ク) ○５年生としての運動会への参加態度について、係分担の意義を理解し、主体的に係わろうとすることができる。
10	⑭学級読書発表会の計画を立てよう ・発表方法　　・発表会後の行動 ⑮読書発表会 ⑯学級ギネスブックをつくろう ・方法　　・内容　　・具体的な作業日程	⑥学校図書館の効果的な活用（オ） ○読書センターと学習センターとしての図書館を主体的・効果的に活用しようとする意欲を高める。
11	⑰学級ギネスに係る記録測定(一部種目) ⑱勤労感謝集会の内容を代表委員会へ提案しよう ・内容　　・方法	⑦さまざまな仕事（エ） ○身の周りある仕事を知り、働くことで社会が成り立っていることを理解する。
12	⑲幼稚園と遊ぶ計画を立てよう ・種目　　・役割分担 ⑳幼稚園との交流会	①風邪の予防 ○風邪の予防法について理解し,学校や家庭生活での予防方法を考え,実践できるようにする。
1	㉑ 学級ギネスブックをつくろう ・ギネス内容　　・作成方等 ㉒ 昼休みにみんなで遊ぶ計画を立てよう	⑨学芸会のテーマを決めよう ○代表委員会へ提案するテーマを相談して決める。
2	㉓ 係活動のまとめをしよう ㉔ お別れ会の計画を立てよう	⑩もうすぐ６年生（ア）
3	㉕ 学級お別れ会	

Ⅳ 平成２１年度　特別活動全体計画（例）

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・学習指導要領解説
- ・小中教育課程編成要領(沖縄県)
- ・その他の法令

学校の教育目標(例)

「自ら学び、人間性豊かで、心身ともに健康でたくましく、意欲的に実践する生徒の育成」
◎よく考えて進んで学習する生徒
◎自他の立場を尊重し、思いやりのある生徒
◎仕事を最後までやりぬく生徒

・地域社会の実態（例）

住宅地が密集、自治会加入者の減少、老人会の協力
・学校の実態
生徒数：506名、15学級
教員数：30名
開校50年
○○の母校

・生徒の実態（例）

明るく素直、規範意識が低い、自主性、積極性が不足、

・保護者の願い（例）

社会性の育成
学習習慣の定着

・教師の願い(例)

豊かな人間性、社会性、自主性、創造性

生徒指導	思いやりと規範意識 「○○中のきまりの定着
各教科	言語活動、伝統文化 体験的な活動の重視
道徳	◎物事を的確に判断し、行動できる。 ◎思いやりがあり、自他の立場を尊重できる。 ◎勤労と奉仕の精神を養い、患者生活の向上に努める。 【１学年】規範意識を身に付け、責任を尊び自主的に自分の役割を果たす態度を身に付けること。 【２学年】法やきまりの意識の理解、相手の立場を理解し、支え合う、集団における役割と責任、国家・社会の一員としての自覚をもつこと。悩みや葛藤、人間関係の理解、自己の生き方についての考えを深めること。 【３学年】最終学年という自覚に立って、常に自己を反省し、社会の一員として強い意志で理想を追求していく生活態度を養うこと。
特活	**目　標** ◎望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り，集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てるとともに，人間としての生き方についての自覚を深め，自己を生かす能力を養う。 **重　点　目　標(例)** 1　自分たちで話し合い、解決し、楽しく豊かな生活をつくる体験を通して、自治的能力を育てる。 2　集団の中で自分の責任を果たす喜びと大切さを味わえる体験を通し、規範意識や自尊感情を高め、進んで社会に参画する態度を育てる。 3　学級・学年、異年齢集団、地域の方など様々な人とふれあう体験を通して、人間関係を築く力を育てる。 4　様々な活動・行事を通して、道徳的実践の指導の充実を図る。
総合的な学習の時間	自然体験、社会体験の重視 ・職場体験学習 ・老人ホームでの体験学習 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度自己の生き方を考える。

その他の教育活動（例）
- ・朝の会や帰りの会(生活指導、話し合い)
- ・給食活動★
- ・当番活動(日直、給食、清掃、その他)
- ・グループ活動
- ・地域との連携
- ・教育相談

学級活動

【目標・指導の方針・時数】

【目標】
学級活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し，諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

【指導の方針】(例)
自らよりよい生活を築くために合意形成をする話合い活動や自分たちでルールをつくって守る活動、責任感や自尊感情を高める活動を重視する。
（３５時間）

【　内　容　】

◎学級や学校生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動

(1) 学級や学校の生活づくり
ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決　イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
ウ 学校における多様な集団の生活の向上

(2) 適応と成長及び健康安全
ア 思春期の不安や悩みとその解決　カ ボランティア活動の意義の理解と参加
イ 自己及び他者の個性の理解と尊重　キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
ウ 社会の一員としての自覚と責任　ク 性的な発達への適応
エ 男女相互の理解と協力　ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成
オ 望ましい人間関係の確立

(3) 学業と進路
ア 学ぶことと働くことの意義の理解　エ 望ましい勤労観・職業観の形成
イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用　オ 主体的な進路選択と将来設計
ウ 進路適正の吟味と進路情報の活用

【　組織　・　時間　・　担当　】（例）

- ・計画委員会は輪番制とし，学級の全生徒で組織する。
- ・学級担任教師が指導にあたる。
- ・係活動や集会活動は，生徒の発達段階を考慮して組織する。
- ・共通事項の内容を関連づけたり，統合したりして，精選して行う。
- ・必要に応じて養護教諭，栄養教諭，司書教諭，地域の方などの協力を得て指導にあたる。
- ・朝や帰りの会で当番活動や係活動等について取り上げ，学級活動とつなげる。
- ・活動内容(1)と(2)及び(3)に配当する時間【学年：(1)/(2)/(3)】
  １年：１５/１０/１０　２年：１４/１０/１１　３年：１３/１０/１２

生徒会活動

【目標】
生徒会活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し，協力して諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度を育てる。

【指導の方針】(例)
よりよい学校生活を主体的に築くための話合い活動や集団への寄与など自治的能力の育成を重視する

全学年：１０時間

◎学校の全生徒をもって組織する生徒会において，学校生活の充実と向上を図る活動

内容	活動
(1) 生徒会の計画や運営	○学校生活に関する諸問題について話し合い，解決を図るための活動(例) （中央委員会）　年間１２時間
(2) 異年齢集団による交流	○学校内の自分たちの仕事を分担処理するための活動 （委員会活動）各学級代表による話合い：年間１２時間
(3) 生徒会の諸活動についての諸連絡調整	○生徒総会　全学年４時間　（例） 各種委員会の活動計画
(4) 学校行事への協力	○運動会でのスローガン決定や地区陸上での応援合戦
(5) ボランティア活動などの社会参加	○ボランティア活動（美化運動など）

【中央委員会】
- ・全学年の各学級代表男女各１名，各委員会の委員長で組織する。必要に応じて提案者，部活動の部長等も参加する。
- ・任期は，中央委員の委員の任期は１年間とする。(生徒会執行部と連携して)
- ・毎月第３金曜日の放課後に行い，そのほか必要に応じて開く。

【委員会活動】

＊図書委員会　＊放送委員会　＊生活委員会　＊広報委員会
＊栽培委員会　＊保体委員会　＊給食委員会など

- ・毎月第１水曜日の第６校時を定例会とし，常時活動を行う。
- ・各委員会では委員長，副委員長を選出する。
- ・全生徒専門員会に所属し，任期は１年とする。

【生徒集会活動】
- ・第３火曜日に集会を実施し，運営は生徒会執行部を中心に行う。
- ・スピーチ朝会は，広報委員会を中心に実施(その他必要に応じた集会活動)。
- ・原則として，集会の運営は執行部と各委員会とが連携して行う。

学校行事

【目標】
学校行事を通して，望ましい人間関係を形成し，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養い，協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。

【指導の方針】(例)
学校への所属感や連帯意識を深め、協同の意義、自然や文化の大切さを実感できる体験活動を重視する。

1学年:26時間　2学年:28時間
3学年:33時間

行事	内容	（例）
(1) 儀式的行事	○学校生活に有意義な変化や折り目を付け，厳粛で清新な気分を味わい，新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を味わい，新しい生活の展開への動機づけとなるような活動。	入学式，就任式，始業式，離任式 終業式，卒業式，修了式，朝会など
(2) 文化的行事	○平素の学習活動の成果を発表し，その向上の意欲を一層高めたり，文化や芸術に親しんだりするような活動。	学習発表会，演劇鑑賞会 音楽会鑑賞会など
(3) 健康安全・体育的行事	○心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め，安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵（かん）養、体力の向上などに資するような活動。	運動会，健康診断，避難訓練 薬物講習会など
(4) 旅行・集団宿泊的行事	○平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに，集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動。	修学旅行，自然教室(宿泊学習)など
(5) 勤労生産・奉仕的行事	○勤労の尊さや創造することの喜びを体得し，職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに，ともに助け合って生きることの喜びを体得し，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動。	学校周辺クリーン活動 老人ホーム訪問交流会 収穫祭，プール清掃など

Ⅴ　学級活動年間指導計画（１学年）例

（１）学級や学校の生活づくり	（２）適応と成長及び健康安全	（３）学業と進路
・学級の協同の問題について話し合い，学級の総意を集団決定して，協力して実践する活動	・一人一人の問題について，自分の実践課題を自己決定して，解決する活動	・自己の将来の生き方と現在の在り方や進路の適切な選択に関する活動
ア学級や学校における生活上の諸問題の解決 ・学級生活を明るく，楽しくさせる充実，向上させること ・学級の諸活動で生じた問題解決に関すること イ学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ・学級の係活動や当番活動に関すること ・その他 ウ学級における多様な集団の生活の向上 ・老人ホームや特別支援学校等との交流 ・他学年，他校との交流	ア思春期の不安や悩みの解決 イ自己及び他者の個性の理解と尊重 ウ社会の一員としての自覚と責任 エ男女相互の理解と協力 オ望ましい人間関係の確立 カボランティア活動の意義の理解と尊重 キ心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 ク性的な発達への適応 ケ食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成	ア学ぶことと働くことの意義の理解 イ自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用 ウ進路適正の吟味と進路情報の活用 エ望ましい勤労観・職業観の形成 オ主体的な進路の選択

月	題　　材	ねらい（育てたい資質や態度）	活動内容・内容項目
4	＊学級の団結旗を作ろう（１時間）	・学級の団結旗の作成をとおして，学級全員にまとまりができ，一人一人の集団生活への適応を図る。	・学級生活を楽しくするための学級旗づくりを行う。（２）オ
	＊学級の組織づくりをしよう（１時間）	・学級生活を楽しく，豊かなものにするため、組織の大切さを理解させるとともに、学級役員や諸係活動の役割分担を行わせ，責任感と学級への所属観を高める。 ・学級の一人一人が協力し合って，よりよい学級を築こうとする意欲や態度を育てる。	・学級役員を話し合いによって決める。 ・学級の係や当番活動を話し合いで決める。（事前の計画員会：朝の会や帰りの会の活用）（１）イ
	＊新入生歓球技大会に参加しよう（１時間）	・球技大会の目的や意義を理解させ，積極的に協力して参加する態度を育てる。	・積極的な参加の仕方を学級全員で話し合う。 ・練習計画や役割の分担を考える。（生徒会との連携）（１）ア
5	＊学級目標を決めよう（１時間）	・みんなで話し合って，よりよい学級を築いていこうとする実践的な態度を育てる。	・個人の目標と学級の目標を話し合いをとおして決める。（１）ア
	＊生徒総会に積極的に参加しよう（１時間）	・生徒総会の意義と目的を理解させ，生徒会の一員としての自覚と責任を高める。	・生徒会の意義と目的の理解 ・生徒会の中央委員会との有機的な連携を視点に学級の係活動を機能化した取組（１）イ
	＊薬物乱用防止講習会について（１時間）	・健康安全教育の視点で薬物の種類とその弊害について理解させ，各個人としてどうあるべきかを考える。	・薬物の種類の理解，薬物の人体への影響（地域の薬剤師や警察機関の活用）集会活動（学校行事）（２）キ
6	＊学習への計画（取組）を考える定期テストへの取組	・基本的な生活習慣や中学校での学習スタイルを振り返る機会を通して，中間テストや期末テストへ臨む姿勢を考えせる	・基本的な生活習慣の確立を考える。 ・日々の学習態度や意欲を高める方法 ・家庭学習の見直し（３）イ
	＊地区中体連総体への参加に向けて（１時間）	・地区総体の参加に向けての心構えや積極的な参加の仕方について考える。	・地区総体の目的の理解 ・生徒会の一員として,応援の在り方を考え，学校の生徒が一丸となって応援参加する方法を話し合う。（２）ウ
	＊校内陸上大会に向けて（１時間）	・校内陸上への積極的に参加する取組を通して，学級への連帯感や所属感をよりいっそう高め，より楽しい学級づくりを考える。	・学級での話し合い（選手や応援決め，練習計画や応援計画）（１）ア
7	＊私の将来の夢や希望（１時間）	・将来に対して夢や希望を持つことの大切さ理解し、夢や希望の実現に向けて、現在どのような生活を送ればいいかを考える。	・読み物教材等の活用による進路意識の啓発 ・人材（先輩等）を活用しての講話（３）ウ
	＊１学期の反省と夏休みの計画を立てよう（１時間）	・各個人が１学期を生活面や学習面から振り返り，改善を図ろうとする意欲、態度を育てるとともに，反省を踏まえ間近に控えた夏休みの計画を立てる。	・１学期の目標を踏まえ，できたことやできなかったことを反省・評価する。（２）イ、ウ
9	＊各自で２学期の目標を立てよう（１時間）	・各自が２学期の目標を立て，その達成に向けて具体的どのようなことをすればよいかを主体的に考える.	・１学期の生活を踏まえ，２学期の目標決め ・目標の発表など（決意の発表）（２）イ
	＊２学期の組織づくり（１時間）	・２学期の学級生活を豊かにするための，役割分担等を考える。	・役割分担の話し合い。（１）イ
	＊身近で働く人々に学ぶ（１時間）	・様々な職業で働く人々がいることを知り，その人々の価値観等から働くことの大切さを知る。	・望ましい勤労観や職業観の育成（３）ア（地域人材の活用）
	＊地区陸上競技大会に向けて（１時間）	・競技に参加，観戦することにより，連帯感や協調性を養うともに，スポーツに対する興味関心を高める。	・応援参加の在り方を決める（１）ア
10	＊働く人に学ぶ（２）（２時間）	・様々な職業で働く人々がいることを知り，その人々の価値観等から働くことの大切さを知る。	・望ましい勤労観や職業観の育成（３）ア（地域人材の活用）
	＊一人暮らしの老人宅を訪問しよう（１時間）	・地域の一人暮らしの老人宅を訪問することにおいて，その人々と交流を深め，人のために貢献する態度を育てる。	・昔のくらしや生活のようすを聞く。 ・手作りのプレゼント（野菜など）（２）オ、カ
	＊人の個性（１時間）	・人にはそれぞれの個性があり，お互いの個性を認め合うことで，自分の良さを伸ばそしていこうとする態度を育てる。	・人の個性の理解 ・各自の個性（良さ）に気付く（エンカウンターなど、スキル）（２）イ

（以下省略）

資　　　　料

新学習指導要領

Ｑ＆Ａ

小学校・中学校新学習指導要領Q＆A

総　　則

【総則：小・中共通】

問１－１　総則第１の１の表記として、これまでは「自ら学び自ら考える力」とありますが、新学習指導要領で削除したのはなぜでしょうか。

答１－１　様々な視点で「学力」について分析した結果，学校教育法第３０条の２の三要素を具体的な規定とした。そのため，「自ら学び・・・」に変えて，「基礎的・基本的な知識及び技能を・・・努めなければならない。」としたためです。

【総則：小・中共通】

問１－２　総則第１の１に「・・・思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくみ、・・・」とあるが、「その他の能力」とは何をさしているのでしょうか。

答１－２　法令上の表記方法として，このような表記にしています。
①「A・B・Cその他のD」→A・B・Cは，Dの代表的な例示である場合。
②「A・B・Cその他D」→A・B・C・Dを並記した場合。
従って，思考力・判断力・表現力は，その他の能力である理解力，創造力，行動力，適応力，集中力，忍耐力，決断力，包容力等々の代表的な例示としてとらえることができます。

【総則：小・中共通】

問１－３　総則第１の１の表記として、これまでは「発達段階」とありますが、新学習指導要領では「発達の段階」に改められています。その意図は何でしょうか。

答１－３　「発達段階」は，段階を年齢や学年でとらえる傾向が強かった。「発達の段階」は，段階を年齢や学年を含め，幼児児童生徒一人一人の発達の状態や特性など，発達を広くとらえることをめざしたため，助詞の「の」を入れた表記にしています。

【総則：小・中共通】

問１－４　学校教育法や総則第１の１では「主体的に学習に取り組む態度」とあり、その他では「学習意欲」との表記もありますが、違いがあるのでしょうか。

答１－４　学校教育法（３０条の２）においては，法律の規定に基づく表現のために「主体的に学習に取り組む態度」で表記しています。総則第１の１でもそれを踏まえて同様の表記にしました。それ以外では「学習意欲」と表記している場合もありますが，とらえは同じです。

【総則：小】

問１－14　総則第１の２に、「集団宿泊活動」を追記した意図は何ですか。

答１－14　学校教育として実施されている集団宿泊活動が，集団での活動を通して，有意義（他者とのかかわりを通して自己を見つめたり，他者を認めたりするなど）な体験活動を子どもたちに提供していることを重視して盛り込みました。なお，関連として，中学校においては職場体験活動を，高等学校においては社会奉仕体験活動や就業体験活動を追記しています。

【総則：小・中共通】

問１－５　総則第１の３に「食育」の推進が記載されていますが、教育課程に位置付けて指導する必要がありますか。

答１－５　昨今の現状を踏まえて「食育」を明記しました。総則にあるということは，教育課程に位置付けて指導することが必要です。具体的な位置付けについては，体育に関する全体計画に欄を設けて表記することで，学校教育においての指導の充実を図るとともに，家庭科や特別活動，総合的な学習の時間などで指導の充実を図る必要があります。
なお，本県は，食育基本法(平成17年7月)と食育推進基本計画に基づき，各学校で栄養教諭を中心

に，「食に関する指導に係る全体計画」を作成することを推進しています。
（平成１９年度作成・配布の『食育－指導の手引き』を参照）
※「食の指導」のとらえは，学校教育で行われる「食」に関する指導のことであり，「食育」のとらえは，家庭や地域で行われることも含めた食の指導であることを指しています。

【総則：小・中共通】

問１－６　総則第３の１「（略）ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。（略）」について、学校の判断で長期休業期間を変更してもよいと理解して良いですか。
また、中学校では「（略）各教科等（特別活動を除く。）・・・」と規定されており、特別活動が本規定の対象から外されています。中学校でのみ特別活動が対象外になっている理由を教えてください。また、集団宿泊活動や職場体験活動などの学校行事を長期休業期間中にまとめて行うことは可能でしょうか。

答１－６　長期休業期間については，学校教育法施行令第２９条において，学校の設置者（市町村教育委員会など）が定めることになっています。
本規定は長期休業期間の変更について，学校にその権限を付与する趣旨ではなく，長期休業期間中に各教科等の時間をまとめて確保することができることを確認的に規定したものであり，各学校においてどのような手続きを経て長期休業期間中に授業日を設定できるようにするかは，各設置者の定めるところによることとなります。
また，特別活動のうち総則第３の１が適用され，年間３５週以上にわたって行うよう計画することが求められるのは，標準授業時数を示している学級活動だけとなります。そのため，集団宿泊活動や職場体験活動などの学校行事は，そもそも原則として年間３５週以上にわたって行うよう計画することは求められておらず，長期休業期間中に授業日を設定してまとめて行うことは可能です。
なお，中学校においてのみ，特別活動が総則第３の１ただし書きの適用外となっているのは，中学校は教科担任制であり，小学校と比較して学級担任が不断に生徒と接することが難しいという事情に鑑み，毎週，学級活動の時間を設けることを求めているためです。

（参考：学校教育法施行令
第二十九条　公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日は，市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が，公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。）

【総則：小・中共通】

問１－７　総則第３の１に基づき、道徳の時間についても、夏休み等にまとめ取りはできるのでしょうか。

答１－７　道徳教育の要としての道徳の時間については，「各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め，道徳的実践力を育成する」と規定されており，その趣旨を踏まえれば，３５週にわたって行うことが原則であり，夏休み等にまとめて実施することは，適切とは言えません。
なお，総則第３の１の「ただし，各教科等や・・・特定の期間に行うことができる。」という規定に基づき，例えば，４週間のうち，２週は週１コマずつ，１週は２コマ続けて時間を確保し，１週は時間をとらないなどの工夫をすることは可能です。

【総則：小・中共通】

問１－８　「はどめ規定」の見直しにより、応用的な問題等を全員に指導する内容として追加することは可能でしょうか。

答１－８　①児童生徒の実態に応じた指導内容であること
②学習指導要領と関連性があること
※上記は，各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しないことである。
③児童生徒の負担過重にならないこと
これらに留意して指導することになります。そのため，予め年間指導計画に位置付けることはできません。
なお，教科によっては「はどめ」規定が生きている指導内容もあります。予め，学習指導要領を読み込むことが必要です。

【総則:小・中共通】

問１－９　総則第３の３「各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童（生徒）の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。」について、毎朝１５分の学習時間を設定し、週３回計算ドリルや新出漢字の学習を行って、授業時数を１時間とカウントすることや、毎朝１５分の授業を１時間目に組み込み６０分授業とすることは可能でしょうか。

答１－９　学習指導要領の第１章　総則に規定されているとおり,「児童・生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮し」当該学習活動を指導計画に適切に位置付け，教育的な配慮に基づいた判断を行った上で，そのような授業を行うことは可能です。

この規定は，たとえば，観察や実験の際の理科の授業は６０分で行ったり，計算や漢字の反復学習を１０分間程度の短い時間を活用して行ったりするなど，児童・生徒の発達の段階や，各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮して設けたものです。

ただし,「年間授業時数を確保しつつ」とは，あくまでも授業時数の１単位時間を４５分（小学校）または５０分（中学校）として計算した学校教育法施行規則別表第１（第５１条関係）及び別表第２（第７３条関係）に定める授業時数を確保するという意味であることに留意し，授業時数を確保する必要があります。また，１単位時間を弾力的に編成する際には，教科や学習活動の特質に照らして妥当かどうかの教育的配慮に基づいた判断が必要であることは言うまでもありません。

※安易な実施により授業時数を確保したとしても，各教科等の目標を達成すること（児童生徒に身に付けさせたい能力の定着）ができなければ無意味です。

【総則:小・中共通】

問１－10　総則第３の３について、中学校においては、「なお、１０分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。」とされていますが、その場合、教師は教室にいなくても授業時数にカウントできるのでしょうか。

また、小学校ではこの規定がありませんが、１０分間程度の短い時間を単位とした授業を授業時数にカウントすることはできないのでしょうか。

答１－10　授業時数としてカウントする場合，教師は生徒を指導できる状況にある必要があり，教室にいることが原則です。この規定は，教育課程編成上，１０分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合に，一定の要件の下，必ずしも当該教科の担当教師でなくとも，例えば，学級担任の教師がこのような学習に立ち会った場合，授業時数にカウントすることが可能であることを明確にするものです。

また，小学校は原則として学級担任がすべての教科等の指導を行うことができることから，このような規定は設けていませんが，児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断に基づき，特定の学習活動を１０分間程度の短い時間を単位として行った場合，その時間を授業時数にカウントすることは可能です。

なお，朝の短い時間（１０分間程度）で行われる活動の場合，国語科の授業等との関連で行う意図的・計画的な読書活動は授業としてカウントできますが，児童生徒の興味関心に基づいて行われる読書活動はカウントできません。また，朝の活動を道徳の時間や学級活動としてカウントすることも趣旨が違うためにできません。

【総則:小・中共通】

問１－11　総則第３の５「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」について、学校行事の中には、総合的な学習の時間とも目標を同じくする活動がありますが、この場合、一部を総合的な学習の時間、一部を特別活動として授業時数にカウントすることは可能でしょうか。（例：体験活動の事前事後の準備活動（班決めなど）も総合的な学習の時間と考えて良いか。）

答１－11　本規定は，特別活動で体験活動を行ったことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

総合的な学習の時間と，特別活動はその目的を異にしています。総合的な学習の時間は，横断

的・総合的な学習や探究的な学習を通して，自ら課題を見付け，解決する力等を身に付けさせること，一方，特別活動は集団活動やその一環としての体験的な活動を通じて社会性や人間関係をはぐくむことを目的としています。
　例えば，修学旅行の中で，訪問調査などを行う場合，そのねらいが「総合的な学習の時間」に合致する場合には，当該旅行全体を特別活動としての修学旅行とするのではなく，総合的な学習の時間としての訪問調査については総合的な学習の時間として位置付け，その他の時間については，特別活動として位置付けることは可能です。その場合において，事前事後のどのような活動が総合的な学習の時間として位置付けられるかは一律には言えませんが，活動の趣旨に即して適切に判断する必要があります。

【総則：小・中共通】

問１－12　中央教育審議会答申（平成２０年１月）において、「習得・活用・探究」という考え方が示されましたが、「活用」とはどのようなものですか。「基礎的・基本的な知識・技能」や「思考力・判断力・表現力等」との関係はどのように考えればよいですか。

答１－12　「習得・活用・探究」の学習の流れの考え方について，ポイントは以下の５点になります。
①　「基礎的・基本的な知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力等」は子どもに身に付けさせるもの，「習得・活用・探究」はそのための学習活動の類型を示したものです。
②　各教科では，基礎的・基本的な知識・技能を「習得」するとともに，観察・実験をしてその結果をもとにレポートを作成したり，文章や資料を読んだ上で知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述したりするといったそれぞれの教科の知識・技能を「活用」する学習活動を行う必要があります。そして，それを総合的な学習の時間等における教科等を横断した問題解決的な学習や「探究」活動へと発展させることが必要です。
③　これらの学習活動は相互に関連し合っており，截然と分類されるものではありません。
④　各教科での「習得」や「活用」，総合的な学習の時間を中心とした「探究」は決して一つの方向で進むだけではありません（「習得→活用→探究」の一方通行ではない)。
⑤　これらの学習の基盤となるのは言語に関する能力であり，そのために各教科等で言語活動を充実させることが必要です。

【総則：小・中共通】

問１－13　指導要録の改善に伴う評価規準や評価の観点の見直しの可能性と今後のスケジュールはどうなっていますか。現行の「４つの観点を見直す」との情報を聞いたこともありますが、本当でしょうか。

答１－13　平成２０年１月の中央教育審議会答申では，「評価の観点並びにそれぞれの観点の評価の考え方，設定する評価規準，評価方法及び評価時期等について，今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえ，より一層簡素で効率的な学習評価が実施できるような枠組みについて，さらに専門的な観点から検討を行う」ことが提言されています。今後，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領を改訂した後，専門的な検討を行うことになります。
　いわゆる「４観点」をどう考えるかも含め，具体的な改善の内容についてはこれからの検討によります。

【総則：中】

問１－15　選択教科について、新学習指導要領においては、標準授業時数の枠外で開設することができるという扱いになりましたが、「選択教科を開設しない」あるいは「学校（学年）として特定の教科による選択教科を開設する（いわゆる学校選択)」という取扱いも可能でしょうか。
**　また、移行期間中に選択教科をいわゆる学校選択とすることは可能でしょうか。その際、例えば、選択教科の時間を数学科に充て、学習指導要領で必ず指導すべきものと位置付けられている内容を行うことは可能でしょうか**

答１－15　新学習指導要領が本格実施される平成２４年度以降については，選択教科を開設しないという判断は当然に可能です。なお，新学習指導要領においては，現行学習指導要領の総則第３の３「（略）生徒の特性等を十分考慮して，それぞれの生徒に適した選択教科を履修させるものとする。」との規定は置いていないことから，いわゆる「学校選択」も可能です。
　なお，移行期間中は，選択教科についても標準授業時数が定められており，選択教科を開設する必要があります。ただし，６月１３日付け文部科学事務次官通知「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導要領について」において示したとおり，現行学習指導要領総則第３の３の規定は適用しないこととしており，いわゆる「学校選択」も可能となっています。

ただし，この場合に，例えば，平成２１年度の中学校第３学年の選択教科のうち１コマを数学科の時間として開設し，数学科の時間を週３コマから４コマに増加した上で，補充的な学習や発展的な学習ではなく，現行学習指導要領上必修教科としての数学の枠内で指導すべき内容を行うことは選択教科の趣旨を踏まえたものとは言えません。選択教科は必修教科とは別に選択教科として開設し，その内容についても，総則の選択教科に関する規定に則って行う必要があります。また，学習評価についても選択教科として必修教科とは別に行うことが必要です。

【総則：中】

問１－16　総則第４の２（１３）「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。（略）」について、新たにこの規定が置かれた理由を教えてください。

答１－16　中学校における部活動については，教育課程外の活動であるものの，学校教育活動の一環として中学校教育において大きな意義や役割を果たしていると言えます。中学校学習指導要領では，本年１月の中央教育審議会答申においてこれら部活動が「中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ，教育課程に関連する事項として，学習指導要領に記述することが必要」と指摘されたことを受け，部活動の意義や留意点，配慮事項等を規定したものです。

国　　語

【国：小・中共通】

問２－１　国語科において言語活動例を充実させている趣旨と、指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答２－１　中央教育審議会答申（平成２０年１月）においても，教育内容に関する主な改善事項に挙げられているように，各教科等における言語活動の充実は，今回の学習指導要領の改訂において各教科等を貫く重要な視点です。国語科は，言語力育成の基盤となる教科であることから，言語活動例の充実等を行っています。

「話すこと・聞くこと」，「書くこと」及び「読むこと」の各領域においては，言語活動を通して，それぞれの指導事項の指導を行うという趣旨をより明確にするため，言語活動例を，新学習指導要領においては内容の(2)に位置付けました（これまでは，小学校学習指導要領では内容の取扱いに，中学校学習指導要領では指導計画の作成と内容の取扱いに規定)。また，基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けさせるという観点から，言語活動例を見直し，小学校では日常生活に必要とされる記録，説明，報告，紹介，感想，討論など，中学校では社会生活に必要とされる発表，討論，解説，論述，鑑賞などの言語活動を具体的に例示しています。各学校においては，これまでと同様に内容の(1)に示す指導事項を，(2)に示す言語活動例を通して指導することになりますが，学校や児童生徒の実態に応じて，様々な言語活動を工夫し，その充実を図っていくことが重要です。

なお，これらは例示であり，これらのすべてを行わなければならないものではなく，また，それ以外の言語活動を取り上げることも考えられます。

【国：小・中共通】

問２－２　伝統的な言語文化に関する指導を重視する趣旨等はどのようなものですか。

答２－２　古文や漢文等の伝統的な言語文化は，創造と継承を繰り返しながら形成されてきました。新学習指導要領では，改正教育基本法において伝統や文化に関する教育が重視されたことを踏まえ，伝統的な言語文化をを小学校低学年から取り上げて親しむようにし，我が国の言語文化を継承し，新たな創造へとつないでいくことができるよう内容を構成しています。

小学校では，例えば，低学年では昔話や神話・伝承など，中学年では易しい文語調の短歌や俳句，慣用句や故事成語，高学年では古文・漢文などを取り上げています。なお，伝統的な言語文化に関する指導については，第１学年から第６学年までの各学年において継続して指導し，古典に親しめるよう配慮することが必要です。

また，中学校では，生徒が古典に一層親しめるようにするとともに，我が国に長く伝わる言語文化について関心を広げたり深めたりすることを重視して指導するようにします。そのために，

例えば，第１学年では文語のきまりや訓読の仕方を知って音読すること，第２学年では古典に表れたものの見方や考え方に触れること，第３学年では歴史的背景などに注意して古典を読むことなどを取り上げています。教材については，生徒が古典の文章の内容を概括したり古典の文章に関する様々な事柄に触れたりすることができるよう，古典の原文だけでなく，分かりやすい現代語訳や古典の世界について解説した文章などを適切に取り上げることが必要です。

【国：小・中共通】

問２－３　読書活動を充実するに当たっての留意事項について、教えてください。

答２－３　言語に関する能力をはぐくむに当たっては，読書活動の充実が不可欠です。国語科はもちろん，各教科等において，発達の段階を踏まえた指導のねらいを明確にし，読書活動を推進することが重要です。

小学校国語科においては，「話すこと・聞くこと」，「書くこと」及び「読むこと」の各領域の指導の中で，必要な図書資料を得ることなど，目的を明確にして学校図書館を計画的に利用し，読書活動を進めることが大切です。

また，各学年の「読むこと」には，物語や詩，伝記，説明，記録，解説などの多様な本や文章を読んで感想を述べたり考えを表現したりする言語活動例を示しています。例えば，一冊の本だけでなく，同じ主人公や作家の本やシリーズへと，児童の読書範囲が広がるよう工夫して指導することが求められます。このような言語活動を通して，本の題名や種類などに着目したり，索引を利用して検索をしたりするなどにより，児童自ら必要な本や資料を選ぶことができるように指導する必要があります。

中学校国語科においては，読書に関する指導事項と言語活動例を「読むこと」の内容に位置付けました。これは，国語科における読むことの学習指導の成果が，生徒の学習意欲を高め，読書力を養い，日常の読書活動に役立つものになることを一層重視したからです。具体的には，新聞やインターネット，学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較したり，自分の読書生活を振り返ったりするなどの言語活動例を示しました。このような言語活動を通して，指導事項に示した，本や文章などから必要な情報を得るための方法を身に付けたり，情報を基に自分の考えをまとめたりすることなどについて指導する必要があります。

また，「読むこと」の学習だけでなく，「話すこと・聞くこと」や「書くこと」の学習において，説明や発表・報告などのために本や文章などを読むことは頻繁に行われます。こうした際に，学習・情報センター，読書センターとしての機能を備えた学校図書館などを計画的に利用し，その機能の活用を図るようにすることが大切です。

【国：小・中共通】

問２－４　国語科における、小学校と中学校との関連について教えてください。

答２－４　今回の改訂においては，教育基本法に義務教育の目的（第５条第２項），学校教育法に義務教育の目標（第21条）がそれぞれ規定されたことを踏まえ，義務教育９年間を見通して，発達の段階に応じた小学校教育と中学校教育の連続性の確保を重視していることに留意する必要があります。国語科の指導内容は，系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに，螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し，能力の定着を図ることを基本としています。そのため，児童生徒の実態に応じ，各学年段階で重点を置くべき指導内容を明確にして，その系統化を図りました。

「解説・国語編」では，巻末に「付録４」として「各学年の目標及び内容の系統表（小・中学校）」を掲載しています。これを見ると，例えば各領域の指導事項が，小学校・中学校ほぼ同じ学習過程に即して配列されており，それに基づいて各学年段階でどのような指導を行うことになっているか理解できます。この表などを参考にしながら，小学校での指導に当たっては，指導内容が中学校でどのように発展していくのか，中学校での指導に当たっては，指導すべき内容に関連して小学校でどのような指導が行われてきたのかを把握することが大切です。

【国：小】

問２－５　ローマ字に関する事項が第４学年から第３学年に移動している趣旨とその指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答２－５　日常の中でローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり，コンピュータを使う機会が増えたりするなど，ローマ字は児童の生活に身近なものになってきています。また，小学校３年生から，総合的な学習の時間においてコンピュータを用いた調べる学習などを行うなど，キーボードを用いる機会が増えます。これらのことから，これまでは第４学年であったものを，今回の改訂では，第３学年の事項とし，ローマ字を使った読み書きをより早い段階において指導するようにしたものです。

なお，平成２１年度から２２年度までの新学習指導要領への移行期間中，現行小学校学習指導要領による場合，平成２２年度の第３学年の指導に当たっては，ローマ字の事項を加えることと

しております。その教材については各学校の実態に応じて適切に工夫し指導する必要があります。

【国：小】

問２－６　「書くこと」において、書いたものを読み合ったり発表し合ったりする指導事項が位置付けられた趣旨と、指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答２－６　文章を書くことは，多くの場合，読んでもらう相手がいることが前提です。その相手との交流を，書くことのまとめとして位置付けたものです。

「書くこと」の指導事項は，課題設定や取材に関する事項，構成に関する事項，記述に関する事項，推敲に関する事項，交流に関する事項と，学習過程に即して示しています。これは，自ら学び，課題を解決していく能力の育成を重視したものです。したがって，交流する際にも，書き終えたものの良し悪しだけではなく，課題を設定し，学習の見通しをもち，実際に書いてきた過程の全体を通して振り返ることができるようにする必要があります。その際，言語活動例を参考にしながら，児童自身が書く相手や目的，意図を明確にし，それらに即して工夫して書くことができるよう指導することが大切です。

【国：小】

問２－７　書写の指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答２－７　書写の指導については，手紙を書いたり記録をとったりするなどの日常生活や学習活動に役立つようにする観点から改善を図っています。

例えば第５学年及び第６学年では，用紙全体との関係に注意して書いたり，書く速さを意識して書いたりすることや，目的に応じて使用する筆記具を選び，その特徴を生かして書くことなどを求めています。

また，毛筆を使用する書写は，第３学年以上の各学年で行い硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導し，硬筆を使用する書写の指導は，第１学年から第６学年までの各学年で行うとともに，文字を正しく整えて書くようにすることに留意する必要があります。

【国：中】

問２－８　音声の働きや仕組みに関する事項を第１学年に移動している趣旨と、指導に当たっての留意事項について教えてください。

答２－８　音声の働きや仕組みに関する事項は，現行では第２学年及び第３学年の事項として設定しています。今回の改訂では，生徒が話し言葉として使用してきた音声がどのような特色をもっているのかということを，中学校の早い段階で指導するために，第１学年の事項として設定しました。また，新学習指導要領「外国語」の「３　指導計画の作成と内容の取扱い」に，「ウ　音声指導に当たっては，日本語との違いに留意しながら，発音練習などを通して２の(3)のアに示された言語材料を継続して指導すること。」とあることを踏まえ，関連した指導をすることが効果的です。

なお，平成２１年度から２３年度までの新学習指導要領への移行期間中，現行学習指導要領による場合，平成２３年度の第１学年の指導に当たっては，音声の働きや仕組みに関する事項を加えることとしております。その教材については各学校の実態に応じて適切に工夫し指導する必要があります。

【国：中】

問２－９　書写の配当時数の目安が変わったことについて、その趣旨と指導に当たっての留意事項について教えてください。

答２－９　書写の指導に配当する授業時数は，現行では，第１学年は国語科の授業時数の10分の２程度（約28単位時間），第２学年及び第３学年は各学年10分の１程度（約11単位時間）としています。これを，今回の改訂では，第１学年及び第２学年は20単位時間程度，第３学年は10単位時間程度と改めました。これは，現行の３年間の書写の総配当時数を維持しながら，第１学年と第２学年の国語科の授業時数が同じになったことに合わせて，書写の配当時数をそろえるようにしたものです。その際，「話すこと・聞くこと」，「書くこと」，「読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕における指導と関連させた指導計画になるよう配慮するとともに，文字文化に親しみ，社会生活や学習活動に役立つよう内容や指導の在り方の改善を図ることが大切です。

社　　会

【社：小】

問３－１　小学校社会科の移行期間中における指導について留意すべきことは何でしょうか。

答３－１　社会科の移行措置の内容としては，移行期間中に新学習指導要領を実施するかどうかにかかわらず，新学習指導要領に定める一部の内容（第３学年及び第４学年の県の様子に関する学習において４７都道府県の名称と位置を指導すること，第５学年の国土の様子に関する学習において世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置，我が国の位置と領土を指導することなど）を指導することになっています。このため，すべての学校において，これらの内容を踏まえて年間指導計画を作成することが必要となります。

加えて，移行期間中に新学習指導要領を実施する場合には，各学年の目標や内容など新学習指導要領において改善された点を理解した上で，各学年の年間指導計画の作成や各単元の指導計画の見直しを行う必要があります。特に，第３学年及び第４学年における「地域社会における災害及び事故の防止に関する内容」，「県の様子に関する内容」，第５学年における「国土の自然などに関する内容」，「情報産業や情報化した社会の様子に関する内容」については，新しい単元の構成や教材の開発が必要となりますので注意が必要です。なお，移行期間中に新学習指導要領を実施しない場合にも，いずれ必要となる年間指導計画の作成等を見据えて準備を進めておくことが重要です。

【社：小】

問３－２　移行期間中における小学校学習指導要領の特例を定める告示（文部科学省告示第９８号）のうち、３　社会（２）の規定をどのように読み取ったらよいのでしょうか。

文部科学省告示第９８号（抄）
３　社会
（２）平成２１年度の第３学年又は平成２２年度の第３学年若しくは第４学年の社会の導に当たっては，現行小学校学習指導要領第２章第２節第２の〔第３学年及び第４学の２（６）ウの規定にかかわらず，新小学校学習指導要領第２章第２節第２の〔第３学年及び第４学年〕の２（６）ウの規定によること。

答３－２　現行学習指導要領における第３学年及び第４学年の県（都，道，府）に関する内容のウでは，産業や地形条件から見て県（都，道，府）内の特色ある地域の人々の生活を学習してきました。この内容について，新学習指導要領では「地形から見て特色ある地域」を第５学年に移行統合し，新たに「自然環境，伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を加えています。

そこで移行措置では，全面実施となる平成２３年度に第５学年を迎える学年の児童に対して平成２１年度（第３学年）若しくは平成２２年度（第４学年）のいずれかでこの内容を指導する際，又は平成２３年度に第４学年を迎える学年の児童に対して平成２２年度（第３学年）にこの内容を指導する際には，地形に関する内容の重複を避けるため，新学習指導要領の内容である「自然環境，伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を学習することとしています。

【社：小】

問３－３　第３学年又は第４学年の指導事項として４７都道府県の名称と位置について調べる活動を規定した趣旨は何ですか。また、指導に当たってはどのような配慮が必要ですか。

答３－３　基礎的・基本的な知識を定着させることとともに，広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を深めることは重要です。このため，４７都道府県の名称と位置について調べる活動を規定し，児童自身が住んでいる県（都，道，府）の位置を広い視野からとらえ，その特色を考える手掛かりとするようにしました。

また，指導に当たっては，小学校修了までに確実に身に付け，活用できるようにするため，各学年において工夫して指導する配慮が必要です。具体的には，例えば地図帳や統計資料などを効果的に活用するほか，日本の都道府県を表す地図を教室に掲示して活用するなど，教室環境を工夫することも考えられます。また，ただ暗記させるのではなく，「特定の課題に関する調査（社会）」（平成１９年国立教育政策研究所実施）（http://www.nier.go.jp/kaihatsu/tokutei_shakai/index.htm）などの各種調査の結果をもとに習熟の傾向と課題をとらえて指導することが必要です。

【社：小】

問３－４　第６学年の指導事項として狩猟・採集を加えたのはなぜでしょうか。

答３－４　我が国の伝統や文化を大切にし，日本人としての自覚を持つようにすることは重要です。このため，例えば，貝塚や集落跡などの遺跡，土器などの遺物を取り上げて調べ，日本列島では稲作以前にも長い期間，豊かな自然の中で狩猟や採集が行われていたことが分かるようにすることとしました。

【社：小】

問３－５　第６学年の内容の取扱いにおいて、従来あったいわゆる歯止め規定がなくなる一方で、指導事項の精選については残っているのはなぜでしょうか。

答３－５　今回の改訂に当たっては，学習指導要領の基準性を明確にする観点から，いわゆる歯止め規定は全教科等を通じて見直しを行っています。
一方，指導事項の精選については，児童にとっては我が国の歴史を初めて学習することから，歴史上の細かなできごとや年号などを覚えさせることより，まず我が国の歴史に対する興味・関心を持たせ，その大切さに気づくようにすることを重視することをねらいとし引き続き規定することにしています。

【社：小】

問３－６　移行期間中、地理的分野の学習を新学習指導要領により指導する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。

答３－６　新学習指導要領の地理的分野の学習内容は，他分野と比べて異同が大きくなっています。具体的には，現行の地域的特色をとらえる視点や方法を身に付けさせる学習から地誌的な学習内容を中心とした学習に再構成するとともに，世界の扱いを充実させています。このことを踏まえ，所要の授業時数を確保するとともに，世界や日本の諸地域学習に関する教材を準備し，地図帳や多様な資料を十分に活用しながら指導を行うことが必要となります。

【社：中】

問３－７　移行期間中の平成２２年度以降の入学生についての指導に当たって、どのような点に留意したらよいでしょうか。

答３－７　平成２２年度以降の入学生から新学習指導要領に定める授業時数となります（下表参照）。このため，移行期間中の第１学年，第２学年で学習する地理的分野及び歴史的分野の授業時数を適切に配当するとともに，３年間を見通した指導計画を作成して指導することが大切です。

表　中学校社会科の授業時数

		２１年度入学生	２２年度入学生	２３年度入学生
移行期間	平成 21 年度	1年　１０５時間 地理・歴史		
	平成 22 年度	2年　１０５時間 地理・歴史	1年　１０５時間 地理・歴史	
	平成 23 年度	3年　８５時間 公民	2年　１０５時間 地理・歴史	1年　１０５時間 地理・歴史
完全実施	平成 24 年度		3年　１４０時間 歴史／公民	2年　１０５時間 地理・歴史
	平成 25 年度			3年　１４０時間 歴史／公民
３年間の分野別 配当時間数		地理　歴史　公民 105　105　85	地理　歴史　公民 120　130　100	地理　歴史　公民 120　130　100

【社：中】

問３－８　移行期間中において現行学習指導要領による場合、移行期間最終年度の平成２３年度と新学習指導要領全面実施の平成２４年度において、地理的分野の学習をどう進めたらよいのでしょうか。

答３－８　平成２３年度の入学生に対し現行学習指導要領によって指導する場合，新学習指導要領で充実した世界や日本の諸地域学習を平成２４年度（第２学年）に行うことを前提に，第１学年で

指導すべき内容が，移行期間中における中学校学習指導要領の特例を定める告示には具体的に示されています。これを基にして２年間を見通した指導計画を作成し，指導することが大切です。

【社：中】

問３－９　歴史的分野においては我が国の歴史の大きな流れを理解するための学習が重視されています。個別の事象は軽く扱えばよいのでしょうか。

答３－９　今回の改訂においては，我が国の歴史の大きな流れを理解するための学習を重視し，学習指導要領上も学習内容を構造的に，また焦点を明確にして示すことにしました。このことは，これまでの歴史学習がややもすると個別の事象の並列的な提示と記憶に傾き，ひとまとまりの学習内容の焦点がつかみにくくなっていたことを改善することをねらいとしています。この改善の趣旨を踏まえ，各事象の学習の仕方を十分に工夫する必要があります。例えば，焦点化された内容に関わりが低い事象は必ずしも取り上げるべきではないことになり，反対に，それに深くかかわる事象は十分な時間をかけて学習方法を工夫し，しっかりと理解させることが必要になります。

【社：中】

問３－１０　公民的分野においては、社会科全体のまとめとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させることとなっています。指導に当たって、地理的分野、歴史的分野の学習の成果を活用するとはどのようなことですか。

答３－１０　この項目において探究させる課題そのものについては，持続可能な社会を形成するという観点から様々なものが想定されます。したがって，例えば，地理的分野における自然環境，人口，資源・エネルギー，産業などの観点からの日本についての学習の成果や，歴史的分野における各時代の日本人の生活や社会の様子についての学習や身近な地域の学習の成果を生かしながら，課題を探究させることが考えられますが，具体的には，課題の内容に応じて，活用される学習成果は異なるものとなると考えられます。

【社：中】

問３－１１　宗教教育について、歴史的分野では仏教、キリスト教、イスラム教が例示されていますが、これら以外の宗教を取り扱うことは可能でしょうか。

答３－１１　宗教に関する学習については，教育基本法の改正を受け，充実させています。具体的には，地理的分野においては世界各地の生活と宗教とのかかわりや世界の主な宗教の分布について，歴史的分野においては世界の主な宗教のおこりについて，公民的分野においては宗教と社会生活とのかかわりなどや，国際社会における文化や宗教の多様性について扱うことになります。歴史的分野で例示されたもの以外の宗教を取り扱うことも可能ですが，それぞれの項目の趣旨を踏まえて取り扱うことが求められます。また，教育基本法第１５条の規定に従って行う必要があります。

教育基本法（抄）

第１５条　宗教に関する寛容の態度，宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は，教育上尊重されなければならない。

２　国及び地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

算　数・数　学

【算・数：小・中共通】

問４－１　移行期間中の補助教材については、いつ頃、どのように配布されるのですか。

答４－１　平成21年度に指導内容が追加される学年（算数・数学：小１～小６，中１，理科：小３～小６，中１・３）のすべての児童生徒・担当の先生方等に対し，教科書を補完する補助教材を作成し，配布することとしています。補助教材は，先生方の指導のしやすさ，児童生徒の使いやすさの観点から，各学校で使用されている教科書のスタイルに準拠したもの（補遺）となるように，教科書会社に作成を依頼することとしています。また，移行期間中に追加して指導すべき内容は

年度ごとに異なるため，それぞれの年度ごとに補助教材を作成・配布する予定です。平成21年度に児童生徒が使用する補助教材について平成21年3月末までに各学校に配布できるよう現在準備を進めているところです。また，各教育委員会などに対しては，補助教材の内容が確定した段階（２月中・下旬）で，できるだけ速やかにその内容をお知らせする予定です。具体的な配布方法については，今後決まり次第すみやかにお知らせします。

【算：小】

問４－２　「算数的活動」について教えて下さい。

答４－２　算数的活動とは，児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味しています。

ここでいう「目的意識をもって主体的に取り組む」とは，新たな性質や考え方を見いだそうとしたり，具体的な課題を解決しようとしたりすることです。算数的活動を通して，数量や図形の意味を実感をもってとらえたり，思考力，判断力，表現力等を高めたりできるようにするとともに，算数を学ぶことの楽しさや意義を実感できるようにするためには，児童が目的意識をもって主体的に取り組む活動となるように指導する必要があります。その意味で，例えば，教師の説明を一方的に聞くだけの学習や，単なる計算練習を行うだけの学習は，算数的活動には含まれません。

算数的活動は，様々な活動が含まれ得るものであり，作業的・体験的な活動など身体を使ったり，具体物を用いたりする活動を主とするものが挙げられることが多いですが，そうした活動に限られるものではありません。算数に関する課題について考えたり，算数の知識をもとに発展的・応用的に考えたりする活動や，考えたことなどを表現したり，説明したりする活動は，具体物などを用いた活動でない場合であっても算数的活動に含まれます。

このような，算数的活動を通した指導は各領域に示すすべての事項において行われる必要があるものですが，その指導の過程において，必要に応じて教師が説明をしたり，計算練習を行う場面を設けたりすることは，当然あり得るものであり，そのことを否定するものではありません。

今回の改訂では，授業における算数的活動の在り方を明確にし，算数的活動の一層の充実を図るために，各学年の内容において具体的な算数的活動を示すこととしました。

内容において示している算数的活動は，児童が取り組む代表的な活動と考えられるものです。算数的活動には，指導する内容や学習指導の進め方に応じて様々なものがあり，そのすべてを示すことはできません。各学年の内容において，「例えば」としていることからも分かるように，ここで示している算数的活動をその通りに行うこともありますし，また類似した活動を設定して指導に取り入れることも考えられます。さらに，ここで示されていない算数的活動についても，各学校や教師が工夫をして，授業の中に取り入れていく必要があります。

【算：小】

問４－３　スパイラルの指導に当たっての留意点はどのようなことが挙げられますか。

答４－３　今回の改訂では，算数としての内容の系統性を大切にしながら，学年間で内容の程度を少しずつ高めてつなげていくスパイラルな教育課程を編成することを重視しています。スパイラルの例として，「Ａ数と計算」でいえば，第１学年での「簡単な３位数の表し方」，「簡単な２位数の加法及び減法」，第２学年での「簡単な３位数の加法及び減法」，「簡単な２位数と１位数の乗法」，第３学年での「商が２位数になる簡単な除法」，第４学年での「整数の計算の能力の定着」などの内容が挙げられます。学年間の指導内容を円滑に接続させるため，同じ系統の内容について取扱いを少しずつ高め発展させていくように，各学年において適切な反復による学習指導を進めていく必要があります。

【数：中】

問４－４　「数学的活動」を内容に位置付けた理由について教えて下さい。

答４－４　数学的活動とは，生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学にかかわりのある様々な営みです。「数学にかかわりのある様々な営み」には，多様な活動が含まれ得るものであり，そのような数学的活動を通した指導は各領域において行われる必要があるものです。

今回の改訂では，数学的活動のうち，特に中学校数学科において重視するものとして，数や図形の性質などを見いだすことや，学んだ数学を利用すること，またその過程で数学的な表現を用いて説明し伝え合うことを内容の〔数学的活動〕に位置付けています。

数学的活動は，学習指導要領上，「Ａ数と式」，「Ｂ図形」，「Ｃ関数」及び「Ｄ資料の活用」の４領域と並列に示されていますが，４領域とは縦軸と横軸の関係にあり，中学校数学科の教育課程に構造的に位置付けられます。数学的活動は従来の教育課程においても重視され，多様な取り組みが行われてきましたが，外的活動に偏ってとらえられるなど，その趣旨が十分に理解されていない状況が見られます。このため，数学的活動の趣旨を確認し，共通理解を図ることができる

よう，数学的活動を４領域の指導内容からいったん切り離し，生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学にかかわりのある様々な営みという観点から４領域を包括する三つの活動に集約して，学習指導要領の内容に位置付けました。

これらの数学的活動は，４領域の内容やそれらを相互に関連付けた内容の指導の過程において行われるものであり，数学的活動を４領域の内容と別に指導することを意味するものではありません。指導に当たって，それぞれの数学的活動が有効に機能する場面を明らかにし，生徒の学習状況にも配慮して適切に位置付けることが求められます。したがって，１時間の授業の中に三つの活動が必ず位置付けられることを求めるものではありません。また，「観察，操作や実験などの活動」は，必ずしも数学的活動になるわけではありません。上述した数学的活動の過程において，生徒が目的意識をもって主体的に取り組むことが必要であることに注意しなければなりません。

数学的活動を学習指導要領の内容に位置付けたもう一つの理由は，数学的活動に取り組むことの意味を明らかにするためです。数学的活動が，基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために行われることは，実体験を通して学ぶという意味で大変重要です。こうした意味で，数学的活動に主体的に取り組むことは，生徒にとっては学習の方法，教師にとっては指導の方法です。また，数学的活動に主体的に取り組むこと自体が，知識及び技能を活用して問題を解決し，思考力，判断力，表現力等を育成するために必要であるという意味で，それは指導の内容でもあります。さらに，数学的活動に主体的に取り組むことができるようにすることで，その後の学習や日常生活において，自ら学び自ら考える活動ができるようにすることを目指しているという意味で，それは指導の目的のひとつでもあります。

【数：中】

問４－５　新しい領域の「資料の活用」について詳しく教えて下さい。

答４－５　急速に発展しつつある情報化社会においては，確定的な答えを導くことが困難な事柄についても，目的に応じて資料を収集して処理し，その傾向を読み取って判断することが求められます。「資料の活用」の領域では，そのために必要な基本的な方法を理解し，これを用いて資料の傾向をとらえ説明することを通して，統計的な見方や考え方及び確率的な見方や考え方を培うことが主なねらいです。

なお，ここでいう資料とは，様々な事象から見いだされる確率や統計に関するデータのことです。我々の日常生活においては，不確定な事象について判断しなければならないことが少なくありません。その際，資料を活用することで導かれる情報に基づいて適切に判断することが必要です。この領域の名称を「資料の活用」としたのは，これまでの中学校数学科における確率や統計の内容の指導が，資料の「整理」に重きをおく傾向があったことを見直し，整理した結果を用いて考えたり判断したりすることの指導を重視することを明示するためです。

各学年の指導事項の概観は次の通りです。

・第１学年　目的に応じて資料を収集し，コンピュータを用いたりするなどして表やグラフに整理し，代表値や資料の散らばりに着目してその資料の傾向を読み取ることができるようにする。

・第２学年　不確定な事象についての観察や実験などの活動を通して，確率について理解し，それを用いて考察し表現することができるようにする。

・第３学年　コンピュータを用いたりするなどして，母集団から標本を取り出し，標本の傾向を調べることで，母集団の傾向が読み取れることを理解できるようにする。

【数：中】

問４－６　３章指導計画の作成と内容の取扱いに「学び直しの機会を設定」とありますが、留意点などを詳しく教えて下さい。

答４－６　学習指導要領においては，一度示した内容を再度示すことは原則としてしていません。しかし，実際の指導においては，ある内容を取り上げる際にそれまでに指導した内容を意図的に取り上げることが，生徒の理解を広げたり深めたりするために有効な場合があります。例えば，第２学年において一次関数の変化の割合について指導する際に，第１学年で指導した反比例を再度取り上げ，その変化の様子やグラフの形状についての理解をより確かなものにするとともに，反比例を例にとることで変化の割合が一定でない関数が存在することを具体的に理解できるようにすることが考えられます。

このように，学び直しの機会を設定することは，単に復習の機会を増やすことだけを意味するものではないことに注意し，適切に位置付ける必要があります。

理　　科

【理：小・中共通】

問５－１　小・中学校理科の移行期間中における指導について留意すべきことは何でしょうか。

答５－１　小・中学校理科については，算数・数学と同様，新課程に円滑に移行できるよう，移行期間中から新課程の内容の一部を前倒しして実施することとなっています。このため，すべての学校において，これらの内容を踏まえて年間指導計画を作成することが必要となります。（詳細については，移行期間中の教育課程については，「平成２１年度４月１日から平成２３年３月３１日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件」（平成２０年文部科学省告示第９８号）及び「平成２１年度４月１日から平成２４年３月３１日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件」（平成２０年文部科学省告示第９９号）を確認して下さい。）
　特に，小学校第３学年における「風やゴムの働き」，小学校第６学年における「電気の利用」，中学校第１分野「仕事とエネルギー」など，新しく追加される内容もありますので，新たな教材研究や，場合によっては，教材の開発・購入が必要です。
また，指導においては，十分な観察，実験の時間や探究の時間の設定や，博物館や科学技術センターなどとの連携，道徳の時間などとの関連などにも配慮していただきたいと思います。

【理：小・中共通】

問５－２　新しく追加される内容に伴い必要とされる実験器具にはどのようなものがありますか。

答５－２　小・中学校学習指導要領解説理科編に例示されている実験器具や（財）日本理科教育振興協会のホームページに掲載されている実験器具一覧を適宜参考にして下さい。また，観察・実験等に必要な機器・器具等については理科教育振興法に基づき整備費の一部が補助されることとなっています。こちらも是非ご活用下さい。
　また，例えば，現行学習指導要領で使われなくなり，今回の改訂で復活した「電気とその利用」の「誘導コイル」のように，長期間使用していなかった実験器具を使用すると，劣化などにより実験に不具合が生じたり発火するおそれがあったりします。使用前に，安全に使用可能かどうか必ず一度ご確認下さい。

問５－３　移行期間中の補助教材については、いつ頃、どのように配布されるのですか。

→問４－１（４．算数・数学に関すること）参照

【理：中】

問５－４　学習の内容の指導順序に関する規定が変更されましたが、詳しく教えて下さい。

答５－４　学習の内容の指導順序に関する規定について，平成10年告示の学習指導要領では，各分野の内容の(1)から(7)までをこの順序で取り扱うように示していました。今回，これを改めて，内容の(1)及び(2)は第１学年，内容の(3)及び(4)は第２学年，内容の(5)から(7)までは第３学年で取り扱うよう，各学年ごとに標準的な内容を示すこととし，各学年の中では指導する順序の弾力化を図ることとしました。このことにより，例えば，動植物の観察や気象・天体の観測を春夏秋冬のそれぞれの季節に実施することや，第２学年第１分野の(3)と(4)の学習の順序を入れ替えることにより，静電気の実験を湿度が高く静電気が発生しにくい梅雨の時期から避けることができたり，有害な気体が発生する実験を風が強く換気がしにくい冬の時期から避けたりすることなどが可能となりました。
　これは，地域の特性などを生かした学習ができるようにするためであり，中学校理科の第１分野と第２分野の内容の系統性に配慮し学習の全体を見通して指導計画を作成し指導を行うことが重要です。

生　　活

【生：小】

問６－１　中央教育審議会答申によれば、生活科では気付きの質を高めることが求められています。気付きの質を高めることの意味とそのための学習活動としてどのようなことが考えられるかを教えてください。

答６－１　気付きは対象に対する一人一人の認識のことですが，活動を繰り返したり対象とのかかわりを深めたりすることに伴い，一つ一つの気付きが関連付けられた気付きとなったり，対象への気付きが自分自身への気付きとなったりすることが考えられます。例えば，アサガオを育てる活動を行う中でアサガオへのかかわりを深め，アサガオの成長への気付きがアサガオの世話を続けることができた自分自身の成長への気付きとなることが考えられます。

　このように気付きの質を高めるため，今回の改訂では，見付ける，比べる，たとえるなどの多様な学習活動を工夫することが例示されています。教員には児童が気付いたことを表現する活動を工夫し充実することが期待されています。

【生：小】

問６－２　内容（１）学校と生活においては安全を守っている人々などに関心を持たせることになっています。この際の安全とは自然災害、交通災害、人的災害の３つの災害に対する安全確保に配慮することが必要だとされていますが、具体的にどのようなことでしょうか。

答６－２　内容（１）においては，安全な登下校ができるようにすることをねらいとしています。このため，自然災害，交通災害，人的災害とは，通学路の様子を念頭においており，具体的には，自然災害とは川の氾濫や屋根に積もった雪の落下，交通災害とは自動車の事故，人的災害とは近年多発している不審者による事件などが考えられます。

【生：小】

問６－３　継続的な飼育に当たっては、どのような動物を選ぶのが適当でしょうか。

答６－３　動植物の飼育・栽培は身近な動物や植物に興味・関心をもち，それらが生命をもっていることや成長することに気付くとともに，生き物を大切にすることができるようにすることをねらいとしています。これまでは，短時間の触れ合いに終わっている事例などがあったため，今回の改訂においては，継続的に飼育・栽培を行うことを重視しています。

　飼育する動物としては，ウサギやモルモットなどの小型動物や中型動物のほか昆虫類も含むと考えられます。各学校の地域や児童の実態が異なりますので一概には言えませんが，生活科の目標を実現するという視点から選ぶことが重要となります。なお，動物飼育に当たっては，動物の管理や繁殖，施設や環境などについて配慮することが必要ですので，地域の専門家や獣医師などと連携することが必要です。また，代表的な動物の飼育方法，飼育動物の疾病と対策等を内容とする「学校における望ましい動物飼育のあり方」（文部科学省委嘱研究）（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06121213/001.pdf）もご活用ください。

【生：小】

問６－４　内容（８）生活や出来事の交流は、生活科以外の内容と関わらせて行うことも可能でしょうか。

答６－４　生活科においては活動や体験を重視していますが，内容（８）の交流活動については，進んで身近な人と交流できる態度をはぐくむほか，活動や体験をその場限りで終わらせるのではなく活動や体験をもとに思考を促し，進んで交流しようとする意欲をはぐくむことをねらいとしています。実際の単元を構成する場合には，内容（８）は（１）～（７），（９）と関わらせて実施することが適当と考えられますが，他教科における活動や夏期休暇中の出来事などと関わらせて実施することも可能です。

【生：小】

問６－５　生活科を中心として第１学年で実施するスタートカリキュラムとは、具体的にはどのようなものでしょうか。

答６－５　いわゆるスタートカリキュラムとは，児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるようなカリキュラムを構成することです。例えば，小学校第１学年において，教科を横断した

大単元から各教科の単元へと分化していく教育課程を編成することが考えられます。具体的には，生活科において学校を探検する学習活動を行い，そこで発見した事柄について，伝えたいという児童の意欲を生かして，国語科，音楽科，図画工作科においてそれぞれのねらいを踏まえた表現活動を行うなど，合科的に扱うことが考えられます。

音　　楽

【音：小・中共通】

問７－１　〔共通事項〕の新設に伴い、年間指導計画作成に当たって、留意することはどのようなことですか。

答７－１　年間指導計画の作成に際しては，解説書の〔共通事項〕ア「音楽を形づくっている要素(ｱ)(ｲ)」の学年ごとの範囲や扱う教材，内容等を踏まえ，イ「音符，休符，記号や音楽にかかわる用語」についても繰り返し指導していくようにし，継続的・発展的な指導計画を作成していくようにすることが大切です。

【音：小・中共通】

問７－２　〔共通事項〕が新設された趣旨は何ですか。〔共通事項〕の指導に当たりどのような点に留意すればよいですか。

答７－２　指導のねらいや手だてを明確にし，児童生徒が感性を高め，思考・判断し，表現する一連の過程を重視した学習を充実することが求められています。このため，内容の全体構成を見直して，表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となる〔共通事項〕を新設しました。

小学校の事項アにおいては，音楽を形づくっている要素のうち，「音楽を特徴付けている要素」（音色，リズム，速度，旋律，強弱，拍の流れ，フレーズ，音の重なり，音階や調，和声の響きなど）及び「音楽の仕組み」（反復，問いと答え，変化，音楽の縦と横の関係など）を聴き取り，それらの働きが生み出すよさや面白さ，美しさを感じ取ることとしています。「聴き取ること」が中学校の「知覚」に当たり，「感じ取ること」が「感受」当たります。要素・仕組みを聴き取り（知覚し），その働きが生み出すよさなどを感じ取る（感受する）という一連の過程が音楽的な感受であり，感性を高め，思考・判断し，表現する過程となります。
小学校の事項イは，「音符，休符，記号や音楽にかかわる用語について，音楽活動を通して理解すること」としています。音符，休符，記号や音楽にかかわる用語を単なる知識として取り出して教えても児童が学ぶ必然性を感じられなければ本当に身に付いたものとはなりません。
また，常に音楽活動の中で，感じたことを音符，休符，記号や音楽にかかわる用語で表し，それらを用いて思考・判断することが，表現の質を高めていくことにつながります。
小学校音楽科の指導に当たっては，音楽を形づくっている要素や音符，休符，記号や音楽にかかわる用語を，表現及び鑑賞の各活動と関連させて，児童が学ぶ意義を感じながら音楽活動の中で生かして習得していくような指導の工夫が必要です。したがって，教師があらかじめ教えてしまうものではなく，児童が自分で発見し自分の言葉で言い表すようにしていくように指導することが大切です。
中学校音楽科については，音楽を形づくっている要素について，従前は「音色，リズム，旋律，和声を含む音と音とのかかわり合い，形式など」を構成要素，「速度，強弱」を表現要素とし，それぞれ別の事項で示していました。今回の改訂に当たり，音（音色），音と音との時間的な関係（リズム，速度），連なりや織りなす関係（旋律，テクスチュア），音量の変化（強弱），音楽の組立て方（形式，構成）のような大きなくくりで再整理し，この順に「音色，リズム，速度，旋律，テクスチュア，強弱，形式，構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること」（事項ア），「要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて，音楽活動を通して理解すること」（事項イ）を〔共通事項〕として示しました。
中学校音楽科の指導に当たっては，我が国や諸外国の様々な音楽の特徴をとらえる窓口として，表現及び鑑賞の各活動と関連させて，これらの要素に関する指導をすることが重要です。その際，どのような要素を知覚し，特質や雰囲気をどのように感受したのかをそれぞれ確認しながら結び付けていくこと，また，音楽に関する用語や記号などを用いてイメージや意図などを伝え合う活動を取り入れることによって，結果として，音を媒体とするコミュニケーションである音楽活動の質を高めていくことも大切です。

【音：小・中共通】

問７－３　鑑賞領域における感じ取ったことを言葉で表すなどの活動についての評価や音楽科の授業 において言語活動の充実を具体的にどのように行ったらいいのですか。

答７－３　鑑賞教材で何を聴かせるのか，明確な指導事項の視点をもつことが大切です。児童生徒が，音楽的な言葉を用いて，指導事項の視点と関連する感想が述べられていれば，感受したということであり，鑑賞のねらいが達成されたということになります。その際，児童生徒が感じ取ったこと，気付いたことを教師が汲み取り，お互いの感想のよさや感じ方を認め合う活動などをとおして，言語活動の充実につながるように配慮することが大切です。

【音：小・中共通】

問７－４　「道徳の時間との関連を考慮しつつ、音楽科の特質に応じて適切な指導をする」とありますが、具体的に音楽科の年間指導計画にどのように盛り込んでいったらいいですか。

答７－４　音楽科の時間で扱う内容や教材から適切なものを，道徳の時間に活用したり，道徳の時間で取り上げる内容や教材を音楽科で扱うなど，相互に効果を高め合うような計画作成が大切です。そのためには，音楽科の年間指導計画作成に際しては，道徳教育の全体計画との関連， 指導内容及び時期等に配慮しながら，題材を設定する配慮が必要となります。

【音：小・中共通】

問７－５　移行措置で留意すべきことは何ですか。

答７－５　小学校音楽科の移行措置は次のとおりです。
①新学習指導要領の全部又は一部について実施できること。
②歌唱共通教材については，第１学年から第４学年までは４曲すべてを取り扱うこととし，第５学年及び第６学年は４曲中３曲を含めて取り扱うこと。
　このように，小学校音楽科は，①のように全部又は一部を先行して実施できるとしていますが，②の歌唱共通教材については，必ず新学習指導要領の規定によることとしています。
　中学校音楽科の移行措置は次のとおりです。
①新学習指導要領の全部又は一部について実施できること。
②「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち，我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」の観点から取り上げたものを歌唱教材に含めること。
③「赤とんぼ」，「荒城の月」，「早春賦」，「夏の思い出」，「花」，「花の街」，「浜辺の歌」の共通教材の中から各学年ごとに１曲以上を含めること。
　このように，中学校音楽科は，①のように全部又は一部を先行して実施できるとしていますが，②の教材選択の観点及び③の歌唱共通教材については，必ず新学習指導要領の規定によることとしています。
　各学校においては，新学習指導要領の趣旨等の一層の理解に努めていただき，円滑に全面実施できるよう準備を進めていただきたいと思います。

【音：小・中共通】

問７－６　鑑賞の指導において、感じ取ったことを言葉で表す（小学校）、根拠をもって批評する（中学校）などの言語活動が位置付けられた趣旨と指導上の留意点について教えてください。

答７－６　小学校音楽科において鑑賞の活動を行う際，児童が聴き取ったことやそれらから感じ取ったことを言葉で表すなどして，自分の聴き取ったことや感じ取ったことを確認したり，友達と意見を交換したりすること等により，主体的な鑑賞活動が可能となります。
　指導に当たっては，教師が，「楽曲のどこからそのように感じたのか」などと問い掛けることによって，想像したことや感じ取ったことを言葉で表していく活動を設定することが大切です。児童が気付いたことや感じ取ったこと，心に思い描いた様子を言葉に表すなどして相手に伝えることによって，教師の発問と児童の応答の中などで一人一人の感じ方のよさを認め，友達の感じ方に気付いたり，自分の感じ方を広げたりするように指導することが大切です。
　中学校音楽科における音楽教育には，音楽の構造や曲想，味わったことや自分なりに評価したことなどについて，生徒が言葉で表すなどして，幅広く主体的に鑑賞する能力を育てていくことが求められています。
　鑑賞した音楽について「感じたこと」や「その音楽的な理由」を述べるだけではなく，その音

楽が「自分にとってどのような価値があるのか」などを考えて言葉で表す活動が，鑑賞の能力をはぐくむことにつながります。こうした能力を育成することは，多様な音楽の特徴をとらえ，理解を深め，音楽文化を尊重する態度を育てることになり，生徒個人にとっても，また，次の時代の音楽文化を一層豊かにしていくことにとっても意味あることと言えます。
　指導に当たっては，「この曲を作曲した人に手紙を書こう」，「家族の方に紹介するとしたら，どのように伝えるか」といった親しみやすい課題を設定して，対象となる音楽に対して生徒が自分なりに価値判断したことを，その理由を含めて表すことができるようにすることが大切です。

【音：小】

問７－７　歌唱共通教材として取り扱う曲数が増えた理由は何ですか。

問７－７　歌唱共通教材を設けている意義は，我が国で親しまれてきた唱歌や童謡，わらべうた等を，子どもからお年寄りまで世代を超えて共有できるようになることにあります。また，我が国で長く歌われ親しまれてきたうたを取り扱うことは，我が国のよき音楽文化を受け継いでいく意味からも大切です。そのようなうたが更に取り上げられるように，これまで各学年ごとに４曲示してきた楽曲の中から，第１学年から第４学年までは４曲すべて（現在は４曲中３曲）を取り扱うこととし，第５学年及び第６学年は４曲中３曲（現在は４曲中２曲）を含めて取り扱うこととしました。

【音：小】

問７－８　小学校では、これまで音楽の三要素（リズム・旋律・和声）を低・中・高学年の活動の重点として指導してきたが、今回の改訂で削除された。今後は何を重点として授業を組み立てたらいいのですか。

答７－８　これまでは，（リズム，旋律，和声）を音楽の三要素とし，児童の心身の発達段階に応じ，相当する学年に振り分けて示していました。本来，音楽の活動はこの三要素だけで成り立つものではなく，他の多くの要素が関連しあって成立するものです。それを踏まえて，これからは〔共通事項〕の音楽を形づくっている要素などから，年間指導計画や各単元において何を重点として指導していくのか編成していくことが大切です。

【音：小】

問７－９　音楽づくりの指導に当たって、どのような点に留意すればよいですか。

答７－９　事項アについては，音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり，音楽づくりのための様々な発想をもてるように指導することが大切です。
　事項イについては，音を音楽に構成する児童の学習過程を大切にし，特に，その過程で児童が新しい発想や考えをもったり，試行錯誤したりする姿を大切にすることが求められます。音を音楽にする契機としては，〔共通事項〕に示した「音楽の仕組み」を手がかりにして，児童が思いや意図をもって音楽をつくるように指導することが重要です。

【音：小】

問７－10　第３学年及び第４学年の鑑賞教材の選択の観点に、我が国の音楽が位置付けられた趣旨は何ですか。

答７－10　児童がこれからの国際社会で活躍するような日本人となるために，我が国や郷土の伝統や文化を受けとめ，そのよさを継承・発展させていくような教育が求められています。そのためには，我が国の音楽文化に親しみ，自ら表現，創作したり，鑑賞したりすることが重要となり，これまで第５学年及び第６学年で「箏や尺八を含めた我が国の音楽」としていたものを，より柔軟な取扱いを可能とするため「和楽器の音楽を含めた我が国の音楽」として，第３学年及び第４学年から我が国の音楽に聴き親しみ，味わって鑑賞することを示しました。

【音：中】

問７－11　歌唱共通教材として７つの楽曲が示された理由は何ですか。

答７－11　我が国で長く歌われ親しまれている歌曲を歌唱教材として取り扱うことは，我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする上で大切です。また，生活の中の様々な場面で音楽を楽しんだり，共有したりする態度を養うことにつながっていきます。
　そこで，「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち，我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」の観点から取り上げたも

のを歌唱教材に含めることとし，この観点に相応しい７つの楽曲を，歌唱共通教材として示しました。

【音：中】

問７－12　創作の指導に当たって、即興的に表現することをどのように位置付ければよいですか。

答７－12　創作について「言葉や音階などの特徴を感じ取り，表現を工夫して旋律をつくること」（事項ア），「音素材の特徴を生かし，反復，変化，対照などの構成を工夫しながら音楽をつくること」（事項イ）のように示し，指導内容を焦点化しました。その上で，「内容の取扱いと指導上の配慮事項」に，生徒が即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど，音を音楽へと構成する体験を重視することを示しました。この配慮事項は，事項ア，イのいずれの指導においても特に重視する必要があります。

指導に当たっては，理論的な学習を先行させ過ぎたり，はじめからまとまりのある音楽をつくることを期待したりするのではなく，例えば，生徒が自由に音を鳴らしながら音の質感を感じ取り，長さ，高さ，強さ，音色などを意識して，音と音とを連ねたり組み合わせたりするような創造的な活動ができるようにすることが大切です。

【音：中】

問７－13　我が国の伝統音楽の学習を充実する上で、伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たって、どのような点に留意すればよいですか。

答７－13　歌唱教材を選択する観点の一つとして「民謡，長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち，伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を新たに示しました。また，器楽指導について，従前の「３学年間を通じて１種類以上の和楽器を用いる」規定に加え，「表現活動を通して，我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること」とし，和楽器を用いる趣旨を示しました。

我が国の伝統的な歌唱の指導においては，その曲種に固有の発声の仕方，声の音色，コブシ，節回し，産字などの特徴について，また，和楽器の指導においては，楽器の音色や響き，奏法，表現力の豊かさや繊細さなどの特徴について，生徒自らが気付くようにし，それらを生かした表現を追求していく過程で，伝統音楽のよさなどを感じ取ったり味わったりすることのできる指導を工夫することが大切です。

【音：中】

問７－14　沖縄には沖縄独特の民謡・古典音楽・組踊などがあり、我が国の伝統的な音楽（和楽器・歌唱）としてそれらの音楽を扱ってよいですか。また、伝統的な歌唱指導において、教師の技能面の課題を補う効果的な指導方法はどういったものがありますか。

答７－14　「和楽器を用いるに当たっては，常に学校や生徒の実態に応じるとともに，可能な限り郷土の伝統音楽を取り入れることが肝要である。」という中学校学習指導料解説書のとおり，沖縄の伝統音楽として三線と歌唱を扱うことは大切なことです。実際の指導に当たっては，視聴覚機器などを有効に活用したり，経験者の生徒による模範演奏や地域の指導者や演奏家とのティームティーチングなどを行ったりすることが考えられます。また，郷土の伝統音楽のみを扱うのではなく，我が国の伝統的な歌唱として長唄や地歌などを鑑賞教材として取り上げることも必要です。今後はさらに，伝統音楽に対する教師の技能の充実が求められていることを踏まえて，地域の伝統音楽教習所や研修会などの機会を通して自己研鑽が求められています。

図画工作・美　術

【図･美：小･中共通】

問８－１　「感性をはたらかせながら」とはどのようなことでしょうか。

答８－１　「感性を働かせながら」は，表現及び鑑賞の活動において，子ども自身の感じ方やものの見方などを重視する指導をいっそう意識するために，目標に加えられました。子どもは，視覚や

触覚などの様々な感覚を働かせながら，形や色，イメージなどをとらえています。これを手がかりに子どもは発想をしたり，技能を活用したりしながら自他や社会と交流し，主体的に表現したり，よさや美しさなどを感じ取ったりしています。「感性を働かせながら」とは，このような子どもの感覚や感じ方，表現の思いなど，自分の感性を十分に働かせることを示しています。

【図･美：小･中共通】

問８－２　〔共通事項〕を新設した趣旨は何ですか。〔共通事項〕の指導に当たりどのような点に留意すればいいですか。

答８－２　小学校図画工作科に関しては，いろいろな調査などから，児童が図画工作を勉強しても，生活や社会にどのように役立つのか分からないと感じていることが分かりました。また，中央教育審議会などで，膨大な視覚情報にさらされている児童に必要な力を身につけてほしいという声がありました。そこで，表現でも鑑賞でも，造形遊びでも絵や立体，工作でも，共通して働いている資質や能力を〔共通事項〕としてまとめ，これをもとに指導を行うことを示しました。具体的には，児童が自分の感覚や活動を通して形，色，動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえ，これを基に自分のイメージをもつことが十分に行われるように学習活動を検討する必要があります。

中学校美術科において，生徒一人一人の表現や鑑賞の能力を豊かに育成していくためには，発想や構想をする場面，創造的な技能を働かせる場面，鑑賞の場面のそれぞれにおいて，形や色彩，材料などの性質や感情などに意識を向けて考えさせたり，対象のイメージをとらえさせたりすることが重要です。そのためには具体的に感じ取ったりイメージしたりするための視点や，指導の手立てが必要となります。このため，今回の改訂では〔共通事項〕を設け，表現及び鑑賞の学習の中で共通に指導する事項として位置付けました。

〔共通事項〕は，形や色彩，材料などの性質や，それらがもたらす感情を理解したり，対象のイメージをとらえたりするなどの資質や能力を育成し，表現や鑑賞の能力を高めることをねらいとしています。これらは，表現及び鑑賞の学習の基盤となるものであり，すべての学習活動において共通に指導することが大切です。

【図･美：小･中共通】

問８－３　図画工作科での言語活動とは、どのような活動のことですか。

答８－３　形や色，そこから生じるイメージを言葉のように扱いながら，思考したり，表現したり，コミュニケーションしたりする活動です。言語活動は，感性を働かせながら，感じたことや考えたことを形や色を使って造形に表したり，作品などを鑑賞して感じたことや思ったことなどを話し合ったり，批評し合ったりするなかで育てることができます。

【図･美：小･中共通】

問８－４　鑑賞の指導において、言語活動の充実を図った趣旨と指導上の留意点について教えてください。

答８－４　小学校図画工作科において，子どもたちは表現や鑑賞の場面で，自然に話したり聞いたり，話し合ったりするものです。そのことによって発想を深めたり，つくりだす喜びを味わったりしています。このような本来子どもたちが持っている鑑賞の能力を十分に高める学習活動を工夫することが，言語活動の充実において重要です。発達の段階に応じて各学年でどのような作品を用意するのか，どのような方法で鑑賞活動を行うのか，題材のどこに鑑賞を位置づけるのかなどを考える必要があります。その際，教科目標にも示しているように創造的な活動として鑑賞が行われるように題材を構成する必要があります。

中学校美術科「B鑑賞」において造形的な視点を豊かにもって対象をとらえるためには，言葉で考えさせ整理することも重要です。なぜなら，言葉にすることにより，それまでは漠然と見ていたことが整理され，美しさの要素が明確になるからです。さらに，言葉を使って他者と意見を交流することにより，自分一人では気付かなかった価値などに気付くことができるようにもなります。

このように，対象のよさや美しさ，作者の表現意図や工夫などを豊かに感じ取らせ，考えさせ，味わわせるためには，造形に関する言葉を豊かにし，言葉で語ったり記述したりすることは有効な方法であるといえます。

【図･美：小･中共通】

問８－５　図画工作科の内容と中学校の関係教科の内容との連携について教えてください。

答８－５　図画工作科は，中学校の美術科と技術・家庭科の技術分野の両方につながる教科です。今回の改訂においては，図画工作科と美術科は，育成する資質や能力を整理し発想や構想の能力，創造的な技能などの系統性を踏まえて改善しています。具体的には，表現領域において，図画工作科では，(1)を「材料を基に造形遊びをする」，(2)を「表したいことを絵や立体，工作に表す」こととして整理しています。このうち(2)が美術科の表現領域へ直接発展し，(1)は美術科での表現活動を支える力となります。さらに小学校図画工作科でも中学校美術科でも〔共通事項〕を設定し，９年間を通して育てたい資質や能力を明確に示しています。中学校技術・家庭科の技術分野との関連では，図画工作科において材料や用具を使ったり生かしたりする経験が十分に行われ，児童がそれらの適切な扱いに慣れているか，児童が手や体全体を働かせてものをつくっているか，工作に表す内容に適切な時数が配分されているかなどについて配慮する必要があります。

【図･美:小･中共通】

問８－６　移行措置で留意すべきことは何ですか。

答８－６　小学校図画工作科において，平成23年度からの新学習指導要領の完全実施が円滑に行われるためには，まず，現在行われている学習を新学習指導要領の観点から検討することが大切です。例えば，〔共通事項〕をもとに，児童が自分の感覚や活動から色をとらえている姿を確かめ，児童の発想がいっそうふくらむように授業を展開することが考えられます。題材を発想や構想，創造的な技能などが十分に育成されているかという観点から見直すことも大切です。特に，「第３　指導計画の作成と内容の取扱い」で示した材料や用具などが年間指導計画でもれなく押さえられているかを確認することは重要です。

中学校美術科は，新学習指導要領においても現行学習指導要領の基本的な考え方を引き継ぎ，育成する資質や能力を一層明確にして内容を整理しているので，これまで行ってきた題材を発想や構想，創造的な技能，鑑賞，〔共通事項〕の視点から見直し，育成する資質や能力を明確にして指導することが重要です。

また，現行学習指導要領で第２・３学年の「A表現」に示されていた「環境のデザイン」についての学習は削除し，「B鑑賞」に位置付けて学習の充実を図ったので，移行期間中に「A表現」を新学習指導要領で，「B鑑賞」を現行学習指導要領で行った場合，環境のデザイン等に関する学習が行われないことが考えられますので配慮する必要があります。

【図･美:小･中共通】

問８－７　道徳教育との関連を図る上で留意すべき点は何ですか。

答８－７　例えば，人権週間ポスター作成を通しての人権意識の向上，ユニバーサルデザインの考え方を通しての障害者への理解，外国の作品鑑賞による異文化理解，作品鑑賞において一人ずつちがう感じ方や考え方を認め合うことで他者理解，表現を通して自分自身を見つめることでの自己理解，自然素材を扱った題材からの環境問題への関心，我が国の親しみのある伝統の理解などの事例からもわかるように，図画工作科の特質に応じて道徳への関連を図ってきています。そうした経緯を踏まえ，今後とも道徳とのつながりを意識していくことが必要です。

【図:小】

問８－８　材料や用具の取扱いについて、どのような点に留意すればいいですか。

答８－８　今回，「第３　指導計画の作成と内容の取扱い」に，各学年で取り扱う材料や用具を，児童がこれらに十分に慣れることができるようにすることなどの指導の配慮事項とともに示しました。指導に当たっては，材料や用具を使ったり生かしたりする経験を重ねながら，児童が材料や用具の適切な扱いに慣れるようにする必要があります。具体的には，材料や用具の経験が十分にできるような時数が設定されているか，用具を使いながら創造的な技能が発揮できるような学習過程になっているか，６年間を通して材料や用具をもれなく取り扱っているかなどを検討することが考えられます。

【美:中】

問８－９　中学校美術科における「美術文化」をどのようにとらえればよいですか。

答８－９　「美術文化」は，様々な国や地域における美術に関する作品，作風，作家，価値観，美意識などの表現の総体であるといえます。しかし，「美術文化」を広く扱いすぎると教育として何を指導するのかが不明確になります。そのため，中学校美術科では，特に伝統的，創造的な側面を重視して「美術文化」をとらえることが大切です。

「美術文化」の学習では，過去の文化遺産としての美術作品などを鑑賞することは重要ですが，それは，その時代のみの独立したものではなく，さらに遠い過去から現代に続く大きな歴史の中

でつくられたものであることを意識させる必要があります。例えば，生徒は今生きている現代から過去を見ることになるので，身近な生活や地域にある日用品，美術作品，建造物などから共通に見られる表現の特質などに気付かせ，現代社会の中で身に付けた価値観などを生かして，過去の作品を理解し，伝統や文化に対する関心を高め理解を深めるなどの指導が大切です。

【美：中】

問８－10　「Ａ表現」の（１）において「主題を生み出すこと」が独立して示された趣旨は何ですか。

答８－10　「Ａ表現」(1)は，感じ取ったことや考えたことなどを基に，発想や構想をする学習です。ここでは，生徒が対象から感じ取ったことや湧出したイメージ，様々な事象を通して考えたことや想像したこと，夢や希望などから，表現したい主題を生み出し，それを基に構想を練ることが大切です。ただ単に○○を描く，○○をつくるといった題材では，表現意図があいまいなまま，見たものをそのまま描こうとする生徒も少なくありません。見たままに描くことも一つの表現ですが，表現したい主題がなく，そっくりに描くことのみを求めるのであれば美術の表現活動のねらいとしては十分とはいえません。

生徒自らが表したいことを心の中に思い描くことを重視し，生徒一人一人が自己の感じ取ったことや考えたことなどを基に，主題が見いだせるような指導の充実を図るため事項を独立して示しています。

【美：中】

問８－11　現行学習指導要領で「Ａ表現」の内容に位置付けられていた「スケッチ」について、どのように取り扱えばよいですか。

答８－11　「Ａ表現」において「スケッチ」についての独立した指導事項はなくなり，「第３指導計画の作成と内容の取扱い」に示されました。これは，今回の「Ａ表現」の内容の構成が「発想や構想に関する指導事項」と「創造的な技能に関する指導事項」に整理されたので，「スケッチ」は，「発想や構想に関する指導事項」と「創造的な技能に関する指導事項」の両者を含んでいるためすべてに関わる学習として整理されました。

そのため，絵としてのスケッチだけでなく，アイデアスケッチやプレゼンテーションのためのスケッチなど，「Ａ表現」の様々な学習において効果的に取り入れることが大切です。

【美：中】

問８－12　現行学習指導要領では、第２・３学年の「Ａ表現」に示されていた「環境のデザイン」についての学習は、どのように取り扱えばよいですか。

答８－12　「Ａ表現」において「環境のデザイン」に関する独立した指導事項はなくなりましたが，「環境のデザイン」は，美的感覚を生かして環境の中に洗練された構成や装飾をする学習であるととらえられるので，「Ａ表現」（２）アの「構成や装飾を考えた発想や構想」として行うことができます。

また，身近な環境に目を向け，安らぎや自然との共生などの視点から，生活を美しく豊かにする美術の働きをについて理解させることは重要なので，第２学年及び第３学年の「Ｂ鑑賞」のイとして項目を独立して設け，鑑賞の視点から学習の充実を図ることとしています。

家　庭，技術・家庭

【家・小】

問９－１　目標に盛り込まれた「家庭生活を大切にする心情をはぐく.む」とは、どういうことを意味しているのでしょうか。また、具体的にはどのような指導を行うのでしょうか。

答９－１　小学校の家庭科では，生涯の家庭生活を支える基盤となる能力をはぐくむといった視点から，現行の「家庭生活への関心を高める」を「家庭生活を大切にする心情をはぐくみ」としました。このことは，家庭生活への関心を高めるとともに，衣食住などの生活の営みを大切にしようとする意欲や態度をはぐくむことを重視したものです。

これらの意欲や態度は，家庭科における家庭の仕事や生活時間の学習，衣食住などの実践的・体験的な学習を通して身に付くものです。このようにしてはぐくまれた心情が生涯にわたる家庭生活を支える基盤となります。

【家：小】

問９－２　内容構成が現行の８つから４つの内容へと改善されましたが、学習を進めるに当たって留意すべきことはなんでしょうか。

答９－２　内容構成の変更は，今回の改善の基本方針の一つである「中学校の内容との体系化」の視点を踏まえたものです。具体的には，中学校技術・家庭科〔家庭分野〕の内容との系統性や連続性を重視し，小学校・中学校ともに同様の枠組みをもつ４つの内容となりました。学習を進めるに当たっては，それぞれの学習指導要領の解説などを参考に小学校の基礎・基本の整理を行い，小・中学校５年間を効果的につないで確かな学力をはぐくむよう指導を充実する必要があります。

【家：小】

問９－３　家庭科における食育についてはどのように進めていけばよいのでしょうか。

答９－３　学校における食育の推進にあたっては，児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け，生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎を培うことが大変重要です。

家庭科における食育の推進は，①家庭科の食に関する指導の一層の充実，②「家庭科などの食に関する指導を中核として，学校の教育活動で一貫した取組を推進（解説）」の二つの側面から充実を図る必要があります。各学校におかれては，児童の発達の段階や学校・地域の実態などを踏まえ，学校全体として一貫した食育の取組を推進していただくよう創意工夫をしていただきたいと思います。

【技・家：中】

問９－４　中学校学習指導要領解説　技術・家庭編に、「第１学年で技術分野、第２学年で家庭分野に比重を置き」とありますが、１つの学年で一方の分野のみ指導し、他方の分野の授業はゼロ時間ということも許されるのでしょうか。

答９－４　中学校学習指導要領解説　技術・家庭編では，各分野の各項目に配当する授業時数及び履修学年については，地域や学校及び生徒の実態等を考慮して効果があると判断される場合には，学年によって分野の授業時数に軽重をかけるという趣旨で「比重を置き」と記載しています。

これは，例えば，ある題材のまとまりで考えると，１学年は家庭分野を４０時間，２学年は３０時間にした方が効果的という場合には，柔軟に対応するということを想定しています。指導計画の作成と内容の取扱いにおいて，「いずれかの分野に偏ることなく配当して」と規定されているところであり，ご指摘の事例のように，ある学年では，どちらか一方の分野について，全く学習をしないということは不適切です。

【技：中】

問９－５　ガイダンス的な内容を実施するときの配慮点は何ですか。また，授業時数な何時間設定したほうがいいですか。

答９－５　ストーリー性のある３年間を見通した指導計画を立てます。ストーリーとは，題材の連続性や題材配列の系統性を持たせるよう段階的に組み立てることです（積み上げること）。教科のねらいを骨太に捉えて１つのストーリーにしていくことです。

生徒の実態に即した指導を行うことになるので，必要となる時間数は各学校で判断します。小学校の図画工作でどれだけ取り組んできたか，総合的な学習の時間でどんなことを学んで来たのか，技術に興味があるのかなど，生徒の実態によって設定は異なってきます。

【技：中】

問９－６　技術分野では具体的にどのような題材で学習させればよいのでしょうか。

答９－６　今回の学習指導要領の各内容は「①広く現代社会で活用されている技術について学習する項目等」，「②それらの技術を活用したものづくり（製作・制作・育成）を行う項目等」，「③ものづくりの経験を通して深めた技術と社会・環境とのかかわりの理解を踏まえ，現代及び将来において利用される様々な技術を評価し活用する能力と態度を育てる項目等」で構成されています。

そして，それぞれの指導のねらいに応じて題材を検討することが大切です。
　その際，例えば内容「A材料と加工に関する技術」の①で，木材や金属・プラスチックといった主な材料とそれぞれの加工技術についてすべて学習させるということではないことに注意してください。
　地域で林業が盛んである学校では「木材」を中心に「加工に関する技術」について，また，「両刃のこぎり」を中心に「加工に関する技術」について学習させるなど，地域や学校及び生徒の実態等を十分に考慮し各学校で題材を設定することが大切です。

【技：中】

問９－７　技術分野において「ものづくり」を行う際に、どのような点に配慮すべきなのでしょうか。

答９－７　各内容における「ものづくり」について指導する項目等に，「設計図」や「フローチャート」などを用いて新しいアイデアを生み出したり，課題の解決策を検討したりする「計画・設計」といった活動が位置づけられていることに配慮が必要です。
　また，その際，「知識と技術の習得とともに，知的財産を尊重する態度や技術にかかわる倫理観，緻密さへのこだわりや忍耐強さなどの育成のために有効な方法である」といったものづくりの長所が生かせるようにすることも大切です。

【技：中】

問９－８　内容の取扱いに「技術に関する倫理観」や「新しい発想をうみだし活用しようとする態度」の育成が示されたのはなぜでしょうか。

答９－８　例えば中学校学習指導要領解説（技術・家庭編）には，「技術に関する倫理観」としては，使い手の安全や環境に対する負荷の軽減に配慮して設計・製作することの大切さなどについて指導することが例示されています。また，「新しい発想をうみだし活用しようとする態度」では，知的財産を創造するとともに，他の人のアイデアを活用することの重要性について指導することが示されています。これらは現代社会で技術を活用する際に必要となる，「ものをつくる側が持つべき重要な態度」であることから，すべての内容で指導することとしました。

【家：中】

問９－９　家庭分野の目標に盛り込まれた「これからの生活を展望する」の意図するところはどこにありますか。また、具体的にはどのような指導を行えばいいのでしょうか。

答９－９　「これからの生活を展望する」とは，「将来にわたって自立した生活を営む見通しをもつ」ということです。家庭分野では，中学生の自己の生活の自立を目指して学習を行いますが，その過程で「自分にもこのような形で自立できるかもしれない」などと自立への見通しや期待をもつことを意図しています。

【家：中】

問９－10　指導事項「生活の課題と実践」は、３事項から１又は２事項を選択するとありますが、どのように決めればよいのでしょうか。生徒が選ぶべきなのでしょうか。

答９－10　「生活の課題と実践」は，生活の中から生徒が課題を見付け，計画を立て，実践し，評価，改善を行うという一連の問題解決的な学習を大切にしています。その視点からとらえると，生徒の主体性を尊重することが大切であり，中学校学習指導要領解説には，「３学年を見通した全体的な指導計画を作成する中で，生徒が学習事項を選択できるようにすることが望ましい」としています。

体　育，保健体育

【体・保：小・中共通】

問１０－１　小学校の表現運動や中学校の必修のダンスは，琉球舞踊やエイサーを行うことはできますか。

答１０－１　できます。どちらも風土や風習，歴史などの踊りの由来を理解して，踊り方の特徴をとらえて踊ることや，難しいステップや動き方を取り出して踊ることができるようにするなどの工夫が大切です。

【体･保：小･中共通】

問１０－２　「言語活動」の充実をどのようにとらえればよいでしょうか。

答１０－２ グループ，ペア・チーム等の活動，めあてや課題の設定，相互・自己評価等，体育科は「言語活動」の場面が多く考えられます。児童生徒が互いにかかわり合いながら，互いに高まっていく活動を意図的・計画的に取り入れることで,授業の質も確実に高まることが期待されます。

【体：小】

問１０－３　平成２１年度より、第１学年は年間１０２単位時間、第２学年では１０５単位時間の授業時数で実施することになっていますが、指導計画を作成するにあたって、現行の学習指導要領の内容でよいのでしょうか。

答１０－３　移行措置期間中の小学校学習指導要領の特例を定めた告示によれば，移行措置期間中においては,「教育課程の全部又は一部において，新学習指導要領によることもできる。」と示されています。小学校低学年の体育については，新学習指導要領の内容を実施するだけの授業時数の保証がありますので，各学校の準備状況等を踏まえ，適切に判断していただきたいと考えています。

【体：小】

問１０－４　低・中学年に示された「多様な動きをつくる運動（遊び）」について、他の領域との運動の違いを説明してください。

答１０－４　現行学習指導要領の「基本の運動」では,「各種の運動の基礎を培うこと」,「体の基本的な動きを身に付けること」をねらいとしていました。今回の改訂では，低・中・高学年の系統性を重視し，現行で基本の運動の内容として示していた領域のうち「体つくり運動」以外の領域では，特に「各種の運動の基礎を培うこと」を重視しています。また,「多様な動きをつくる運動（遊び)」では，他の領域の学習の中では扱いにくい様々な運動を取り上げ,「体の基本的な動きを総合的に身に付けること」をねらいとしています。例えば,「走・跳の運動」では,「３０ｍ～５０ｍのかけっこ」など将来的に陸上運動につながる動きを主に取り上げて指導しますが,「多様な動きをつくる運動遊び」の「体を移動する運動遊び」では後ろ向きに走ったり，回転しながら移動したりなど，陸上運動など特定な運動に限らず，様々な運動につながる動きを取り上げて指導します。

今回の改訂で新たに示した「多様な動きをつくる運動（遊び)」については，授業づくりのヒントになる資料を作成し，平成２０年度中に全国の小学校の教員に配布する予定です。

【体：小】

問１０－５　今回の改訂は、技能の習得のみを重視していると考えてよいのでしょうか。

答１０－５　体育において技能を身に付けることは大切です。新しい技ができるようになったり，記録が伸びたりすることは，児童にとって大きな喜びであり，運動が好きになる重要な要素だからです。しかしながら,「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成を図る」ためには，技能だけでなく態度（意欲)，思考・判断もバランスよくはぐくむことが不可欠であると考えています。そのため，今回の改訂では，態度や思考・判断についても，技能と同様に，発達の段階を踏まえて身に付けることができるようにすることを重視しています。

【体：小】

問１０－６　低・中学年において指導計画を作成する際には、「体つくり運動」に、年間授業時数の増加分の１２単位時間もしくは１５単位時間を充てるのでしょうか。

答１０－６　指導計画の作成と内容の取扱いの（２）には,「一部の領域に偏ることのないよう授業時数を配当すること」と示しています。このことは，授業時間数を各領域に均等に配当したり，体つくり運動に授業時数の増加分を全て充てたりすることではありません。児童や学校の実態に応じて，どの領域も「学習指導要領の内容を身に付けられる授業時数を配当する」ということを意味しています。例えば，これまで６単位時間で取り組んでいた領域について８単位時間を配当し，学習内容が十分定着するように計画することが考えられます。

【体:小】

問１０－７　学習したことを家庭で生かすことを重視するとしているが、そのことについても教科指導の評価の対象となるのでしょうか。

答１０－７　学習したことを家庭で生かすことを重視することは，中央教育審議会答申を受け，解説においても，教科の目標を解説する中で示しています。年間１０５時間の授業の中だけで，体力の向上を図ることは容易なことではなく，普段から運動に親しむことが重要であるからです。しかしながら，学習したことを家庭で生かすことは，指導内容としては示していないので，教科指導の評価をすることは想定していません。

授業で身に付けたことを家庭で生かすことができるよう，学校全体で指導する方向性を示したものです。

【体:小】

問１０－８　保健の授業時数は、変わっていないが、新たな内容を加えて時間内で指導できるのでしょうか。

答１０－８　今回の改訂では，身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し指導内容を改善するとともに，系統性がある指導ができるように健康に関する内容を明確にしました。

また，新しい内容を加えるだけでなく，これまでの内容を整理しました。したがって，今回の改訂によって，学習指導要領に示された授業時数の中で，より内容を明確にした指導ができます。

【保:中】

問１０－９　第１学年及び第２学年における運動の取上げ方の弾力化について、具体的に説明してください。

答１０－９　体つくり運動と体育理論については，各学年において，それぞれ７単位時間以上と３単位時間以上を配当します。また，保健については，３年間で48単位時間程度を配当します。その上で，Ｂ～Ｇの領域については，２年間のうちでの必修であることから，領域の取上げ方は，第１学年もしくは第２学年にまとめて配置したり，領域の内容を２年間に分けて履修させたりするなどの弾力的な扱いが可能です。

領域の配置の仕方については，指導内容に応じて，２年間で実施することが効果的か，大きな単元を組んで１年間で実施することが効果的かを検討してください。領域の内容の取扱いについては，例えば，器械運動では，「２年間でア(マット運動)を含む②を選択」となっているので，マット運動に加え鉄棒運動，平均台運動，跳び箱運動の中から１種目以上を選択させることとなります。この場合，２年間でマット運動を含む②を選択すれば良いので，２年間で実施する場合であれば，１年目にマット運動を選択した場合，２年目にそれ以外の１種目を選択すれば良いことになります。また，１年間で実施する場合であれば，1年間でマット運動を含む２種目以上を選択させることとなります。

内容の取扱いで示しているのは指導の最低基準であり，発展的に学習させることに歯止めをかけるものではありませんので，第１学年及び第２学年までに多くの学習経験を持たせるという理念に立ち返ると，鉄棒運動，平均台運動，跳び箱運動の運動種目等も可能な限り体験できるような教育課程を組む例も考えられますが，領域の内容を発展的にどこまで体験させることが可能かは，各学校で生徒の負担過重にならないよう検討してください。示された内容を確実に教えて考えさせる時間を確保することが大切であると考えます。

【保:中】

問１０－10　選択制の考え方を説明してください。

答１０－10　第１学年及び第２学年では，領域は必修ですが，領域の内容(運動種目等)は選択となります。生徒の学習意欲を高めるためには，可能な限り示された領域の内容が選択できるようにすることが望ましいのですが，安全面の確保や指導の充実といった視点から，指導者の指導が行き届く範囲での展開が条件となります。

第３学年では，少なくとも一つの生涯を通じて継続できる運動やスポーツに出会うことができるようにすることを目指していることから，ある程度のまとまった時間を確保して，その運動のもつ特性や魅力により深く触れることができるようにすることを想定しています。

器械運動，陸上競技，水泳，ダンスのまとまりの中から１領域以上，球技と武道のまとまりの中から１領域以上を選択して履修できるようにすることを内容の取扱いで示しています。

この選択では，生徒が自ら行いたい運動を選ぶという趣旨があるので，保健体育科教員が一人しかいない学校の場合などは，別途配慮が必要と考えますが，領域については，男女共習を原則

として領域の選択ができるよう学習機会を保証していただきたいと思います。

【保:中】

問１０－11　球技を型別で示した理由について、説明してください。

答１０－11　球技には多様な種目があり，指導内容の系統性を考える際，示した運動種目のすべてについて種目レベルの系統性を図るとすれば，小学校の早い段階から，種目につながる体験が必要となってしまいます。球技の特性や魅力は，類型ごとに特徴があるので，そうした共通する動きに着目して，指導内容の系統性を考える必要があるとの指摘を受け，改善を図ったものです。中学校以降の球技の選択の課題として，種目レベルの選択では，同類型の選択となっている場合も多く見られることから，最低限異なる類型を体験させ，自らに適した運動を選択する能力の育成につなげていくことが必要であるとの考え方から，型別の選択を示したものです。

【保:中】

問１０－12　武道の必修化に伴う条件整備については、どのように考えていますか。

答１０－12　平成１９年５月現在，公立中学校の武道場整備率は４７％です。これまでも武道場の整備は，「安全・安心な学校づくり交付金」の交付対象として補助しているところですが，必修化に向けた履修条件整備の観点から，学校の状況や要望を踏まえ，各教育委員会においては，計画的に整備を進めていただきたいと思います。

武道の防具や畳などの学校の備品については，すでに備品費として地方交付税措置がなされていますので，防具等の備品の整備に係る予算の確保に努めていただきたいと思います。

教員の指導力の向上に向けては，現在，文部科学省が「学校武道実技指導者講習会」を，教員研修センターが「子どもの体力向上指導者養成研修」を実施しているので，これらの研修への積極的な参加をお願いします。また，これらの研修を受けた教員等が，各教育委員会における伝達講習会等で，講師として他の教員に指導ができるよう，研修機会の充実をお願いします。

また，文部科学省においては，学習指導要領の改訂を踏まえた武道（柔道，剣道，相撲）の実技指導資料の作成を予定しているところです。

【保:中】

問１０－13　中学校で必修となった武道は，武道場が無い学校の場合，どのように取り組めばいいのでしょうか。

答１０－13　武道場が無くても体育館など他の施設で実施しなければなりません。その際には，安全上の配慮を十分行い，基本動作や基本となる技の習得を中心として指導を行うなど指導方法を工夫して取り組む必要があります。

また，沖縄県においては地域に根ざした武道として空手を扱うことができます。その際は１・２学年で履修した種目を３学年で選択することができるよう，学校として継続的な指導ができる体制と指導計画を立てることが必要です。

【保:中】

問１０－14　（３）傷害の防止に、二次災害が示された理由を説明してください。

答１０－14　二次災害については，現行の学習指導要領解説に「地震に伴って，津波，土砂崩れ，地割れ，火災などによる二次災害が発生することがあることを理解できるようにする。」と示していました。今回の改訂において，個人生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から，学習指導要領に新たに明記することとしました。これは，防災の有効性をより高めるためには，災害発生時と同様，実際に災害をもたらしている二次災害を取り上げることが必要と考えたからです。したがって，今回の解説には，二次災害の発生に加えて，二次災害によって生じる傷害の防止についても示しています。

外国語活動・外国語

【外：小】

問１１－１　小学校の５・６年の指導に関しては，現在使用している年間指導計画を生かしながら，外国語活動の内容を踏まえた５・６年の年間指導計画を作成すればよいのでしょうか。

答１１－１　新学習指導要領の内容や使用表現《コミュニケーションの場面の例・コミュニケーションの働きの例（解説pp21-24)》を参考にしながら，現在ある年間指導計画を「英語ノート」の指導内容と照らし加除修正しても構いません。英語ノートでは各単元(Lesson)の最終時が到達目標なので，到達が児童にとって容易であれば，実態に合わせて発展的な内容を加えることも可能です。「小学校外国語活動研修ガイドブック」（文部科学省）のP21に年間指導計画の立案と考え方が記載されているので参考にするとよいでしょう。

例）外国語活動年間指導計画　第５学年（３５時間）＜英語ノート指導資料p6-7＞

単元 Lesson	タイトル	指導内容			
		第１時	第２時	第３時	第４時
1	世界の「こんにちは」を知ろう	・世界には様々な挨拶があることを知る。	・挨拶のマナーを知り，積極的に挨拶し，自分の名前を言う。	・友達と挨拶をし，作成した名刺を交換する。	
	使用表現等	What's your name?/My name is Ken./ Nice to meet you.等			
2	ジェスチャーをしよう	・様々な感情や様子を表す語を知り，そのジェスチャーをする。	・ジェスチャーの大切さを知りジェスチャーを交えて思いを伝える。	・ジェスチャーを交えて，進んで相手に挨拶する。	・感情や様子を，ジェスチャーを交えて表現し伝える。
	使用表現等	How are you?/ I'm happy.等			

例）○○小学校　外国語活動年間指導計画　第５学年（３５時間）

単元 Lesson	タイトル	指導内容			
		第１時	第２時	第３時	第４時
1	いろいろな国の言葉で挨拶してみよう。	・世界には様々な挨拶があることを知り，積極的に挨拶し，自分の名前を言う。	・名刺を作成し，友達と挨拶をしながら交換する。	・ペアを組み，他のペアへ自己紹介と友達の紹介をする。	
	使用表現等	What's your name?/My name is Ken./ This is Mike. Nice to meet you. 等			
2	ジェスチャーをしよう	・様々な感情や様子を表す語を知り，そのジェスチャーで思いを伝える。	・ジェスチャーを交えて，進んで相手に挨拶し，感情や様子を交えて表現し伝える。	・発展的な聞く・話す活動を児童の実態にあわせて計画する。	
	使用表現等	How are you?/ I'm happy.等			

【外：小】

問１１－２　５，６年で担任が主になって指導していくことになっていますが，公的な教師の研修の計画はありますか。また，ALTはどのようにかかわればよいのですか。

答１１－２　国が主催する研修では中核教員養成研修が毎年計画されていますが，県においては各教育事務所，あるいは県立総合教育センターにおいて担当者研修を計画しています。そこで，小学校においては「小学校外国語活動研修ガイドブック」（文部科学省）のpp12-16を利用して，校内研修を軸に自己研修を行うことが必要です。「英語ノート」に加えて，担任一人でもできるようにCDやDVD等の視聴覚教材が各学校に配布されますが，やはり言語や文化の理解の面からもALTの活用は効果的です。

【外：小】

問１１－３　外国語活動の評価は指導要録や通知票へどのように記入すればよいのですか。

答え１１－３　小学校外国語活動の評価は，各学校で作成した目標に照らして評価規準を作成する必要がある。

外国語活動の目標は
①外国語を通じて，言語や文化について体験的に理解を深める
②外国語を通じて，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る
③外国語を通じて，外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる
の３本の柱で構成されている。
よって，各単元毎に，３つの目標の視点から評価規準を作成し，行動観察や表現観察等を通して，数値による評価ではなく文章で評価していくことが求められている。表記例として，態度「～ しようとしている（態度）」があり，英語ノート指導資料ｐ８や小学校外国語活動研修ハンドブックｐ48等が参考になる。

指導要録等への文章での記入例としては，５の「評価の方法について」に留意しながら総合的に評価する。また，移行期間においては指導要録の総合的な学習の時間の欄を下記のように２分割するか，総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄に各学校で工夫し評価を記述することが望ましい。（通知票は指導要録に準ずる）

総　合　的　な　学　習　の　時　間　の　記　録

学年	学　習　活　動	観　点	評　　価
5年			
	外国語活動（移行期間の領域として）	□異自文化理解 □コミュニケーションの態度 □英語表現	例）外国の言語や文化について意欲的に理解に努め，ALTや友達と積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとしている。また，英語のゲームや歌に楽しんで参加している。
6年			
	外国語活動（移行期間の領域として）	□異自文化理解 □コミュニケーションの態度 □英語表現	

問１１－4　外国語活動において、「外国語を通じて～（略）～、コミュニケーション能力の素地を養う」とありますが、具体的にはどういう指導内容を想定しているのでしょうか。

答１１－４　小学校学習指導要領における「コミュニケーション能力の素地」とは，小学校段階で外国語活動を通して養われる，言語や文化に対する体験的な理解，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度，外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを指したものです。これらは，中・高等学校の外国語科で養うこととしているコミュニケーション能力を支えるものとなります。
小学校の外国語活動は，単に国際理解を図ることを目的とした活動ではなく，中学校の外国語科の学習に接続するものとして位置づけられています。そのため，中学校においては，地域の小学校における外国語活動の指導の内容について，扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握することが，特に中学校第１学年の指導内容に係る指導計画を作成する際には必要となります。小学校においても，中学校と連携を密に図っていくことに配慮してください。

【外：小】

問１１－５　文字指導について、小学校外国語活動ではどの程度まで扱うことが出来るのでしょうか。

答１１－５　外国語活動の指導においては，音声によるコミュニケーションを重視し，聞くこと，話すことを中心とする豊かなコミュニケーションを体験させることが大切です。アルファベットなどの文字の指導については，例えば，アルファベットの活字体の大文字及び小文字に触れる段階にとどめるなど，中学校外国語科の指導とも連携させ，児童に対して過度の負担を強いることなく指導する必要があります。また，外国語を初めて学習する段階であることを踏まえると，アルファベットなどの文字指導は，外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始するように配慮する必要があると考えます。なお，国語におけるローマ字の指導については第３学年で行われることから，

外国語活動よりも前の学年で既に指導がなされていますが，外国語にはローマ字にはない文字もある点に注意してください。

【外：小】

問１１－６　総合的な学習の時間に、国際理解に関する学習の一環として、外国語を扱うことは出来ますか。（これまでも、小学校３、４年生の総合的な学習の時間で外国語に触れる活動をしていましたが、新学習指導要領の下でも同様に外国語を扱ってもよいですか。）

答１１－６　外国語に関わる学習の教育課程上の位置づけについては，当該学習の目標に即して判断する必要があります。新学習指導要領においては，総合的な学習の時間は，「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成する」こと等を目標としています。また，総合的な学習の時間に行われる国際理解活動については，「問題の解決や探究活動に取り組むことを通して，諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする」ものとされているところです。これらに照らして適切な活動であれば，当該活動の中で外国語を用いることは問題ありません。しかし，指導要領に示されている小学校の外国語活動や中学校の外国語科の目標や内容に即した学習を小学校３・４年生で行いたい場合には，標準授業時数の枠外で時間を独自に設ける，学校教育法施行規則第５５条の２に基づいて，地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成するといった方法による必要があります。

【外：小】

問１１－７　「第３　指導計画の作成と内容の取扱い」１(5)の文中「学級担任の教師または外国語活動を担当する教師が行うこととし」とあります。学校の実態や地域の事情によっては、外国語を担当する教師のみが５・６年生全ての外国語活動を行ったり、外国語を担当する教師が他の授業を受け持たない教科担任制をとったりすることは可能でしょうか。

答１１－７　小学校の教員免許状をもつ者か，中学校又は高等学校の外国語の免許状をもつ者であれば，外国語活動を一人で授業を行うことが制度上可能となります。（教育職員免許法施行規則を改正。平成２０年１１月１２日公布，平成２１年４月１日施行）。その上で，担任が指導すべきか，専科教員が指導すべきかについては，他教科と同様に，各学校の教員数や，外国語活動の指導についての個々の教員の得手・不得手の度合いなどを踏まえながら，各学校において判断いただくことになります。

なお，中・高の外国語免許状をもつ者が指導にあたる場合には，中学校の外国語科とは異なる，小学校の外国語活動の目標や内容をよく理解するとともに，児童の発達の段階にも十分留意し授業を実施することが大切です。

【外：小】

問１１－８　児童や地域の実態に応じた英語活動を実施するときに、「英語ノート」をどの程度使用しなければならないのでしょうか。

答１１－８　「英語ノート」は，全国一定の教育水準を確保するため，新しい学習指導要領に規定された外国語活動の趣旨・目的を踏まえて国が作成した教材です。

「英語ノート」は，各学校において積極的にご活用いただくことを想定しておりますが，使用義務はありません。今まで各地域や学校において培ってきた指導経験をもとに作成された教材等を否定するものではなく，地域や学校の実態を踏まえて，より適当な教材が用意できるということであれば必ずしも「英語ノート」を使用する必要はありません。ただし，独自教材を使用する場合，当該教材が外国語活動の目標や内容に合致しているかどうかについては精査する必要があります。

なお，一部の授業において「英語ノート」以外の教材を活用したり，「英語ノート」と独自教材とを融合させて活用したりすることも可能です。各学校，自治体において実態を考慮した上で，使用の程度・範囲を検討いただきたいと思います。

【外：小】

問１１－９　高学年用「英語ノート」について、移行期間での配布はありますか。また、高学年以外の教材として、配布またはコピーして使うことが可能なのですか。

答１１－９　「英語ノート」については，配布を希望する全国の小学校に対して，平成２１年度使用分からはう布する予定です。第４学年以下において外国語活動を実施する場合，第５・６学年における外国語活動とのつながりや中学校外国語科への円滑な接続等を見通した上で，必要に応じて「英語ノート」を活用することが考えられます。その場合，「学校教育の目的上必要と認めら

れる限度において，各学校の授業及び教員の指導力向上のための研修会等における使用のために」コピーすることは可能です。

【外：中】

問１１－10　小学校における外国語活動が導入されたことを踏まえ、どのような事項に留意する必要があるのでしょうか。

答１１－10　中学校学習指導要領においては，「小学校における外国語活動との関連に留意して指導計画を適切に作成するものとする」としています。これは，今回の改訂で小学校に外国語活動が導入されたことにより，新たに示したものです。

中学校の指導計画の作成に当たっては，小学校における外国語活動を通じて培われたコミュニケーション能力の素地を踏まえながら，中学校での外国語教育へ円滑に接続できるよう配慮する必要があります。そのため，中学校においては，地域の小学校における外国語活動の指導の内容について，扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握することが，特に中学校第１学年の指導内容に係る指導計画を作成する際には必要となります。

また，小学校においても，中学校外国語科において「コミュニケーション能力の基礎を養う」ためにどのような指導が行われているのかについて十分に研究した上で，小学校外国語活動の指導計画を作成することが必要になります。

具体的には，例えば，発音と綴りの関係について，小学校の外国語活動では，音声を中心に慣れ親しみ，それを受けて中学校では文字を通した学習が始まることから，小学校でplay /pleI/ やthank /θæŋk/ などの音声に触れたあと，中学校では文字でどのように表すかを学ぶ際に，その両者を関連付けて指導することなどが考えられます。

【外：中】

問１１－11　今回の改訂においては、指導内容を「理解の段階にとどめること」としていた文言が消えたり、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことに関する指導内容に係る記述が増えたりしています。これは、学ぶべき内容が増えるということでしょうか。

答１１－11　今回の学習指導要領改訂では，これまでの学習指導要領において，「…については，理解の段階にとどめること」等と定められていた，いわゆる「はどめ規定」については記述を改め，各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できること，授業において扱う範囲は，地域や学校，学級，生徒等の実態に応じて，各学校の判断に任されることが一層明確になるよう見直しています。

なお，今回の改訂では，授業時数を各学年で105時間から140時間に増加させていますが，指導すべき語数を除き，文法事項等の指導内容はほとんど増加させていません。これは，増加する授業時数においては，言語活動の充実を通じて，言語材料の定着を図るとともにコミュニケーション能力の基礎を育成することを意図したものです。

【外：中】

問１１－12　今回の改訂においては、指導する語数が300語程度増加し、1200語程度の語を扱うこととされています。語の指導に当たっては、どのような事項に留意する必要がありますか。

答１１－12　中学校の３学年間に指導する語については，改訂前は「900語程度までの語」としていましたが，今回の改訂で「1200語程度の語」としました。これは，語彙の充実を図り，授業時数が105時間から140時間に増加されたことと併せて，生徒が一層幅広い言語活動を行うことが出来るよう指導するためです。

この1200語程度については，「運用度の高いものを用い，活用することを通して定着を図るようにすること」が重要です。

また，教材の選定に当たっても，「聞くこと，話すこと，読むこと，書くことなどのコミュニケーション能力を総合的に育成するため，実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮」することや「生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げる」ことにより，生徒が自ら興味をもって言語活動を行ったり，英語で発信したりすることが，より一層充実して行われるよう適切な配慮が必要です。

なお，「1200語程度」とは，これを上限とする趣旨ではありません。また，語数については，綴りが同じ語は，品詞にかかわりなく１語と数え，動詞の語尾変化や，形容詞や副詞の比較変化などのうち規則的に変化するものは原則として１語とみなすことを前提に考えています。

道　　徳

【道：小・中共通】

問１２－１　小・中学校学習指導要領の総則では、「道徳の時間を要として」の記載が新たに盛り込まれました。この「要」にはどのような意味があるのでしょうか。

答１２－１　扇の「要」が要所を押さえて中心で留めるように，道徳の時間が，学校の教育活動全体における道徳教育の中心的な役割を担うものであり，それらを補充，深化，統合するものであることを一層明確にしたものです。

【道：小・中共通】

問１２－２　道徳教育推進教師は法的な位置付けもあるのでしょうか。

答１２－２　道徳教育推進教師は，教務主任のように学校教育法施行規則に規定されているものではありませんが，今改訂において，学習指導要領に道徳教育推進教師を位置付けることが明示され，道徳教育推進教師を核として，学校が一体になって，道徳教育に取り組むための全校体制をしっかりつくることが求められていることから，校務分掌上重要な役割を担っていると捉える必要があります。

【道：小・中共通】

問１２－３　小・中学校学習指導要領解説（道徳編）の中で、Ｐ６４に「各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する」とありますが、道徳教育推進教師には、どのような役割が求められているのですか。また、これまで道徳主任を中心に道徳教育に取り組んできましたが、道徳主任とは別に新たに道徳教育推進教師を置かなければならないのでしょうか。

答１２－３　今回，小・中学校学習指導要領解説（道徳編）の道徳教育推進教師については，同解説編にその役割を例示しています。

①道徳教育の指導計画の作成に関すること
②全教育活動における道徳教育の推進，充実に関すること
③道徳の時間の充実と指導体制に関すること
④道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
⑤道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
⑥授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
⑦道徳教育の研修の充実に関すること
⑧道徳教育における評価に関すること　など

各学校においては，上記の例示をふまえて，道徳教育推進教師の役割を決めるなど，道徳教育推進教師を中心とした協力体制の確立に努めることが重要です。なお，本規定は道徳主任とは別に新たに道徳教育推進教師を置かなければならないという趣旨ではありません。各学校においては，道徳教育推進教師と道徳主任の両方を位置付けるのではなく，道徳教育推進教師を中心とした指導体制を確立することが望まれています。

【道：小・中共通】

問１２－４　各段階の内容項目３－（１）「自他の生命尊重」は一番目に変更になっていますが、項目の順番によって、重要度などの順序性があるのでしょうか。

答１２－４　今改訂における道徳教育の指導内容について，子どもの自立心や自律性とともに，生命を尊重する心の育成をいずれの段階においても共通する重点として押さえることとなりました。そのような観点から，各段階の内容項目３－（１）「自他の生命尊重」は一番目に変更になって

います。道徳の時間の指導に当たっては，項目間の関連を十分に考慮しながら，指導の順序を工夫したり，内容の一部を関連付けたりして，実態に応じた適切な指導を行うことが大切です。

【道：小・中共通】

問１２－５　学習指導要領総則の第３の１及び解説「総則編」の第３節の２「年間の授業週数」の「・・・夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」に基づき、道徳の授業を夏休み等に集中して実施することや１０分間程度で行われている朝の活動の時間に実施することは可能でしょうか。

答１２－５　道徳の時間については，長期休業期間等にまとめて実施する場合は，効果性を考慮して計画することが必要であり，道徳の時間の特質である，各教科等の活動を「補充，深化，統合」を考慮するとまとめて3時間以上実施することは通常考えられない。(できない)

道徳の時間の授業を，効果性を考慮して連続して2時間実施した場合は，次の週に実施しないことは，総則第3の1の後半部分に基づいて可能である。

また，朝の活動等をもって，道徳の時間としてカウントすることは趣旨が違うためにできません。

【道：小・中共通】

問１２－６　４節「学級における指導計画」において、学級における指導計画作成とありますが、学級単位で指導計画を作成しなければならないのでしょうか。

答１２－６　「学校における道徳教育を効果的に行い，充実させるためには，学級における指導計画の作成が望まれる 」とあり，学年の共通の方針を踏まえながら学級における指導を充実させるために作成することが望ましいということです。

【道：小・中共通】

問１２－７　年間指導計画作成における手順と補助教材（副読本）の活用について考え方を教えて下さい。

答１２－７　年間指導計画の作成に当たっては，目標・内容・変更点等を把握した上で，校長の方針の下，道徳教育の基本的な方針の明示，各教科等との関連，複数学年を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導の工夫，体験活動を生かす等を考慮する必要があります。補助教材の活用に関しては，教材の具備すべき要件（学校の教育活動全体で行う道徳教育を補充・深化・統合する内容か，発達の段階を踏まえているかなど）を考慮し，葛藤や憧れなどを抱くような魅力的な教材の開発や活用の工夫が求められています。それらを踏まえて，教材の一つとして，補助教材（副読本）を活用することになります。

なお，年間指導計画は，全体計画（全教育活動との関連，実態を考慮し，重点目標を設定等）を踏まえて作成することになるため，全体計画の見直し等が重要になります。

総合的な学習の時間

【総：小・中共通】

問１３－１　総合的な学習の時間については、平成２１年度から先行実施することになっています。指導計画を見直すに当たって、どのようなことに留意すればよいでしょうか。

答１３－１　今回の改訂においては，学校教育において基礎的・基本的な知識・技能を習得させ，思考力・判断力・表現力等を育成することを明確にした上で，総合的な学習の時間については，その教育課程上の位置付けを明確にするとともに，教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習，探究的な学習となるよう充実させています。このことを踏まえ，年間指導計画の作成に当たっては，総合的な学習の時間の教育課程上の役割を踏まえて見直すことが必要です。また，総合的な学習の時間において育てようとする資質や能力及び態度，内容を明確にすることも重要で

す。具体的な学習活動を検討するに当たっては，このほか総合的な学習の時間の改善点を踏まえ，体験活動や他者と協同する活動，言語により考えを深める活動を積極的に取り入れることを考慮することが重要です。

【総：小・中共通】

問１３－４　学校行事の中には、総合的な学習の時間とも目標を同じくする活動がありますが、この場合、一部を総合的な学習の時間、一部を特別活動として授業時数にカウントすることは可能でしょうか。

→問１－５（１．総則に関すること）参照

【総：小・中共通】

問１３－５　総合的な学習の時間の目標が従前の総則に示されていた総合的な学習の時間のねらい（１）及び（２）を踏まえつつ「探究的な学習」「協同的」の文言が加わっていますが，その理由について詳しく説明して下さい。

答１３－５　「生きる力」が全人的な力であることを踏まえると，横断的・総合的な指導を一層推進する必要があり各教科等の学習を通して身に付けた知識・技能等は，本来，児童生徒の中で一体となって働くことが期待されています。総合的な学習の時間においては，容易には解決に至らない日常生活や社会，自然に生起する複合的な問題を扱い，その本質を探って見極めようとする探究的な学習によって「生きる力」を育むことを目指しています。

また，他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し，その発展に貢献しようとする態度をはぐくむためには，お互いに考えや意見を出し合い，見通しや計画を確かめ合い，他者の考えを受け入れながら，問題の解決や探究活動を協同して行う学習経験の積み重ねが大切です。協同して取り組むことで問題の解決や質が高まり，異なる意見があることで解決への糸口も見つかりやすくなります。このような経験が他者のよさを発見し，自分のよさを自覚する機会となり地域社会に参画しようとする意識を高めることにつながります。

【総：小・中共通】

問１３－６　中央教育審議会答申や学習指導要領解説に、総合的な学習の時間において学校外部の支援者と学校をつなぐ（コーディネートする）役割を果たす人材について述べられています。そのような人材を育成する意義と育成方法について教えてください。

答１３－６　総合的な学習の時間においては，学校の教育目標との関連性を考慮しつつその目標を定める必要があります。また，総合的な学習の時間の内容を総合的・横断的で特色あるものとするためには教職員の特性や専門性を生かすことが重要です。これらのことから，総合的な学習の時間の実施に当たっては，すべての教職員が協力できる体制をつくることが重要です。その際，各種計画の作成と評価，研修や校内研究の実施，校内の学習環境の整備などを行ったり，これらの役割をうまく分担し調整したりする役割を果たす人材が必要となります。

また，総合的な学習の時間においては横断的・総合的な学習活動を行うこととされていますが，学校外部の専門家に専門的な立場から指導を受けることで児童生徒の学習意欲が高まったり，地域の人々とともに活動することで児童生徒に社会の一員であるという自覚が高まったりすることが期待されます。このような学校外部の支援者と連携した学習活動を充実させるためには，学校が学校外部の支援者に連絡をとり，学習活動に関わって事前の打ち合わせを行ったり，事後の評価を行ったりすることが必要です。このため，学校外部の支援者と学校をつなぐ役割を果たす人材が必要となります。

各都道府県に対しては，総合的な学習の時間を充実させるため，教員研修カリキュラムの検討に当たって，コーディネート役に関する理解や必要となる能力の育成を一つの視点に入れることが期待されます。その際，合わせて学校外部の支援者を育成する方策を検討することも考えられます。

【総：小・中共通】

問１３－２　総合的な学習の時間において、コンピュータの活用方法などを体系的に指導することは可能でしょうか。

答１３－２　総合的な学習の時間の中で，探究的な学習の一環としてコンピュータなどの情報機器の活用方法を学習することは考えられますが，探究的な学習の一環とは言えません。スキル習得を目的とした学習だけで，総合的な学習の指導内容を構成することは適当ではありません。総合的な学習の時間の目標を踏まえ，探究的な学習の一環で情報機器を活用することが必要です。

さらに，内容の取扱い（８）にあるとおり，情報の収集や発信にかかわる技能的側面だけでなく，情報そのものの整理を重視し，入手した情報の信頼性を吟味したり，情報を比較，分類

したり，情報を組み合わせて新しい情報を創り出したりするような能力を身に付けさせることが望まれます。
　なお，学習指導要領の総則に示されたとおり，各学校には，各教科等の指導に当たって，キーボードなどによる文字の入力など基本的な操作を身に付けさせるための学習活動を充実させることが求められています。このため，コンピュータの活用方法などの指導をどのように行うかについては，各教科等における情報機器を活用した学習活動の内容を考慮した上で検討することが適切であると考えられます。

【総：小】

問１３－７　小学校における外国語活動が導入されますが，これまでと同様に総合的な学習の時間において国際理解教育として英語活動等を実施してよいでしょうか。

答１３－７　小学校５，６年生においては，外国語活動が導入されることから考えて，総合的な学習の時間で外国語活動と同様な学習を行うことはできません。３，４年生においては，外国語活動は導入されませんが総合的な学習の時間の趣旨から考えてスキルの習得に重点を置くなど単なる外国語の学習を行うことは，ふさわしいとは言えません。
　ただし，このことは，総合的な学習の時間の目標を踏まえて行われる国際理解の学習の中で，外国語に触れる活動を行ってはならないということではありません。グローバル化が一層進む中で，横断的・総合的な課題として国際理解を扱い，問題の解決や探究活動を通して取り組んでいくことは，意義のあることです。

【総：小】

問１３－３　総合的な学習の時間に、国際理解に関する学習の一環として、外国語を扱うことは出来ますか。（これまでも、小学校３、４年生の総合的な学習の時間で外国語に触れる活動をしていましたが、新学習指導要領の下でも同様に外国語を扱ってもよいですか。）

→問１１－３（１１．外国語活動・外国語に関すること）参照

特別活動

【特：小・中共通】

問１４－１　総合的な学習の時間との代替

→問１－５（１．総則に関すること）参照

【特：小・中共通】

問１４－２　学校行事の時数を整理する際、総合的な学習で実施した内容等については、どのようにまとめればよいのでしょうか。

答１４－２　学校行事については，「授業時数としての基準性」は求めていない。ただし，学校行事がどの内容についてもどの学年でも取り扱わなければならないという「内容としての基準性」を示していることから，指導計画等の中で代替に係る時数を明記することが必要です。さらに，各内容の教育課程の位置づけを把握する意図から，修学旅行のうち○時間を特活，○時間を総合的な学習の時間などと各学校の取り扱いがわかるようにしなければなりません。
　最低限，教育課程の基準を満たしているかを把握する場合，総合的な学習の時間の実施によってある種類の学校行事をまったく行わないというケースについては，このことがわかるようにする必要があります。

【特：小・中共通】

問１４－３　グループエンカウンターなどスキル学習を学級活動の中で実践する学校が増えていますが、学級活動の年間指導計画に位置付けることも可能でしょうか。

答１４－３　学級活動の年間指導計画に位置付けることは問題ではありません。その場合，解説(P38)に示したように，朝の時間や帰りの時間などを積極的に活用するなどして学級活動において授業時数を充てることが多くならないこと，個人の目標を自己決定し，個人で実践するなどの指導方法の特質を十分に踏まえることが大切になります。

【特：小】

問１４－４　学級活動の内容が、新たに低・中・高学年に分けて示されましたが、２学年まとめて年間指導計画を作成するということでしょうか。また、今回新たに、学級集団育成上の課題や道徳の重点などを踏まえることや、学級経営の充実を図ることが示されましたが、どのようなことに留意して年間指導計画を作成したらよいでしょうか。

答１４－４　学級活動については，発達の段階に即して指導を行うために内容を分けて示したのであり，２学年まとめて年間指導計画を作成するということではなく学年ごとに作成することが望ましいと考えます。また，小学校学習指導要領解説（特別活動編）では，学級ごとの年間指導計画についても示していることに配慮する必要があります。

学級集団の育成上の課題とは，効果的に学習ができ，楽しい生活が送れるような学級集団を育成する上での「人間関係」や「集団への適応」などの課題を指しています。　このような課題は，学級経営の充実と関連が深く，その解決のためには，例えば，小一プロブレムや中一ギャップなどの現状や道徳の重点などを踏まえ，各学年で取り上げる内容の重点化を図るとともに，必要に応じて内容間の関連や統合を図ったりするなどして年間指導計画を作成することが求められます。

【特：小】

問１４－５　クラブ活動は、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとするとしていますが、適切な授業時数はあるのでしょうか。

答１４－５　クラブ活動における適切な授業時数とは，新たに示された三つの内容を通してクラブ活動の目標が実現ができる程度の授業時数であり，少なくとも学校としてこのことについて説明ができるようにしておく必要があります。

その際，解説書に「児童にとって，楽しい時間であることを十分に受け止め，児童にとってより楽しいクラブ活動が実施できるように工夫をする必要がある」と示されていることに配慮する必要があります。また，学習指導要領総則に「児童会活動，クラブ活動及び学校行事については，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする」と示されています。クラブ活動については，継続的に実施することで，より効果的な活動となることから，学校の状況を考慮した上で，可能な限り，クラブ活動を全く行わない学期や月を設けないようにすることが望まれます。

【特：小】

問１４－６　クラブ活動には、「主として第４学年以上の同好の児童をもって組織する」という文言が示されています。また、〔児童会活動〕の運営は、「主として高学年の児童が行うこと」と示されていますが、どちらも「主として」なので第５学年と第６学年でクラブを組織したり、第６学年だけで児童会活動の運営を行うこととしてもよいのでしょうか。

答１４－６　中学校学習指導要領解説（特別活動編）には，クラブ活動について「主として第４学年以上の児童による活動であるが，小規模校においては第３学年以下の学年からの実施も考えられる」こと，「自発的，自治的活動をより一層効果的に展開することにより児童会の運営を高学年の児童のみに任せるのではなく，中学年の児童が運営に参加することも考えられる」と示されています。このことから，質問のようなことは望ましくありません。なお，児童会活動の運営については，「代表委員会と各委員会との有機的な関連を図り，活動を活性化するため，両者を同時に並行して実施することは避けるなど，実施の在り方を工夫する必要がある」と示されたことに留意する必要があります。

【特：小】

問１４－７「幼稚園や保育所での折り合いをつける経験を基盤にして・・・」(P36)とはどのようなことを示しているのでしょうか。

答１４－７　幼稚園や保育所においては，互いに自分の意見（我）を通そうとしてトラブルが頻繁に起こります。その際に相手の気持ちを理解させるような教師の適切な指導の下に，互いが我慢し合ったり，ゆずり合ったりするような経験を重ねています。小学校においても，このような経験を生かして，他者意識を育てながら，よりよい生活を築くための集団活動や話合い活動の指導及び望ましい人間関係を形成する指導をしていく必要があることを示したものです。

【特:小】

問１４－８　「カ　心身ともに健康で安全な生活態度の形成」「・・・保健指導と安全指導の内容がある。・・・」(P39)とあり、３年以上の保健学習との関連はどうなっていますか。

答１４－８ 「４学級活動の内容の取扱いの（２）」に示した通り，３年生以上の保健学習との内容の重なりがあります。従って，これらの内容については，学習指導要領第１章総則第　１の３の趣旨で示しているように，体育科でできることはそちらで指導することを中心とし，学級活動においては，発達の段階に即して必要に応じて学級活動の特質である「実践に生かされる」こと，すなわち自己決定して，実践する活動にするような指導として取り上げることが大切です。

【特:小】

問１４－９　「クラブ活動」の時数の設定について教えてください。

答１４－９　「適切な授業時数」について解説(P77)で示しているように，クラブ活動の目標が十分に達成できるような授業時数として,「ア　クラブの計画や運営」「イ　クラブを楽しむ活動」「ウ　クラブの成果の発表」の３つの内容が効果的に行える授業時数を充てる必要があります。各学校においては,「このことを踏まえ，クラブ活動を通して児童の自主的，実践　的な態度を育成するために必要な適切な授業時数を充てるとともに，時間割表に明確に位置付けて児童の興味・関心が持続し継続的に活動できるように」指導する必要があります。

【特:中】

問１４－10 中学校学習指導要領解説（特別活動編）の中で、ボランティアなどの社会参加について説明されていますが、すべての生徒がボランティア活動を学校外で行うことが求められているのでしょうか。

答１４－10 中学校学習指導要領解説（特別活動編）でも述べていますが，生徒会活動としては，学校内の活動がまず挙げられます。また，中学生の発達の段階からみて，生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることは望ましいことです。つまり，将来ボランティア活動を行えるようなボランティア教育を行うことが趣旨です。ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など，社会貢献や社会参加について多様な視点で考えて下さい。

小学校・中学校学習指導要領に係る『編成要領』編集委員

【教育課程一般】（５名）
吉浜幸雅　県立総合教育センター主任指導主事
大浦　武　県教育庁那覇教育事務所主任指導主事
淵田立身　県教育庁島尻教育事務所主任指導主事
屋比久守　県教育庁義務教育課主任指導主事
宮國義人　県教育庁義務教育課指導主事

【国語】（４名）
伊波和子　県教育庁国頭教育事務所指導主事
儀間実子　県教育庁那覇教育事務所指導主事
上原久由　県教育庁島尻教育事務所指導主事
川上　一　県教育庁義務教育課指導主事

【社会】（４名）
宮城末義　与那原町立与那原東小学校教頭
伊波寛仁　県教育庁中頭教育事務所指導主事
松原健蔵　県教育庁生涯学習振興課社会教育主事
屋比久守　県教育庁義務教育課主任指導主事

【算数・数学】（７名）
島仲利泰　県立総合教育センター指導主事
喜友名悟　県教育庁国頭教育事務所指導主事
鹿川義晃　県教育庁中頭教育事務所指導主事
長嶺　肇　県教育庁那覇教育事務所指導主事
亀川盛敏　県教育庁島尻教育事務所主任指導主事
長尾順子　県教育庁生涯学習振興課社会教育主事
平良雅司　県教育庁義務教育課指導主事

【理科】（４名）
志堅原敦彦　西原町立西原小学校教頭
羽根田幸江　県立総合教育センター指導主事
金丸利康　県教育庁島尻教育事務所指導主事
城間　優　県教育庁義務教育課指導主事

【生活】（２名）
佐久本実　県教育庁中頭教育事務所主任指導主事
浦崎直哉　県教育庁義務教育課主任指導主事

【音楽】（３名）
長田ひろみ　那覇市立与儀小学校教頭
山里　望　那覇市教育委員会指導主事
玉城美智子　県立総合教育センター指導主事

【図画工作・美術】（３名）
榮野元康一　八重瀬町立東風平小学校教頭
瑞慶山昇　県立総合教育センター指導主事
我喜屋健　県教育庁那覇教育事務所社会教育主事

【家庭、技術・家庭】（６名）
運天克子　八重瀬町立東風平中学校教諭
上地清美　県立総合教育センター指導主事
宇良圭代　県教育庁県立学校教育課指導主事
西　康勝　沖縄市教育委員会指導主事
野原　勉　県立総合教育センター指導主事
安田　智　県教育庁義務教育課指導主事

【体育、保健体育】（５名）
大城　勝　県教育庁国頭教育事務所指導主事
仲宗根賢　県教育庁中頭教育事務所指導主事
柳井倉人　県教育庁島尻教育事務所指導主事
池田　満　県教育庁保健体育課主任指導主事
仲田欣五　県教育庁義務教育課指導主事

【道徳】（４名）
上間貴江　県立総合教育センター研究主事
天願直光　県教育庁中頭教育事務所指導主事
幸地政行　県教育庁島尻教育事務所指導主事
宮國義人　県教育庁義務教育課指導主事

【外国語活動・外国語】（４名）
宮城彰夫　沖縄市立安慶田小学校教頭
宜志富清博　県教育庁中頭教育事務所指導主事
喜屋武浩司　県教育庁那覇教育事務所指導主事
目取真　淳　県教育庁義務教育課指導主事

【総合的な学習の時間】（３名）
松田哲哉　県教育庁那覇教育事務所指導主事
宮城康人　県立総合教育センター指導主事
田港朝満　県教育庁義務教育課指導主事

【特別活動】（３名）
宇江城安朋　県教育庁中頭教育事務所主任指導主事
黒木義成　県教育庁那覇教育事務所主任指導主事
川上　一　県教育庁義務教育課指導主事

小学校・中学校　　教育課程編成要領

発行日　　平成２１年１月
発　行　　沖縄県教育委員会（義務教育課）
〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
TEL　098(866)2741　　FAX　098(866)2750
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www-edu.pref.okinawa.jp/
〔沖縄県教育委員会〕

MY。2009.1。YM